

諸社祭神御事歴

下

L172  
サ  
貴重書

3 9 8 7 6 5 4 3 2 1 3

2172-4.

大正元年十月

諸社祭神御事歴

埼玉縣神職會



埼玉 縣下 諸社祭神御事歴

た

【高麗神】 この神は、伊弉諾尊、劔を抜きて、河邊突智神を斬りて三段となしたまひしときに、成り出で給へる神なるよし、日本書紀卷一の一書に見ゆ、同書に「此云於箇美」とあるにて「たかおがみ」と訓むを知るべし、高麗のほかに、閩麗といふ神もあり、本居宣長翁は、萬葉集卷二に「吾が崗の於可美に言ひて落らせつる、雪の摧けし、彼所にもちりけむ」とある歌などによりて思ふに、この神は龍神にて、雨をふらす神なり、高麗といふは、山の上なる龍神、閩麗といふは、谷なる龍神なりと云はれたり、古事記傳、延喜式、神名帳に、麗をまつれる神社、處々に見ゆ、例へば、京畿にては、河内國石川郡の大祁於賀美神社、同茨田郡の意賀美神社、和泉國和泉郡の意賀美神社、同日根郡の意賀美神社などの如し、また、大和國吉野郡なる官幣大社丹生川上神社の祭神は、實に高麗神、閩麗神の二神なり、なほ閩麗神の項を併せ見よ。

【高賀茂大神】タカカモオホガミ 此は延喜式神名帳に、大和國葛上郡高鴨阿治須岐訖彥根命神社四座並名神大月次相嘗新嘗と見えたる神にして、こゝにいつき祀るは阿治須岐訖彥根命を主神とし、これに配するに他の三神を以てせるなり、三神は恐くは苗裔神ならむ、古事記に、大國主神娶坐胸方、奥津宮神、多紀理毘賣神生子阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命、亦名下照比賣命、此之阿遲鉏高日子根神者、今謂迦毛大神者也と見えたり。

大國主神

阿遲鉏高日子根神

多紀理毘賣命

高比賣命亦名下照姬命

この神の鎮座したまへる地方を往古より賀茂と稱せしが故に、この神を迦毛(賀茂)大神と云へりしこと、古事記にも見えたるが如し、然るに、後世に特にこれを高鴨(高賀茂)と稱するに至りし譯は、同郡に別に事代主命をまつれる社ありて、これをも鴨都味波八重事代主命神社といひ、これに比して阿治須岐訖彥根命神社の方は、その地も高く且つ深かりしより、これを高賀茂と稱し、これに對して、事代主命神社の方をば單に賀茂社とも、また下鴨神社とも呼びたりしなり、延喜式に載せたる出雲國造神賀詞の中に、この神の鎮座に關する説を傳へていはく、大穴持命の申し給はく、

皇御孫命の靜り坐む大倭國と申して、己れ命の和魂を八咫鏡に取り託けて、倭大物主櫛瑠玉命と名を稱へて、大御和の神奈備に坐させ、己れ命の御子阿遲須伎高孫根の命の御魂を、葛木の鴨の神奈備に坐させ、云々、皇孫命の近き守の神と貢り置きて、八百丹杵築の宮に靜り坐き、云々、と見えたるにて、その鎮座の頗る古きを知るべし、而して、この神は、後世永く南大和に於ける大己貴命の苗裔たる賀茂氏、高賀茂氏等の族の祖神として、崇敬せられ給ひしのみならず、大和に於ける大己貴系の神社として、大神の神に亞ぐ大祠として、上下の均しく崇敬するところにてありき、そは清和天皇の貞觀元年正月廿七日、從二位勳八等高鴨阿治須岐宅比古尼神に從一位を授へ給ひしこと、三代實錄に見え、また延喜式の制、これを名神大社に列せられたりしにても知らる、この神の御名の義は、味は可美と同じ意にて、賞め稱へたる名、須岐は鉏にて、父大國主神と共に神鉏取らして、巖を斫り地を拓きなどして、この國土を拓き經營したまへる御功績を以て、負ひたまへる御名なり、高彥根は尊稱なり、以てこの神の御功績を仰ぎ知るべきなり、この神の御名を、日本書紀には、味耜高彥根神と記せり、なほ味耜高彥根命の項を併せ看るべし、

【高木神】 高木神とは、高皇產靈神の別名あり、そは古事記に、是高本神者、高御產巢



日神之別名とあるに明かなり然らば何故に高皇産靈神を高木神ともいへるかといふに高木神といふ名義について本居宣長翁は次の如くいへり高木の木は具比の切約りたる語にて産巢日と同じ意義なりかの角杙神または活杙神の具比は具美といふ語と通じて具美具牟と話用する語なりされば角杙とは角具牟と同意なり凡そ葦などの角の形して生ひ初むるを角ぐむと云ひ木草などの生ひ初むるを芽ぐむといひ涙の出で初むるを涙ぐむと云へるなどによりて考ふるも具牟といふ語に物のはじまり芽すをいふ意有るは明かなりされば高木の木は具比にして産靈と同意の語なれば高皇産靈神の別名をば高木神といへるなりと此の説に従ふべきなり古事記傳なほ高皇産靈尊の條をも併せ見るべし

【高瀬大神】 高瀬大神とは延喜式の神名帳に越中國礪波郡高瀬神社と載せたる高瀬社にはひ祭れる大神にしてこの社は高瀬大明神とも稱して當國の一宮として遠近の崇敬淺からざりし社なりとす一説に同國射水郡氣多神社を以て當國の一宮とせり祭神につきては諸説ありて明かならざるも恐らくは大己貴系の神をまつれるならむ史を案するに光仁天皇の寶龜十一年高瀬神を從五位下に叙し桓武天皇の延暦十四年八月從五位上に上せ奉り仁明天皇の承和七年從四位下よ

り從四位上に進め奉り文徳天皇の齊衡元年從三位を加へ清和天皇の貞觀元年に正三位を授けられしよし見えたり延喜式續日本紀日本紀略續日本後紀文徳實錄三代實錄神名帳考證神祇志料

【高照比賣命】 舊事本紀の地神本紀の所傳によれば高照比賣命は大己貴神の御子にして御母は宗像の邊津宮にます高津姫神なりといへり

大己貴神(注略す)

先妻坐宗像奥都島神田心姫命生一男一女

兒味鉏高彦根神(注略す)

妹下照姫命(注略す)

次妻坐邊津宮高津姫神生一男一女

兒都味齒八重事代主神(注略す)

妹高照光姫大神命坐後葛上郡御歳神社(舊事本紀)

然るに古事記には大國主神(大己貴神)の多紀理毘賣命(田心姫命)を娶りて生み給へる御子阿遲鉏高日子根神高比賣命またの御名は下光比賣命の二柱また神屋楯比賣命を娶りて生み給へる御子事代主神一柱を擧ぐれど高照光姫命の御名を傳へ

す、よりて或は下照姫命と高照光姫命とは同一女神にして、舊事本紀の所傳は重複せるものなりとする説も有れど、日本書紀傳從ひ難し、即ちこの神の系圖を示せば左の如し、

大己貴神

事代主神

高津姫神宗像の邊津宮にます神

高照光姫命

この命の御名を高照光と申すを考ふるに照とは御容姿のいかにも優れさせ給ひて、晃り度り給へるよりいへるなるべし、而して高照といふも、下照といふも、語は異なれど、その意は實は相同じきにて、下照とは上より下を照す意、高照は高きより下を照りわたす意なり、また高照といふ語の中には、この神の御威徳の優れさせ給ひて、庶民を仰ぎ慕ひ奉れるよしの意もこもれり、以てこの神の御威徳を知るべきなり、

【高機姫命】 此は天棚機姫命の項を見るべし、

【高彦根命】 味鋤高彦根命の項を見るべし、

【高姫命】 下照姫命の亦の御名なり、下照姫命の項を見るべし、

【高御魂神】 新撰姓氏錄に、高皇產靈神を高御魂命と記せり、次の高皇產靈尊の項

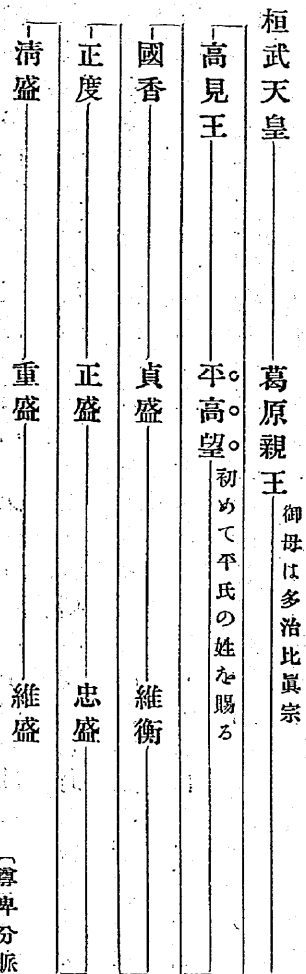
を見るべし、

【高皇產靈尊】 高皇產靈尊は天御中主尊神皇產靈尊と共に、天地初發のはじめに、高天原に成りませる三柱の神の中の一柱にまします、此の神の御名は、日本書紀には高皇產靈尊と記し、皇產靈此云美武須毗と見えて、たかみむすびと申し奉るべき事明かなり、この神の御名を古事記には高御產巢日神と記し、延喜式の神名帳には、高御產日神と記し、また延喜式の祈年祭祝詞出雲國造神賀詞、または姓氏錄には高御魂命とも高魂命とも記せり、文字は異なれども、稱へは皆おなじきなり、さて、御名の意義を考ふるに高といふも皇といふも、共に美稱なるは、言ふまでもなし、産靈と申し奉れるは、産靈は生々發育の神徳を稱する語にして、この天地をはじめとして、萬の物も事もはた人も、皆悉くにこの高皇產靈神神皇產靈神の御力によりて、生成化育せられしものなるより、この御名有りとなすは、古來の所説の殆ど皆一致するところなりとす、中につきても、本居宣長翁の古事記傳の所説最も、其の要を得たり、神皇產靈尊の項に、之を引用したれば、併せ見るべし、同翁は、世に神はしも多に坐せども、此の神(高皇產靈神神皇產靈神)は、殊に尊く坐しまして、産靈の御徳申すも、更なれば有るが中にも、仰ぎ奉るべく、崇き奉るべき神になむ坐ける、とまでいはれたり、

されば、この神をいつき祭れる社は、宮中をはじめとして、諸國に其の數少からず、延喜式の神名帳によるに、神祇官坐御巫、祭八座並大のはじめに、この高皇産靈神および神皇産靈神をまつり、また、山城國乙訓郡羽束師坐高御産日神社、大和國添上郡宇奈太利坐高御魂神社、十市郡目原坐高御魂神社二座、對馬國下縣郡高御魂神社等あり、また、山城國風土記にも、久世郡水渡社、名天照高彌牟須比命和多都彌豐玉比賣命と見えたり、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、なほ、平田翁等の所説には、この高皇産靈神、神皇産靈神二柱の神を以て、男女二柱の神なりとせり、飯田武郷翁もこの説に據りていはく、高皇産靈神は男神にまし、神皇産靈神は、記に神産巢御祖命とも出て、女神に御在す、式に出雲國出雲郡神魂意保刀自神社とあるも、女神に坐す謂なり、然か男女二柱にはましませども、此の大御神たちの御上に、適合の道ありしにはあらざるなり、夙く皇代記、歷代皇紀、神皇正統錄、塵添蓋靈抄をはじめ、何くれの書どもに、雖有男女之形、无婚合之義、といへるをはじめ、平田翁も委しく云おかれたる説あり、と其の著日本書紀通釋に記されたり、平田翁の説は古史傳、玉禰に見えたり、尙神皇産靈尊の項を参看すべし、

【高望王】 高望王は、桓武天皇の皇子にして、平城嵯峨淳和の三天皇の皇弟におは

します、一品式部卿葛原親王の御孫なり、從五位下上總介に任じたまひ、初めて姓を平氏と賜りて、臣籍に入り給へり、高望王の後裔はすなはち伊勢平氏にして、かの平忠盛、平清盛、平重盛等は、皆この御末なり、今その略系を示せば左の如し、



【湍津姫命】 この神の御名を、日本書紀には湍津姫命と記し、古事記には多岐都比賣命と記し、舊事本紀には高津姫神と記せり、されど、たぎつひめと訓むは皆同じ、この神は、天照大御神と素盞鳴尊と誓約したまひしとき、その中に生れ出でたまへる御子なり、その生れ出で給へるさまを、古事記、日本書紀に傳へていはく、天照大御神、素盞鳴尊の十握劍を索ひ取りて、これを三段に打折りて、天真名井に濯ぎて、結然に咀囀て吹き出でたまへる、氣吹の狭霧に生れいで給へる神三柱あり、一は田心姫命

(多紀理毘賣命)にして、これ宗像の奥津宮に鎮りたまふ神、一は市杵嶋姫命、市杵嶋比賣命にして、これ宗像の中津宮に鎮りたまふ神、一はすなはち此の湍津姫命にして、これ宗像の邊津宮に鎮りたまふ神なり、この三柱ともに女神にておはす、天照大御神、勅りしてのたまはく、十握劍はこれ素盞鳴尊の物なり、故にこの三柱の女神は、悉く是れ素盞鳴尊の兒なりと宣ひて、便ちこれを素盞鳴尊に授け給へり、これ即ち筑紫の胸肩君等がいつき祭るところの神なりと、日本書紀の一書に、この三女神の生れ出で給へる事につきて、三種の異説を記せり、その中の一は、この三女神は、天照大御神が素盞鳴尊の持たせ給へる曲玉を取りて噛み給ひし時に成り出で給へるものなりとなし、他の二説は、前記の日本書紀、本書および古事記の所傳の如くに、劍を噛みて氣吹きたまへる時に成り出で給へるものなりとなし、またその順序にも異同あり、既にして、天照大御神、この三女神に命じて、筑紫國に天降らしめ給ひ、因りて教へてのたまはく、汝三柱の神、よろしく道中に降り居まして、天孫を助け奉り、また天孫の爲めに祭かれよと、乃ち三女神をば宇佐島に降らしめらる、今海北道中に在り、號けて道主貴と申すは、即ちこの神たちなりと、日本書紀の一書に見えたり、(道主貴之神)の項を見るべし、要するに、湍津姫命は、宗像三女神の一柱にして、今の官幣中

社宗像神社の邊津宮もと、筑前國宗像郡神湊の東六町海の南一町許に在りしを、現在には、同郡田島村に遷せり)に鎮りたまふ神なり、又この湍津姫命は、大己貴神に嫁きたまひて、その間に都味齒八重事代主神と高照光姫命とを生みたまへるよし、舊事本紀に傳へたり、尙、宗像三女神の項を併せ看るべし、(古事記、日本書紀、延喜式、古事類苑)

【田霧姫命】 亦の御名、瀧津島姫命

この神の御名は、日本書紀の一書に、田霧姫命と見え、古事記には、多紀理毘賣命と見え、日本書紀の本書および他の二種の一書、また舊事本紀には、田心姫とも見えたり、(たぎり)「たごり」相通じて同じき語なり、この神は、天照大御神の素盞鳴尊の十握劍を索ひ取りて、これを噛みて、氣吹き給へるときに、市杵嶋姫命および湍津姫命と共に成り出たまへる神なり、但しこの三女神の生れたまひし時の事情につきて、日本書紀の所傳に異説あること、湍津姫命の項にも記したるが如し、この田霧姫命は、宗像三女神の一柱として、かの宗像神社にいつき祀られたまふ神なるが、その鎮座につきては、古事記と日本書紀との所傳に、相異あり、古事記には、多紀理毘賣命者坐胸形之奥津宮、次市杵嶋比賣命者坐胸形之仲津宮、次田寸津比賣命者坐胸形之邊津宮、と

ありて、田霧姫命は奥津宮に鎮りたまふよしに傳へたるに、日本書紀の二書には、市杵島姫命居于遠瀛田心姫命居于中瀛湍津姫命居于海濱よしに傳へて、この神を中津宮に鎮りたまふ事とせり、されど、古事記に、多紀理毘賣命、亦、御名、謂、奥津島姫命、云々、多紀理毘賣命者坐智形之奥津宮とあるをば、正傳と定むべきに似たり、かの舊事本紀などにも、瀛津島姫命亦名田心姫亦曰田霧姫と見えたり、さて宗像の奥津宮は、今筑前國宗像郡大島の北四十八里に在り、古事類苑神祇部この神、大己貴神に嫁ぎて、味耜高彥根命と下照姫命とを生みたまへり、(高賀茂大神)の項を看るべし、この神の亦の御名を瀛津嶋姫命といふよしは、別に、瀛津島姫命の項に記せり、なほ宗像三女神の項をも併せ見るべし、古事記、日本書紀、舊事本紀、延喜式、古事類苑

【栲幡千千姫命】 栲幡千千姫命は、高皇產靈尊の御女にして、天照大御神の御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊に嫁ぎたまひ、その間に、天火明命と天津彦彦火瓊瓊杵尊を生みたまへり、

天照大御神

天忍穗耳尊

高皇產靈尊

栲幡千千姫命

天火明命

瓊瓊杵尊

彦火火出見尊

この栲幡千千姫命の御名を、古事記には、萬幡豊秋津師比賣命と記し、日本書紀の一書には、萬幡豊秋津姫命、または天萬栲幡千幡姫、または栲幡千幡姫、または萬幡姫兒玉依姫命、または火之戸幡姫兒千千姫命など記したり、御名の義、栲幡の幡は機にして、機具にて織り成したる栲布をいふなり、本居翁の説に、幡は機にして、機具を指していふにはあらず、織たる物をいふなり、書紀神功卷に、千緡高緡萬葉に倭文幡之帶和名抄に綺加无波太など云ふ、是れら皆織れる物を指して、波太といふ例なり、萬葉十に、舌へに織りてし八多を此のゆふべ衣に縫ひて云々、是れも織りたる物を指して八多と云へり、然れば栲幡も栲布を云へること、倭文布を倭文幡と云ふに准へて知るべしと見えたり、千々姫の千々も、數を言へるにはあらずして、その圓滿具備せるをあらはせる語なり、萬幡豊秋津姫といふときの萬、天萬栲幡千幡姫といふときの萬、および千といふも、亦これに同じ、これに就きて、本居翁の説に、萬は、師の説に、宜してふ言は、物の足り備れるを云ふ、與呂豆、與呂比なども、此れより別れたる言なりとある、此れに依りて思ふに、こゝも數の萬の意にはあらず、不足ことなく、美麗しく織りとのへたる布帛でふ意に、萬幡と云ふなり、書紀の千々姫と照して、數の意と

思ふべからず、千々も數の意にあらす」と言はれたり、また萬幡豐秋津師姫、または萬幡豐秋津姫と申す豐は、稱美の語なること、素より言ふまでもなく、また秋津といふは、萬葉集に、秋津羽之袖、または秋都葉にほへる衣、またた蜻蛉巾など、詠めるが如くに、蜻蛉の羽のやうに薄くして精巧なる帛布をいへるなり、さて、この神の夫とます、天忍穗耳尊の御名は、稻の穂を以て、その御名となしたまひ、その後と申すこの女神の、かく布帛を以てその御名となしたまひたるは、深き故なきにあらざるべし、この事につきて、鈴木重胤氏は次の如くいはれたり、いはく、谷川翁(谷川士清)の説に、忍穗耳尊以稻稱之、袴幡姫以衣稱之、猶日神親新嘗織神衣之意、有以哉といはれたる、實に名説なり、先きには、雄略天皇の六年に、天皇欲使后妃親桑、以勸蠶事とあるを、限りなき美事なりとおもひしかども、其は古の常典にて、農と桑とを並べ勸めたまふ古道の本體に心着かざりし、愈き説にて有りしなりけり、さて天照大神始めて衣食の道を始めさせ御座し、より以降、専らその事をのみ力めて、物せさせたまへる、是れ天宮の大御政の大體なり、かくて、天忍穗耳命をしも天津日嗣に定め奉らせ給へるが故に、稻穂を以て、大御名に稱へ奉れる由、已に説けるが如し、今はた其の後神を號けて、袴幡千々姫萬幡姫命と稱へ奉れるも、その織紵の事に由りて、負ひ坐せる御

名なれば、天皇皇后共に、天下の農桑の根源を知ろし食し行はせたまふ御事、實に天地と窮り無き寶祚の御基になむ渡らせたまへりける、神宮の大御祭は、神嘗と神衣との二有り、朝廷の大御政には、大嘗祭有りて、倉服繒服を以て、皇祖天神を祭らせたまふ事、今いふ限りあらずと雖も、天下の大道の有るところ、此に在ることなれば、忽卒に見奉り過すべき所にはあらざるぞかしと、亦以てこの神の威徳の一端を知るに足る説なりといふべし、古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀傳、

【袴幡千々姫命】 袴幡千々姫命の項を見るべし、

【健磐龍命】 亦の御名阿蘇津彦命、

健磐龍命は、今官幣中社阿蘇神社にいはひ祀る神にして、神武天皇の皇子神八井耳命の御子なり、日本書紀、阿蘇大宮司系圖、今の阿蘇神社は、延喜式の神名帳に、肥後國阿蘇郡、健磐龍命、神社名神大、および阿蘇比咩神社、および國造神社と見えたる三社を併せ稱するものにして、おなじく肥後國阿蘇山の麓なる宮地村といふに鎮座あり、その第一社は、すなはち名の如くにこの健磐龍命を祀り、阿蘇比咩神社には、健磐龍命の妃にておはする阿蘇津姫命を祀り、また國造神社には、神八井耳命の御孫、健磐龍命の御子にして、後の阿蘇國造の祖先にておはする速瓶玉命を祀れり、この健

磐龍命の亦の御名をば阿蘇津彦命と申す、景行天皇の西巡して熊襲の地を平げ、阿蘇國に入りたまひし時に、この國に人有りやと詔ひしに阿蘇津彦、阿蘇津姫の二神、参り來て、吾れら二人有り、いかで人なしといはれむと申し給へること、日本書紀に見えたり、淳和天皇の弘仁十四年十月、肥後國阿蘇郡に坐す健磐龍神に、特に當郡の封二千戸を充て奉る、此の神、亢旱の時、祈れば即ち雨を降らし、國を護り、民を救ふ、これに頼らざるはなきが故なりと、日本紀略に見え、また仁明天皇承和七年四月には、從四位上を授け、七月には從三位に叙せられ、文德天皇嘉祥三年十月には、正三位を加へ、仁壽元年十月には、從二位に進めたまひ、齊衡元年六月には、封三十戸を充て奉り、清和天皇の貞觀元年正月には、正二位を授けらる、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、そもそも阿蘇の山は、今も活火山として、その名わが國の内外に高し、されば古へもまたかゝりし事更に疑ひなし、この神の鎮り給へる山の嶺に靈池あり、また火坑より常に煙火を吐出せり、されば古來山鳴り火熾え、水沸き騰りて、或は峰を焼き崩し、或は石を飛すなど、種々の災異ある毎に、祈讓を行ひ、使を奉りて鎮祭せしめられたる事、歷代絶えず、日本後紀、續日本後紀、三代實錄等、貞觀六年十二月、太宰府奏していはく、去る十月、神靈池震動し、水沸きて空に上り、その東方に洒き落る事布を延べた

るが如く、廣さ十町に徑りて、その色漿の如し、又比賣神の嶺に、高四丈許なる三石神あり、その二神一夜に崩れ給へり、之をトふに水疫の禍ならむと申しき、九年八月に至りて、神山また大に崩るゝを以て、太宰府に勅して、これを祭らしめられき、三代實錄、かくの如く阿蘇の火山は、この神社の神山なりとせられ、その活動異變は、この神の震怒によるものと信せられ、よりて神山の神變不可思議は、延いてこの神の威靈を高むるの機となりしも、もと本社は、阿蘇國造の祖神としていつき祀られたまへるものなること、上に述べたるところの如し、延喜式の制、健磐龍命神社は、名神大社に列せられしが、後阿蘇比咩神社と國造神社とを合せて、阿蘇三社と稱し、永く阿蘇國造の族これをいつき祀れり、阿蘇國造は實に本社祭神の裔孫にてあるは、特に注意すべき事實なり、後世、三社の外に八社を加へて阿蘇十二宮明神といへるは、蓋し皆阿蘇國造族類の神なるべし、〔神祇志料〕

神武天皇

神八井耳命

健磐龍命 亦御名阿蘇津彦命

速瓶玉命

子孫阿蘇國造たり

阿蘇津姫命

阿蘇三社大宮司系圖に據る

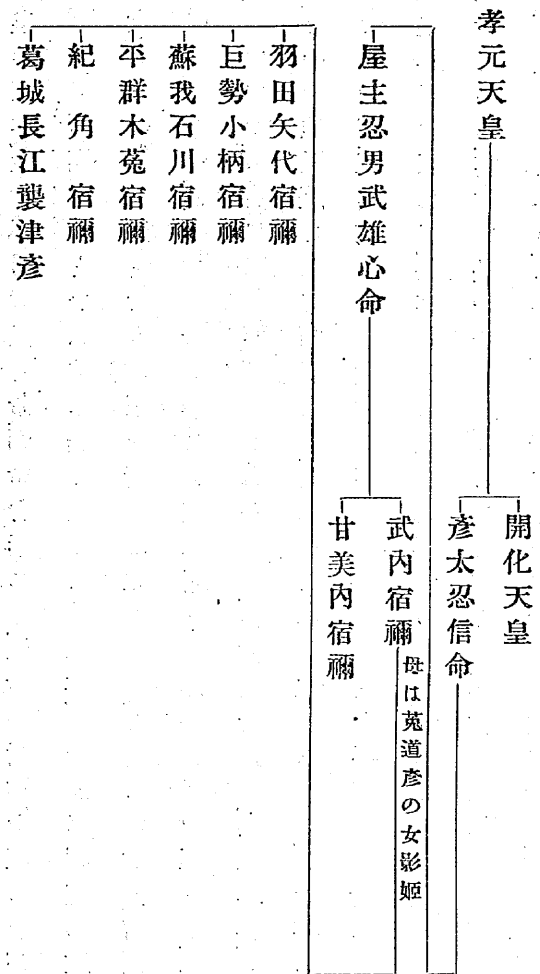


神八井耳命の後すなはち健磐龍命の子孫の阿蘇國造たりしことは古事記に、神八井耳命云々、火君、大分君阿蘇君云々等之祖也と見え、また舊事紀の國造本紀に、阿蘇國造、瑞籬朝崇神天皇御世、火國造、同祖神八井耳命、孫速瓶玉命、定賜國造と見えたるにて明かなり、筑紫軍記に、神八井耳尊、この御子天健磐龍尊を筑紫に居置して、西戎の鎮守としたまふ、肥後國に下り給ひけるに、國神草部吉見命の御女阿蘇都姫を以て妻とす、その後速瓶玉命を産み給ふ、此の子孫代々神職となる、阿蘇氏の祖なりとあるは、蓋し古傳を記したるものならむ、阿蘇氏世々この社に奉仕して、いはゆる大宮司の職に居る、阿蘇氏、後に宇治朝臣を稱するに至りしは、その何故なるを知らず、  
 【阿蘇文書、阿蘇大宮司系圖、國造本紀考等】なほ阿蘇姫命の項をも參看すべし、  
 【武金日天皇】 武金日天皇とは、句大兄廣國押武金日天皇の御事にして、こは安閑天皇の御名なり、天皇の御事歴は、別に安閑天皇の項に記したれば、就きて看るべし、  
 【武内宿禰命】 武内宿禰命は、孝元天皇の皇子彦太忍信命より出づ、但しこの世數につきては、古事記と日本書紀との所傳の間に相異あり、まづ、古事記の所傳によりてその系圖を書けば、次の如し、



武内宿禰 母は紀直の祖なる菟道彦の妹山下影姫、  
 甘美内宿禰 母は尾張連の祖なる意富那毗の妹葛城高千那毗賣

また日本書紀の所傳によりてその系圖を書けば、





景行天皇の三年、屋主忍男武雄心命朝命を奉じて、紀伊の諸神を祀らむが爲めに、かの國に下りて阿備柏原といふ地に居り、止ること九年、その間に紀直の遠祖なる菟道彦の女古事記には妹とせり、影姫を娶りて生めるは、即ちこの武内宿禰命なり、景行天皇の二十五年、武内宿禰命を奉じて東北諸國の形勢民風を巡察し、二十七年還り奏してはいはく、東夷に日高見國といふが有り、男女文身推結、稟性勇悍、これを蝦夷といふ、その土地沃壤にして曠衍なり、撃ちてこれを取るべしと、四十年に至りて、東夷叛亂せしかば、天皇遂に日本武尊に詔して、これを討ち平げしめ給へり、五十一年正月、天皇群臣を召して、賜宴數日に及びし事有りしが、この時たゞ稚足彦皇子と武内宿禰命とのみ、宴會に赴かずして、共に門に在りて、非常に備へしかば、天皇いたくこれを嘉賞したまへり、この年、稚足彦皇子を皇太子に立て給ひ、武内宿禰命を以て棟梁之臣となしたまひぬ、棟梁之臣とは、實に主と朝政に參議して、國家の大事を執り行ふべき重臣の事なり、その當時に重任せられたること、以て知るべし、命はまたその生れたる日、稚足彦皇太子と同日なりき、よりて相歡洽して甚親しかりき、されば、皇太子後に御即位ありて、成務天皇となり給ふに及びては、命は大匠となりて、専ら朝廷の大事を參決せり、仲哀天皇の熊襲を親征して、不幸にも筑紫の陣中にて崩

じたまふや、武内宿禰命は皇后氣長足姫命と謀りて、祕して天皇の喪を發せず、自ら潜かに梓宮を奉じて、穴門に遷し奉り、これを豊浦宮に殯して歸りぬ、皇后はすなはち有名なる神功皇后にておはす、皇后の親ら新羅を征し、還りて筑紫に至りて、應神天皇を生みたまふや、武内宿禰命は皇后と天皇とを奉じて、京に還れり、然るに、會々忍熊麿坂の二皇子、兵を擧げて天皇を播磨に徼へしかば、神功皇后は、これを聞き給ひて、自らは舟師を率ゐて難波に赴き、別に武内宿禰命に命じて、天皇を奉じて南海に出でしめ給へり、命、すなはち紀伊、水門に至り、皇后と日高に會せり、皇后乃ち武内宿禰命および武振熊に命じて、忍熊皇子を討たしめ給ひしに、命、精兵を率ゐて、山背に出で、菟道に至りて河北に屯す、よりて忍熊皇子と相持せり、命、謀りて、その軍をして、推結して、弦を髻の中に藏せしめ、その佩刀を匿して、別に木刀を佩ばしめ、皇后の命令によると稱して、忍熊王に告げて曰はく、我れ豈に天下を望まむや、幼王を懷きて、君王に従はむのみ、願はくは、共に弦を斷ち、兵器を捨て、以て相媾和せむ、然らば、君王は天位に登りたまひて、安席高枕して、萬機を制し給ふも可なりと、乃ちその軍兵等をして、悉く弦を斷ち、兵を解きて、これを河中に投せしめぬ、忍熊王見て之を信じて、また弦を斷ち、兵を解きぬ、既にして、武内宿禰命これを見るや、號令一下、直に藏

し持てる刀と弦とを取出して、河を渡りて掩撃せしかば、忍熊王何條敵せむ、敗れて遁げ奔りしを、武内追ひかけて、狹々浪の栗林といふ所にて、忍熊王の軍を殆ど全滅せしめしかば、忍熊王は瀬田の流に投じて、遂に失せたまひぬ、命が奇略を用ひて、天皇の日嗣を泰山の安きに置きたる功、偉なりと謂ひつべし、この後命は神功皇后の詔命によりて、應神天皇を奉じて、筒飯の大神に詣りて拜みまつりしことあり、又應神天皇の即位の七年には、韓人を役して、韓人の池といふを作り、九年には、詔命のまにまに筑紫に下りて、西邊の監察に當れり、然るに、この頃命の弟なる甘美内宿禰は、武内を天皇に讒して奏していへらく、武内は筑紫の邊陲に割據し、三韓を招きて、不軌を圖るの意ありと、天皇大に驚き、その言を信じたまひ、即ち使者をか、の國に遣して、命を殺さしめむとせられしかば、命この由をきゝて、欺じていはく、われ何すれぞ、天皇に對し奉りて、貳心あらむ、常に忠を以て事へ奉れるに、今それ何とて罪なくして誅せられむとはするぞやと、時に壹伎直真根子といふ者あり、武内宿禰命に語りていはく、大臣の忠を以て君に事ふるは、人皆これを知れり、さればまづ潛行して闕下に至りて、自ら罪なきを辨疏し、しかる後に死なむも亦晚しとせず、人は皆僕の姿貌は大臣に酷似せりといへり、されば、願はくば、われ今大臣の身代りとなりて死な

む、公はよろしく京都に赴きて、その赤誠を明かにしたまへとて、やがて劔に伏して死にき、命大にその言に感じ、よりに竊かに筑紫を出で、南海を経て京都に至り、親しく闕下に伏奏して、その冤を訴へ奉りしかば、應神天皇すなはち命と甘美内との正邪を審判せむとて、二人をして、磯城川の濱に、訶訶瓮をすゑて、探湯を行ひ、神に誓ひて、眞僞を質さしめ給ひぬ、もとより無實の事なれば、甘美内直に罪に服せしかば、天皇之を紀伊直等の祖に賜ひて、その奴とせしめ給ひき、命は、この後も永く朝政に參與して、樞機に興り、仁徳天皇の朝に薨じぬ、その歴仕せるは、實に景行、成務、仲哀、應神、仁徳の五朝なりき、命はかく五朝の久しきに仕へて、朝廷の樞機に興りし事なれば、その子孫いづれも繁榮榮達し、殊にその子葛城襲津彦の女葛城磐之媛は、仁徳天皇の后となり、また葛城紀平羣、巨勢蘇我の諸氏は、皆この武内宿禰命の諸子より出でて、嗣後の時代に於いて、いづれも朝政に參與し、他の大伴、物部の族と相並びて、大臣となれり、中に就き、欽明、敏達以後に至りて、蘇我氏の勢力をふるひしは、史上に著しき事實なりとす、日本書紀、大日本史、武内宿禰命の數朝に歴仕して、偉功を樹てたること、實に上述の如し、故に越前國なる氣比神宮には、伊弉沙別命、日本武尊、帶中津彦命、豐姬命および息長帶姬命、神功皇后、譽田別命、應神天皇と共に、この武内宿禰命

をば併せ祀りて、今は官幣大社に列せらる、忠勳偉功の存するにあらずば、如何にぞ此の如く百世に廟食することを得むや、而してこの命の數多き勳功の中にて、特に著しきは、神功皇后を補佐し奉りて、三韓征服の偉功を奏したりしと、應神天皇を擁護して、皇位を泰山の安きに置き奉りしとの、二事なりとすべし。

【建速須佐之男神】 素盞鳴尊の御事なり、建速とは、この神の御性の、武く速びたまふを稱へて申し、なり、くはしくは、素盞鳴尊の項を看るべし。

【武夷鳥命】 武夷鳥命は、天穗日命の御子にして、實に出雲國造武藏國造等の遠祖なり、この命の御名を、古事記には、建比良鳥命と記し、日本書紀には、武夷鳥命とも、天夷鳥命とも、武日照命とも記せり、古事記傳の説に、この命の御名を、古事記に比良鳥命と記せるは、那を良と、横に通はせたるものにして、御名の意は、此の神天より降りて、邊鄙を平たまひし功をほめて、日照と稱へしなるべしといはれたり、出雲國造神賀詞の中に、出雲、臣等が遠祖天穗比命を國體見に遣し、時に云々、己命の兒、天夷鳥命に布都怒志命を副へて、天降し遣して荒ぶる神たちを撥ひ平け、國作りし大神をも、媚び鎮めて、大八島國の現事顯事、事避けしめき云々と傳へたる如く、はじめ天神の詔を以て、天孫瓊々杵尊を、この國土の君主と定めて、天降らしめむとしたまふや、

まづ、經津主命に、この天夷鳥命を副へて、天降らしめ給ひしに、命よく其の使命を全うして、國作らし、大神即ち大己貴神をも媚び鎮めて、之をして現事顯事を事避けしめて、其の國土を悉くに天孫に奉獻せしめ、以て天孫降臨の大事を全うすることを得るの、大功を樹て給ひしは、實にこの天夷鳥命にてありしなり、而して、神賀詞に、天夷鳥命に經津主命を副へて、天降したまへりとあるを、古事記には、天鳥船命に建御雷神を副へて、天降したまへりと傳へたるによりて考ふるに、天夷鳥命と申すも、天鳥船命と申すも、蓋し同一神にておはしましけむと思はる、尙また、日本書紀には、天穗日命の御子、大背飯三熊之大人、亦の御名は、武三熊之大人を降し遣されけるよし記したるをも、合せ考ふるに、この大背飯三熊之大人、または武三熊之大人と申ししも、おなじく此の天夷鳥命の別名にておはしましけむと推知せらる、平田篤胤翁の所説によれば、建比良鳥命、天夷鳥命、大背飯三熊之大人、武三熊之大人など申すは、皆同一神にておはしますのみならず、彼の熊野諸手船に乗りて、出雲の三穗之碕に、使して、事代主命を説きたりし、稻背脛と申し、神も、亦おなじく此の神と同一にして、異名なる神なりといはれたり、果して然らば、この天夷鳥命は、出雲に降りて、大己貴神およびその御子、事代主命を招服するに關して、頗る偉大なる勳績をあらはし

たまへる神なりといはざるべからず、**稻背**、**腰彦命**および**事代主命**の項を参看すべし。**延喜式**の神名帳を案するに、因幡國高草郡に**天日名鳥神社**あり、出雲國出雲郡に**阿麻能比奈等理神社**あり、いづれも此の命をいはひ祀れる社なるは説明するまでもなし、さて、この**天夷鳥命**の後は、**出雲國造**となりて、代々**杵築**の大己貴神の祀を継ぎ傳へたるのみならず、その後裔族類大に蕃延して、遠く東西に及びて、**无邪志國造**、**武藏上苑上國造**、**上總海上郡下苑上國造**、**下總海上郡伊自牟國造**、**上總夷漕郡津島縣直對馬遠江國造**等となれりし事、**古事記**、**舊事本紀**などに見えたり、**古事記**、**日本書紀**、**延喜式**、**舊事本紀**、**古事記傳**、**日本書紀通釋**、**神祇志料**、なほ、**天穗日命**の項をも参看すべし。

【**武比良鳥命**】 **武夷鳥命**の條を見るべし。

【**建部大神**】 **建部大神**とは、今も滋賀縣近江國栗太郡瀬田村神領に鎮坐したまふ**官幣中社建部神社**にいはひ祭る神を申す、是れすなはち**日本武尊**にておはす、この社は**延喜式**の神名帳に、近江國栗太郡**建部神社**、**名神大**と見えたる社にして、後世當國の一宮と稱し、**建部明神**と稱し來りしものなり、さてこの地に**建部大神**として、**日本武尊**を祀れるは、深き縁由有る事なり、初め、**日本武尊**、**近淡海國**の**野洲國造**の祖意

**富多牟和氣**の女**布多遲比賣**を娶りて生みたまへる御子を**稻依別王**といふ、この**稻依別王**の子孫、後に近江の**犬上君**、**武部君**となりたまひしを、**日本書紀**に、**稻依別王**是**犬上君**、**武部君**、凡二族之始祖也と記し、**新撰姓氏錄**に、**建部公**、**犬上朝臣**、**同祖**、**日本武尊**之後也、と見えたるにて明かなり、**日本武尊**、**身皇儲**の尊貴を以て、東西の征戰に赴き給ひ、**勳勞**、**偉績**、殊に著しくましまし、不幸中途にして、**能褒野**の露と消え失せ給ひしより、**御父景行天皇**これを聽し召されて、**悲惜**、**哀悼**、實に一方ならず、よりて**薨後**、尊の功名を録へむが爲めに、**武部**を定めて、**御名代**となしたまへり、かくて、**日本武尊**の御子**稻依別王**の後裔は、近江國の**建部**の君として、永く御名代の民を治めたまひしより、やがて其の居住地に、**日本武尊**の祠を設けて、その祖神として、永くこれをいつき祀り給へるもの、即ちこの**建部神社**なりとす、この社は、**清和天皇**の**貞觀二年三月**、**官社**に列り、同五年六月、**正六位上**、**建部神**に從五位下を授けられ、同十年七月、**從四位上**に叙せられ、**醍醐天皇**の**延喜元年四月**、**正四位下**より**從三位**に進められ、**延喜式**の制には、**名神大社**に列し、**村上天皇**の**應和二年六月**には、**正三位**を授け賜はりたり、**古事記**、**日本書紀**、**新撰姓氏錄**、**三代實錄**、**扶桑略記**、**日本紀略**、**延喜式**、**神祇志料**、**古事類苑**、なほ、**祭神**、**日本武尊**の事に就きては、別に、**日本武尊**の項あり、就きて見るべし。

【武甕槌神】亦の御名建御雷之男神建布都神豊布都神、

武甕槌命は、經津主命と共に天孫降臨に先立ちて、この國に降下し、大己貴命に天つ神の詔命を傳へて、その國を譲り奉らしめ、尙國內の荒ふる諸神を征服鎮撫して、天孫をして安らかにこの國に降下するを得しめ奉りし偉功の有る神なり、その所出に就きては、古事記、日本書紀の傳説に、少異あり、古事記には、この神を以て、伊都之尾羽張神の御子なりとし、書紀には、この神を以て、天石窟に住む稜威雄走神の子なる武甕速日神の子、煖速日神の御子なりとせり、はじめ、天祖天照大御神の、天孫瓊々杵尊を定めて、この葦原中國の君主と定め給ふや、瓊々杵尊を降し給ふに先立ちて、先づこの國の諸神の詔命を奉せざる者を撥ひ平ぐるの必要あるを認め、はじめに、天穗日命、およびその子大背飯三熊之大人、或は天稚彦命を下し遣はし給ひしかど、或は大己貴神に倂り媚びて、高天原に復命することを忘れ、或は國神の女を娶りて、却りて葦原中國に永く留り住居ければ、天神再び諸神と議して、葦原中國に遣すべき將神を擇び、乃ち經津主神を以て、その任に當らしめらるゝ事と定めたまへり、此の時、武甕槌神これを聽きて、自ら進み出で慨然として、いはく、豈に唯に經津主神のみ丈夫ならむや、われ亦願はくはその任に當らむと、よりにて武甕槌神をして、經津主神と

共に降りて葦原中國を平定せしめらる、是に於いて、二神降りて、出雲に到り、大己貴命に問ひて、いはく、天神今や皇孫を降してこの國に君臨せしめ給はむとす、よりにて我れ等二人を遣はして、驅除平定の任に當らしめ給へり、汝神の御意如何にぞや、よくこの國を避りて、天孫に獻り給はむや否やと、大己貴命およびその子事代主命、共にその命をきき、二神に對へ告げて、いはく、われ當にこの國を避りて天孫に獻るべし、吾れ今もし天神の命に抗せむか、國內の諸神は、必ずや皆同じく禦がむ、今われこの國を避け奉らむか、誰れかまた敢へて順はざるもの有らむやとて、乃ちその嘗て國土を治め平げし時に用ひ給へる廣矛を捧げて、二神をして之を天孫に獻せしめ、自らは八十隈に隠れて、全くこの國土を天孫に獻じ給ひぬ、こゝに於いて、武甕槌經津主の二神は、大己貴命の薦め給ひし岐神を先導として、國內を周りて、命に従はぬをば誅し、歸順するをば懷けて、悉くに葦原中國を平定し給ひぬ、かくて平定の功遂に成りしかば、乃ちこの事を高天原に復命し給ふ、こゝに於いてかはじめて天孫降臨の事あるに至る、されば、天孫降臨に先立ちて、この國土を平定せし偉功は、實にこれ、この神と經津主神とに歸せざるべからず、加之、この後神武天皇の東征して、天和に入らせ給ひし時には、武甕槌命は、熊野の高倉下の夢に現はれたまひて、その嘗

つて征討平國に用ひ給ひし靈劔<sup>フツト</sup>を降して、忽ちに賊徒を平定せしめ給ひし事あり、是れ亦實にこの神の偉勳にてありけり、此の神の大勳偉功の當時に顯はるゝもの、既にかくの如くなりしのみならず、その夙く東國鹿島の地に鎮り給ひしより、威風餘烈は、延いて東國より遠く陸奥の地方にまで被り、神威永く後世に及べり、古事記、日本書紀、三代實錄、常陸風土記、吾妻鏡等、また後世には、この神と、經津主神とを、武神として、これを仰ぎ奉れり、今も常陸國鹿島郡鹿島町に鎮坐します鹿島神宮は、實にこの武甕槌神を祭りたるものにして、また經津主命と天兒屋命とを配祀せり、これ即ち延喜式の神名帳に、常陸國鹿島郡鹿島神宮、名神大、月次新嘗と見えたる神社にして、今は官幣大社なり、なほ、鹿島大神の項を參看すべし、

【建御名方神】建御名方神は大國主神の御子にして、事代主命の同胞にておはします、御母は越國の沼河姫命なるよし、舊事本紀に傳ふ、この神、御名の如く、いと猛く雄々しくおはして、その勢頗る盛にましまし、事、古事記に傳ふるところなどによりて、略推知せらる、はじめ、天祖天照大御神、天孫瓊々杵尊を以て、この葦原中國の君主と定め、これを降して、この土を統治せしめむとし給ふや、まづ經津主神および武甕槌神の二神を下して、大國主神を諭し、この國土を天孫に譲り獻らしめらる、二神ま

づ出雲に降りて、天神の詔命を大國主神に傳べしに、大國主神よく詔命を奉じ、その子事代主命また命を奉じぬ、然るに建御名方命のみ、獨り其の力を恃みて、たやすく服し奉り給はざりしが、遂に經津主武甕槌二神の稜威に得勝ち給ふこと能はずして、逃げ走りて、信濃の諏訪に赴きたまひぬ、この時の事情を古事記に記してはいはく、「其の建御名方神、千引石を手末に擎げて來て、誰ぞ我が國に來て、忍忍にかく物言ふ、然らば、力競べせむ、故れ我れ先づ其の御手<sup>○經津主武甕槌二神の御手</sup>を取らむといふ、故れその御手を取らしむれば、即ち立氷に取りなし、また劔<sup>ツルギ</sup>及にとりなし、故懼れて退き居り、こゝにその建御名方神の手を取らむと乞ひ歸して取れば、若葦<sup>ワカアシ</sup>を取るが如き、搦みひしぎて投げ離ち給へば、即ち逃げ去にきとあり、要するに建御名方神は、その武力において終に、到底二神に抗敵し給ふこと能はざりしなり、かくて、建御名方神の科野國の洲羽<sup>シノノ</sup>、信濃國諏訪に逃げ往きたまひしを、追ひ迫りて、之を殺し奉らむとせし時に、建御名方神申してはいはく、恐し、我れをな殺し給ひそ、我れは此處をおきて、決して他處には行かじ、また我が父大國主神の命にも違はじ、八重事代主神の言にも違はじ、この葦原中國は、天神の詔のまにまに天孫に獻じ奉るべしと申し給ひて、即ちこの地に鎮りたまひ、これより地を拓き民を治めて、頗る徳化を遠近に施した

まへり、これ即ち今も信濃國諏訪郡の地に鎮りたまふ諏訪大神なりとす、その威靈神徳は永く後世に及び神威東西に被れり、中にも信濃越後の地は、そのはじめより此の神の威徳の光被せし地方とて、この命を祀れる神社は、到るところに存し、兩毛武總の地、またこの神を奉祀せるもの、決して少からず、なほ「諏訪大神」の項をも參看すべし。

【田心姫命】 この命の御名をば、日本書紀の本書および一書、また舊事本紀の中には、田心姫命と記し、また日本書紀の他の一書には、田霧姫命と記し、古事紀には多紀理毘賣命と記したり、紀と許と相通すれば、同一の御名なること、言ふまでもなし、この神は、天照大御神の素盞鳴尊の十握劔を索ひ取りて、誓盟をなして、これを嚼みて氣吹き給へるときに、市杵島姫命および湍津姫命と共になり出でたまへる神にして、宗像の奥津宮に鎮り給ふ神にておはす、舊事本紀の地神本紀に、田心姫命、亦名奥津島姫命、亦瀛津島姫命、坐宗像、奥津宮、是所居于遠瀛島者、と見えたり、「古事記、日本書紀、舊事本紀」なほ、田霧姫命の條を併せ看るべし。

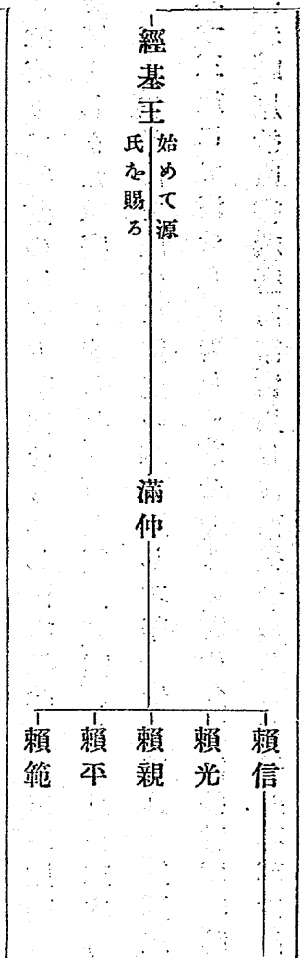
【手白香姫命】 手白香姫命は古事記に、手白髮郎女、日本書紀に手白香皇女と見えたる方にして、仁賢天皇の第三の皇女にまします、御母は、雄略天皇の皇女春日大郎

女にておはす、手白香姫命後に繼體天皇の皇后に立ちたまひて、一子を擧げたまふ、後に御即位ありて、天國排開廣庭、天皇即ち欽明天皇と稱したまふは、實にこの皇子なり、「古事記、日本書紀」

【多田南嶺先生】 多田南嶺先生、名は義俊、通稱は新藏、後兵部と改む、攝津の人にして、京都に出で壺井義知(鶴翁)の門に學び、學識大に進み、よりて有職故實を以て一世に鳴れり、また大にわが國の古典を研究し、精通するところありて、一種の見解を立てぬ後に故有りて鶴翁の門より破門せられしが、享保年中、多田將監義俊と名を定め、南嶺を號とし、また秋齋とも號しき、その人頗る博識にして、且つ文才有り、晩年に八文字自笑と相並んで戲作に、艶麗の筆を弄し、才華一世に鳴れり、寛延三年九月十二日、年五十三歳にて没せられぬ、その著せるもの、神代卷祕訣抄、神靈辨、神明憑談、舊事紀、僞撰考、職原抄、問書、秋齋問話、宮川日記、南嶺子、ぬなは草子、遊和草、伊呂波聲母傳、以呂波訓義抄、本語口傳、鎌倉諸藝袖日記、武遊雙巴、世間母子氣質等あり、これ等の著書目録を一見しても、その古典學者、有職學者、國語學者、および戲作者として、いづれにも特色を有せし人なりしを知ることを得べし、殊に、古典を研究し、語學に通じ、制度有職を究めたる人にして、尙戲作の述作に、艶筆をふるひたりしは、他に多く類例



なき事をして見るべきものか〔諸家人物志、戯曲小説通志、國學者傳記集成〕  
 【多田満仲】多田満仲は清和源氏の祖六孫王經基の長子にして、清和天皇の曾孫なり、その多田と稱するは嘗て攝津國の多田に住居しければなり、  
 清和天皇 貞純親王



頼家

義家

満仲、村上冷泉圓融、花山の四朝に仕ふ、其の人となり、勇略有り、亦和歌をも善くす、されば、王公以下皆これを器重し、朝廷もこれを爪牙と頼み給ひぬ、常陸介、武藏攝津越前伊豫陸奥等の守、また左馬權頭、治部大輔を歴て、鎮守府將軍となり、正四位下に至り、内昇殿を許されぬ、安和二年、橘繁延、藤原千晴僧連、茂等、爲平親王の爲めに亂を作さむと謀り、満仲も亦その謀に預れり、然るに繁延に憾有りしにより、武藏介藤原善

時と共に、この密謀を告訴せり、この事、爲平親王の外舅左大臣源高明にも關係せしかば、かねて高明を排陥して、これに代らむと望み居りし右大臣藤原師尹、すなはちこれを幸機として、高明の排擠を企てぬ、かくて、勅して、満仲の弟檢非違使滿季を遣して、その黨を搜ね、繁延、千晴等を流し、功を賞して、満仲善時の位を進め給ひぬ、満仲性漁獵を好み、殺生を行へり、その子僧源賢、これを患へて、惠心院僧都源信と共に、これを誘導せしに、満仲大に感悟し、乃ち從士等に語りていはく、我れ久しく戎事に従ひ、一日も懈緩せしことなかりき、されど、明日は、われ當に剃髮せむ、わが武人たるは今日を限りとす、故に汝等善く衛護の務をなすべしと、五百人の兵に命じて、甲を撰、弓矢を負ひて、終夜その館を護らしめ、翌日遂に剃髮し、名を滿慶と稱し、多田新發意といへり、その從士五十餘人も亦從ひて髮を剃れりといふ、されば満仲の前半生は、赳々たる武人にして、その後半世は、眞摯なる佛教徒たりしなり、天祿元年、多田院を創立し、長徳三年、年八十六にて卒せり、多田院に葬る、後、後土御門天皇の文明四年に、勅して從三位を贈りたまひぬ、満仲の子孫は、皆武人として著はる、中につき、頼信、頼光、頼親、最も名あり、頼信の後は、有名なる頼義、義家を出し、その裔に源頼朝を出しぬ、〔日本紀略、古事談、今昔物語、源平盛衰記、尊卑分脈、大日本史〕



【手力雄神】 天手力男命の項を見るべし、

【橋逸勢】 橋逸勢は敏達天皇七世の後裔にして、左大臣橋諸兄の子、左大臣奈良麻呂の孫なり、父を入居といふ、

橋諸兄 敏達天皇四世の孫

奈良麻呂

橋氏の始祖

清友

入居

逸勢

〔橋氏系圖〕

逸勢、人となり放誕にして、細節に拘らず、最も隸書に妙なり、宮門榜題多くはその手に成る、逸勢の嵯峨天皇および弘法大師と併せて、本邦の三筆と稱せらるゝは、世人の汎く知れるところなりとす、逸勢、延暦の末に遣唐使に従ひて入唐し、かの國人に、橋秀才と賞呼せられぬ、還りて後、從五位下に叙せられしが、後病を以て、家居して仕へざりき、承和七年、起ちて但馬權守たりしが、この年淳和上皇崩じ給ひ、嵯峨上皇また不豫なりしかば、東宮、帶刀伴健岑おもへらく、上皇の登遐遠からじ、その時こそ國家危殆の時ならめとて、乃ち逸勢と謀りて、皇太子恒貞親王を奉じて東國に赴きて、事を擧げむと企て、竊に阿保親王と語り合せぬ、これ全く、この時藤原冬嗣の女順子

の仁明天皇の后となりて生み奉りたる道康親王のありて、藤原氏の一黨は、恒貞親王を排して、道康親王を擁立せむとの希望を有し居たりしに依るものなり、既にして、嵯峨上皇は、承和九年に崩じ給ひぬ、然るに、阿保親王、絨書もて、この事を嵯峨の太皇太后に告げ給ひしより、太后は、藤原良房をして之を奏せしめ、よりて六衛府の兵をして宮門を固めしめ、また兵を遣して、健岑逸勢および其の黨與を悉く捕縛しぬ、恒貞親王は、恐れて、皇太子の位を辭し給ひしが、仁明天皇は、健岑の凶逆何ぞ太子に關らむやとて、許し給はざりき、然るに、數日にして、又健岑の叛は、太子の爲なりとの飛書あり、會天皇は、冷泉院に避暑したまひ、太子も供奉し給へるに、急に藤原良相は、近衛を兵を率ゐ來りて、東宮の坊官等百餘人を搦め捕り、また大納言藤原愛發、中納言藤原吉野、參議文室秋津をも縛して、院中に分幽し、遂に詔して、恒貞親王を皇太子より廢し、尋いで愛發等を京外に斥け、逸勢、健岑以下六十餘人を配流に處しぬ、逸勢は、姓を非人と改めしめられ、伊豆國に配流せらる、逸勢、遠江國板築驛に至りて、病みて歿せり、その女至孝にして、父の東下を悲しむ、竊にその後に従ひて下れり、護送の者叱りて去らしめしかば、女乃ち晝は止りて夜行き、遂に相從ふ事を得たり、父の歿するに及びて、哀慕極なく、屍を收めて葬り、墓側に廬居して、自ら尼となりて之を弔

ひしが後父の屍を負ひて還れり、時人その至孝に感じきといふ、逸勢の死後、朝廷詔して、その子孫の舊閭に就き、京都に入ること許し、また本姓を稱するをも聽されしが、文徳天皇の嘉祥三年、逸勢に正五位下を追贈あり、仁壽三年には、更に従四位下を贈りたまひぬ、後世に至りて、八所御霊の中に逸勢を加へて、橘大夫としてこれを祭れり、〔橘氏系圖文徳實錄、續日本後紀、大日本史、諸社根元記等〕

【橘媛命】

日本武尊の妃にておはす、弟橘媛命の項を見るべし、

【龍田大神】

龍田大神とは、今も大和國平群郡立野村に鎮ります、官幣大社龍田神社

社にはひ祭る大神にして、風の神天御柱神國御柱神の二神を申す、この社は、延喜式の神名帳に、大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座、並名神大月次新嘗と見えたる社にして、祭神天御柱神國御柱神といふは、風の神級長津彦神級長津比賣神の男女兩神を申し奉るなり、その彦神姫神二柱相並ばして鎮まり給へることは、延喜式の龍田風神祭の祝詞に、奉る宇豆の幣帛は、比古神に云々、比賣神に云々とあるにても明かなり、この神、沓風を防遏し、穀物を成熟せしめ給ふを以て、廣瀬の大神と相並びて、歴代の崇敬殊に深く、廣瀬の大神祭と、この龍田風神祭とは、相並べて、すべて同日に行ひ、恒祭以下臨時奉幣の如きも、またすべて廣瀬と同日にこれを行はせ

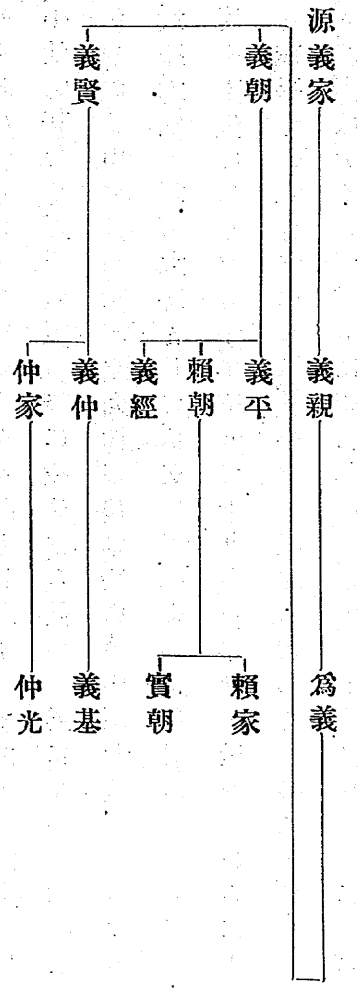
らるゝ例なり、〔日本書紀、延喜式、令義解、延喜式に載せたる龍田風神祭の祝詞によれば、志貴島に大八島國知しめし、天皇崇神の時に、天下の公民の作れる穀物、悪しき風荒き水に損はれて、百姓塗炭に苦しみしは、全くこの神の御心による由、神教ありしにより、乃ち龍田の立野の小野に、宮居定めて、この神を齋きまつり給ひしよし見えたり、さてそれより後、毎年の例として、この神の祭は行はれむ、されど、世を経るに隨ひて、漸くその古義は失はれ行きしと見えて、國史にこの神の御祭の事見え、かくて、天武天皇の四年四月に至りて、小紫美濃王、小錦下佐伯連廣足を遣して、風神を龍田立野に祠り、小錦中間人蓋、大山中曾禰連韓犬を遣して、大忌神を廣瀬の河曲に祭らしめたまへり、〔日本書紀〕これより、この神の祭は、歴代の殊に重じたまふ所となり、令の制には、風神祭は、廣瀬の大神祭と共に、神祇官の十九祭の中に加へらるゝ事となり、延喜式の制には、風神祭と大忌祭とは、これを小祀の列に加へられたり、〔令義解、延喜式、嵯峨天皇の弘仁十三年八月、廣瀨龍田の神に從五位下を授けたまひ、文徳天皇の嘉祥三年七月、龍田天御柱命神國御柱命神、および廣瀬の若宇加乃賣命神に從五位上を加へ給ひ、仁壽二年七月、またこの兩社の神に從四位下を給ひ、同年十月、從三位に加へ給ひ、清和天皇の貞觀元年正月に、廣瀬神龍田神に正三位を授け給

ひしごと、國史に見ゆ、以て歴代の崇敬厚かりしを知るべし、日本紀略、文德實錄、三代實錄かの廣瀨神は、倉稻魂神を祀り奉れば、穀物守護の大神にてましまし、この龍田神は、風神におはしまして、沓風を遏め、穀物を成熟せしめ給ふ大神にてましませば、歴代この二社に奉幣して、風雨の調和、年穀の豊熟を祈りたまひし事、その例少からず、その數例を擧ぐれば、光仁天皇の寶龜九年六月には、特に詔して、參議左大辨藤原是公、肥後守藤原是人を遣して、幣帛を廣瀨龍田の二社に奉りて、風雨調和秋稼豊稔を祈りたまひ、文德天皇の仁壽二年七月には、安宗王利見王の二王を遣して、廣瀨龍田の二社に幣馬を捧げて、年穀の稔らむことを祈りたまひ、清和天皇の貞觀元年九月には、また二神に遣使奉幣ありて、風雨の調はむことを祈らしめ給ひ、同十二年七月には、河内國の堤を築くに、功成らざるに、水害有らむことを患へて、大和の御歲神、大和神、および廣瀨龍田の二神に奉幣して、雨滂無からむ事を祈らしめ給ひぬ、これ河内の水源の大和より出づるを以てなり、續日本紀、文德實錄、三代實錄かくて、廣瀨龍田の祭は、後世に至るまで、歴代の殊に重せられしところなるが、後朝綱弛類し、朝廷の恒例臨時の儀式祭祀の如きも、ほとほと廢れ行きたる足利時代に至りては、この祭も亦行はれずなりしと見え、續史愚抄の應安七年四月四日の祭には、廣瀨龍田

祭、近代無沙汰と見えたり、なほ祭神天御柱神國御柱神につきては、別に、級長津彦命、および、級長津比賣命の項あれば、就きて見るべし、

【多都乃神】 祈雨の龍神をいふなるべし、

【帶刀義賢】 源義賢は源義家の孫なる六條判官源爲義の子にして、義朝の弟なり、近衛天皇の東宮に居まし、とき義賢、東宮に奉仕して、帶刀舍人の長たり、よりて帶刀義賢と稱し、また帶刀先生義賢ともいへり、先生とは、帶刀舍人の長をばいふ稱なり、尊卑分脈



近衛天皇の仁平年中、義賢は上野國多胡郡に居りけるが、秩父次郎大夫重隆が養君

となり、よりて武藏の比企郡の地に往來せしかば、當國のみに限らず、隣國の士卒まで來歸せり、その後、その姪源義平と隙を生じ、兵を構へて、武藏の大藏谷に戰ひて、闘死せり、平治物語の待賢門の戰の條に載せたる義平の詞に、此手の大將は誰人ぞ、名乗れ聞かむ、かく申すは、清和天皇九代の後胤、鎌倉の惡源太義平と申す者なり、生年十五歳、武藏大藏の軍の大將として、伯父帶刀先生義賢を討ちしより以來、度々の合戰に、一度も不覺の名を取らず、年積りて十九歳、見參せん云々、とあるによりて見れば、義賢と義平との大藏谷の戰は、義平が十五歳の時、即ち久壽二年にてありける事明かなり、義賢はかくして武藏に死にしかど、その子義仲は、後木曾に長じて、遂に兵を擧げて京に入りしは、名高き事なり、また義仲の弟仲家は、父義賢の死後、源賴政の養子となりて、八條院の藏人となりしが、治承四年の戰に、その子仲光と共に戰死したりき、源平盛衰記、平家物語、山槐記、尊卑分脈

【平重盛卿】タヒラノシゲモリキヤウ 平重盛は、桓武天皇十一代の孫にして、太政大臣平清盛の長子なり、資性忠謹、武勇人に軼し、物に接して温厚、中外意を屬せり、近衛天皇の久安六年、藏人となり、從五位下に叙し、久壽二年、中務少輔に任せり、後白河天皇の保元元年、崇徳上皇の兵を高松殿に集めたまふや、重盛禁軍を率ゐて、父清盛に従ひて之を攻め、功あり、

二年、正五位下に叙し、左衛門佐に任じ、遠江守を兼ね、二條天皇の平治元年、源義朝藤原信賴兵を擧げて、大内に據るや、時に重盛父と共に熊野參詣の途にあり、變をきいて馳せかへり、自ら待賢門を攻む、信賴大に懼れて退却せしかば、更に進んで大庭の椋樹の下に到り、義朝の嫡子義平と激戰して退く、既にして、源義朝の軍平氏の六波羅邸を襲ひしかば、重盛撃つて之を退け、後遂に義朝信賴等の亂を平ぐるに至りぬ、是の冬、功によりて伊豫守を兼ね、明年從三位に叙し、長寛三年、正三位に進み、永萬元年參議となる、この秋、二條天皇崩じて、諸寺の僧侶會葬するや、延曆興福の二寺、次を争うて兵を構ふ、時に訛言ありて、後白河上皇陰に僧徒に命じて平氏を討たむとせらると、清盛大に驚き、兵を聚めて自ら守る、重盛堅く執つて妄となして、父清盛を諫む、清盛遂に曉るところありて、兵を解き、その恢量を嘆稱せり、六條天皇の仁安元年、權中納言に任じ、春宮大夫をかね、二年從二位權大納言となりしが、三年、病を以て官を辭せり、高倉天皇の承安元年、權大納言に復し、四年、右大將を兼ね、治承元年、左大將に轉じ、尋いで右大臣となる、既にして藤原成親等、黨を結びて平氏を滅さむとし、その事洩れて、それれ處斷せらるゝや、清盛、後白河法皇も亦この事に興りたまふに、より、これを別宮に幽閉し奉らむとす、重盛これをきいて、親しく父清盛に會し、世に

四恩ありて君恩最も重き所以を説き、嗚呼忠ならむと欲すれば孝ならず、孝ならむと欲すれば忠ならず、重盛の進退維れ谷カハれりとして、極諫流涕、その情を盡し、かば、その事遂に罷むに至りきと雖も、清盛の專横跋扈、これより日々に甚し、重盛常にこれを憂懼す、幾くもなくして左大將を解き、治承三年内大臣を辭しぬ、既にして重盛病あり、高倉天皇、爲めに藥を賜ひ、後白河法皇また親臨して病を問ひたまふ、重盛剃髮して法名燈空といひしが、八月遂に薨せり、年四十二、忠謹温厚なること、此の如き重盛を失ひしは、實に平氏一門の爲めに、惜しむべき事なりき、世に重盛を稱して、小松殿といひき、重盛またその居室の中の四方に、常に十二佛像を置き、四十八人の美姫をえらびて、日暮るゝ毎に、獻燈禮讚せしめ、畢りて鈸を撃ちて行歌せしめ、自ら中央に座してこれを聽きしかば、時人呼ぶに、燈籠大臣の名を以てせりといふ、平家物語、源平盛衰記、大日本史、當國北埼玉郡岩瀬村なる郷社小松神社は、實にこの平重盛朝臣を祀れり、

【平將門】タヒフツメサカド 平將門は、上總介高望の孫にして、鎮守府將軍良將の子なり、相馬小二郎と稱す、勇悍人に過ぎ、最も騎射に工みなりき、少きころ攝政藤原忠平に仕へ、その薦めによりて檢非違使たらむとせしも、省せられざりしかば、將門失望憤怨して、去り

て關東に赴き、下總豊田郡に居り、徒屬を率ゐて、常陸下總の間を往來し、攻剽を以て事となしき、會々源護の三子扶隆繁等、事によりて將門と難を構へ、兵を率ゐて將門を襲ひしかば、將門これを破り、進んで常陸に入りて、扶隆繁の三人を殺せり、將門の伯父平國香、時に常陸大掾として國府に在りしが、護に與して、その三子を助けしによりて、亦將門の爲めに殺されぬ、國香の弟に良兼といふ人あり、護が女婿なり、よりて國香の子平貞盛と共に、兵を起して將門を撃つ、然かも戦利あらざりしかば、護これを京都に訴へぬ、朝廷、擅に相攻伐して、百姓を侵擾するを以て、將門を召して、罪に處せむとす、將門馳せて京都に到り、事狀を具陳せしかば、乃ち輕きに準じて釋さるるを得たり、既にして朱雀天皇の承平七年、良兼また將門を撃ち、常總の間に戦ふ、然るに、將門却つて良兼の軍を破りしかば、是れより良兼また戦ふ事能はず、貞盛も亦京都に奔りぬ、この時に當りて、藤原玄明といふ者あり、常陸國にありて、官物を辨納せずして、却つて國使を凌轢す、國司藤原維幾、これを追捕せむとせしかば、玄明、將門に投じて、その援助を求めぬ、將門これを許諾し、天慶二年十一月、維幾を攻めて、遂にこれを捕獲するに至りぬ、時に武藏權守興世王、將門に説いて、いはく、一國を攻掠するも罪あり、八州を攻掠するも罪あり、如かず、坂東を虜掠して、時機を伺はむにはと、

將門以て然りとなし、進んで上野下野をも侵し、悉くその國司を逐ふ。適ふ一人あり、八幡大菩薩の使なりと稱して、唱へていはく、朕まさに位を蔭子將門に譲らむとす。よろしく樂を奏して來り迎ふべしと。一軍皆歡ぶ。將門乃ち自ら稱して新皇といふ。弟將平諫めていはく、帝王の興るや、自ら天命あり、阿兄よろしく熟計すべしと。將門聽かず。是に於いて、下總國猿島郡石井郷に偽宮を興し、文武百官を摸置す。信濃常陸の諸國、これをききて、飛驒して京に奏せしかば、朝廷乃ち參議藤原忠文を以て征東大將軍となし、之を討たしむ。その未だ到らざるに先ち、貞盛、下野押領使、藤原秀郷と共に力を協せて、將門を襲撃して、遂に之を誅せり。史にいはゆる天慶之亂とは、即ちこれなり。將門記、大日本史。

【玉前大神】玉前の大神とは、今も上總國長柄郡一宮村に鎮座まします玉前神社にいはひ祭る大神にして、本社は現今國幣中社に列せり。この社は、延喜式の神名帳に、上總國埴生郡玉前神社、名神大と見えたる社にして、式に埴生郡とあれど、後には長柄郡に屬せり。これに就きては、房總志料續篇に、延喜式神名帳を考るに、上總國埴生郡一宮玉前神社とあり、然れども今は長柄郡の地となる。思ふに、古は、一宮川を隔て、北の方宮原一ツ松邊より、長柄の地と見ゆ。かくあれば、一宮東浪見の地は、古の

埴生郡の地と見えたりと云へり。この神、後世には、上總の一之宮大明神といひて、その地方を一宮郷または一宮村とまで稱するに至れり。房總志料さて、祭神玉前神につきては、古來諸説あり、一説には、玉前神としてこゝに祀れるは、生産靈神の御子前玉命なりといひ、延喜式神名帳頭註、一宮巡詣記一説には、こゝは櫛明玉命を祀れるなりといへり。神名帳考證、神祇志料この前玉命および櫛明玉命の御事蹟につきては、別に前玉彦命および天明玉命の頃を參看すべし。さて、清和天皇の貞觀十年七月、從五位上勳五等玉埼神に從四位下を授け、陽成天皇の元慶元年五月に、從四位上より正四位下に上せ、同八年七月に、正四位上に進め賜ひしこと、國史に見えたり。延喜式の制には、名神大社に列ねらる。三代實錄、延喜式この後、源賴朝の兵を東國に擧ぐるに及びて、壽永元年、上總介平忠常は、甲一領を本社に奉りて、前兵衛佐源賴朝の爲めに靈佑を賜りて、その心中の祈願を成就せしめ、東國を泰平ならしめ給はゞ、三年の間に、神田貳拾町を寄進し、本社を造營し、萬度の流鏑馬を行はむと祈請し、同年、賴朝もまた、その妻政子の安産を祈らむが爲めに、特使を立て、奉幣せしめたる事あり。【吾妻鏡】この後も、永く東國人士の崇敬し奉りたりしは、素より言ふまでもなき事なりとす。



【玉垂神】 高良玉垂大神の項を見るべし、

【玉留魂神】 この神の御名を、延喜式の祈年祭祝詞には、玉留魂と記し、神名帳には玉積産日神と記し、古語拾遺には、魂留産靈と記せり、鈴木重胤翁の説に、この神は神の神にして、玉留魂てふ御名の義は、靈聚魂なること疑ひなしと見えたるが、この神は、すべて、人の心霊を治め鎮むることを掌りたまふ神にますこと、その御名によりて知らるゝなり、されば、中古以來、神祇官の中に他の七座の神と共に、この玉留魂神をば、御巫の祭る神として、これをいはひ祀られたり、いはゆる神祇官の八座の神、是れなり、三代實錄によれば、清和天皇の貞觀元年正月、神祇官にます無位玉積産日神に從一位の階を授け奉り、同年二月、更に正一位を授け奉られしよし見えたり、延喜式、古語拾遺、三代實錄、祝詞講義

【玉積産日神】 玉留魂神におなじ前項を見るべし、

【玉祖大神】 玉祖大神とは、今も周防國佐波郡大崎村に鎮坐したまふ玉祖神社にいはひ祀る大神にして、本社は現今國幣小社たり、こは延喜式の神名帳に、周防國佐波郡玉祖神社二座と見えたる社にして、祭神は玉作連の遠祖にてます玉祖命、すなはち天明玉命、またの御名は、天櫛明玉命、羽明玉命を祀れり、他の一座は、或はいふ天

鏡命なりと、天日本史神祇志、古事類苑、聖武天皇の天平十年、本社の神税額稻三千八百三十四束を以て、神社改造等の雜用料に充て、また禰奇玉作部五百背に、三年田租を免じ、神税二百束を分給したまひしことあり、こは是れより先神宣ありしに由りてなり、平城天皇の大同元年、神封十戸を寄せ給ひ、清和天皇の貞觀九年三月、從四位下玉祖神に從三位を授け、村上天皇の康保元年四月、正二位より從一位に加へ奉られぬ、正倉院文書、新抄格勅符抄、三代實錄、日本紀略、この社は、延喜式の制には、小社にてありしかど、平安朝の中頃より、公私の崇敬の殊に篤かりしは、村上の御時に、從一位を加へ奉られたるにても知らる、今昔物語に、周防國の一宮に玉祖の大明神と申す神在す、と見えれば、當時既に一の宮として、上下の崇敬一方ならざりし事知らる、また、この社に仕へ來つる宮司は、世々玉祖氏なりきといふ、神祇志料、玉祖氏は、玉作氏とおなじく、玉祖命の後なり、然らば、玉祖神の神孫、永く相傳へて、その祖神を祭り來りしものなりと謂はざるべからず、姓氏錄、神祇志料、なほ、祭神玉祖命につきては、別に、天明玉命の項あり、就きて見るべし、また、天鏡命は、鈴木重胤翁の説に、天鏡命は、石凝姥命におはしまして、共に五部神に渡らせ給へば、相並びて鎮りおはしませるなめりと云へり、日本書紀傳、石凝姥命の御事歴は、別にその項あれば、就きて見る

べし、尙この周防の玉祖神と、出雲の玉作氏との關係につきて、鈴木重胤翁の説には、はく、本社の本社の社傳の如くば、玉祖命のか、天孫降臨に供奉して天降りまし、後に、始めて住み著き給へるは、周防國なり、然るに、古語拾遺の神武天皇の段に、櫛明玉命之孫、造御祈玉古語美保伎玉、言祈禱也、其裔今在出雲國と見えたるを以て考ふるに、その御世より以前に、この神の子孫出雲の國に支れ住みたりけむと見ゆ、此の神、素盞鳴尊に、瑞八坂瓊之曲玉を獻らせ給へるに、事起りて、三女神の物根モノ、サネとしも成りぬる事にし有りければ、その御縁に由りて、出雲神には、殊に親しくおはしますが故に、彼の國に行きて、仕へ奉れるにこそ、と見えたり、日本書紀傳

【玉與姫命】 御事歴明かならず、

【玉依姫命】 玉依姫命と申し奉るに、同名異神二柱まします、一は、賀茂健角身命カモケンカクミノミコトとも、山城國下鴨なる賀茂御祖神社カモミコノヤシロノミヤ官幣大社にいはひまつる玉依姫命にして、こはまた、多多須玉依姫命タタスツメノミコトとも申す、一は、綿津見神ワタヅミノカミの御女にして、鷗鷯草葺不合尊オウリウソクフイヘノミコトの妃となりたまひて、彦五瀬命稻飯命ヒコイノノミコト三毛入野命ミケイルノミコトおよび神武天皇を生みたまへる玉依姫命すなはちこれなり、この玉依姫命は、今も筑前國御笠郡なる官幣小社竈門神社カマドノミヤにいはひまつる神なり、この命につきては、別に次の項において記す事となし、今こ

こには、賀茂御祖神社カモミコノヤシロノミヤにいはひまつる玉依姫命につきて記す事となすべし、玉依姫命は、今も山城國愛宕郡上賀茂村カモノカミに鎮ります賀茂別雷神カモワケノカミ社官幣大社にいはひ祭る賀茂別雷神の御母にして、御父は賀茂健角身命なり、山城風土記によれば、はじめ健角身命、丹波國神野の神なる伊賀古夜日賣イハカコヤヒメを娶りて生みたまへる御子、二人おはしき、玉依彦命および此の玉依姫命即ちこれなり、玉依姫命後に乙訓郡に坐す火雷神ヒノカミノカミの丹塗矢ニノヌヤと成りて通ひ來たまへるに合ひたまひて、生み給へる御子、即ち賀茂別雷神なりとす、かくて、この別雷神は、永く上賀茂の神として祀られたまひ、健角身命と玉依姫命とは下鴨の神として祀られたまへり、延喜式釋日本紀古事類苑

【玉依姫命】 玉依姫命は、綿津見神の御女にして、彦火火出見尊の妃神となりたまひし、豊玉姫命の御妹にておはす、後に、鷗鷯草葺不合尊オウリウソクフイヘノミコトの妃となりたまひて、彦五瀬命ヒコイノノミコト稻飯命イノノミコト三毛入野命ミケイルノミコトおよび磐余彦尊イハヒコノミコトの四柱の御子を生みたまへり、磐余彦尊は實に神武天皇にておはす、筑前國御笠郡竈門山カマドノヤマに鎮座したまふ竈門神社カマドノミヤは、實にこの玉依姫命を祀れる社にして、現今官幣小社たり、この社は、延喜式の制名神大社ニに列ねられたり、日本書紀、延喜式、仁明天皇の承和七年、從五位下竈門神カマドノミカドに從五位上を授け、文德天皇嘉祥三年に、正五位下を加へ、清和天皇の貞觀元年に、從四位下に進め、陽



成天皇の元慶三年に從四位上に叙せられ、後堀河天皇の嘉承元年十一月に從一位より正一位に上せ給はりしこと史に見ゆ、續後紀、文德實錄、三代實錄、百鍊抄、白河天皇の應德二年に下されたる官符の中に、竈門山大神社、九國、惣鎮守、不混諸社、故寄附神領八十庄、宜戀祈聖朝安寧の文あり、亦以て朝廷歴代の尊崇厚かりしを知るべきなり、筑前國續風土記

【田村大神】 田村大神とは、今も讃岐國香川郡一宮村に鎮座まします田村神社にいはひ祭れる大神なり、この社は延喜式の神名帳に、讃岐國香川郡田村神社、名神大と見えたる社にして、現今國幣中社に列す、讃岐の一宮として、古來遠近の崇敬一方ならざる神社なるが、祭神田村神につきては、古來諸説ありて、多くは猿田彦命なりとせり、神名帳頭注、一宮記されど、官社祭神考證には、田村比賣命なりと論斷せり、其の説にいはく、田村神社祭神、田村神、一宮記に、田村社同上とあり、同上は、前に大麻比古神社、猿田彦神とあるを受たるなり、神名帳頭注に、田村一宮也云々、猿田彦と見え、また社説にも然云へるは、如何あらむ若しくは御親子の間を取違へたるにはあらずか、其は皇大神宮儀式帳に、大土神社一處、稱國生神、兒大國玉命、次水佐々良比古命、次佐々良比賣命、形石坐、倭姫内親王定祝とあるを、神名式には、大土御祖神社とあり、

古史傳に、大土御祖神は、頓て猿田彦神なりとあり、又皇大神宮儀式帳に、右の社に並て、國津御祖社一處、稱國生神、兒宇治比賣命、形石坐、又田村比賣命、形坐と見え、神名式に、當社に並べて、坂手國生神社もあり、然るに儀式解に、國津御祖社は、大土御祖社の北に並坐せり、祭神は、國生神、兒宇治比賣命とあり、此宇治比賣は、宇治をうしは、き坐る故に、地名を負たる御名なり、さて其相殿に、田村比賣命とあるは、右の猿田彦神の御族なる故に、御親子の所由を取違て、田村神社は、猿田彦神なりと云ふにはあらずか、然らば、田村比賣命を以て祭神と爲すべしと見えたり、皇大神宮儀式帳、延喜式、古事類苑、この神、仁明天皇の嘉祥二年に、從五位下を授け給ひ、清和天皇の貞觀三年に、官社に列し、同七年に正五位下を加へ、同九年十月、從四位下に至り、同十七年、從四位上を授け給はり、陽成天皇の元慶元年、正四位下より正四位上に進められ給へり、後、白河天皇の承暦四年六月、御卜に、田村神の祟有るよし現れたるにより、社司に中祓を科せられしよし史に見ゆ、續後紀、三代實錄、朝野群載

【帶長日子天皇】 帶長日子天皇とあれど、こは、帶中日子天皇の誤ならざるか、然らば、仲哀天皇の御事なり、なほ、孝安天皇の御名は、大倭帶日子國押人命と申し、景行天皇の御名は、大帶日子淤斯呂和氣命と申し、また、成務天皇の御名は、若帶日子命と申

したれど、帶長日子天皇といふに、最も近きは帶中日子天皇、仲哀天皇なれば、この誤ならむと推定するなり、仲哀天皇の條を見るべし。

【足魂神】 この神の御名を足魂とも、足産日とも、また足産靈とも書けり、中古以來神祇官において、御巫の祭る神として、他の七座の神々とともに祀られ給へる神にして、いはゆる御巫祭、神八座の中の一座の神にておはしますなり、三代實錄によるに、清和天皇の貞觀元年正月、神祇官に坐す無位足産日神に從一位を授け奉り、同年二月、更に正一位を授け奉られたるよし見えたり、延喜式、三代實錄、祝詞講義、  
【足産靈神】 足魂神におなじ、その項を見るべし。

ち

【秩父彥命】 秩父彥命は、秩父國造の祖先にして、崇神天皇の御代に、秩父國造に定め任せられ給ひし人なり、舊事本紀の國造本紀に、知知夫國造、瑞籬朝、御世八意思金命、十世孫、知知夫彥、定賜國造、拜祠大神と見えたる、知知夫彥は、即ちこの命の事なりとす、此の命の事蹟に就きては、我が古史の中に傳ふるところ、他にこれ無しと雖も、

是れより先、八意思金命の後にして、秩父國造の遠祖なる、天表春命、天下春命の族は、や、此の國に來住せられたりし事、疑なければ、この秩父彥命も、この地方の土神として、當時恩威徳化遠近に及びけむ事、吾人の推測するに難からざるところなりとす、されば、今も秩父郡大宮町に、この神をいはひ祭れる縣社秩父神社の存するは、まことに深き遠き縁由有る事と謂ふべし、〔舊事本紀、國造本紀考〕

【秩父姫命】 秩父姫命は、秩父彥命と相並びまして、秩父の土神として、この地方に恩威徳化を布き給ひし神にておはしましけむ事、其の御名によりて推知せらるゝところなり、されど其の御事蹟につきては、何等古史に傳ふる所なし、我が古代には、その地方と極めて密接重大なる關係を有し給ひし土神にして、其の御事蹟の歴史に傳へられざるもの、その例少からず、されど其の御事蹟詳ならずとて、決して其の神の恩威尊嚴を疑ふべきにあらず、何となれば、その御事蹟詳ならざるにも係らず、なほ幾千百年の久しきにわたりて、該地方人民の、其の神の祀を傳へ、其の神の恩頼を今に到るまで是れ仰げば、實は、その神の恩威徳化の、其の地方に對して、極めて重大密接なるもの存せしに因るものなればなりとす、秩父彥、秩父姫命の如きも、實に其の一例なりと謂ふべきなり、

【仲哀天皇】 仲哀天皇は、御諱は足仲彦尊と申し、日本武尊の御二子におはしまし  
て、景行天皇には御孫におはします。御母は兩道入姫命なり。天皇成務天皇の後を承  
けて天位に登りたまひ、氣長足姫尊を立て、皇后となし給ふ。是れ即ち後に神功皇  
后と謚し奉れる御方なりとす。即位の貳年、天皇紀伊國に幸して、德勒津宮にましま  
し、時、筑紫の熊襲叛けりとの報をき、給ひ、自ら直に海路より穴門(長門)に下りた  
まひ、又別に皇后をして、角鹿敦賀より北海を廻航して、穴門の豊浦に會せしめ給ひ  
ぬ。天皇皇后とともに豊浦宮に駐りたまふ事數年、更に進んで筑紫に渡り、檀日宮に  
居まして、此處にて熊襲征討の謀をめぐらし給ひけるが、時に、神ありて、皇后に誨へ  
告げたまひけるは、天皇何ぞ熊襲の服せざるを憂へたまはむや、是れ唯禱の空しき  
國なり、何ぞ兵を煩はすを須ひむ。今この國に愈りたる寶國、別にありて、金銀彩色多  
くその國に存せり、是れを新羅國といふ。若し能く吾れを祭り給はば、及に血らずし  
て、其の國自ら服ひぬべく、また熊襲等も自らに服ひなむと告げたまへり。されど、天  
皇はこれを聞き給ひて信じ給はず。高き山に登りて、遙に望見したまひしかど、大海  
曠遠にして國を見ざりしかば、天皇すなはち神に對へてのたまはく、朕今これを周  
望するに、たゞ海ありて國なし、いづれの神ぞ徒らに朕をば誘ひ惑したまふぞやと

て、遂に神誨に従はずして、強ちに熊襲を討ちたまへり。然るに、皇軍克つこと能はず  
して還り、天皇は後俄に檀日宮に崩じ給へり。時に寶算五十又二にておはしましき。  
是に於いて、皇后氣長足姫尊、大臣武内宿禰と謀り給ひて、天皇の喪を秘して發せず。  
中臣、烏賊津大三輪大友主物部膽咋大伴武以等に命じて、百僚を率ゐて宮中を警衛  
せしめ、また武内宿禰をして、密に梓宮を奉じて、海路穴門にかへりて、豊浦宮に殯せ  
しめ給へり。かくて、皇后は、天皇が神教に従ひ給はずして早く崩じ給ひしを傷みた  
まひ、よりて自ら神教に従ひて財寶の國を求めむと欲したまひ、まづ群臣百寮に命  
じて、罪を解ひ過を改めしめ、また齋宮を小山田邑といふに造りて、親しく神祇を奉  
齋して、神佑を請ひたまひ、尋いで新羅征討の軍を興したまふ。是れ即ち史上に名高  
き神功皇后の新羅征伐の壯舉なりとす。かくて、皇后は、新羅親征の壯圖を遂げて、無  
事凱旋したまひし後、改めて天皇をば河内國長野、御陵に葬らせたまひぬ。かの延喜  
式の中に、惠我、長野、西陵、穴門、豊浦宮、御宇、仲哀天皇、在河内國志紀郡、兆城、東西二町、南  
北二町、陵、戸一畑、守戸四畑、と見えたるは、即ちこれなりとす。〔古事記、日本書紀、延喜式〕  
なほ、皇后氣長足姫尊の新羅親征の事につきては、別に氣長足姫尊の項に記したれ  
ば併せ看るべし。

【治由保命】 この神の御名は「ちゆほのみこと」と訓むなるべし、神社明細帳に、北埼玉郡下中條村字下屋敷村社治子神社に祀る、由緒不明とあり、御事歴明かならず、因に云ふ、新篇武藏風土記には、この治子神社の祭神を「天手長雄命」とせり、「天手長男命」の項を看るべし。

つ

【月神】 月神また月弓尊とも、月夜見尊とも、月讀尊とも申す、伊弉諾伊弉冉の二神の、日神大日靈貴尊すなはち天照大御神の次に生み給へる神なり、日本書紀の本書に、この事を記して、伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰、吾已生大八州國及山川草木、何不生下之主者歟、於是共生日神號大日靈貴、此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱擧於天上也、次生月神、一書云、月弓尊、月夜見尊、月讀尊、其光彩亞日、可以配日、而治、故亦送之于天云々とあり、また同一書には、伊弉諾尊曰、吾欲生御宙之珍子、乃以左手持白銅鏡、則有化出之神、是謂大日靈貴、右手持白銅鏡、則有化出之神、是謂

月弓尊云々、即大日靈貴及月弓尊、並是質性明麗、故使照臨天地と記せり、この神の出自につきて、日本書紀に記せるところ、此の如しといへども、古事記および日本書紀の他の一書には、天照大御神もこの月讀尊も、共に伊弉諾尊が筑紫の日向の橘の小門の楹原にて禊を行ひたまひし際に生れ出で給へる神にして、伊弉諾尊は、天照大御神に對しては、高天原を知らせと事依したまひ、月讀尊に對しては、夜之食國を知らせと事依したまへりと記せり、即ち其の左の御目を洗ひ給ひし時に成りませる神の御名は、天照大御神、その右の御目を洗ひ給ひし時に成りませる神の御名は、月讀命なりとせり、延喜式の神名帳を案するに、山城國綴喜郡に樺井月神社あり、丹波國桑田郡に小川月神社あり、その社名によるに、皆この神をまつれるものなるが如し、また同神名帳によるに、山城國葛野郡に葛野坐月讀神社あり、同國綴喜郡に月讀神社あり、伊勢國度會郡に月讀宮二座あり、また月夜見神社あり、壹岐國壹岐郡に月讀神社あり、中に就きて葛野坐月讀神社と、壹岐の月讀神社とは、名神大社に列せり、これ等の諸社は、いづれも月神すなはち月讀命をいはひ祀れるものなることは、言ふまでもなき事なりとす、顯宗天皇の時、阿閉臣事代命を受けて任那に使せしとき、月神の神教ありて、高皇產靈神を祭り奉るべき由を示し給ひしかば、事代の奏言に

よりて、天皇壹岐縣主の先祖押見宿禰をして、高皇產靈神を祭らしめられし由、顯宗紀三年の條に見ゆ、この月神とは、即ち壹岐郡月讀神社の神にてまします事、いふまでもなき事なり、さて、日本書紀の一書に、天照大御神、天上にましまして、葦原中國に保食神ありと聞召し、月夜尊に命じて、往きて見しめ給ひし事あり、月夜見尊乃ち勅のまにまに降りて、保食神の許に至り給ひしに、保食神首を廻して國に嚮ひしかば、口より飯出で、海に嚮ひしかば、口より鱧廣物鱧狹物出で、山に嚮ひしかば、毛鹿物毛柔物また口より出でたり、その品々の物を悉く備へて、百机に貯へて饗たてまつりしが、この時、月夜見尊怒の色をあらはして、穢しきかな、などて口より吐き出し、物を以て我れに與ふるぞやとて、廻ち劔を抜きて、保食神を撃ち殺し給ひぬ、かくて此の由を復命し給ひしかば、天照大御神甚だ怒りたまひて、汝は惡しき神なり、相見じとのたまひて、是れより、天照大御神は月夜見尊と、一日一夜隔て離れて住みたまふ事となれりと記せり、今この傳説につきて考ふるに、こは全く、天照大御神すなはち日神を以て、太陽にてましますと信じ、月夜見尊すなはち月神を以て、太陰にてましますと信せし、古人の信仰より作り出されたる傳説なるは、何人も首肯するところなるべし、なほ、月讀命の條を見よ、古事記、日本書紀、延喜式

## 【月輪兼實】

月輪兼實とは、月輪、關白藤原兼實卿の事なり、兼實は關白忠通の第三子にして、近衛基實松殿基房の弟なり、保元三年正五位下に叙し、後累進して應保元年には權大納言兼近衛大將となり、長寛二年内大臣に進み、仁安の初め、東宮、傳を兼ね、幾くもなくして右大臣に任じ、尋いで従一位に叙せらる、兼實博く故典に通じ、朝廷の政務の樞機に參與し、常に重きをおかる、安徳天皇の神器を奉じて、西海に赴き給ふや、京都主なし、時に兼實、後白河法皇に建議して曰はく、天下一日も主なかるべからず、曠位久しかれば、人心繫る所なし、これ早く天皇を立つべきの一なり、次に、平氏、天皇を擁して號令し、吾に主なくんば、われより師を出すに名なし、是れ早く天皇を立つべきの二なり、祖宗の法、神器なくんば、即位し給ふ事能はず、然るに、繼體天皇は、即位の前に踐祚して、天皇と稱し、劔璽を得給ふに及びて、大位に即き給へり、是れ準據すべき事實なり、これ早く天皇を立つべきの三なり、是の三宜あり、よろしく早く京都に天皇を立て奉るべきなり、然らずんば、如何ぞよく亂源を遏ぎ、姦源を塞がんやと、法皇然りとし給ひて、即ち後鳥羽天皇を立て給へり、されば、後鳥羽天皇の神器なくして、踐祚し給ひし事につきては、兼實與つて、大に力有りといはざるべからず、文治元年、賴朝、義經と隙を生ずるや、義經京に在りて、賴朝追討の院宣を法皇に請

へり、兼實は院宣を下し給ふべからざる由を奏せしも、法皇用ひ給ふこと能はずして、遂に院宣を下し給へり、既にして、義經の京より出奔するや、頼朝奏請して、諸國に守護地頭を置き、これより漸く朝政にも干與するの端を開き、議奏十人をおき、特に兼實をば内覽といふになしぬ、兼實の朝廷における勢力は是時に至りて最も強大なり、翌年三月、藤原氏の氏長者となり、文治五年遂に太政大臣に陞りしが、幾くもなぐして辭せり、建久二年、關白に任せられ、これより頼朝と東西呼應して、朝廷の政を行ひ、よりて稍々專横に傾きしかば、當時廷臣の間には、これが反對に立てる者も少からざりき、建久七年、兼實關白を辭して、藤原基通これに代り、ついで建久九年、土御門天皇御即位ありて、外戚源通親權をとり、威福を専らにせしより、兼實また朝廷の政に與らず、これより漸く失意の地に在りて、怏々樂しまざりき、建仁二年、薙髮して法名を圓澄といひ、承元年薨せり、時に年六十歳なり、後法性寺殿と稱しき、大日本史、兼實は九條家の祖にして、その筆録せし日記を玉葉といふ、世に名高し、

【撞賢木嚴之御魂天疎向津姫命】 撞賢木嚴之御魂天疎向津姫命は、天照大御神の荒御魂の神にましまして、伊勢の皇大神宮の別宮なる荒祭宮に鎮りたまひ、また攝津國武庫郡廣田なる官幣大社廣田神社に鎮りたまふ大神にまします、さて、この神

をか稱し奉る事につきては、本居翁の説に、撞賢木は、齋賢木にて、伊豆の枕詞なり、神祭る賢木は忌清むるものなる故につゞくなり、伊豆は清淨き意なり、天照大御神は、伊邪那岐大神の御禊し給ひて、清まり坐る時に、生れ出で坐せる故に、伊豆之御靈と申すなり、天疎向津姫と申すは、この國土より天日を仰ぎ瞻奉る意の御名なりと見えたり、さて、此の神を攝津の廣田にはひ祭られたるは、神功皇后の新羅國征伐したまひし時の事なりとす、はじめ、神功皇后、仲哀天皇に從ひて、筑紫の熊襲を征し給ひしとき、天皇、圖らずも樞日宮の陣中に遽に崩御し給へり、皇后乃ち群臣百僚に命じて、解除を行はしめ、また齋宮を小山田、邑といふに造りて、皇后こゝに入りて、親ら神主となり給ひ、武内宿禰に命じて、琴を撫しめ、中臣鳥賊津使主を審神となして、千縉高縉を琴頭、琴尾に置きて、請ぎまをして、先きの日、天皇に教へ給ひしは、誰神にてましますぞと問はせ給ひしに、七日七夜に逮りて、神答へてのたまはく、神風の伊勢國の百傳度逢縣の折鈴の五十鈴宮に居る神名は、撞賢木嚴之御魂天疎向津姫命と告げたまひぬ、かくて、皇后はこの神を祭りたまひて、熊襲を討ち、更に進んで、親ら新羅國を征討し給ひけるが、既にして、新羅の征伐を了へて、皇后の船、直に難渡を指して歸りまさむとせし時に、御船海中に廻りてえ進まず、皇后よりて御船を務古水



門に還して、之をトひたまひしに、天照大御神誨へたまひけるは、我が荒御魂をば皇居に近くべからず、すべからく御心の廣田國に居らしむべし、而して山背根子が女葉山媛をして祭らしむべきなりとありければ、皇后乃ち祠をこゝに設けて、この神をいはひ祭らしめ給へるもの、即ち廣田神にして、延喜式の神名帳に、攝津國武庫郡廣田神社、名神大と載せ、現今官幣大社に列せり、文徳天皇の嘉祥三年、攝津國廣田神に從五位下を授け、清和天皇の貞觀元年に、攝津國從三位勳八等廣田神に、正三位を授け給ひ、同十年十二月に、攝津國正三位勳八等廣田神の階を進めて、特に正一位を加へ給ひし事、國史に見えたり、日本書紀、延喜式、文徳實錄、三代實錄、古事記傳、日本書紀通釋

【衝立久那止命】 此は古事記に、衝立船戸神と見えたる神にして、久那斗神と同じ神なり、道路の衢に衝き立ち塞がり居まして、種々もろもろの禍災まがつび此處より内に來勿と塞へ止めたまふ神にておはします故に、かく御名を稱し奉るなり、久那止の久那は來勿の意止は處にて、此處より來勿ととゞめ遮りたまふよりの稱なり、船戸は假字にて、船の經勿なり、戸は處なること言ふまでもなし、來といふも、經といふも、實は相同じきなり、此處を經勿と遮りととゞめ給ふ神なるより、船戸神とも稱

するなり、かの道饗祭に於いて、大八衢、湯津磐村之如久、塞坐皇神等之前、爾申久八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申云々、とまつりたまふは、實にこの神にして、この祭は、この神たちの幸によりて、まがつびの外より侵し入り來らむとするを、遮り防ぎ止めむことを、祈りたまふ祭儀なりとす、古事記、延喜式、古事記傳、なほ、久那斗神の項をも參看すべし、

【月讀命】 この神の御名をば、古事記に月讀命と記し、日本書紀には、月神、月弓尊、月夜見尊、月讀尊など記せり、月讀の二字は、都久用美と訓むべきこと、本居宣長翁もいはれたるが如し、この神の御名の意義につきて、古事記傳に、御名の義師説に、綿津見山津見などのごとく、美は持にて、月夜持の意なりとあり、夜之食國を所知看す大御神に坐せば、さも有りぬべし、といはれたり、蓋し、わが國上古の人民は、天照大御神の聖徳を以て、赫々たる天日に比して、これを日神と仰ぎ、延いて、天照大御神は即ち太陽にてましませりと信仰せしと同時に、月讀命の聖徳を以て、照明日に亞ぐの月に比して、これを月神と仰ぎ、延いて、月讀命は即ち太陰にてましませりと信仰せしは、掩ふべからざる事實なるが如し、古事記、日本書紀、古事記傳、なほ、月神の條を參看すべし、

【月讀尊御子三柱命】 平田篤胤翁の所説によれば、建速須佐之男神は即ち月讀尊にして、須佐之男神の夜見國を所知めしたまふに及びて、月讀尊てふ御名を負ひたまへるものなりといふ、此の説に據るときは、須佐之男神が、天照大御神と誓約を行ひたまひしときに生れ給へる三女神、即ち田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命は、共に須佐之男神の御兒にてましますが故に、やがて是れ月讀命の御子にておはします事となるなり、されば、こゝに、月讀尊、御子、三柱命とは、即ちこの三女神をさして申すなりとす、されど、茲に吾人の注意しおくべきは、月讀尊即ち須佐之男神なりとは、全く平田翁等の學説にして、古事記日本書紀等の古典には、決して此の如き所傳有るにあらざる事、是れなり、而して、上記の三女神の須佐之男神の御子にてまします事は、記紀二典の明かに傳ふるところなりといへども、若し須佐之男神即ち月讀尊なりとの事實にして認められざるにおいて、この三女神を以て月讀尊の御子なりとなすは、全く當らざる事となるなり、玉櫛、古事記、日本書紀】

【月夜見之御子三女神】 前項を見るべし、

【土祖大神】 古事記に、建速須佐之男命の御子大年神、天知迦流美豆比賣を娶りて生み給へる御子に、大土神、亦の御名は土之御祖神あり、土祖大神とは即ちこの神の

御事なり、本居宣長翁の説に、大土神、こは殊に民の佃る田地などの土のことに功德ありし神なり、されば、大は土に係るにあらず、この神に係る美稱なり、亦の名の意もおなじとあり、この説に従ふべきなり、延喜式の神名帳によるに、伊勢國度會郡に大土御祖神社あり、この神をいはひ祭れる社なること、疑ひなし、古事記、古事記傳、延喜式】

【都都古和氣大神】 都都古和氣大神とは、磐城國東白河郡に鎮坐まします都都古和氣神社にいはひ奉る大神にして、本社は、延喜式の神名帳に、陸奥國白河郡都都古和氣神社、名神大と載せ、後當國の一宮と稱し、また近津明神とも稱せり、現今は二社に別れて、一は磐城國東白河郡棚倉町にあり、一は同國同郡八槻村にあり、並に國幣中社に列せり、祭神は、味鋌高彥根命にして、また日本武尊を配祀す、傳へいふ、日本武尊の東夷を征討したまふや、八槻の郷に至り、八目鳴鏑を以て、八土蜘蛛を射給ひしことありきと、仁明天皇の承和八年正月、勳十等都都古和氣神に従五位下を授け奉られし由、續日本後紀に見え、この後、桃園天皇の寛延二年八月十日、正一位の位記を、陸奥の近津神に授け奉られしより、續史愚抄に見えたり、延喜式、神名帳考證、土代、續日本後紀、續史愚抄、古事類苑】



【角織神】 この神の御名を、日本書紀には角織尊と記し、古事記には角杙神と記せり、この神は活織神と妹妹二柱相雙びて成りませる神にして、日本書紀の一書に、男女耦生之神、先有壠土煮尊、沙土煮尊、次有角織尊、活織尊、次有面足尊、惶根尊、次有伊弉諾尊、伊弉冉尊と記せる是れなり、さて、この角織神、活織神、男女二柱の神は、いはゆる神世七代の中の一代の神にてまします、御名の義は、角織の二字ともに借字なり、すべて都怒とは、物のわづかに生り初めて、たとへば尾頭手足などの分ち、未だ生ならざる芽ほどのものを云ふ、具比といふも、物のはじめて芽し生る意の言なり、この具比は、芽ぐむ、涙ぐむなどの具牟におなし、されば、都奴具比と申すは、神の御形の生り初め給へる由の御名なり、葦などの生ひ初むるを、角ぐむといふも、此の神の御名と、同じ意ばへの語なり、故に、この神の活織神と相並んで、生成繁殖の神にてまします事、知るべきなり、古事記、日本書紀、古事記傳。

【角折神】 御事歴不明なり、或は角杙神の誤傳ならむかとも思へど、定かならず、當國兒玉郡旭村に角折神社あり、昔この地方に龍神ありて、其の角の折れたるが有りしを、いはひ祀れるもの、即ちこの神社なりと、土地の口碑に言ひ傳ふる由、

【都農大神】 都農大神とは、日向國兒湯郡都農村に鎮座まします都農神社にいは

ひまつる大神にして、この社は、延喜式の神名帳に、日向國兒湯郡都農神社と載せ、後世當國の一宮として著れたまへり、また一に宮崎社とも稱し、吐乃大明神と稱せしこともありしが、現今國幣小社に列せり、祭神は大穴牟遲神にておはします、仁明天皇の承和四年八月、官社に列し、同十年九月、日向國無位都農皇神に從五位下を授け、清和天皇の天安二年十月、從五位上より從四位上にのぼせ奉られし由、國史に見えたり、延喜式、神名帳、頭註、續日本後紀、三代實錄、古事類苑、神祇志料の説に、接するに、塵袋に、昔國司都農神社の神人を驅使する事を怒りて、國中に疫癘起りて、人多に死失ひきと云ひ、塵添瑤囊抄に、國人癰瘡を患ふるもの、此の神に祈るに神驗有りと云事を、書紀に合せ考るに、大己貴命のかの醫藥の法を定め給ひ、また崇神の御世に、この神の御崇りありしにも由ありて聞ゆと見えたり、

【都婆岐大神】 都婆岐大神とは、伊勢國の一宮としていつき祭る大神にして、延喜式の神名帳に、伊勢國河曲郡都婆岐神社と載せたる、すなはち是れなり、なほ、同國には、鈴鹿郡に椿大神社ありて、これを以て、當國の一宮なりとなす説もあれど、恐らくは、同名の社なるより、まぎれたるものならむ、三代實錄によれば、清和天皇の貞觀七年四月、從五位上勳七等椿神に、正五位下を授けたまひし由見えたるが、こは、椿大神

社に對しての事なるか、はた都波岐神社に對しての事なるか、甚だ不明なれども、或は兩社同一祭神にましまして、いづれにも授け奉られしにはあらざるか、一宮記によれば、都波岐神社の祭神は、猿田彦神なりといへり、延喜式、三代實錄、一宮記、神名帳考證

【津速産靈命】 この神の御名を、舊事本紀には津速魂尊と記して、天兒屋命の祖神なりと記せり、この神の出自につきて、平田篤胤翁の説に、津速産靈神は、古語拾遺の異本に、高皇産靈神、皇産靈神と共に、天之御中主神の御子なりと有れど、此は後人の思ふ旨あるが攙入せる妄説なり、然らば此の神の出自は、誰の神よりと云はむに、此は疑なく、火産靈神なり、其の由は、津速とは、伊津速の伊を略きいへるにて、伊知速の伊を省きて、千早といふにおなじければ、御名の義は、伊都速き方に、卓れ坐る由なり、天上に坐す神等の中に、然る伊都速き神は、火神をおきて、誰れの神か有らむ、そは、此の神を祭る詞に、御心一速比給波志止爲豆云々と有るをも思ふべしと見えたり、平田翁の此の説に従へば、津速産靈命すなはち火産靈神にておはしますなり、舊事本紀、玉櫛

【津野智命】 不明なり、或は思ふ、野津智命の誤傳か、然らば、野、神野、野推命の事なるべし、野推命の條を看るべし、

【劔根命】 劔根命は、神武天皇の御代に、葛城國造に任せられたる人なり、舊事本紀に、天忍男命、此命、葛木土神、劔根命、女賀奈良知姫爲妻云々と見えたるなどによりて考ふるに、この劔根命といふは、もとより葛城の土神にておはしましたし、によりて、神武天皇も、大和地方平定の後、これをその地の國造と定め給ひしものと見えたり、新撰姓氏錄によれば、河内國の神別、葛城直、高魂命、五世、孫劔根命之後也といひ、また、右京、神別、大辛、天押立命、四世、孫劔根命之後者と見えたり、これによるときは、劔根命は、高皇産靈尊には、五世の孫、天押立命には、四世の孫に當ることゝなるなり、日本書紀、新撰姓氏錄、舊事本紀

て

【手置帆負命】 手置帆負命は、天祖天照大御神の天窟戸に隠れ給ひし時、思兼神の謀議によりて、彦狹知命と共に、天御量を以て、大峽小峽の材を伐りて、瑞殿を造り、また御笠および矛盾を造りて奉り、以て天祖大御神を慰め祭り奉りし神なり、この後、

天神の天太玉命に命じて、大國主神を祀らしめ給ふや、手置帆負命を作笠者となし、彦狹知神を作盾者となし、天目一箇神を作金者となし、天日鷲命を作木綿者となし、櫛明玉神を作玉者となして、その祭祀を具へしめられたり、されば、手置帆負命および彦狹知命の子孫は、世々宮殿を造り、また祭儀に用ふる楯矛の類を作りて奉る事を掌れり、神武天皇の橿原宮に都を奠め給ふや、天太玉命の後なる天富命は、手置帆負命および彦狹知命の裔族を率ゐて、齋斧齋鉏を執りて、材を採りて、正殿を構へ造りぬ、其の子孫紀伊國に在りて、紀伊の忌部となれり、古語拾遺に記していはく、速乎神武天皇云々、建都橿原、經營帝宅、仍令天富命率手置帆負彦狹知二神之孫、以齋斧齋鉏始採山材、構立正殿云々、故其裔今在紀伊國、御木麁香二郷、採材齋部所居謂之御木、造殿齋部所居謂之麁香と見えたり、この手置帆負命および彦狹知命を以て、紀伊國造、紀伊直の遠祖なりとなすは、諸説の多く一致するところなるが如し、新撰姓氏錄に、紀直神魂命、子御食持命之後也と見ゆ、この御食持の食は、借字にて、實は御木持にて、御殿作るときの御木の事に、與り持つよしの御名なれば、御食持命は手置帆負命の亦の御名なる事明かなり、果して然らば、手置帆負命は神魂命(神皇產靈尊)の御子なる事知らる、また國造本紀に、紀伊國造橿原朝、御世、神皇產靈命、五世孫、天道根命定

賜國造と見えたり、然らば、この紀伊國造の遠祖なる道根命は、神皇產靈尊の裔孫にして、即ち手置帆負命の後ならざるべからず、日本書紀、古語拾遺、姓氏錄、舊事本紀さて、この神の御名は、普通に「たおきはひのみこと」といへれど、飯田武郷翁の説には、手置帆負神は、弘仁私記に「亘於支保於比」とある訓によるべし、まづ手置とは、手を布きて物を度るを云ふ、其は曲尺を用るは、稍後の事にて、古は必ず手して度りけむ故に、十握劔、八握鬚、七握脛などの都加、また八咫鏡の咫、みな手の度なり、帆負の帆は、借家にて、尋負なり、比呂を保といふは、船の帆即ち比呂なるにて知るべし、長一丈ならむ者は、尋も一丈あるべく、五尺の人は、尋も五尺なり、これ大抵定れる度なり、されば、小き物は手にて度り、大なる物は尋にて度れりと見ゆれば、手置帆負命と御名に負ひ給へるなるべし、即ちこの神の掌り給へる事柄によりて、この御名は負はせ給へるなるべしと見えたり、今これに従ふ、日本書紀通釋、後世、この手置帆負神と彦狹知神とを以て、工匠守護の神としていつき祭るもの有るに至れるは、亦故なしとせず、

【手摩乳命】 この神の御名を、日本書紀には手摩乳と記し、古事記には手名椎と記せり、出雲の國神にして、脚摩乳命(足名椎命)の妻神にましませり、この脚摩乳手摩乳

二神の間に生れ給へる神はすなはち奇稻田姫命にして、素盞鳴尊の妃神となり給へる御方なり「古事記、日本書紀」なほ「足摩乳命」「須賀之八耳命」および「稻田姫命」の項を併せて知るべし、

と

【砥鹿大神】 砥鹿大神とは、今も三河國寶飯郡一宮村に鎮坐し給ふ砥鹿神社にはひ祀る神なり、この神社は延喜式神名帳に、參河國寶飯郡砥鹿神社と見えたる社にして、當國の一宮として崇敬せられたる神社なり、祭神は大己貴神にてまします、現今は國幣小社に列せり、「延喜式、古事類苑、東海道名所圖會」にいふ、砥鹿神社、社説云、祭神大己貴命、文武帝御惱によつて、大寶年中、草鹿砥公宣卿、煙巖山山號勅使の時、神託有りて、公宣卿をもつて、當社の御神をまつらしむ、今の神主草鹿砥氏は、此公宣卿の後裔なりといふと見えたり、この社は、文德天皇の嘉祥三年に、從五位下を授け給り、仁壽元年に、從五位上を加へられ、清和天皇の貞觀六年には、正五位下に進められ、同十二年八月、正五位上に叙せられ、同十八年、從四位下より、從四位上に進め給は

りしよし、國史に見えたり、「文德實錄、三代實錄、神祇志料」

【徳川家康公】 徳川家康公は、下野の日光山、駿河の久能山なる東照宮とも、別に別格官幣社に列すをはじめとして、諸國に存在する東照宮に祭るところにして、實に徳川第一代の將軍たり、家康公、幼名は竹千代、はじめ元信とも、元康とも稱し、後家康と改む、徳川廣忠の長子にして、母は、水野忠政の女、傳通院夫人なり、天文十一年十二月、三河の岡崎城に生る、六歳の時、當時の尾張の國主織田信秀の許に拘せられしが、居る事三年にして、かへり、後再び、今川義元に質となりて、駿府に赴けり、後永祿三年に至りて、漸く岡崎にかへる事を得たりき、當時家康の領國三河の地は、實は今川氏の附庸たるに過ぎざりしが、桶狭間の一戦に、義元斃れたる後、家康はその子氏真と絶ちて、漸く獨立の有様となり、爾來東西を攻略して、三河全州を取り、尋いで、今川氏真の滅ぶるに及びて、遠江をも併せて、元龜元年、居城を濱松に移しぬ、時に織田信長、朝倉義景を討たむとして、救を求めければ、家康爲めに兵を出して、姉川に戦ひ、元龜二年には、武田信玄密に兵を遠江に出し、かば、家康これと絶ちて、三方ヶ原に戦ふ、この後、天正三年には、信長を援けて、武田勝頼と長篠に戦ひ、天正十年には、信長と共に、武田氏を討ちて、遂に勝頼を自盡せしめ、武田氏に亡びしかば、駿河遠江は家康

の有に歸しぬ、天正十年六月、信長の本能寺に明智光秀に弑せらるゝや、家康時に堺にありき、馳せて岡崎に歸り、更に軍を整へて、京都に入らむとせしが、豊臣秀吉既に山崎に戦つて、光秀を討ちたりとの報を得て、その行を止め、尋いで、東の方小田原の北條氏直と和して、その女を以て之に嫁しぬ、家康、官位漸く進みて、天正十一年には、正四位下右中將に任じ、同十二年には、從三位參議に任せられぬ、この時に當りて、豊臣秀吉、信長の遺子、信雄と隙あり、信雄、援を家康に求めければ、是に於いて、家康兵を出して、秀吉の軍と小牧長久手に戦ひて、秀吉の軍を破りぬ、されど、家康永く戦ふことの不利なるをさと、秀吉の請に任せて、和を講じ、秀吉よりその生母大政所を出して、質となし、且つその妹朝日姫を家康に嫁して、甘心を求めければ、家康もまた、その長子秀康を遣して、秀吉の養子となして、暗に質に擬し、天正十三年十月、家康遂に京都に入りて、秀吉に謁見の禮をとりぬ、當時家康の領國、駿遠甲參信の五國に及び、東國の雄鎮として、駿府城に居り、その威望赫然として、諸侯の上に出づ、天正十五年、從二位權大納言に陞り、左大將兼左馬寮御監に補す、天正十八年、秀吉大兵を發して、小田原の北條氏を討つや、家康海道の諸城を修築して、その兵を迎へ、北條氏亡ぶるの後、封を關八州に給はりて、よりて、駿府城より江戸に移る、家康が江戸に根據を置

くこと、實に此の時よりとす、翌年、また秀吉に従うて、奥州を平定し、文祿元年、征韓の役に際しては、秀吉が名護屋の陣に侍して、征戰の樞機に參せり、かくて、慶長元年には、正二位内大臣に進み、豊臣氏の五大老の一員として、頗る重きをなしぬ、慶長三年八月、秀吉病んで、伏見城に薨するや、家康と前田利家は、秀吉の遺囑によりて、遺孤秀頼を助けて、専ら庶政の裁決を行ひしが、この頃に至りて、石田三成等、秀吉恩顧の舊將等にして、家康を以て、威權を恣にして、豊臣氏の社稷を危うするものなりとなすもの、漸く生じ、遂に慶長五年に至りて、石田三成は、その同志の諸將と、兵を大坂に擧げ、家康が上杉景勝を會津に討たむとして、東下せる虛に乗じて、その兵を東に下して、一擧に家康を討滅さむとせり、然るに、家康變に處するに、頗る敏速果決を以てし、三成等の大軍と、大に美濃の關ヶ原に會戦して、一日にして之を破り了んぬ、かくて、戦後、家康は、大に諸將に對して、賞罰を行ひしかば、諸將悉くその威に懾服して、これより、天下また家康の威勢に敵するもの、殆どこれなきに至りぬ、かくて、家康は、慶長八年二月を以て、征夷大將軍に拜せられぬ、徳川將軍家實にこゝに於いては、じまりの家康は、在職僅に二年の後、慶長十年四月、征夷大將軍の職を、その子秀忠に譲りて、自らは、駿府城に退きしも、これより後、大小の政務、悉くこれを裁決し、尙深く志を

大坂なる豊臣秀頼に對することに用ひて密にこれを滅すべき好機の到らむことを俟てり、既にして慶長十九年、家康は京都方廣寺の鐘銘に關する事よりして秀頼の生母淀殿および大坂方の諸將をして、徳川氏に對して戦備を行はしむるやうに激發し、よりにて遂に慶長十九年の大坂冬陣となり、翌元和元年の大坂夏陣となりて、大阪の豊臣氏は遂に一敗地に塗れて、家も國も共に滅ぶるに至りぬ、是に於いて、家康父子は、かねてその目上の瘤丸視せしものを除去して、今や名實共に天下を一統する事とはなれり、かくて、家康はその生前に爲すべかりし事を悉くに成し了へたる後、元和二年三月、太政大臣の極官を拜し、翌四月十七日、疾を以て駿府城中に薨せり、時に年七十五歳なりき、即夜久能山に葬りしが、翌年二月、東照大権現の謚號を賜り、また正一位の贈位をも拜しぬ、三月、その遺命によるとの事にて、さきに久能山に葬りし遺骸をば、更に下野の日光山に改葬する事となり、こゝにその靈廟を造營せり、而して今現存するところの日光山の廟社の結構は、更にこの後、寛永年中に至りて、三代家光將軍の諸大名に課工して、造營せしところにかゝる、かくて、家康は東照大権現として、普く天下の崇祭するところとなりしが、この後、後光明天皇の正保二年十一月に至りて、更に勅して、東照宮の宮號を賜ることとなれり、是れよりして、日

光久能をはじめとして、諸國にまつれる東照權現社は、一に皆東照宮を稱することとなりしなり、徳川實紀、野史、古事類苑

【徳川光圀卿】 徳川光圀卿は徳川頼房の第三子にして、實に家康の孫なり、幼名千代松丸、寛永五年に水戸城中に生る、少時放逸にして、行誼正しきを失ひしかば、その傳小野角右衛門、極諫するところありしに、翻然として悔悟し、それより大にその行を改めぬ、年十八歳の時、史記の伯夷傳を讀みて、大に感奮するところあり、歎じていはく、不有載籍、虞夏之文、不可得而見、不由史筆、何以俾後之人有所觀感と、乃ちこれより讀書研鑽に心を委ね、國史撰修の志を立て、明曆三年、扱めて史館をその江戸駒籠邸に設け、文學の士を四方より招聘し、從來散佚せる典籍を蒐集し、逸書珍籍を搜索し、よりにて日本の史記を編纂せんとせり、次いで、寛文十二年、史局を礪川の邸に移し、名づけて彰考館といふ、蓋し左傳の彰往考來の語をとりしものなり、當時、主として彰考館の修史事業に參せるものは、安積覺、澹泊、栗山愿、潛峯、三宅緝明、觀瀾等の諸學者なり、その史、上は神武天皇よりはじまり、下は南北朝合一の時に及ぶ、専ら史記の體裁にならひて、紀傳體となし、神功皇后を后妃傳に入れ、大友皇子、弘文天皇を帝紀に立て、南朝を正統として、北朝を閏位に置く、これ皆光圀卿の決斷に出でしものに



して、これを此の史篇の三大特筆といふ、その他、忠臣孝節の士を顯彰し、亂逆の將士を筆誅する等、その大義名分を明かにせるもの、頗る著しきものあり、元祿十年に至りて、本紀まづ成りしかば、光圀卿の嗣綱條、これを幕府に獻せり、ついで列傳も亦成る、本紀列傳併せて二百四十三卷、名づけて大日本史といふ、綱條およびその後嗣、相ついで校訂に力を用ひ、また志および表の編纂にも力を盡し、が、後、文化七年に至りて、治紀表を具して、紀傳を朝廷に進獻せしに、仁孝天皇、特にこれを賞し給ひて、專據國史、博考群書、爲一大部之書、昭代之美事、堂構之業、勤勞可想と宣へり、而して、本書の志および表の完成せしは、實に近く明治に至りてよりの事なりとす、却説、光圀卿は、本朝の典禮舊儀の事を輯録して、禮儀類典五百十卷、附圖三卷を編し、これを朝廷に奉獻し、また國文の撰集三十卷を撰みて、奏進せしが、扶桑拾葉集の名を賜りて、勅撰に准すべきよしの詔をさへ、後西院天皇より下されたり、光圀卿が、學者を集め、史館を起して、大日本史の編述を行はしめられたるは、當時既に勃興の機運に向ひつゝありし學問界を刺激して、益々文教隆盛の期を速く來らしめしのみならず、國學の興起を促すことに於いて、頗る大關係を有し、又天下の正義を振起し、大義名分を明かにする事において、頗る世人に刺激を與ふるところありて、その遠く後世に及

ぼし、感化影響は、實に甚大なるものありて存す、殊に、元祿八年その臣佐々介三郎宗淳を遣して、湊川なる楠木正成の墓を修せしめ、一碑を樹て、自ら、嗚呼忠臣楠子之墓と題し、碑陰に刻するに、明の遺臣にして、さきに光圀卿の賓師たりし朱之瑜、舜水の贊文を以てせしが如きは、その天下後世に與へたる感化影響は、實に大なるものあり、光圀卿の盛名は、彰考館の一事業によりて、盡されたるが如くに、普通には思惟せらるれども、その領主としての藩治の成績も、亦頗る歎賞に値するもの存せしなり、元祿三年十月、光圀卿は、家督をその嗣子綱條に譲りて、隱居せられたるが、この時、權中納言に任せられしかば、くらゐ山のぼるも、苦し、老の身は、麓の里ぞ住みよかりける」と詠せられぬ、是れより久慈郡太田郷の西山に隱居して、自ら梅里と號せられぬ、世に光圀卿を稱して、水戸黃門といふは、その權中納言の官に居たまひしにより、また西山公と稱するは、西山に隱棲せられたるによるなり、當時、會津侯保科正之、岡山侯池田光政および水戸の光圀卿を併稱して、天下の三賢と稱せり、その當時に重せられしことは、嘗て後西院天皇より、鳳足の銘研を賜りしとき、書きて下したまはりし文中に、宰相中將源朝臣、武を備へ文を兼ねて、絶代の名士也とのたまはせられたるにても知らる、元祿十三年十二月、年七十三にて薨す、瑞龍山に葬り、義公と諡



す、その頃の落首に「天が下二つの寶つきはてぬ、佐渡の金山、水戸の黄門」と、そのいかに惜まれしかを推知すべし。後、天保三年勅して従二位大納言を贈り、明治二年更にその功を追賞ありて、従一位を贈りたまへり。桃源遺事、水戸義公行實、水戸市なる別格官幣社常磐神社は、實にこの光圀卿および徳川齊昭卿をいはひ祀れる社なりとす。

【常世岐姫命】延喜式の神名帳に、河内國大縣郡常世岐姫神社あり。古訓に常世岐姫神社とよませたれど、常世岐姫神社なるべきは疑なし。新撰姓氏錄を案するに、河内國の蕃別に常世連あり、常世連、燕國王公孫淵之後也と見えたり。されば、燕の公孫淵の後裔のはやく我が國に來歸せしもの、この地方に居住して、常世を以て、その氏族の名となしたること明かなり。この氏人にして國史に見えたるもの、續日本紀の天平十九年八月の條に、正六位上赤染造廣足、赤染高麻呂等九人、賜常世連、姓と見え、また同書の寶龜八年四月の條に、右京人從六位上赤染國持等四人、河内國大縣郡人正六位上赤染人足等十三人、遠江國葵原郡人從八位下赤染長濱、因幡國八上郡人外從六位下赤染帶繩等十九人、賜常世連と見えたり。然らば、この河内の常世氏の族人が祀りしもの、即ちこの大縣郡の常世岐姫神社なるべし。岐姫とは八衢比賣のこと

をいふ。延喜式、新撰姓氏錄、考證、祝詞講義、なほ八衢比賣の事は、別にその項あり、就きて見るべし。鈴木重胤翁の説に、上記の常世岐姫命といふは、即ち菊理媛命の亦の御名にして、常世とは、泉國の事なり。この神、泉國の通路に立ちて、伊弉諾尊の伊弉冉尊に言ひ入れたまふことを言傳てたまひしより、かく稱へ申すなるべしと見えたり。暫く附記して参考となす。【日本書紀傳】

【年德神】普通に歲德神と書く、假名曆略註といふ書に、歲德神とは、陰陽の氣交違して臨御するの方位なり。故に、嫁娶、結婚造作、移徙、入宅、修造、其外一切の善事に用て、大に吉也。年曆に萬吉と註するは、此方のみ也。と見えたり。こは全く陰陽道にて言ひならはし來れる方位説によりて起れるものにて、曆の上にて、この年の大將軍塞りの方と相對する方を吉方とし、これを司る神を歲神とも歲德神ともいふなり。塞りに對して、この方を明きの方とも、また吉方、恵方ともいへり。されば、もとより其の神有るにはあらず。現今の制度に於いて、神社の祭神として、この神を祭るは、神祇祭祀の本義に適へりとも思はれず。平田篤胤翁嘗て歲德神について論じていはれけるは、毎年を上より分布したまふ假名曆に、歲德明方、ことしは何方ぞと御教まして、萬よしと載させ給ふ事なるが、此は唐土の曆法を用ひ給ふより始れる事にて、曆法の

書どもに、向此方萬事有大幸とも、歳徳方一年間有徳方とも見えたり、是を以て、此正朔を奉ずる限りの人は、貴賤貧富を云ず、誰しの家にも、正月には、其謂ゆる明方に、歳徳棚といふを設けて、注連を引互し、いみ清めて、種々の物を獻りて、當年の穀物の生就は更なり、幸福をも祈り白す事なるが、其祭る意ばへは、唐土の曆書の旨とは、異にして、専と御年の皇神たちを祭る意なるを思ふに、此はいと古昔より、上件の由緒によりて、戸ごとに、年の始には、祭り來にけむを、分ち賜る曆の、歳徳明方の御教令に従ひ奉り、其をうち混じての祭禮と見えて、實に然も有べき事とこそ思はるれ、然れば古學せむ人などは、此意ばへを、殊に慥に思ひ定めて、大年神、御年神、若年神を迎へて祭る心を以て、御饗御酒をも供ふべきなりといはれたり、玉饗されば、古へに歳徳神として祭れりし社、若し今もあらば、よろしく改めて、大年神、御年神、若年神、または倉稻魂神などを主神として、いつき祭らまほしきなり、

【遠津祖神】 その家またはその氏族の遠祖を祀りたるを遠津祖神といふ、意夜とは、今の語には、父母をのみ指して親といへども、本來は然らず、父母にても、祖父母にても、はた幾代の遠き祖先にても、皆ひとしくこれを意夜(祖)といひしなり、本居宣長翁の説に、祖神は意夜(賀)と訓べし、すべて上つ代は、父母に限らず、幾世にても、遠祖

までを通はして、皆たゞ意夜と云へり、其證は、古書にあまた見ゆ、父母は、其の意夜の中の一世なるが、有るが中に、近く親しき故に、殊に其の稱を専らと負ひて、後には意夜といへば、たゞその父母のみの稱の如くなれりしなり、後世のならひを以て、古をな疑ひを、故れ、古書には、祖の字を意夜と訓みて、親のことにも用ひたり、意富意富遅意富遅などは、事を分けて云ふときの稱にて、すべて何れも皆意夜なり、書紀には、遠祖上祖本祖始祖など書きて、登富都意夜と訓めり、これも古き稱にて、萬葉にも、遠津神祖などあり、されば、上代には、某の姓の本祖と云ふをも、たゞ祖とぞ云ひけむ、また子と云ふも、己が生めるに限らず、子々孫々までかけて云ふ稱なりと見えたるにて、その説明盡きたり、古事記傳

【豊葦健姫命】 この神の御事歴は明かならざれど、延喜式の神名帳に、武藏國足立郡、多氣比賣神社と載せたる社の祭神、多氣比賣と申すは、或はこの豊葦健姫命にあらざるか、神名帳を案ずるに、阿波國那賀郡にも、建比賣神社あり、おなじく此の神をいはひ奉れるにては、あらざるか、今、神社明細帳に載するところによるに、北足立郡篠津村字下耕地、村社多氣比賣社は、實にこの豊葦健姫命をいはひまつれりといふ、然らば、この多氣比賣社は、果して延喜式載することろの多氣比賣神社なりや否や、

蓋し尙研究の餘地ありといふべし、  
 【豊石窓神】この神は古事記に天孫降臨の條天石戸別神亦名謂櫛石窓神亦名謂豊石窓神此神者御門之神也と見えて天石戸別神すなはち手力雄神の亦の御名なりとなせど古語拾遺に爰令天手力雄神引啓其扉遷坐新殿則天兒屋命太玉命以日御網廻懸其殿令大宮賣神侍於御前豊磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門是並太玉命之子也云々と見えまた舊事本紀にもこの二神を石戸別神と別神なるが如くに傳へたり且つ古語拾遺舊事本紀の傳ふるところに由れば豊石窓櫛石窓の二神は共に天太主命の御子にてありし事知らる御名の義は豊は稱めたる語窓は眞門にして石はその門の堅固なるよしにてこの神の櫛石窓神と二柱左右に別れて門を堅く守り固めたまふより此く稱へ奉るなるべしこの神の門戸を守護し給ふ神にておはす事は古事記に此神者御門之神也とあるにても明かなるのみならず延喜式に載せたる祈年祭および月次祭の祝詞の中に御門の御巫の稱辭竟へ奉る皇神等の前に白さく櫛磐間門命豊磐間門命と御名をば白して稱辭竟へ奉らば四方の御門に湯津磐村の如く塞り坐して朝には御門開き奉り夕には御門閉奉りて疎ぶる物の下より往かば下を守り上より往かば上を守り夜の守日の守に守り奉る故

に云々と見えたるにて明かに知られたり延喜式の制宮中の神三十六座の中御門巫祭神八座ありて並に天櫛石窓神は四面門各一座豊石窓神も四面門各一座併せて八座おはしましき古事記古語拾遺舊事本紀延喜式に  
 【豊宇迦之賣神】この神の御名の宇迦は倉稻魂命の宇迦とおなじくまた保食神の宇氣とも同じく食物の事なればこの神も食物のことを宰り給ふ神にておはすこと明かなり豊といへるは稱めたるへ奉りたる語なりその御名によりて考ふるに、こは若宇迦乃賣命と同一神にてましますが如しなほこの神につきて御鎮座傳記といふ書に酒殿神の下に註して伊弉諾伊弉冉尊所生和久産巢日神兒豊宇賀能賣神云々亦曰丹波國與謝郡比沼山頂有井其名號麻那井此處居神則竹野郡奈具社也といひまた倭姫命世記にも酒殿神豊宇賀能賣命丹波竹野郡奈具社坐神是也と記しまた御鎮座傳記に和久産巢日神子豊宇氣姫命稻靈也云々今世謂丹後國竹野郡奈具社坐豊宇賀能賣神是也と記して豊宇迦之賣神は豊宇氣毘賣神と同神なりとせり宇迦と宇氣とはもより同一語なればよみてこの二神を以て同一神にておはしますとなす説少からず平田篤胤翁鈴木重胤翁飯田武郷翁の玉だす日本書紀傳日本書紀通釋等の説など皆然歟されども栗田寛博士の如きは古事記を考

ふるに、和久産巢日神の子豊宇氣毘賣神ありて、豊宇賀能賣命といふは見えす、恐らくは同神にあらざるべしとて、御鎮座傳紀等の傳説を疑はれたり、「古事記、御鎮座傳記、倭姫世記、日本書紀通釋、日本書紀傳、神祇志料、延喜式」の神名帳に見えたる丹後國竹野郡奈具神社は、この豊宇迦之賣神を祀れる社なることは、丹後風土記に、竹野郡奈具社坐、豊宇賀能賣命と見えたるにて明かなり、また倭姫世記、御鎮座傳記等に記せるが如く、この神を、伊勢山田の酒殿神としていつき祀れるは、そのよく御酒を醸し給へるによるなるべし、なほ次の「豊受大神」および「若宇迦乃賣命」の項を参照すべし。

【豊受大神】 豊受大神と申し奉るは、伊勢國度會郡山田の地に鎮りまします豊受大神宮にいはひ祀る大神におはします、豊受大神宮は、皇大神宮を距ること、西北の方五十町なり、雄略天皇の朝に、皇大神の託宣によりて、この大神を丹波國より此に遷し奉れること、止由氣宮儀式帳等の諸書に見えたり、時に皇大神宮遷坐の後幾ど五百年なり、これより後は、皇大神宮に奉仕したまふ齋宮は、またこの豊受大神宮の祀にも侍したまひて、朝廷の崇奉は、殆ど皇大神宮と均しく、遂には二所大神宮とも、また内宮外宮とも並べ稱し奉りて、皇大神宮に奉幣祭祀あるときには、必ずこの宮

にもせられ、その他の百事、大神宮に比するに、少異なるのみ有様なり、さて此の大神は古事記に、登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也、と見えたるをはじめとして、登由宇氣神、止由氣大神宮、等由氣大神宮、豊受大神宮、豊受宮、度會宮など、種々に申し奉りつれど、今は定めて豊受大神宮と申し奉るなり、「古事記續、日本紀、延曆儀式帳、文德實錄、三代實錄、延喜式」さて、延喜式神名帳に、度會宮四座、相殿坐神三座とありて、一座は豊受大神にましますこと、もとより云ふまでもなし、この豊受大神と申し奉るは、實に豊宇氣毘賣神にてまします、この神は、古事記に、伊邪那岐命、伊邪那美命、云々、既生國竟更生神、云々、次於尿成神、彌都波能賣神、次和久産巢日神、此神之子、謂豊宇氣毘賣神、と見えたる神にして、すなはち、諾冉二尊の御子なる和久産巢日神、稚産靈神の御子なり、御名の義は、豊は稱へていへる語、宇氣は、保食神の宇氣、また倉稻魂神の宇迦とも同じくして、食といふ語と同義なり、即ち大宜都比賣神、御食津神の御名の氣ともおなじく、食すなはち食物をいふ、されば、この神は、天の下の人民の、一日も缺く事なく、食ひて生くべき食つ物を宰りたまふ大御神にてましますなり、かの農桑を勧め、殖産興業に大御心を用ひさせ給ひし雄略天皇の御時に、皇大神の御託宣によりて、この豊受大神を、丹波より伊勢に遷し奉りて、これを奉齋せしめたまふに至

りしは、實に深き故由有りての事なりけらし、古事記によるには、はじめ天孫瓊々杵尊のこの國に降臨し給ふや、天神の詔を以て、この神をも副へ降し給ひき、かくて丹波國與謝の比沼の眞名井に鎮りましきを、雄略天皇の時に至りて、皇大神、天皇の御夢に現れ給ひて、眞名井にます我が御饌都神等由氣大神を我許にもがと誨へ覺し奉り給ひしかば、天皇すなはち大佐々命に勅して布理奉れと命じたまひ、乃ち遷し奉り給ひしが、この大神にまします、この事延暦儀式帳、御鎮座本紀等に見えたり、〔古事記延暦儀式帳、御鎮座本紀、古事記傳〕かく此の神は、皇大神の御饌都神にてましまし、そのみならず、その御名も豊宇氣毘賣神と申して、すべて食物の事を宰り給ふ神なるより、後世、この神を以て、豊宇迦之賣神、若宇迦能賣神、また倉稻魂神、大宜都比賣神、御食都神などの神々と、御名はかはれど、全く同一神にておはしませりとなす。説出で來れり、この説の起原をなししものは、蓋し倭姫命世記、御鎮座傳記などいふ書ならむ、御鎮座傳記に、酒殿神の下に註していはく、伊弉諾伊弉冉尊、所生和久産巢日、神兒豊宇賀能賣神云々、亦曰、丹波國與謝郡比沼山頂有井、其名號麻那井、此處居神、則竹野郡奈具社是也といひ、また倭姫命世記にも、酒殿神、豊宇賀能賣命、丹波竹野郡奈具社坐神是也と記し、また御鎮座傳記に、和久産巢日神、子豊宇氣毘賣命、稻靈也、云々、

今世謂丹後國竹野郡奈具社坐、豊宇賀能賣神是也と記して、豊宇氣毘賣神と豊宇賀能賣神と全く同一神なりとせり、加之、倭姫命世記には、更に豊受大神一座、元丹波國與謝郡比沼山頂麻奈井原坐御饌都神、亦名倉稻魂是也と記して、豊受大神と倉稻魂神とは同一神なりとなし、また御鎮座傳記には、調御倉神、宇賀能美多麻神坐、是伊弉諾伊弉冉二柱尊所生神也、亦號大宜都比賣神、亦名保食神、神祇官内坐御膳神是也、云々と記して、倉稻魂神、保食神、大宜都比賣神、調御倉神、御膳神は皆同一神なりとせり、然れども、倭姫命世記、御鎮座傳記等の諸書は、後世の作書にして、その記事は頗る慎重の詮議を経ざれば、直に信じ難し、況んや古事記には、この豊受毘賣神を以て、明に諸冉二尊の御兒なる和久産巢日神、稚産靈神の御兒なりと傳へたるにおいてをや、たゞ平田篤胤翁、鈴木重胤翁などの説は、皆この豊受毘賣神を以て、豊宇迦之賣神、若宇賀能賣神、倉稻魂神、保食神、大宜都比賣神、御食津神等の諸神と、異名同神なりとなすにあり、〔神道五部書、日本書紀傳、玉櫛〕

【豊宇氣毘賣神】 豊受大神宮にはひ祀り奉る豊受大神の御事なり、豊受大神の項を見よ、

【豊城入彦命】 豊城入彦命は、また豊城命ともいふ、崇神天皇の皇子にして、御母は、

紀伊國造荒川戸畔の女遠津年魚眼眼妙媛なり〔古事記、日本書紀〕

崇神天皇

豊城入彦命

遠津年眼眼妙媛

豊鍬入姫命

御父崇神天皇、嘗て豊城入彦命および活目尊に告げてのたまはく、朕、汝等二人を慈愛すること相齊し、易れを皇嗣と爲さむとも知られず、よりて二人の見たる夢によりて之を定めむと、是に於いて、二皇子、命のまゝに淨沐して寢に就き、各々夢を得たまふ、翌旦、兄豊城入彦命、まづその得たる夢を奏してのたまはく、われ御諸山に登りて、東に向ひて八回弄槍し、八回撃刀すと夢見たりと、弟活目尊は奏してのたまはく、われ御諸山の嶺に上りて、繩を四方に纏へて、粟を食む雀を逐ふと夢見たりと、御父崇神天皇、すなはち二皇子の御夢を相してのたまはく、豊城入彦命は、よろしく東に向ひて、東國を治め給ふべし、活目尊は、よろしく四方に臨んで、朕が位を繼ぐべしとて、活目尊を皇太子と定めたまひき、これ次の垂仁天皇にてまします、かくて、豊城入彦命は、東國に下りて、専ら開拓鎮撫の功を樹てたまひしが、その子孫は、東國の各地に繁延して、いづれも、有力なる氏族となり給へり、中に就きて、上毛野國造、下毛野國造は、最も著はる、〔古事記、日本書紀〕豊城入彦命の御子彦狹島命、およびその御子御諸

別命、またその御子奈良別命等、歴代相ついで東國の開拓平定につとめられしこと、〔彦狹島命〕御諸別王、奈良別彦命等の項を參看して知るべし、さて、この豊城入彦命を祀れる神社は、下野國二荒山神社なり、この社は、延喜式の神名帳に、下野國河内郡二荒山神社、名神大と見えたる社にして、今の宇都宮市なる國幣中社二荒山神社すなはち是れなり、この社は、もと宇都宮大明神と稱して、當國の一宮にてありしが、その祭神につきては、古來異説ありて、或は事代主命を祀るとも、或は、大己貴命、健御名方命を祭るともいへれど、その豊城入彦命をいはひ祀れる社なることは、蓋し疑なきところなりとす、〔姓氏錄、國造本紀、古事記傳、神名帳考證、國造本紀考、古事類苑〕

【豊斟淳尊】 この神の御名を、古事記には、豊雲野神と記せり、また書紀の一書に、豊國主尊、亦曰豊組野尊、亦曰豊香節野尊、亦曰浮經野豊買尊、亦曰豊國野尊、亦曰豊鷺野尊、亦曰葉木國野尊、亦曰國見野尊と見えたまへる神、即ちこれなり、御名の義は、豊は、物の饒にして、充ち足らひたる意の言にして、稱へたる語なり、豊布都神、豊石窓神、豊玉毘賣命、豊城入彦命、また豊葦原中國などいふときの豊におなじ、斟淳の斟は、古事記に雲野とありて、久牟久毛、久美、久比、許理など、通ひて、すべて物の集り凝る意と、初めて芽す意とを兼ねたる言なり、また斟淳の淳は、書紀の一書の御名によりて考



ふるに、主の意なるが如し、以上、神名の釋義は、古事記傳の說に據る。この神は、天地初發のはじめに、國常立尊、國狹槌尊に次ぎて顯はれたまへる三神の中の一柱なれば、かゝる御名を負ひたまへるは、理なりと謂ふべし。〔古事記、日本書紀、古事記傳〕

【豐鍬入姫命】 豐鍬入姫命は、古事記に豐鉏入日賣命と記せり。崇神天皇の皇女にして、御母は紀伊國造荒河戸畔の女遠津年魚眼妙媛なり。すなはち豐城入彦命の同母妹におはせり。〔古事記、日本書紀〕

崇神天皇

豐城入彦命

遠津年魚眼妙媛

豐鍬入姫命

はじめ、天照大御神と、倭、大國魂、神とは、歴代の天皇、皆大殿の中に、これを齋き祭り來たまひけるが、崇神天皇の御代に及びて、その神威を瀆し奉らむことを畏れたまひて、從來の如くに、同床共殿したまふをいたく安からず思し召し給ひ、乃ち天照大御神をば、豐鍬入姫命に託奉りて、倭の笠縫邑といふところに遷し奉り、磯城神籬を立て、これをいはひ祭らしめたまふ事としたまへり。この天照大御神と申し奉るは、實に畏くも大御神の御靈代とも申し奉るべき神器におはしまして、神代のそのかみ、天孫瓊杵尊の天降りたまひしときに、天祖天照大御神の親しく天孫に授けた

まひしものなり、爾後、歴代相繼ぎて、これを殿中に奉安祭祀したまひしが、この時に及びて、神威のかしこきを畏れて、遂にこれを宮外に遷し奉らるゝ事となりたるが、是の時、特に忌部氏に命じて、石凝姥天、目一箇、神の神裔をして、模倣の神鏡神劔を造り奉らしめ、これをば八坂瓊曲玉と共に、宮中にとゞめ奉り、かの天祖が、吾兒視此寶鏡、當猶視吾與同床共殿、以爲齋鏡とのたまひし八咫、御鏡と、および天叢雲、御劔とは、この時、豐鍬入姫命に託けて、笠縫邑に遷し祀らしめ給へるなり、かくて、豐鍬入姫命は、この後、永く大御神に奉仕し給ひけるが、次の垂仁天皇の時に至りて、天皇は、更に皇女倭姫命を以て、豐鍬入姫命に代りて、大御神に奉仕せしめらるゝ事となりしが、倭姫命は、更に大御神の神誨によりて、これを奉じて、伊勢國に遷り鎮まりたまふ事となれり、かくて、これより後、歴代の天皇、毎にその皇女を擇び定めて、これを伊勢に遣して、大神の御杖代として奉仕の任に當らしめらるゝ事、永く後世までの例となれり、これを齋女王とも、齋宮とも、また齋宮ともいふ、然らば、この豐鍬入姫命は、實に後世伊勢の大御神に奉仕したまふ齋女王の御はじめなりと謂はざるべからず。〔古事記、日本書紀、古語拾遺〕

【豐玉姫命】 豐玉姫命は、綿津見神海神の御子にして、彦火火出見尊の妃にておは



す、はじめ彦火火見尊の鹽土老翁シホツツノヲヂが作りて奉れる無目籠メナシカケに乗りて、綿津見國に到り給ひし時、其處に留り給ふこと三年、その間にこの豊玉姫を娶り給ひき、既にして彦火火出見尊の郷國に還り給はむとするや、姫彦火火出見尊に語りて曰く、妾既に娠めり、御子を産まむこと、久しからじ、妾、御子を産まむとき、必ず浪風荒き日を以て海濱に至らむ、願はくは、我が爲めに産室を作りて、待ち給へと、彦火火出見尊、歸國の後、豊玉姫命、果して約の如くに、その妹玉依姫タマヨリヒメと共に、風波を冒して海邊に到り給ひぬ、産殿の用意未だ完からざるに、早く産氣付き給ひしかば、急ぎ産室に入り、且つ尊に告げてのたまはく、願はくは、妾が御子を産まむ様を看給ふこと勿れと、然るに彦火火出見尊、竊かにその産室を窺ひ垣間見給ひしかば、豊玉姫大いに驚き、且つ恥ぢ、乃ち尊に告げ申していはく、尊もし妾を恥かしめ給はざらましかば、妾は正に永く隔て絶つことなくして、海道ウミミチ通はして親昵の情を結び奉らむところおもひ侍りしに、今かく辱めを受けまつりては、いかで再び相見まつる顔ばせあらむやとて、やがて其の生める御子を置きて、綿津見國に還り去り給ひぬ、而かも、その後尙、その子を懐ひ夫を想ふの情、戀々として禁じ給ふこと能はず、弟妹玉依姫命に托して、歌を彦火火出見尊に獻りたまはく、赤珠アカタマは緒さへ光れど、白珠シラタマの君がよそひし、貴くありけり

と、尊もまた愛憐の情やみ難くて、乃ち答へて歌ひたまはく、沖つ鳥鳴ウツトリノネ着く島シマにわが率ヒラ寝し、妹は忘れじよのことごとと、さて、此の豊玉姫命の産み給ひし御子なむ、鷓鴣草セウコウソウ葺不合尊にておはしましける、〔日本書紀、古事記〕

瓊瓊杵尊

吾田鹿葦津姫命

彦火火出見尊

綿津見豊玉姫命

鷓鴣草葺不合尊

神武天皇

延喜式神名帳に、阿波國名方郡和多都美豊玉比賣神社あり、すなはちこの神を祭れる社なり、陽成天皇の元慶二年二月、從五位下山背忌寸大海シラノイミキオホノ全子に詔して、山城の正税稻三百束を賜ふ幣を氏神に奉る爲に、阿波國に向ふを以て也、また同七年十二月、從五位下和多都美豊玉比賣神に從五位下を授くと、三代實錄に見ゆ、然らば、この豊玉比賣神社は安曇宿禰凡海オホノ連等の祖神として、永く祀られたるものと見えたり、神祇志料カミキシヨなほこの外に、對馬國に海神社あり、こは延喜式に、對馬島上縣郡和多都美神社、名神大と見えたる神社にして、後世當國の一宮と稱し、現在國幣中社に列せらる、その祭神は、實にこの豊玉姫命にてましますなり、官社祭神考證といふ書に、海神



の事業ならざるはなし、而して、その崇佛に熱心なりし結果として、新來の佛教が、この時に於いて大なる興隆をなし、は言ふまでもなき事なりとす、太子の斑鳩宮に薨するや、諸王諸臣及び天下の百姓皆父母を失ひたるが如くに悲み、耕夫は耕を止め、舂女は杵を止め、哭泣の聲路に滿ちたり、僧惠慈は時に高麗に在りしが、太子の薨去をきき、僧を請じて設齋し、且つ、我れ獨り生けりとも何の益かあらむ、太子と淨土に會ひて、共に衆生を化せむと、目を期して寂せりといふ、その徳化の海外にまで及びし、こと知るべし、巨勢三杖大夫は、歌を以て太子を弔し奉りていはく、斑鳩の富の小川の絶えばこそ、わが大王の御名忘らえめと、後世永く太子を景仰して、わが國文化工藝促進の先達と崇め尊べり、世に或は、太子が佛教興隆に力を須ひ給ひし一面の事實のみを見て、他面を顧る事なく、奈良朝以後の佛教の弊盡の百出せるより逆睹して、太子の佛教興隆の事業を痛く非難攻撃し、よりて或は、日嗣皇子、西のえみじの道弘め、神代の手ぶり亂しそめけり、伊勢貞丈などと誹れる一派の學者なきにあらざれども、太子の佛教興隆は、實はその目的とする所、新文明の輸入興隆にありて、實はこれによりてわが國の文化政治を改良し促進せむとせられたりしなり、日本書紀、大日本史

な

【中筒男神】 この神の御名をば、日本書紀には、中筒男命と記し、古事記には、中筒之男命と記せり、書紀の一書に、赤土命と見えたる神亦同じ神なり、さて、此の神は、伊弉諾神、黄泉國に到りて穢を得給ひし後、筑紫の日向の橘、小門の阿波岐原に至りて、禊祓を爲たまへる時に、水の中にて禊をし給ひし際に成りませる神なり、この時の事を古事記に記して曰はく、伊邪那岐大神云々、於是上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は瀬弱しと詔りごち給ひて、初めて中つ瀬におりかづきて、滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は云々、次に水底に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、底津綿津見神、次に底筒之男命、中に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、中津綿津見神、次に中筒之男命、水の上に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、上津綿津見神、次に上筒之男命、此の三柱の綿津見神は、阿曇連等の祖神と、もちいつく神なり云々、その底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱の神は、墨江の三前の大神なり云々と見ゆ、日本書紀の説、またおなじ即ち、この中筒男神は、同時に成り給へる表筒男神、底筒男神と共に、三柱相並ばして、住吉大神としていつき祀られ給ふ神なり、住吉の地名は、その初めは、古事記

にも墨江と見えたるが如くに、すみのと呼びしが、後には「すみよし」といへり、この表筒男、中筒男、底筒男の三柱の神は、神功皇后の新羅征伐を行はせ給ひし時に、皇軍を導きたまひ、その凱旋の時、皇后に託宣ありて、大津渚中倉長峽に留らむことを求め給ひしかば、由りてその地に社を造りて鎮祭したまひしが、即ち後の攝津の住吉神社なり、されば、古來この神を以て海路を守護し給ふ大神となし、航海の業に携はる者は常に、この神を崇敬し奉れり、尙住吉大神の項を併せ見て知るべし、攝津の住吉神社の外にこの神を祀れる社にして、最も名高きは、長門國の住吉神社、および壹岐國の住吉神社なりとす、住吉大神の項に併せ記したれば、就きて看るべし、

【中津少童命】 この神の御名をば、日本書紀には、中津少童命と記し、古事記には、中津綿津見神と記せり、この神は、伊弉諾神、筑紫の日向の橘小門の檣原に至りて、水中に濯ぎて禊祓を行ひ給ひしとき、この水の中に濯ぎ給ひしときに、中筒男命と共に成り出給ひし神なり、表津少童命、中津少童命、底津少童命の三柱を併せて、海の三神といふ、この神を祭れる社に、播磨國明石郡垂水村なる海神社、官幣中社、筑前國糟屋郡志賀海神社等あり、表津少童命の條に、詳説したれば、就きて見るべし、古事記、日本書紀、延喜式、

【中山大神】 中山大神とは、今も美作國苫田郡一宮村に鎮座したまふ中山神社にいはひ祀る大神なり、此の社は、延喜式の神名帳に、美作國苫田郡中山神社、名神大と載せたる社にして、後當國の一宮として神威著しく、古來中山大明神と稱し來れり、現今國幣中社に列す、本社祭神につきては、古來諸説あり、一宮記神名帳頭註等の諸書には、大己貴命を祀るとなし、諸社根元記神社要録神名帳考證等には、社傳によりて鏡作命なりと定め、また大日本史神祇志神祇志料等には、その祀るところ、備中の吉備津彥神社と同一神にして、もと備前備中備後の三箇國は、あはせて吉備の一箇國なりしものなれば、いづれも吉備津宮を以て一宮となし、和銅六年はじめて美作國を分置せらるゝに及びて、即ちその吉備津神を分祠せしもの、やがて此の神社なるべし、而して、その中山とふ稱呼は、また吉備中山の名稱に本づきたるものなりと云へり、されど、これ等の諸説に反して、古史傳の説に、美作國苫田郡中山神社祭神を、社傳には鏡作命なりといひ、一宮記には大己貴命と見え、たれど、催馬樂の古歌に、眞金吹吉備中山と詠ることありて、此の國は、和銅六年に、備前國の六郡を分て立てられたる國なれば、金神に坐すこと決し、さて、美濃國の仲山神社も、此より移したる故に、仲山とは云ふならむと見えたり、おもふに、此の説の如くに、金山彦命を以て、此

の神社の祭神となす説蓋し當れりとや云ふべからむ美濃國の仲山神社といふは、延喜式の神名帳に美濃國不破郡仲山金山彦神社名神大と見えたる社即ちこれにして今の國幣中社南宮神社これなり延喜式一宮記神名帳頭註諸社根元記神社要錄神名帳考證古史傳神祇志神祇志料古事類苑さて中山大神の神階につきては清和天皇の貞觀二年に美作國正五位下中山神に従四位下を授け貞觀七年に従三位を加へ貞觀十七年に正三位の神階に進め給ひしよし三代實錄に載せたりまた金山彦命に就きては別にその項あれば就きて看るべし

【啼澤女命】この神は伊弉諾神が伊弉冉神の火神軻遇突智を生みて身まかり給ひしを歎き悲み給ひしときその御涙に成りませる神なり古事記に故れ伊邪那美神は火神を生みませるに因りて遂に神さりましたぬ故れこゝに伊邪那岐命詔りたまはく愛しき我が汝妹の命や子の一木に易へつるかもとのり給ひて御枕べに匍匐ひ御足べに匍匐ひて哭きたまふ時に御涙に成りませる神は香山の畝尾の木の本にます泣澤女神と見えたる即ちこの神の事なり日本書紀の記事亦全く同じ萬葉集卷二に檜隈女王怨泣澤神社之歌として哭澤の神社に三輪する禰れども我が大王は高日知らしぬといふ歌を載せたり當時泣澤神社のこの地に有りし事知る

べし延喜式の神名帳によるに大和國十市郡に畝尾坐健土安神社および畝尾都多本神社あり健土安神社は哭澤女命とおなじく伊弉冉神の神去りたまひし際に生れ出で給へる神なればこの畝尾都多本神社といふも同じく此の際に成り出給へる香山の畝尾の木の本にます泣澤女神なる事疑ひなしさてこの神の御名の義は啼澤女の澤女はもとより借字にして書紀應神天皇の條に處々海人訛賤之不從命と見えたる訛賤てふ語と同語なり字書に訛は謗也雜言を賤といふとある如く哭き叫び騒々しくし給ひしよりこの名は負ひ給へるなり古事記日本書紀延喜式萬葉集

【那行都佐命】御事歴明がならず  
 【那智事靜男命】恐らくは那智事解男命の誤ならむ果して然らばこは那智權現は泉津事解之男命を祀れるものなりとの古來の説に本づきたるものならむ事解之男命の項を看るべし  
 【名無雉子神】名無雉子は天神天孫瓊々杵尊を葦原中國の君主と定め給ひてこれを降下せしめむとし給ふに先立ちて先づ中國の國情を偵察せしめむが爲めに降し遣されたる神なりはじめ高皇產靈尊天孫瓊々杵尊をこの國に降下せしめむ

と定め給ふや、諸神を召し集へて、問ひて宣はく、吾れ今、人を遣して、葦原、中國を撥ひ平げむとおもふ、當に誰を遣さば宜けむと、諸神みな申さく、天穗日命アマホヒノミコトよろしからむと、乃ち之を降下せしめ給ひしに、天穗日命、大己貴神に佞媚して、三年に至るまで、復命せず、よりに、更に其の子武三熊之大人タケクニノウシを遣したまひしに、此れ亦、その父に順ひて、遂に報命申すに及ばざりき、是に於いて、高皇產靈尊、諸神と議り、天稚彥命アマノハヒコに、天鹿兒タシカガ弓、天羽矢アマノハヤを賜りて、遣し給ひけるが、この神もまた、忠誠ならずして、下照姫を娶りて、遂に復命せざりき、高皇產靈尊、その久しく復命せざるを怪しみ、乃ちまた無名雉ナシキキをつかはして、中國の形勢を伺ひ見しめ給ふ、無名雉飛び降りて、天稚彥が門の前に立てる湯津ユツ杜木ツクラの梢に居りて、景況をうかがひ居たりしに、天探女アマノサグメといふ者、これを見て、天稚彥にかくと告げぬ、天稚彥、かの天鹿兒弓、天羽矢をとりて、名無雉を射して、矢その胸を貫き、飛んで高皇產靈尊の座前に到りぬ、高皇產靈尊、その矢を見そなはしてのたまはく、是の矢は是れ、曩日我が天稚彥に賜ひしものなり、その矢、今血に染めり、蓋し、國神と相戦ひて然るものならむかと、其の矢をとりて、投げ還し給ひしに、その矢、落ち下りて、天稚彥が胸に的中せしかば、天稚彥爲めに死せりといふ、古事記、日本書紀

【奈良別彦命】 奈良別彦命は、崇神天皇の皇子豊城入彦命トヨキリノヒコの四世の孫にして、下毛野國造シモケノミヤツクの祖にておはす、國造本紀に、下毛野國造、難波高津朝御世、仁徳豐城命、四世孫奈良別、初賜國造と見えたる、すなはち是れなり、

崇神天皇

豊城入彦命

八綱田命

彦狹島命

御諸別命

奈良別命

奈良別命を祀れる神社に、武藏國に奈良神社あり、こは延喜式の神名帳に、武藏國播羅郡、奈良神社と載せたる社なり、續日本後紀、仁明天皇嘉祥二年十一月の條に、壬子、武藏國播羅郡奈良神、云々、並預官社と載せ、また文德實錄、文德天皇嘉祥三年五月の條に、丙申詔以武藏國奈良神、列於官社、先是彼國奏請、檢古記、慶雲二年、此神放火如火熾、然其後陸奥夷虜反亂、國發控絃、赴救陸奥軍士、載此神靈奉以擊之、所向無前、老弱在行、免於死傷、和銅四年、神社之中、忽有湧泉、自然奔出、溉田六百餘町、民有疫癘、禱而癒、人命所繫、不可不崇、從之、と見えたり、以てこの神の威靈著しかりしを知るべし、國造本紀、新撰姓氏錄、續日本後紀、文德實錄、延喜式

【鳴雷神】 伊弉冉神イサハニノカミの黄泉國ヨミノクニに到り給ひしときに、その御體の邊に成り居たまひし八種の雷神あり、その中の一に鳴雷ナリカミといふ神あり、鳴雷神をまつれる社、諸國に少



からず、延喜式の神名帳に見えたるものにつきていふも、宮中の主水司（ミヅノシ）に坐す鳴雷神社あり、大和國添上郡に鳴雷神社、大あり、同國高市郡に氣吹雷響雷神社（キフケイササネカミカミ）あり、また、伊勢國度會郡に雷電神社（イカサチノカミ）あり、越前國丹生郡に雷神社（イカサチノカミ）あり、但馬國氣多郡に雷神社（イカサチノカミ）、名神大あり、おもふに、後世諸國に鳴雷神として祭れるもの、中には、雷神すなはち雷鳴（カミナリ）の、いかめしくおそろしきを怖れて、是れを祭れるも加はれるなるべし、古事記、日本書紀、延喜式」

に

【新田義興公】（ニツタノヨシノブ） 新田義興は、新田義貞の子にして、義顯の弟、義宗の兄なり、幼名をば徳壽丸といひしが、其の母賤しかりしにより、義貞の愛する所とならず、幼時、上野國に居りき、後醍醐天皇の延元貳年、鎮守府大將軍源顯家、鎌倉を攻めむとして、軍を進めて、武藏の國府に至るや、義興、また兵三萬を起して之に應じ、徑に進んで、鎌倉を取る、已にして、顯家の軍至りしかば、遂に兵を合せて、鎌倉を抜き、俱に京都に向つて西上す、明年の春、青野ヶ原に戦ひて、上杉憲顯を破りしが、顯家、石津に戦死せし後は、そ

の弟少將顯信に従つて、男山に據り、王師敗績するに及んで、奔りて吉野に詣れり、天皇延見し給ひ、その才器を嘉し給ひ、父の家を興すべしとの畏き大御詔を賜り、剩へ、名を義興と賜り、左兵衛佐を授け給はりぬ、かくて、命じて、北條時行と與に、義良親王を助けて、東國に下らしめ給ひしが、海上にて風に遇ひて、諸軍相失ひ、義興の船は、武藏の石濱といふに著きぬ、よりて、義興は東國に匿れて、時機の至るを待ちけるが、後村上天皇の正平七年、弟義宗、従弟義治とともに兵を起して、鎌倉を攻めぬ、賊の大將足利尊氏は、その子基氏を鎌倉に留め守らしめて、自ら兵を率ゐて、義興等の軍を金井原、太平記には、小手差原とあり、に逆へ戦ひけるが、官軍撃ちて、尊氏を走らせ、義興、義治は、北ぐるを追うて、敵を追撃せり、既にして、伏兵四方より起りて、圍みければ、二人躬ら力戦して、義興は三創を被り、義治は刀折るゝに至り、従へる士卒の討たるゝもの、百餘人に及びぬ、二人は奮闘して、僅に圍を脱する事を得たりしも、遂に義宗と相失せり、義興曰はく、我が兵殘弊、去らむと欲するも得べからず、如かじ、直に鎌倉を襲うて、基氏と決戦せむにはと、乃ち夜進んで、關戸といふに至りしに、會々石塔、義房、三浦高通等の、數千の兵を擁して、來り降るに遭ひしかば、義興大に喜び、相率ゐて、神奈川に至る、敵の備無きを見て、急にこれを襲撃せしかば、賊軍驚き、防ぐ事能はず、義



興の軍大に振ひ、基氏遂に鎌倉を棄て、走るに至る。義興、義治乃ち鎌倉に入る。東國の官軍また振ふ、居る事半月なるに、賊將尊氏、義宗の軍を笛吹嶺に破り、將に軍を回して、鎌倉を攻めむとす。との報有り、義興、義治議して、鎌倉を死守せむとせしが、或人いへらく、よろしく暫く逃匿して、京都の消息を聞き、また北國の諸將とも約して、再舉を圖るべしと。義興、義治その議に従ひ、乃ち走りて國府津の山に入り、河村城に據り、尊氏また來り攻めしかば、義興、城をすて、脱走し、後越後に奔りて、義宗と共に越後を保つ。武藏上野の豪族等、書を致して、義興を請じて、將となさむと云ふ。義宗、義治は之を疑つて、應せず。然るに、義興その志、奇功を立てむとするに在りしかば、獨り百餘人を従へて、東國に抵り、武野の間に客たりしに、將士の奉附するもの、頗る多かるに至れり。足利基氏、畠山國清これを聞き、數々兵を遣して、之を討たしめしが、義興、出沒自由、遷徙測るべからざりき。竹澤良衡といふ者あり、はじめ義興の部下たりしが、後賊軍に降りて、足利義詮に従へり。是において、畠山國清は、良衡に啗すに利を以てし、これをして、義興を圖らしめぬ。良衡、乃ち伴りて、罪を受けて、封邑を奪はれたり。と稱し、人を使して、義興に慰勸を通せしめぬ。義興未だ之を信せず。然るに、良衡少將といへる美婦を、京都より迎へて、これを己が女なりと稱し、義興の許に送りて、陪侍

せしめしに、義興、頗るこれを嬖せり。良衡また義興に贈るに、鎧馬等を以てし、遂にその信用を買ひ得、これより軍謀密策悉くこれを興にする事、凡そ半歳ばかりに及びぬ。適々九月十三夜に値り、良衡兵を匿して、義興を邀へて、之を害せむと圖る。義興これに赴かむとせしが、少將、書を贈りて、凶夢あれば行くを止めよと告ぐ。義興の臣井伊直秀も亦行くこと勿れと諫めければ、義興疾と稱して往かず。良衡、少將の謀を漏したるを疑ひ、これを殺せり。然るに、義興知らずして、數々書問を通せしかば、良衡よりて、義興の消息を審にし、悉くこれを畠山國清に通じ、よりて、謀を設けて、義興を誘殺せむとす。江戸高重、國清および良衡と謀り、國清の爲めに、其の食邑を奪はれたり。と稱し、良衡を通じて、伴りて、義興に款を送り、義興に告げて、いはく、余、國情の爲めに、封邑を奪はれ、之を怨むる事久しかれど、軍に司令なきにより、士卒附かざるを遺憾となす。願はくは、公を奉じて、大將となさむ。然らば、臣が族の鎌倉に在るもの、數千人を率ゐて、直に相模を定め、八州を徇ふる事を得むと。義興これを信じて、乃ち鎌倉に赴く。良衡、高重等曰く、多く兵士を従へば、恐らくは人の怪む所とならむと。義興乃ち士卒をして先發せしめ、僅に十數人と共に、曉に乗じて、鎌倉に赴く。良衡、高重、かねて舟の底に孔を穿ちたるを、矢口、渡に用意しおき、伏兵を岸に匿しおきしが、義興中流



し彦火火出見尊を生み給ふ、これより後、瓊瓊杵尊彦火火出見尊、鷓鴣草葺不合尊の三代は、この地方に留りて、よく西阪を治め給ひしが、次の神武天皇の御時に至つて、遂に東の方大和の地に遷りたまふ事となれり。瓊瓊杵尊崩じて、これを筑紫の日向の可愛山陵よきやまに葬り奉る。大隅國始良郡東山襲村に鎮座まします。官幣大社霧島神宮。および薩摩國薩摩郡東水引村に鎮座まします。國幣中社新田神社は、實にこの瓊瓊杵尊をいはひ祭れる社なりとす。古事記、日本書紀、古語拾遺、古事類苑、謹んで案ずるに、天祖の神裔をこの葦原、中國に垂れたまふ事實に、この瓊瓊杵尊よりはじまる、然りしよりこの方、神裔皇統連綿として萬世に盡きず、上下君臣の分、儼として定り、皇祚の隆なること、實に天地と共に窮ることなし、かくて、皇威は世々に揚り、國土は代々に擴し、而して、寶祚萬代の基礎、君臣上下の分限は、儼乎として、天孫降臨の當時に、天祖の下し給ひし聖詔において、既に定れるものなり、之を想はば、誰かわが國體の基くところの實に深く且つ遠きを感じざるものあらむ、されば、苟しくも我が國民たらむものは、常にこの一事を銘肝烙記して、寸時も忘るゝ事有るべからざる者なり。

【丹生都姫命】 丹生都姫命は、また爾保都比賣命とも申す。播磨風土記に、この神を

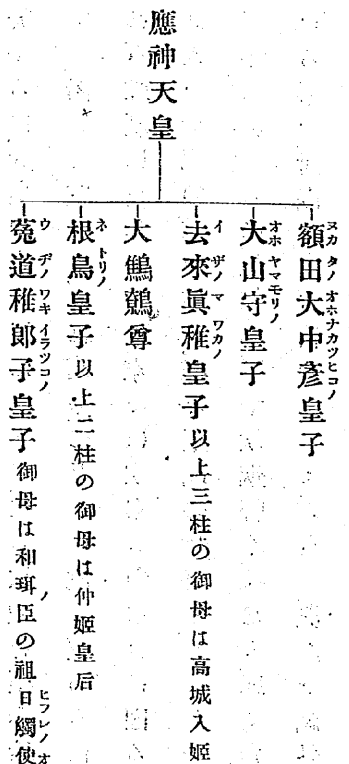
以て國堅大神の御子となす。國堅大神とは、即ち伊弉諾伊弉冉の神なり。息長足日女命イコトノメ神功皇后新羅國を言向け給はむとして、播磨國に下り坐して、諸神に禱り奉り給ふや、爾保都比賣命ニホヒメすなはち國造石坂比賣命イサカヒメに加ふりて、教へてのたまはく、能く我が御前を治め奉らば、我れ善き驗を現して、比々良木八尋ヒビキヤヒコ杵根底不附國フキネノソコ越賣コトシ引國ヒキクニ玉匣タマコ賀益カキ國クニ薦枕有寶國ノセマクサノタカラクニ白奈新羅國シラノキを丹浪ニ以て平ヒラげ伏フスせ賜はむ、かく教へ給ひて、赤土アカツチを出し賜ひしかば、その土を天之逆杵アメノサカに塗りて、神舟カミフネの艦舳カネに建て、また御舟裳ミフネカサおよび御軍の著衣を染めて、海水を攪き濁して、渡賜へる時に、底潜る魚も、高飛ぶ鳥ども、往き來せず、また御前を遮ることなく、此くて、新羅を平ヒラげ伏フスけて、還り上り來まして、後、乃ち其の神を、紀伊國管川の藤代の峰に鎮め奉り給ひきと、播磨風土記に見えたり、而して、今も紀伊國伊都郡天野に鎮座したまふ丹生都比女神社ニホヒメノカミヤは、實にこの神をいつき祀れるものにして、紀伊國伊都郡丹生都比女神社、名神大、と延喜式の神名帳に見えたる社、即ち是れなりとす。弘法大師の高野山を開き、金剛峰寺を創立するに至り、この神を以て高野山の地主鎮守となし、後世これを高野天野大明神と稱せり。清和天皇の貞觀元年正月、從五位下勳八等丹生都比賣神に從四位下を加へ、陽成天皇の元慶七年十二月、從四位上に叙せられしよし、國史に記し、また、紀伊國神

名帳に正一位勳八等丹生津比咩大明神と見えれば、其の後極位に陞叙せられし  
事有りしと見えたり、なほ丹生都姫命と稚日女命と同一神にして、天照大御神の御  
妹にましますよしの説有り、稚日女命の項を參看して知るべし、延喜式、播磨風土記、  
三代實錄、神名帳考證

【丹生大神】丹生大神といふに二あるべし、一は、今も大和國吉野郡丹生に鎮座し  
たまふ丹生川上神社にいつき祀る大神をいひ、他の一は、紀伊國伊都郡天野に鎮座  
したまふ丹生都比女神をいふなり、丹生川上神社は延喜式の神名帳に、大和國吉野  
郡丹生川上神社名神大と載せたる社にして、現今官幣太社に列せり、祭神は高靈神  
および高靈神にして、また雨師神とも稱し、古來祈雨の神なり、祭神高靈神、高靈神に  
つきては、別にその項あれば就きて見るべし、一説に祭神は水神、罔象女神なりとも  
いへり、廿二社本縁に、丹生社事、大和國仁坐留丹生河上乃神是也、雨師止毛申す、仍祈  
雨乎、止仁和雨乎、別志天當社仁奉幣申左留とあるにて知るべし、丹生都姫命の事は、  
前項に記したれば、參看すべし、延喜式、廿二社本縁、古事類苑

【仁德天皇】仁德天皇は應神天皇の第四子にましまして、御母は仲姫皇后と申し、  
景行天皇の御子五百城入彦命の御孫なり、天皇の御兄弟多くましまして、中にて、こ

こに關係有る御方のみを記せば、



天皇幼にして總明叡智、容貌美麗にましまして、壯なるに及びて、仁寬慈惠の君にてお  
はしましき、始め天皇の生れ給ひしとき、木菟といふ鳥殿中に入れり、この日偶々大  
臣武内宿禰も亦その子を擧げしが、鷦鷯その産室に入れり、應神天皇これをききて、  
祥瑞なりとし給ひ、武内に宣へらく、今朕の子と大臣の子と、同日に生れ、また共に祥  
瑞あり、よりにて其の鳥をとりて、相易へて子に名づけ、以て後葉の契となさむと、より  
て天皇の御名を大鷦鷯と申し奉れるなりといへり、應神天皇深く少子稚郎子を愛  
し給ひしかば、遂に之を立て、皇太子と定め、大鷦鷯尊をして、之を輔けしめ給へり、  
既にして、應神天皇崩するに及びて、皇太子位を大鷦鷯尊に譲りて、菟道に避け給ひ、

大鷦鷯尊も亦名分の素より定れるもの有れば、これを聴き給はずして、互に相推譲し給へり。然るに、異母兄大山守皇子は、この際に不軌の企を圖り給ひければ、大鷦鷯尊、密にこれを皇太子に告げて、兵を設けて、これが備をなし、遂に大山守皇子を殺し給へり。されど、この後も、稚郎子皇太子は、位を譲りて、敢へて踐祚したまはず、相譲り給ふ事三年に及び、爲めに國民も歸する所を知らざりきといふ。されど、大鷦鷯尊の御志益固くして、奪ふべからざりしかば、皇太子は遂に自殺して、その位を譲り給へり。大鷦鷯尊これをきき給ひて、慟哭して、哀を擧げ給ひ、かくて遂に即位したまへるもの。即ち仁徳天皇なり。天皇の御事蹟いと多かる中に就いて、千載の佳話として、人口に膾炙するは、天皇の高き屋に登りて、民の炊煙を望み給ひし事實これなり。天皇、或時群臣に詔して宣はく、われ高臺に登りて遠く望めるに、烟氣域中に起らず、おもふに是れ百姓既に貧しうして、家々に炊ぐものなきに因るならむ。朕聞く、古へ聖王の世には、人々詠徳の聲を爲し、家々康哉の歌有りきとしかるに、今朕億兆に臨むこと、既に三年に及べるに、頌聲作らず、炊煙軽く疎なり、即ち知る、五穀登らずして、百姓の窮乏せる事を、封畿の内尙給せざるもの有り、況んや畿外の諸國においてをやと、乃ち詔を下して、三年の間悉く課役を除めて、百姓の苦を息ましめ、自ら奉じたまふ

事極めて儉素にし、宮垣頽るれども造らず、茅茨壞るれども葺き給はざりき、さる程に、神も天皇の仁慈の御心を感じ給ひけるにや、風雨時に順ひて、百姓のとり作る田なつ物悉くに豊穰なりければ、三とせが程に、民富み榮えて、歡聲路に盈つるに至れり、かくて後、天皇一日また高臺に上りて四方を眺望し給ひけるに、烟氣多く立ち上りければ、天皇、皇后を顧みて宣ひけるは、朕既に富みたり、復た何をか憂へましと、皇后申し給はく、今かく宮室は破れ朽ちてあり、何とて富めりと。宣ふぞと、天皇のたまはく、夫れ、君主は百姓を以て其の本となすといへり、されば、百姓の貧しきは朕の貧しきなり、百姓の富めるは朕の富めるにぞある、見給へ、かく今は炊煙四方に立ち上りて、民皆富み足らへるにはあらずや、かく民の富めるを、いかで朕貧しといふべけむやと、かくて、此の後數年にして、始めて課税を科し、宮室を造らしめ給ひしに、人民は、老いたるを扶け、幼きを携へ、先を争うて役發に赴き、材を運び、篋を負ひて、日夜營作しければ、幾ならずして、宮室悉く成れりきといふ。天皇崩じて、百舌鳥耳原陵に葬り奉る、この陵、今和泉國大鳥郡に在りて、その兆域、今存する所、外堤七百六十九丈、内堤五百七十三丈、陵基の周圍四百五十七丈ありて、歴代の御陵中、最も高大なり、故に世に大山陵と稱せり、天皇の御陵の、かく高大比なかりし所以のものは、當時三韓

來附奉貢し、人民富み榮えて、調貢大にその額を増加し、府庫充實國家の財政頗る豊富なりしにも由るべしと雖も、又實に百姓の天皇の仁政を仰げるもの、其の恩徳に感謝するの餘り、喜び勇み、相競うて役に赴き、工を遂げたるにも由らずんばならず、〔古事記、日本書紀〕に附けて記す、かの高き屋に上りて見れば煙立つ、民のかまどは賑ひにけりの歌を、天皇の御製として、世俗に傳稱するは誤なり、こは蓋し後人聖徳を稱へ奉りて、歌ひしものなるべし、其の歌は、始めて和漢朗詠集に見えて、これより扶桑略記、水鏡、新古今集等の諸書にも載せたり、且朗詠集には、帝王の題中に見えずして、國司の唐名なる刺史の題中に載せたるも、由ありげなり、或は云ふ、延喜六年の日本紀、竟宴に、藤原時平の仁徳帝を詠せし、高どのののぼりて見れば天の下、四方に烟りて國ぞ富みぬるの歌を訛傳せしなりともいへど、詞の様大に異なれば、全く別の歌なり、要するに、かの歌紀記に見えずして、天皇の他の御製と歌調大に異なる時代頗る後世のものなれば、後人の聖徳を詠せしものなる事は明けし、〔大日本史、大日本通史〕

ぬ

【貫前大神】 貫前大神は、上野國北甘樂郡一ノ宮町に鎮坐し給ふ貫前神社にいつき祀る大神にして、この社は、延喜式の神名帳に、上野國甘樂郡貫前神社、名神大、と見えたる社にして、後世當國の一宮として、遠近の崇敬篤く、また拔鋒大明神とも稱せり、現今は國幣中社に列す、祭神は經津主命なり、上野國志に云ふ、拔鋒神社、一の宮村に鎮坐、これ順、和名抄に、所謂貫前の地なり、拔鋒は社號なり、故に國史或は拔鋒といひ、或は貫前と云、と見えたり、貫前神社の稱は、その地名によれること論なし、平城天皇の大同元年に、上野の二戸を神封に充て奉り、仁明天皇の承和六年に、無位拔鋒神に從五位下を授け、清和天皇の貞觀元年に、正五位勳八等より從四位下に叙せられ、同九年に、從四位上を加へ、同十八年に、從四位下に進め、陽成天皇の元慶三年に、正四位上を賜ひ、同四年に、從三位勳七等を授け、醍醐天皇の延喜十六年に、貫前明神に從二位を授け奉られたるよし、國史に見えたり、延喜式、上野國志、新抄格勅符抄、續日本後紀、三代實錄、扶桑略記、神祇志料、なほ祭神經津主命につきては、別にその項あれば、就きて看るべし、



【野槌命】ヌツチノミコト 草野姫命カヤノヒメノミコトの亦ナラの御名なり、萱野姫命カヤノヒメノミコトの項を見るべし。

ね

【根裂神】ネサクノカミ 根裂神は伊弉諾神がその佩かせ給ふところの十握劔トツカ、ツルギを抜きて、軻遇突智神チノカミを斬り給ひしとき、その劔の鋒より垂れる血、たばしりて成りませる神にておはす、この事を日本書紀の一書に記していはく、伊弉諾尊云々、遂拔所帶十握劔、斬軻遇突智爲三段、此各化成神也云々、復劔鋒垂血、激越爲神、號曰磐裂神、次根裂神、次磐箇男命、と見えたり、古事記には、石拆神、根拆神と記せり、本居宣長翁の説に、此の神の名は、石根拆イハネサキといふ言を、二つに分ちて、二柱に名づけたる物なれば、根も石根の根の意なりと言はれたり、かの劔の鋒尖より成り出給へる神なれば、磐根をも刺し割くほどの稜威ササましますよしの御名なるべし、日本書紀古事記傳

の

【後鈴乃屋春庭大人命】ノチノスズノヤハルニホウシノウシノミコト 本居春庭大人ホノケチハルニホウシノウシノミコトの項を見るべし。

は

【羽明玉命】ハアカルタマノミコト 羽明玉命は天明玉命アキラカタルタマノミコトの亦の御名なり、また玉祖命タマノミコトとも、櫛明玉命シメアカルタマノミコトとも、申す、玉祖連玉作連等タマノミコトノミヤノミヤノミコトの遠祖なり、この神の御事歴は、天明玉命アキラカタルタマノミコトの項に記したれば就きて看るべし。

【羽倉東麻呂大人】ハケラマツマロウシノミコト 大人は、國學の四大人中の一人として、皇國學びのわざに携はれる者の、ひとしく仰ぎまつるところなり、大人姓は荷田カダ、羽倉といふは、その氏なり、その出自は、遠く雄略天皇の皇子磐城王より出づ、その家代々伏見の稻荷神社の祠宮にして、御殿預を世職とせり、大人の父を信詮シノスミといふ、大人は、その第二子にして、寛文九年正月三日を以て生れ、初の名を信盛といへり、後に東丸アヅマノマルと改めしが、後、その字を春満の字に更む、また東萬侶とも、東満とも書きたり、通稱を齋宮イハツキといひ、書翰などには多くは略して齋の一字を自ら用ひられたり、幼より穎悟、非凡の資なりしが、元祿十年、その二十九歳の時、歌道の師として、妙法院宮堯延親王に奉仕し、大に御信任



を受けられぬ、然るに奉仕二年の後、仕を辭して江戸に下り、再び讀書研鑽に力を専らにせらるゝ事となりたり、當時江戸にありては、林鳳岡あり、木下順庵あり、順庵の門に新井白石、室鳩巢の徒あり、また別に物徂徠、栗山潜峯等の一世に鳴れるあり、皇國學者としては、また戸田茂睡あり、北村季吟ありき、然れども、大人は別に師承を求めず、その攻學の方針も、全く他の學者と異なりて、單に古歌古文の訓詁注解に止らずして、皇國固有の大道を闡明せむとするにありき、即ち、大人が古學研鑽の目的は、國體を發揮し、惟神の大道を顯揚せむとするにありき、大人江戸に留る事十四年、正徳三年四月、一度歸郷せられしが、居る事數月にして、十月また東下せられぬ、この間、從遊の弟子漸く加り、指導教訓最も嚴正謹厚なりければ、名聲漸く四方に聞えぬ、時に年四十五なり、翌年八月、また歸郷せられしが、此の年、越後の長岡侯牧野駿河守の招聘ありしかど、大人は固辭して應せられざりき、享保七年七月、大人が三度江戸に來るに及びて、時の將軍吉宗は、その博學篤志の古學者なるをき、御側衆有馬兵庫頭、御書物奉行下田幸太夫、師古等をつかはして、故實國典に關して諮問せしむる所ありしに、大人は之に對して、一々明晰なる解答を與へられければ、將軍の信用陪々厚く、尋いで諸國貢獻の舊記、および文庫の官本査閱の事を囑せられしに、大人また

校訂辯疏遺す所なかりしかば、享保八年、將軍より賞賜の恩命あり、次いでまた歸郷せられぬ、これより後、大人は京師にありて、所司代の旨を傳ふるまゝに、諸書の眞僞を甄別考査する等の事に與つて、その功勞少からざりき、後疾と稱して仕官を辭し、自らは郷里伏見に歸らるゝ事となりぬ、その代に、養子（つとむこ）在満（みつ）ぬしをば、江戸に出して仕官しせめられたり、在満ぬし、田安宗武卿に仕へて、頻にその寵遇を受け、殊にその有職律令の學に精しかりしより、宗武卿を助けて服色管見の編述を完了し、後また大嘗會具釋、大嘗會便蒙を撰録せり、在満ぬしは、この二書の撰録出版によりて、幕府の忌諱にふれ、閉門申し付けられ、田安家を退くの已むを得ざるに至りきと雖も、ぬしはその退くに當りて、實に賀茂眞淵大人を其の後任者として吹舉せらるゝ事となりたり、後年、賀茂翁が、江戸において、その蘊蓄せる古學を披瀝して、一世を風靡せらるゝに至りたる事實に、これより始れり、却説、春滿大人は、その隱退の後も、皇學の研究、古道の鼓吹に關しては、寤寐も忘るゝ事なく、當時漢學の盛行は、滔々として天下の上下を壓し、幕府の官學、諸侯の藩學まで、一として漢學儒教の教授を是れ行はざるはなきに、獨り我が皇國の古學に關する研究を行ふべき學舎の、未だ設けられざるは、大に慨歎すべき事なりとて、乃ち、享保十三年九月、國學校を創立せむとする

の啓文一篇を作りて、その子春満をして、幕府に上請せしめ、地を京都東山に給りて、こゝに學校を設けむと乞はれぬ、しかも、その報未だ有らざるに先立ちて、享保十五年正月、大人年六十二の時、俄然中風症を發して、半身不隨意、口舌共に自由を失ひ、次いで、元文元年七月二日、年六十八歳を以て、遂に身まかり給ひしかば、彼の創國學校の企劃も、遂に實行せらるゝに至らずして止みにき、家人相議して、嚴興靈と謚せり、かく、大人の志は、未だ遂げられずして、止みにきと雖も、その志は、その子在満、および門下の賀茂眞淵大人等によりて、繼受祖述せられ、殊に賀茂翁の大成によりて、いはゆる皇國學の發達興起は、大に目ざましきもの有りしを想はゞ、荷田大人の創意努力は、まこと其の甲斐なかりしにはあらざりけり、春満大人の墓は、稻荷山の南、在山の先塋の側にあり、明治十六年二月、朝廷その遺勳を追褒し、特旨を以て、正四位を贈り給へり、尋いで、有志者相はかりて、祠宇を山城國紀伊郡福稻、官幣大社稻荷神社の南方に創建し、東丸神社と稱して、その神靈を祀れり、今府社に列し、人皆その學徳を尊崇せり、大人の著されたるものに、萬葉集童蒙抄、萬葉集問答伊勢物語童子問、出雲風土記考、令義解剖記、僞類聚三代格考等あり、また大人の歌集としては、春葉集あり、その下卷には、かの創國學校の啓文を採録せり、〔天貫眞浦氏著荷田東磨翁〕

【羽黒神】 羽黒神とは、羽前國羽黒山、すなはち同國東田川郡羽黒山に鎮座したまふ國幣小社、出羽神社にいつき祀る神をいふ、この社は、延喜式の神名帳に、出羽國田川郡伊波神社と見えたる、即ち是れにして、中古以來は羽黒權現と稱して、専ら修験者の尊崇するところとなり、月山湯殿山と相並びて、その崇敬遠近にあまねく、報賽の盛なりしこと、實に奥羽坂東北陸を傾けたり、明治維新の後、神佛の混淆を禁じ、後國幣小社に列す、本社の祭神は伊波神にておはす、されど、その祭神につきては、諸説ある事にて、或は倉稻魂神なりともいひ、或は玉依姫命なりともいへり、大日本史の神祇志にいふ、伊波神社、今在羽黒山、稱羽黒權現、古在皇野、中移之阿久谷、後又遷于大堂、即今地也、羽黒山舊名伊波波山、後世爲修験者所崇奉、漸失古名、出羽風土略記曰、本堂嘗存、古額題曰伊波波神社、亦可以爲證也、相傳祀玉依姫命、〔延喜式、大日本史、神祇志、古事類苑〕

【箱崎八幡大神】 箱崎八幡大神とは、今も筑前國糟屋郡箱崎町に鎮座したまふ、宮崎宮にいはい祭る大神なり、その鎮座したまふ所は、即ち名高き千代の松原にして、現今官幣中社に列す、この地もと那珂郡に屬せるが故に、延喜式の神名帳には、筑前國那珂郡八幡大菩薩宮崎宮名神大と載せたり、蓋し八幡神の別宮にして、祭神は應

神天皇を祀り、また仲哀天皇神功皇后をも合せ祀れりともいふ、延喜式、神祇志料、古事類苑諸書に醍醐天皇の延喜二十二年に大菩薩の御託宣有りしにより、穂波郡大分村の本宮より箱崎の地に移し奉り、はじめて社殿の造營ありたるものなりと傳ふれども、本社之鎮座は延喜以前既に久しき事なるは、いふまでもなき事なり、且つこの神の社殿、北の方大海に臨みて、遠く韓國絶域に向ひたまふも、深き神慮由緒有りての事なりとおもはる、筑前續風土記にいふ、箱崎八幡宮は、上代、穂波郡大分村に鎮座ありしを移せるなり、社記に曰はく、延喜二十一年六月、八幡大神の託宣に、わが穂波郡大分村の宮、三惡なり云々、是によりて、彼の地を避けて、箱崎の松原に移り住まむと欲す、太宰少貳眞材朝臣この新宮造營すべし、御殿を乾に向け、柱に柏を用ふべし、末代に至り、異國よりわが國をうかがふ事有らば、我れその敵を防ぐべし、故に敵國降伏の字を書て、礎のおもて、吾座の下に置くべしと、あらたに託宣有りければ、勅許有りて、此の地に神殿を造營させ給ひ、敵國降伏の四字を延喜帝の勅筆にて、三十枚遊ばし、御宮柱の下に敷かせ給ひしとかや、鴨長明が文字鏤には、筑前箱崎の宮、つくじのはかたにつきたる所なれば、唐の海に向ひて、社壇は西向におはします、是れは異國降伏の御爲め、延長元年の事とすといへり、されども、延喜式神名帳に、宮崎

宮を載せられたれば、猶其の前久しき代よりありける御社成るべし、と見えたり、彼の文永十一年の蒙古來寇の時および弘安三年の兩度、本社また回祿の厄に罹り給ひしは、史上に名高きところなりとす、この神、敵國降伏の靈驗世にいちじるしく、今尙樓門に敵國降伏の額を掲げ、社殿壯麗なり、二十二社註式、託宣集、筑前續風土記、古事類苑なほ祭神應神天皇の御事につきては、別にその項有れば、就きて看るべし、

【幡萩穂狹別五之魂命】 羽倉東麿大人の謚號なり、羽倉東麻呂大人の項を看るべし。

【八幡大神】 八幡大神としていつきまつるは、應神天皇すなはち譽田別尊および比賣神息長帶姫命の三柱なりとす、されど特に應神天皇一柱をば、八幡大神としていつき祀る例多しとす、この八幡宮の本つ社ともいふべきは、即ちかの宇佐八幡宮、すなはち今の官幣大社宇佐神宮なりとす、この神の顯れ給ひしは、いと古くよりの事なるが、殊に奈良朝時代において、大に其の神徳を發揮せさせ給ひ、皇室の尊崇、殊に淺からざりしよしは、宇佐八幡大神の項を看て知るべし、この後、清和天皇の貞觀元年に至りて、大安寺の僧行教といへるもの、宇佐八幡の神を、山城國男山の地に勸請せむことを奏請し、翌年、遂に大神をこゝに分靈鎮祭し奉る事となれり、是れ即ち

石清水八幡宮にして、今の官幣大社男山八幡宮なりとす、是れより、從來宇佐八幡宮に對せし朝廷の御崇敬は、更にまたこの男山八幡宮にも及び、朝廷の石清水に對する御崇敬は、殊に重く、之を稱して、或は我朝の「太祖」といひ、或は「宗廟」と稱せらるゝまでに及び、遂に賀茂と石清水とを以て、伊勢神宮に亞ぎたまふ大神となし、併せて三社と稱せらるゝに至りぬ、かくて、是れより後、八幡の神の神威は、天下にあまねく、その神領も、諸國に多く散在し、各地にこの神を分靈勸請し奉るもの、年と共にその數を加ふる事となりければ、今に至りては、八幡社の諸國に存するもの、其の數極めて多しとす、さて、八幡神としていつき祀る三柱の大神につきては、まづ應神天皇の御事蹟につきては、別に「應神天皇」の項有れば、就きて看るべく、又、息長帶姫命は、天皇の御母神功皇后の御事なるが、その御事蹟につきては、別に「氣長足姫尊」の項有れば、就きて看るべし、而して、今一柱の比賣神につきては、古來諸説ありて、或は「田心姫命湍津姫命市杵島姫命の三女神にして、宇佐の地主神なり」といひ、或は「神武天皇の御母玉依姫命の御事なり」といひ、或はまた、「譽田別尊即ち應神天皇の后神の御事なり」といふ説有りて、諸説一定せず、これ等の諸神の御事蹟につきては、各その項あれば、就きて看るべし、「宇佐託宣集三代實錄延喜式古事類苑」諸國にある八幡宮、いと

多かる中に、東國において最も名高きは、鶴岡八幡宮なりとす、こは、今も相模國鎌倉に鎮座したまふ國幣中社鶴岡八幡宮にして、應神天皇をいはひ祀る、本社は、後冷泉天皇の時、源賴義が、そのかねて崇敬せる石清水八幡宮を、相模國由比郷に勸請せしに起るものにして、爾後、源氏一族の氏神として、崇敬淺からざりき、安徳天皇の治承四年、源頼朝鎌倉に入るに及び、これを小林郷松岡の地に遷せり、即ち現今の若宮八幡社これなり、この後、後鳥羽天皇の建久二年に、社殿以下回祿に罹りしを以て、若宮の後方山上に神殿を營めり、是れ即ち今の本社のあるところなりとす、かくて、源氏三代の將軍をはじめとして、鎌倉幕府の尊信、殊に篤く、年々歳首には、將軍自ら儀衛を張りて、參詣するを例とし、官位拜賀の式も、常にこの社頭にて之を行へり、後年、鎌倉の足利氏も、亦之に倣へり、されば、八幡神は、武人の守護神として、將軍をはじめとして、上下一般に之を尊崇し、當時、武人が、他人に對して、その言行を誓ふ場合などには、必ず弓矢八幡神に誓を立て、起請誓約を行ひしは、人のよく知るところなりとす、「古事類苑」

【服部中庸大人】 服部中庸大人は、鈴乃屋本居宣長翁の門下なり、通稱は義内、水月庵と號す、寶曆六年を以て生る、伊勢松坂の人なり、鈴屋門人録によれば、その本居翁

の門に入りしは、天明五年なり、享和元年、宣長翁京都より歸られける、折、中庸これに従ひしが、道すがら申しけるは、今まで殿につとめの忙しうて、懈怠し侍れど、この秋より、暇有る身となりぬれば、歌詠み、文書く、學びに、勤み侍らむと申しけるに、鈴屋翁きく給ひて、教子どもに、其の事を好む人のみ多く、宗と立たる古へ學する人なきは、歎きても歎かはし、然れば、汝は、先々も云ひし如く、神世の道を明さむ事をつとめて、然る筋にな心とめ、神世の學問に、深く心を留むる者なき故に、別にいましに依託すといはれける由、玉櫛の中に見えたり、かくて、中庸は、師翁の思想を承けて、神代の研究につきて、大に成すあらむとせしも、いまだ其の志を果さずして、遂に老に至りぬ、されど、其の著し、三大考には、天地泉の三界に對する新説を述べて、從來の研究に、更に數段の進歩を加へぬ、既にして、平田篤胤翁出でて、中庸が三大考の所説を承けて、靈能眞柱を著し、盛に古學神道を唱導せられしかば、中庸も深くこれを喜び、自ら宣長翁より傳はるる所のものを、盡く之に傳へたりきといふ、文政七年二月二十三日、年六十九にて歿せり、鈴屋門人録、玉櫛三大考、國學者傳記集成

【花園天皇】 第九十五代花園天皇は、御諱は富仁と申し奉る、伏見天皇の第三子なり、御母は左大臣藤原實雄の女、顯親門院季子、永仁五年七月二十五日、御降誕あり、後

伏見天皇養うて子となし給ひ、正安三年八月、親王に立ち、やがて皇太子と定め給へり、徳治三年八月、後二條天皇崩じ給ひしかば、遂に土御門東洞院殿に踐祚し給ひぬ、天皇在位十一年にして、文保二年二月、位を皇太子に禪り給ふ、皇太子つぎ立ち給ふ、これを後醍醐天皇となす、花園上皇は、太上天皇の尊號ありて、これより新院と稱し、後伏見天皇と俱に持明院殿に居給へり、この後、元弘三年三月、後伏見天皇に従ひて、六波羅に徙り給ひしこと有り、五月、また伊吹の太平護國寺に幸して、留りたまふ事十八日にして、京師に還り給へり、建武二年、薙髮ありて、法名を遍行と稱したまひ、萩原殿に居給ふ、よりにて、萩原、法皇とも稱し奉れり、正平三年十一月十一日、萩原殿に崩れたまふ、寶算時に五十二、これを十樂院の山上に葬り奉り、遺詔によりて、花園天皇と稱し奉れり、天皇學を好み給ひ、詩歌を善くせさせ給へり、嘗て親ら風雅集を撰び給ひしことさへ有り、また深く禪法を好み、僧妙超慧玄を師となし、花園、離宮を捨てて、妙心寺となし、慧玄をして、こゝに住せしめ給へり、大日本史

【花園姫】 御事蹟明かならず、

【埴安姬命】 この神の御名を、舊事本紀に、埴安姫と記したれど、古事記には、波邇夜須毘賀神と記し、日本書紀には、單に埴安神と記せり、この神は、土神にして、伊弉冉神

軻遇突智神を産み給ひしときその美蕃登焼かれて病み臥し給ひしときに波邇夜須毘古神と共に生れ出で給へる神なり御名の埴といふは粘土の事なりさればこの神は山野田園などすべて物の生ゆる土は云ふも更なり又器物を取り作る埴土をも司らしめ給ふ神にておはするなり和名抄に釋名云土黄而細密曰埴和名波邇と載せまた字鏡にも埴粘土也波爾とも記せりまた萬葉集などにも多くはに宛つるに黄土の字を以てせるに因りて考ふるときは後には埴とは専ら陶器を作る粘土の事をのみ稱するに似たれど本來は埴とは一般に土の事をいへるなり延喜式神名帳によるに大和國十市郡畝尾坐健土安神社大あり恐らくは此の神を祀れる社ならむ古事記日本書紀延喜式古事記傳なほ此の埴安姫命は次にいふ埴山姫命と恐らくは異名同神なるべし

【埴山姫命】 埴山姫命は土神なりこの神は伊弉冉神火の神軻遇突智を産み給ひてその美蕃登焼かれて神去り給はむとせし時に産れ出で給へる神なりその生れ給ひし時の様を日本書紀の一書に記して次生火神軻遇突智時伊弉冉尊爲軻遇突智所焦而終矣其且終之間臥生土神埴山姫及水神罔象女即軻遇突智娶埴山姫生稚産靈此神頭上生靈與桑臍中生五穀と見えまた他の一書には伊弉冉尊且生火神軻

遇突智之時悶熱懊惱因爲吐此化爲神名曰金山彦次小便化爲神名曰罔象女次大便化爲神名曰埴山姫と記せりかの古事記に波邇夜須毘賣神埴安姫と傳へたるもの恐らくはこの神なるべし埴とはすべて粘土の事なりさればこの神は山野田園などすべて物の生ゆる土は云ふも更なりまた陶物をもねり造る埴土をも掌りたまふ神にておはせば書紀にも土神埴山姫とは記せるなれ尙また書紀の一書にこの埴山姫の生み給へる御子稚産産神は蠶桑五穀の類を成生し給へる由に傳へたるも深き故有るをも想ふべきなり又伊弉冉神の火神を産みて神去り給はむとするに臨みてこの土神埴山姫命を水神罔象女などと共に産み置き給へりしは一は以てこれ等の神をして火神の荒びを防ぎ止めしめむが爲めなりきといふ事延喜式に載せたる鎮火祭の祝詞の中に見えたりいはく神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹背二柱嫁繼給氏國能八十國島能八十島乎生給比八百萬神等乎生給比氏麻奈弟子爾火結神生給氏美保止被燒氏石隱坐氏夜七日晝七日吾乎奈見給比曾吾奈妹乃命止申給比支云々吾名妹命能所知食上津國爾心惡子乎生置氏來奴止宣氏返坐氏更生子水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氏此能心惡子乃心荒比留波水神匏埴山姫川菜乎持氏鎮奉禮止事教悟給支云々と見えたりすなはち此の埴山姫神が火神の荒びを



鎮めたまふ神にておはする事知るべきなり延喜式の神名帳によるに阿波國美馬郡に彌都波能賣神社および波爾移麻比彌神社ありこの彌都波能賣神社は水神罔象女をまつれる社にして波彌移麻比彌神社はこの埴山姫命を祭れる社なりとす  
〔日本書紀延喜式古事記傳〕

【榛澤六郎成清】 榛澤六郎成清は畠山庄司重忠の部將なり安徳天皇の治承四年

源頼朝の以仁王の令旨に應じて兵を起して平氏を討つや伊互相摸の豪傑先を争うて之に付きぬ然るに重忠の父重能この時その弟小山田有重と共に京師に在りて平氏の爲めに拘留せられて還る事を得ざりしかば重忠亦頼朝の徴に従はずして平氏の方人となりぬ此の年八月大庭景親は武藏相摸の兵を率ゐて頼朝を石橋山に撃ちて之を破りしが重忠の族人澁谷稻毛等もまた景親に味方せしかば重忠も五百余騎を率ゐて出陣せり重忠途に三浦義澄和田義盛の兵に會ふ三浦和田は即ち頼朝に屬するものなり仍りて義盛大呼して重忠に戦を挑む重忠よりて一戦せむとする意有りされど重忠の父重能は三浦氏の女婿なりければ是に於いて重忠の部將たりし榛澤成清は義盛の陣に赴いて説いていはく三浦氏と秩父氏畠山庄司とは義一家に均し固より休戚を同じうすべきなり今一は源氏に屬き二は平

氏に屬くと雖も兩家の勝敗は未だ邊に料るべきにあらずされば今茲に互に兵を構へ私に闘はむは決して宜しきを得たりとは言ふべからず如かず互に兵を解きて平生の好みを全うせむにはと義盛これを以て重忠の意なりとして乃ち之を許しきこの後重忠は頼朝の麾下に屬して清廉忠勇天晴鎌倉武士の模範を示ししがその部將たる榛澤六郎も亦よく忠勇をその主重忠に盡しき文治五年七月頼朝の藤原泰衡を陸奥に伐つや重忠その先陣となり部下の士卒を率ゐて發せり榛澤六郎柏原太郎本田次郎大串小次郎長野重三郎はいはゆる從軍の五騎とてこの時の部將にてありき元久二年六月重忠の子重保の北條氏の爲めに擊殺せらるるや重忠兵を率ゐてその居館小倉郡菅屋館を發し鎌倉に抵らむとせしに武藏の二俣河に至りて北條氏の軍の邀撃するに遭ひ之と戦ひしが衆寡もとより敵せず流石の畠山重忠も年四十二を最期としてこゝに討死じ了んぬ從ひ來たれる畠山が一族郎徒或は討たれ或は自殺したりといへば是の時重忠に従へる榛澤六郎成清も亦こゝに潔き最後をとげけるなるべし時に元久二年六月二十二日の事なり源平盛衰記吾妻鏡

【速秋津日子神】 速秋津日子神は水戸の神にして妹速秋津比賣神と共に諸再二

神の生みたまへる神なり、日本書紀には、水門神等號速秋津日命とありて、比古神比賣神の御名を分ち記さざれど、比古神比賣神の並びてましまし、事は、水門神等と記し、また古事記に正しく男女二神の御名を分ち記したるにて明かなり、さて、この神は、水門にましまして、祓除を掌りたまふ神にて、秋津日子の秋津は、明津の意にて、明とは御禊によりて、清淨に清まりたる由の御名なるべし、かの延喜式に載せたる大祓詞に、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之、鹽乃八百會爾坐須速開都比咩止云神、持可吞氏牟云々と見えたる如く、この神も、水門の鹽道にましまして、罪穢をば、壅滯なくさすらひ失ひ給ふ神にてましますなり、この大祓詞には、速開津比咩命の御名のみ見えて、この日子神の御名をば記さざれど、二柱相並ばして、其の事を掌り給ふこと、更にその疑有るべきにあらず、古事記、日本書紀、延喜式、大祓詞後釋、なほ次の「速開都比咩神」の項をも參看すべし。

【速開都比咩神】 速開都比咩神もまた水戸の神にして、祓除の事を掌りたまふ神なりとす、速秋津日子神と共に、諾冉二神の生み給へる神にして、古事記に、次生水戸神名、速秋津日子神、次妹速秋津比賣神と見えたる、即ちこの神なり、かの大祓詞に、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之、鹽乃八百會爾坐須速開都比咩止云神、持可吞氏牟云々と見えたるが如くに、この神水門の鹽道にましまして、あらゆる罪穢をば、壅滯なくさすらひ失ひ給ふ神にてましますなり、この大祓詞には、この比賣神獨りまして、罪穢を祓ひ失せたまふやうに記したれど、實は、速秋津日子神、速開津比賣神、二柱相並ばして、其の事を掌りたまふ事、疑なし、本居宣長翁の説によれば、開都比咩または秋都比賣の御名は、明津比賣の意にて、明とは、御禊によりて、清らかに清まりたるよしの御名なりと云へり、鈴木重胤翁は、開都比咩の開の字は、その正字にて、水門のふさがらず開きたる由の御名ならむと云へり、されど要するに、この速秋津日子および速開津比咩の二神は、水門にましまして、祓除の事を掌り給ふ神なれば、祓戸神として、この神をばいつき祀るなり、古事記、日本書紀、延喜式、大祓詞後釋、祝詞講義。

【速佐須良比咩神】 この神は、根國底國にましまして、すべての罪穢をば祓ひ捨て、さすらひ失ひ給ふことを掌り給ふ神なり、すなはち彼の大神詞に、氣吹戸坐須氣吹戸主止云、神根國底之國爾氣吹放氏牟如此久氣吹放氏波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩、登云神、持佐須良比失氏牟、如此久失氏波、天皇我朝廷爾仕奉留官々人等乎始氏、天下四方爾波、自今日始氏罪止云、布罪波不在止云々と見えたる、即ちこの神の御事なり、この御名を、佐須良比咩と申すは、本居翁も言はれたるが如くに、佐須良比比咩

と申すべきを、同音の重りたるを、一つ省きたるなり、さすらひとは、書紀に、流離などの字を訓める如く、行方ユカヘも知られず失せ亡シなはるゝをいふ、この神、もろもろの罪穢をば、悉くに祓ひすて、これを消滅せしめ給ふより、即ちこの御名有るなり、さて、この神の御名は、右に記したる如く、延喜式の大祓詞の中に見えたる外、古事記、日本書紀等の中には、絶えて見えず、ただ獨り御鎮坐傳記といふ書に、多賀宮一座とある下に、伊弉諾尊、到筑紫日向小戸之橋之檣原而被除之時、洗左眼云々、復洗右眼云々、亦洗鼻、因以生神號、速佐須良比賣神、素盞鳴尊與合力坐給也云々と見えたるが有るのみ、この御鎮坐傳記といふは、後世の作書にして、その記事は、到底これを記紀の所傳に比肩せしむること能はずと雖も、平田翁は、上記の記事を以て、實の旨に符ひて、決めて後人の言ひ出まじき説にて、古事記書紀なる傳の謬をさへに、正し明らむ可き、甚も妙なる傳へなりとなし、古事記書紀に、御鼻を洗ひ給ふ時に、速須佐之男命の生れ坐ると傳へたるは、速佐須良比咩神の生れ坐せる傳を誤れるなる事柄、その正しき傳への御鎮坐傳記に存れるは、甚も歎ばしく、此の上なき賜物になむ有りけるとまで言はれたり、而して、本居宣長翁は、素盞鳴尊の御子、須勢理毘賣命は、すなはち此の佐須良比咩神なりといはれたれど、これ亦翁の一家言と見るべきも、未だ以て定

説となすに足らざるが如し、延喜式御鎮坐傳記、古史徵、古事記傳、大祓詞後釋

【速玉之男命】 速玉之男神は、伊弉諾尊の御子にして、その黄泉國ヨミに到りまし、時に、唾はき給ひしときに、化り出給へる神なるよし、日本書紀の一書に傳ふ、この神を祭れる社は、延喜式の神名帳によるに、出雲國意宇郡イハヤクに速玉神社あり、紀伊國牟婁郡ムロに熊野早玉神社あり、共にこの神を祀れることは、その社名にても著し、殊に熊野早玉神社は、延喜式の制、大社に列し、後世熊野新宮と稱するは、即ちこの社の事にして、熊野本宮今の國幣中社熊野坐神社クマノイマスおよび那智神社と併稱して、中古以來熊野三所といひ、上は皇室より、下は士庶遠近に到るまで、崇敬信仰至らざるなかりき、日本書紀延喜式、古事類苑、稱徳天皇の天平神護二年、この速玉神に、神封四戸を充て奉り、清和天皇の貞觀元年正月に、從五位下熊野早玉神、熊野坐神に、從五位上を授け、同年五月、二神に並に從二位を加へ、同五年三月、熊野早玉神に、正二位を授け、賜ひし事、國史に見えたり、朝廷の崇仰は、やくより篤かりし事、以て見るべきなり、されば、延喜式の制、この早玉神を大社に列し、熊野坐神をば、名神大社に列せられけるが、延喜七年、宇多法皇熊野山に幸し給ひしとき、熊野早玉神に、從一位熊野坐神に、正二位を加へ給へり、熊野行幸といふこと、實にこの時より始まりぬ、かくて、此の後朱雀天皇の時、海賊

平定の事を祈りたまひし報賽として天慶三年に熊野早玉神熊野坐神二座に並に正一位を授け奉り給ひぬ、この後堀河天皇の寛治七年に白河上皇熊野御幸ありて多大の地を熊野三山に寄せ給ひしが、この頃よりして朝廷の熊野御崇敬は殊に其の度を加ふる事となりて鳥羽上皇后鳥羽上皇相ついで屢々御幸あらせらるゝ事となりぬ、これを御熊野詣と申したりき熊野三所の著れたまふ事實にこの前後を以て其の項點となすべし而かも當時僧徒専ら三所を掌り盛に本地垂跡の説を唱へければ、いはゆる熊野權現の御名のみ徒に高くなりて本來鎮祭の祭神を没却するに至りき、新抄格勅符抄三代實錄日本紀略長寛勘文百鍊鈔神祇志料この速玉之男命をまた一に御子速玉男命とも申すは伊弉諾尊の御子にましますにより、仍りてまた御子早玉大神とも稱し奉る、

【羽山戸神】 羽山戸神は素盞鳴尊の御子大年神の御子にして御母は天知迦流美豆比賣命なり、この羽山戸神大氣都比賣神を娶りて若山咋神若年神等を生みたまへり、さて羽山戸神の御名の意義は本居宣長翁の説によるに羽は速にて美稱なり、また山戸と申すは、大香山戸臣神または香山戸臣神の御名の山戸とおなじく、山戸は山なる民の居所にて、いはゆる山里なり、戸は借字にて、處の意なりとあり、されば、

この神も山里を開きて民の居むべき處を成たまへる功德ましましけむと思はる、

〔古事記、古事記傳〕

【速御玉比賣命】 速御玉比賣命は武藏國比企郡宮前村なる伊古神社にいつき祭る神なり、この社は延喜式の神名帳に、武藏國比企郡伊古乃速御玉比賣神社と見えたる社なり、なほ同神名帳によるに常陸國久慈郡にも天速玉姬命神社あり、蓋し同じく速御玉比賣命を祀れるなるべし、度會延經栗田寛等の諸氏の説によれば、伊古乃速御玉比賣神社は、蓋し三島大神の后神なる伊古奈比咩命を祀れるならむといへり、伊古奈比咩命を祀れる社は伊豆國賀茂郡に伊古奈比咩命神社あり、淳和天皇の天長九年五月この神大に神威を現し給へるを以て三島神と共に名神に列ねられ、文徳天皇の嘉祥三年十月從五位上を授けられ、齊衡元年六月に正五位下を加へ給ひ、延喜式の制には名神大社に列せられ給へり、されど速御玉比賣命の御事蹟につきては古書に傳ふるところなし、〔延喜式神名帳考證神祇志料日本後紀文徳實錄〕

ひ

【日枝大神】 日枝大神とは大年神の御子大山咋神またの御名は山末之大主神の御事なり、この神はじめ近淡海國の日枝山に坐し、より日枝の神と申す、この神を齋きまつれる神社にして、現今最も著はれたるは、前記の近江の比叡山(日枝山)なる日吉神社と、および東京市なる日枝神社と、是れなり、日吉神社は、今も近江國滋賀郡坂本村に鎮坐す、世に日吉山王と稱するは、即ちこれなり、古事記に、大山咋神、亦名山末之大主神、此神者、坐近淡海國之日枝山云々、と見えたるが如くに、この大山咋神は、はじめは、比叡山(日枝山)の横川に鎮坐し給ひしにてはあれど、桓武天皇の延暦年中、僧最澄(傳教大師)が延暦寺をこの山に創剎するに及び、大和の大三轮神を山上に祀りて、これを延暦寺の鎮守の神となし、古來の大山咋神の社をば、山下に移せり、是れより山上の社をば大比叡と稱し、大山咋神を祀れる山下の社をば小比叡と稱するに至れり、されど、大山咋神は、古來この山に鎮坐したまへる神にておはせば、これを地主神と稱し奉れり、是れ即ち延喜式の神名帳に、近江國滋賀郡日吉神社、名神大、と見えたる社にして、現今官幣大社に列せり、清和天皇の貞觀元年、從五位下小比叡神に從五位上を授け、陽成天皇の元慶四年、從四位上に叙せられ、白河天皇の永保元年、永く二十二社の列に加へらるゝ事と定めたまひ、後、安徳天皇の壽永二年に、正一位

を授け奉らる、亦以て歴代の崇敬甚だ深かりし事を知るべし、古事記、三代實錄、延喜式神祇志料、古事類苑、次に日枝神社は東京市麴町區永田町に在り、もと山王權現と稱し、今は官幣中社に列せり、祭神は近江國の日吉神社に同じきこと、もとより言ふまでもなし、この社は、文明年中、上杉定政の臣太田持資(道灌)の、武州川越星野山なる山王權現をこの江戸城内に移して、鎮守の神となし、を以て起原となす、その後、正親町天皇の天正十八年、徳川家康、江戸城に入りし時、本社を以て産土神と定め、その後、これを紅葉山に移し、が紅葉山の城中と爲るに及びて、更にこれを城西に移せり、今の元山王と稱する所すなはち是れなり、明暦三年、江戸大火の後、赤坂溜池の上、松平忠房の邸宅を點定して、ここに社殿を經營し、萬治二年、功成りて、遷宮を行へり、これ即ち今の社地なりとす、かく、本社は徳川氏の産土神なるを以て、代々將軍の崇敬特に厚く、三代家光將軍以來、屢々社參の禮を擧げ、また正月六月の十五日には、必ず使を遣して幣帛を奉らしむるが如き、大に他社に異なるものありたり、その祭祀の如きは、殊に盛儀を極め、この山王權現の山王祭と、神田明神の神田祭とは、江戸に於ける南北二大祭として、頗る壯觀を極めしものなりきといふ、古事類苑、なほ、大山咋神につきては、別にその項あれば、就きて看るべし、また、日吉神をば、山王と稱する

事に就きては、おなじく大山咋命の項に記したれば、就きて看るべし、

【氷川大神】 氷川大神とは、當國北足立郡大宮町に鎮座まします氷川神社にいはひ祭る大神なり、當社は、延喜式の神名帳に、武藏國足立郡氷川神社、名神大と載せたる社にして、中世已降當國の一宮として、遠近の崇敬殊にいちじるしく、其の鎮座地を稱して、大宮といふに至りしが如きも、畢竟この社の此處に鎮座ましますばなりとす、現今官幣大社に列す、明治元年、江戸を改めて東京となし、車駕東幸して、都を今の東京に奠め給ふや、十月十三日、東京御着の後、同十七日、勅して、この氷川神社を以て、帝都所在地なる武藏國の鎮守の神と定めさせたまひ、超えて同二十八日には、長くも天皇陛下親しく臨幸ありて、御親祭あらせたまへり、この月十七日に下したまへる勅書は、實に次の如し、

勅、崇神祇重祭祀、皇國大典、政教基本、然中世以降、政道漸衰、祀典不舉、遂馴致綱紀不振、朕深慨之、方今更始之秋、新置東京親臨視政、將先興祀典、張綱紀、以復祭政一致之道也、乃以武藏國大宮驛氷川神社爲當國鎮守親幸祭之、自今以後、歲遣奉幣使、以爲永例、

明治元年戊辰十月

爾來年々勅使の參向ありて、毎年八月一日、勅祭を行はせらるゝ事、その例なり、祭神は、素盞鳴尊および奇稻田姬命、大己貴命の三柱にておはします、新篇武藏風土記に、本社の社傳といふを載せて、當社は、孝昭帝の御宇、勅願として、出雲國氷の川上に鎮坐せる杵築大社をうつし祀りし故、氷川神社の神號を賜り云々と記したれど、その鎮座年代等は、勿論明かならず、蓋し、本社の鎮祭は、无邪志國造の移住と、密接の關係存するものゝ如し、无邪志國造につきては、舊事本紀に、无邪志國造、志賀高穴穗朝、世出雲、臣、祖名、二井之宇迦諸忍之神、狹命、十世孫、兄、多毛比命、定賜國造と見えたり、志賀高穴穗朝とは、成務天皇の朝なり、出雲、臣の來住が、その故國に祀れりし神々を、當國に遷し祀るの結果を見るに至りし事實は、當國の各所に出雲系の諸神の少からざるにても、ほと推知せらるゝ所なりとす、さて、稱徳天皇の天平神護二年に、武藏國氷川、神に神封三戸を寄せ奉り、清和天皇の貞觀元年に、從五位下水川、神に從五位上を授け奉り、同五年に、正五位下に進め、同七年に、從四位下を授け奉り、同十一年に、正四位下に叙し、陽成天皇の元慶二年に、正四位上を授け賜へるよし、國史に見えたり、日本書紀、舊事本紀、延喜式、新抄、格勅符抄、三代實錄、國造本紀、考古事類苑、なほ、祭神素盞鳴尊、奇稻田姬命、大己貴命の御事歴につきては、各その項あれば、就きて看るべし、



【比企能員】比企能員は藤四郎と稱す、其の世系を詳にせず、その嫡の夫に、掃部允某といふ者あり、武藏の比企郡の少領となれり、三人の女有りしが、その歿後、嫡は薙髪して尼となりぬ、比企禪尼といへるは、即ちこの人にして、能員を養うて、其の子となしぬ、この三女は、長は二條院に事へて、丹後内侍といひ、惟宗廣言と通じて、島津忠久を生みしが、後に關東に還りて、安達盛長に嫁せり、次女は河越重頼に適き、三女は伊東祐清に適けり、比企禪尼は嘗て源頼朝を乳養せしことありしが、頼朝の伊豆に流さるゝに及びて、國人皆平氏を畏れて、敢へて之を資給する者なかりしを、禪尼は遙に糧を給する事二十年、未だ嘗て匱乏せしめし事なかりしのみならず、盛長、重頼、祐清をして、頼朝を扶助せしめしかば、頼朝深く之を徳となせりき、頼朝の兵を起すや、能員常にその幕下に在りて、漸く親近せらる、壽永三年、源義高の餘黨を信濃に撃ち、また源範頼に従ひて、平氏を撃ちき、頼朝の藤原泰衡を撃つや、能員は宇佐美實政等と、別に上野の兵を率ゐて、北陸道より越後を経て、出羽の念種關に出で、泰衡の將田河行文、秋田致文を斬り、郡邑を略定して、頼朝と陸奥にて會へり、その翌年、泰衡の故將大河兼任の亂を作すや、能員は東山道の兵に將として、撃ちて之を平げぬ、かゝる關係有るより、頼朝の比企禪尼を遇すること、最も渥く、屢々其の家に至りて、譙飲

せしことも有りき、また、命じて安達盛長の女を範頼に嫁し、河越重頼の女を義經に配せしめ、また伊東祐清の妻をして、平賀義信に再嫁せしめぬ、而して、かの島津忠久をば、大隅薩摩日向三國の守護職に補し、また能員も右衛門尉に任じ、檢非違使となりぬ、頼朝の子頼家の生るゝや、能員の妻を以て、其の乳母となせり、既にして、頼朝薨じて、頼家立つや、能員の女、頼家の寵幸を得て、遂にその腹に子一幡を生めり、この婦人を若狭局といふ、建仁中、頼家將軍の病篤しくなるや、政子、關西の地頭職を分ちて、これを一幡の弟千幡に授けむと定む、能員これをききて、憤懣措くこと能はず、乃ち一幡の母若狭局をして、これを頼家に告げしめ、頼家と謀りて、北條氏を滅さむと圖れり、適く政子潛にこれを聽き、急ぎ北條時政に告げしかば、時政乃ち使を遣して、能員を給きていはく、吾れ佛事を營まむとす、願はくば來臨せられよと、能員もとより、其の謀の泄れたるを知らざりければ、直に往かむとす、その子等諫めて曰はく、彼れに密謀あらむ、むしろ往かざるに如かず、若し往かんとならば、宜しく警備を嚴にし給ふべきなりと、能員聽かずして曰はく、我れ若し甲士を従へて行かば、定めて彼れの嫌疑を招かむ、今將軍の授與の時なり、必ずや時政は、われに諮議せむとする處有るならむと、何事もなくて出で往きしかば、能員遂に北條が手の者に空しく撃たれ

了んぬ能員の従者驚き走りかへりてかくと告げれば能員の子宗員等其の眷族と共に一幡を擁して小御所に據り北條氏に對抗せむと兵を集めけれど間もなく北條時政の子義時の諸將を率ゐて來り攻むるに遇ひ舉族奮戦して遂に火を縦ちて自殺せりかくて比企氏は遂に北條氏の爲めに滅されりぬ【天日本史】

【彦五瀬命】彦五瀬命は鷓鴣草葺不合尊の御子神武天皇の皇兄にましまして御母は玉依姫命なり玉依姫命の生み給へる御子すべて四柱ましますいはく彦五瀬命いはく稻飯命いはく三毛入野命いはく神日本磐余彦尊すなはち神武天皇是れなり

彦波瀲武鷓鴣草葺不合尊

彦五瀬命

稻飯命

玉依姫命

三毛入野命

神武天皇

神武天皇の諸皇兄と議して軍を率ゐて東行し倭地方を平定せむとし給ひけるとき彦五瀬命亦共に軍に従ひ給へり天皇東の方膽駒山を踰えて倭に入らむとし給ふや當時饒速日命を奉じて倭地方に據りたりし長髓彦は皇軍の到れるをききて

兵を起して之を孔舎衛坂に防ぎ奉りぬ賊軍大に振ひ流矢五瀬命の脰に中り皇軍進むこと能はず是に於いて天皇宣ひけるは我れ日神の子孫にして今日に向ひて虜を征たむとす此れ天の道に逆れり如かず退きて弱きを敵に示し而して神祇を禮ひ祭りて背に日神の威を負ひ影に隨ひて進まむには乃に血塗らずして虜は必ず敗れ降りなむとかくて軍を還して茅渟海を南に廻りて紀伊より倭の背後を衝くべき策をとり給へり既にして天皇の軍茅渟の山城水門といふ地に至れる頃五瀬命のさきに負ひ給ひし矢瘡痛み給ふこと甚し五瀬命劔を撫して慨然として歎じてのたまはくおはれ慨きかな我れ大丈夫にしていやしき虜の痛手を被れりいかで之に報いずして空しく死ぬる事を得んやと昂然として雄詰し給ひしがこれより其の處を號けて雄水門と云へりと日本書紀に記せりかくて進みて紀伊の竈山に到りたまへる頃傷瘡益々重りて五瀬命は遂に陣中に薨じ給へりよりにてこれを竈山に葬り奉る今の紀伊國海草郡三村田なる官幣中社竈山神社は實にこの五瀬命の正しき御靈骸の鎮りたまふ御陵墓をいつき祀れる神社なりとす延喜式の諸陵式にこの御墓の事を記して竈山墓彦五瀬命在紀伊國名草郡兆域東西一町南北二町守戸三烟と見えたりこの竈山神社ははやく延喜式の神名帳には紀伊國

名草郡竈山神社と載せたり抑々この五瀬命は鷓鴣草葺不合尊の諸皇子の中に、最も長出にたましませば、若し事無くて倭地方御征定の事成りなむには、この皇子こそ我が第一代の天位に即き給ひけむ事、推想するに難からず、然るに、まだ中州を言向け給はぬ間に、早くかくれ給ひしかば、遂にその事なかりしも、本居翁の如きは、御父葺不合尊の崩れ給ひしより後は、この命を、正しく天日嗣を受け継ぎ給ひけるとて、竈山の御陵のかく後世まで、式にも載りて、毎年に御幣を奉り賜ふを以ても、この尊は天皇に坐けることを知るべし、若し、おしなべての皇子に坐さむには、然る事有るべからず、とまで論せられたり、〔古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、古事類苑〕

【彦狹島命】彦狹島命は、日本書紀に彦狹島王とも記せる方にて、豊城入彦命の御孫なり、景行紀五十五年の條に、以彦狹島王、拜東山道十五國都督、是豊城命之孫也と記し、また舊事本紀の國造本紀にも、上毛野國造瑞籬朝皇子豊城入彦命孫、彦狹島命、初治平、東方十二國爲封と見えたるにて、この命の崇神天皇の皇子豊城入彦命の御孫なること明かなり、豊城入彦命には、八綱田といふ御子ありき、日本書紀垂仁天皇の條に、上毛野君、遠祖八綱田、また新撰姓氏錄に、豊城入彦命子、倭日向健日向八綱田命と見えたる人、これなり、八綱田が果して彦狹島命の御父なる事につきては、史にそ

の確證なしといへども、その豊城入彦命の孫にして、上毛野君の遠祖なるより推せば、彦狹島命の、この八綱田の御子にたましましけむ事、疑ひなし、さて、書紀には、彦狹島命は、東山道十五國の都督に任せられたまへりと見え、國造本紀には、東方十二國を治平すべき任に宛てられ給へりと見え、その記事に、少異あれども、要するに、この命が、東國の鎮撫開拓の重任に任せられ給ひしよしは、これにて知る事を得べし、景行紀五十五年の條に記しては、以彦狹島王、拜東山道十五國都督、是豊城命之孫也、然到春日穴咋邑、臥病而薨之、是時東國百姓悲其王、不至竊盜王尸、葬於上野國、と見えたり、春日の穴咋邑とは、大和添上郡の地なり、彦狹島命のかく大和にて薨じたまひしをきいて、東國の民の慕ひ悲しみ、その尸を奉じてこれを葬り奉れりしにて、も、いかにその東國の民の景仰するところとなり給ひしかを知るに足らむ案ふに、この命の祖父豊城入彦命のとき、既に東國鎮撫の重任を拜して、その地方の開拓治平につとめ給ひしことなれば、その孫にておはするこの彦狹島命も、亦はやくより東國に在りて、其の功を樹てたまひしものとおもはる、かくて、この景行天皇の時に至りて、一旦復命申しの爲めに、大和の京都に還りたまひて、また東國に赴かむとし給ひしとき、乃ち春日穴咋邑にて病みて薨じたまひたるなるべし、景行紀五十六年

の條に、詔御諸別王曰、汝父彥狹島王不得向任所而早薨、故專領東國、是以御諸別王承天皇命、且欲成父業、則行治之、早得善政とありて、この文を一見するとき、は彥狹島命は一度もその任所に赴きたまひし事なきやうにも思はるれど、その實は然らざりし事は、書紀および姓氏錄、國造本紀等の文を熟讀して知る事を得らるゝなり、さればこそ、東國の民が、この命の大和に薨じ給ひしをきよて、遙にその遺骸を遷して、これを葬り祭りしにてありけれ、日本書紀舊事本紀、國造本紀考、彥狹島命の子御諸別王、また父につぎて東國に下り、その子孫東國に繁延す、いはゆる上毛野國造の祖なり、御諸別王の子奈良別、また下毛野國造となり、氏族蕃延せり、その苗裔部族の東國奥羽に分布せるもの、その數甚だ多し、尙御諸別王の項を參看すべし、

【彥狹知命】 天祖天照大御神の天石窟に隠れたまふや、思兼神の謀議によりて、彥狹知命は手置帆負命と共に、天御量を以て大峽小峽の材を伐りて、瑞殿を造り、また御笠および矛盾を造りて奉り、以て天祖大神を慰め祭り奉り給へり、また、天神の天太玉命に命じて、大物主神を祀らしめ給ふや、手置帆負神を作笠者となし、彥狹知神を作盾者となし、天目一箇神を作金者となし、天日鷲神を作木綿者となし、櫛明玉神を作玉者となして、その祭祀を具へしめられたり、されば、彥狹知命手置帆負命の子

孫は、世々宮殿を造り、祭儀に用ふる楯矛を作り奉ること、その世職として掌り給へり、神武天皇の檀原に都を奠めたまふや、天富命は、手置帆負命彥狹知命の裔孫を率ゐて、齋斧齋鉏を執りて、山の材を探りて、正殿を構へ造りぬ、その子孫、紀伊國にありて、紀伊の忌部となれり、この事を古語拾遺に記して、逮于神武天皇云々、建都檀原、經營帝宅、仍令天富命率手置帆負彥狹知二神之孫、以齋斧齋鉏始採山材、構立正殿、所謂底都磐根宮柱布都之利立、高天乃原爾搏風高之利天、御戸排豆皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也、故其裔今在紀伊國、御木、倉香二郷、採材齋部、所居謂之御木、造殿齋部、所居謂之倉香と見えたり、この彥狹知手置帆負の二神を以て、紀伊國造紀伊直の遠祖なりとなすは、諸説の多く一致する所なるが如し、又かの延喜式の神名帳に載せたる、紀伊國名草郡鳴神社は、實にこの二神を祭れる社なりといふ説あり、この社は、清和天皇の貞觀元年に、從五位下勳八等鳴神に、從四位下を授け賜ひしよし、三代實錄に見えたり、延喜式の制名神社に列す、彥狹知命の御名の義に就きて、飯田武郷氏の説にいはいはく、彥狹知命の彥は稱辭、狹知は狹は借字にて、度知の義ならむか、そは尺度にて物を度り給へるよりの名なるべくおぼゆればなり、但し、毛能佐斯を唯に佐斯とばかり言はむは、如何にも思ふべけれど、毛能とは、廣く諸物をさしていふ辭に

て、佐斯とのみ云ふぞ本語なりける。さて、掌は、彼事を司る。此處を鎮る。また神ぞしるらむなどの斯留、みな同言にて、尺度を掌給へる故の御名なるべしと云へり。【日本書紀、古語拾遺、三代實錄、延喜式、神祇志料、日本書紀通釋】

【彦火火出見尊】彦火火出見尊は、天津日高日子穗穗手見命、また火遠理命、火折命とも申す。瓊々杵尊の御子にして、御母は吾田鹿葦津姫命すなはち木花開耶姫命なり。火遠理命と申す故は、この神生れ出で給ふとき、御母その産屋の殿に火をかけて、火中に産み給ひしが、その火勢の弱り衰へたる頃に産み給ひし御子なるより、かく名づけ奉れるなり。即ち火遠理、火折は、火弱りの義なり。【古事記、日本書紀、古事記傳】また彦火火出見尊と申す故は、本居翁の説に、この御名は、天津日嗣知ろしめしての御稱名にて、火によれる事にあらで、古事記に、火照、火須勢理、火遠理と、火に因れる御名には、皆火字を書けるに、同じつゞきにて、此の御名のみは、穗字を書きて別けたるを以て知るべし。穗とは稻穂にて、即ち字の如く重ねいへるか、又大穗にてもあるべし。手は根に通ひ、見は耳と同じくして、亦美稱なり云々とて、彦火火出見は、この神の威徳を賞め稱へて名付けたる御名なりといはれたり。【古事記傳はじめ、彦火火出見尊は、山の幸おはし、御兄火闌降命は海の幸おはしき、古事記には、火闌降命を以て火照

命とせり。既にして兄弟二人相語りて、試に其の幸を互に取り易へばやとて、易へ給ひしに、各々利なかりしかば、火闌降命悔いて、弟命の弓箭を還して、己が釣鉤を彦火火出見尊に乞ひ給へり。然るに、彦火火出見尊、さきに兄命の釣を失ひ給ひて、覓むれども得たまはざりしが、ば新しき釣を作りて、兄命に返し與へ給ひしかど、火闌降命聽かずして、故の釣を責り給ふこと益々急なり。彦火火出見尊、こゝに於いて憂慮一方ならず、いかゞせばやと案じ煩ひつゝ、一日海畔をさまよひ歩き給へりしに、偶鹽土老翁に逢ひ給ひぬ。老翁何故にかく愁へ給ふぞと問ひ奉りしかば、尊告ぐるに、有の儘の事を以てし給ひしに、老翁申さく、敢へて憂へ給ふこと勿れ、吾れ命の御爲めに計らむと、乃ち無目籠といふもの（是れ即ち船なり）を造りて、火火出見尊を其の中に乗せて、海に入れ奉りぬ。既にして、尊はとある海岸に著き給ひぬ。籠を棄て、陸に上り給ひしに、一美姫の到るに遇ひ、導かれて圖らずも海神の宮に詣り給ひぬ。尊乃ち海神に告ぐるに、情を以てし給ひしかば、海神乃ち大小の魚を集へて、檢問せしに、赤女（鯛魚）の口中に、失せたる釣あるを検出し、即ちこれを尊に還し奉れり。尊、こゝに留りたまふ事三年、その間に海神の女豊玉姫を娶り給ひしが、既にして、懷郷の情頗る切なるもの有りて、遂に海神の宮を辭して、歸還したまふことゝなれり。その還り

給ふや、海神尊に告げて申さく、今この鈎を授け奉らむ、尊この鈎を兄命に與へ給はむ時に、陰にこの鈎を呼びて、貧鈎と言ひ給へ、またこの潮満瓊および潮涸瓊をも授け奉らむ、尊この潮満瓊を用ひたまはば、潮汐忽に満ち來りて、汝の兄命を溺らしめむこと容易からむ、若し兄命悔いて、助を乞ひ給はば、その時の潮涸瓊を用ひ給へ、潮おのづから涸て、これを助けむこと易し、かくして兄命を苦しめ給はば、汝尊の兄命、必ず降伏し給はむと申せり、豊玉姫また申して、曰はく、妾すでに娠めり、久しからずして産まむ、浪風暴き日に、必ず海濱に到るべし、願はくは我が爲めに産室を作りて、われを待ち給へと、かくて、彦火火出見尊は歸り來たまひて、一に海神の教へ奉りたる如くにし給ひしかば、御兄火闌降命遂にかなはずして降伏謝罪してのたまはく、今より以後、われ汝の俳優の民となりて仕へむ、願はくは許し給へと、この火闌降命は即ち吾田君、小橋等が本祖となり給へりと傳ふ、この豊玉姫の産みたまへる御子は、すなはち鷓鴣草葺不合尊にして、實に皇祖神武天皇の御父命にておはするなり、日本書紀に、彦火火出見尊崩葬日向高屋山上、陵と見えたり、延喜式に、日向高屋山上、陵彦火火出見尊在日向國無陵戸と見えたり、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、古事記に、故日子穗穗手見命者坐高千穗宮、伍伯捌拾歳と記せり、飯田武郷氏の説に、抑

瓊々杵尊、高千穗峯に天降り坐て、其より笠狹之御埼に宮敷坐せりと見えれば、此の高千穗宮と申すも、即ち彼の笠狹御埼なる宮なるべく思はる、れど、此れは別にして、笠狹御埼は薩摩國なり、高千穗山に近き地の宮名なるべく思ふ、さて其の高千穗は、風土記に云へる、日向國臼杵郡智保郷なるにはあらで、諸縣郡なる霧島山の地なり、此の宮の蹟は、式、大隅國始羅郡鹿兒島神社、今も國府郷にありて、彦火火出見尊を祭ると云へり、高千穗宮は、この御社の邊に在りし事、彼の神官等の古記に見えたるよしなるは、さる事なるべし、かゝれば、初め、瓊々杵尊は、笠狹御埼なる宮にましまししを、火々出見尊に至りて、この高千穗宮に遷りまし、こそはありけめ、と見えたり、日本書紀通釋、鹿兒島神宮は、今も大隅國始羅郡にありて、祭神は實にこの天津日高彦穗々出見命を祭れり、なほ、鹿兒島大神、豊玉姫命および鷓鴣草葺不合尊の項を看るべし。

【彦由伎命】 舊事本紀の天孫本紀に、饒速日命の子宇摩志麻治命の子に、彦湯支命亦名木開足尼と見えたる、即ちこの命なりとす、彦湯支の御名を、ひこゆきと訓むことは、新撰姓氏錄に、日下部神饒速日命、孫比古由支命之後也と見えたるに併せ考へて、知ることを得べし、今舊事本紀によりて、その系圖を書けば左の如し、



饒速日命

宇摩志麻治命

味饒田命

大禰命

彦湯支命

出雲醜大臣命

出石心大臣命

彦由伎命の後裔は、すなはち有名なる物部氏にして、其の京畿にありしものは、或は皇室の外戚となりて、權貴他に比類なく、或はその族類部兵を率ゐて、朝廷の宿衛に備り、よりて、其の族勢頗る顯著なりき、而して、其の諸國に散居せしものは、部族頗る蕃延し、各地の豪族として、いづれも、其の勢著はれき、かの諸國に散在する物部天神と稱する社は、皆これら物部氏族の祖神を祀れるものなりとす、〔舊事本紀、姓氏錄、日本書紀等〕

【一言主神】 一言主神は、延喜式の神名帳に、大和國葛上郡葛木坐一言主神社名神大と見えたる社に、いはひ祀る神にして、この神の出現につきては、古事記に次の如くに傳へたり、雄略天皇ある時、葛城山に登り幸せる時、百官の人ども、悉く紅紐著けたる青摺の衣を給りて、著たりき、その時、その向ひの山の尾より、山の上に登る人あり、既に天皇の鹵簿に等しく、その装束の状、また人衆相似て分れず、こゝに、天皇望みて、

問はしめてのたまはく、この倭國に、吾をおきて亦王は無きを、今誰ぞかく行くはと問はしめ給ひしかば、即ち答へ曰せるさま、亦天皇の御詞の如くなりき、是に於いて、天皇大に怒り給ひて、弓に矢を刺し給ひ、百官も亦矢を刺し、に、かの人ども、亦皆矢刺せり、天皇また問うてのたまはく、然らば、その名を告り給へ、各々名を告りて、矢放たむと詔ひしかば、答へて曰はく、吾まづ問はれたれば、名告せむ、吾は惡事も一言、善事も一言、言離の神、葛城之一言主之大神なりと申し給ひき、是に於いて、天皇惶みて申したまはく、恐し我が大神、現し大身まさむとは覺らざりきと白して、御刀弓矢をはじめとして、百官の人たちの著たりし衣服を脱がしめて、拜みて獻り給ひき、かくて、その一言主大神は、手打ちて、其の捧物を受けたまひき、故れ、天皇還幸時、その大神山を下り來まして、長谷の山口まで送り給ひき、故れ、この一言主之大神は、その時にぞ顯れたまへると見えたり、日本書紀の雄略天皇四年の條に記せる記事、やゝこれと異なれり、いはく、天皇葛城山に射獵し給ひしに、忽ち長き人ありて、谷峽より出で、望見す、その面貌容儀、天皇と相似たり、天皇その神なるを知ろし召されしかど、故らに何處の人ぞと問ひ給ひしに、かの長き人、現人之神ぞ、先づ王の諱をなのり給へといふ、天皇朕は是れ幼武尊なりと對へ給ひしかば、かの人、僕は是れ一事主神な

りと答へまつる、かくて、共に獵し楽しみ合ひ給へるが、一匹の鹿を逐うて、互に箭を發つことを譲りあひ、轡を並べて馳騁し、言詞甚だ恭恪なり、既にして日暮れば、天皇歸途に就き給ひしに、神、天皇を送りて來目水まで至り給へり、されば百姓皆この事をきゝて、天皇の有徳を稱し奉れりと見えたり、さて舊事本紀に、この一言主神を以て素盞鳴尊の御子なりと傳へたれど、他にその事見えす、かの大和の一言主神社は、文徳天皇の嘉祥三年に、葛木一言主神に正三位を授け奉り、清和天皇の貞觀元年に、正三位勳二等葛木一言主神に従二位を授け奉るよし、國史に見え、延喜式の制にも、名神大社に列せられたりしによりても、その崇敬淺からざりしを知るべし、後世に至りて、役行者、呪術を以て、鬼神を使ひ、葛城山より金峯山に石橋を架せむとせしに、未だ成らざるに、夜明けしより、怒りて一言主神を縛したりなどいふ俗説出で來りて、拾遺集に、岩橋のよるの契りも絶えぬべし、明くるわびしき葛城の神などいふ歌ありて、世俗のひろく傳稱するところなれど、その假作捏造の説なることは、今更言ふまでもなき事なり、本居翁嘗ていはく、世に役行者、小角、いはゆる役行者、呪術を以て、鬼神を使ひ、葛城山より金峯山に石橋を渡さしむる事によりて、怒りて、一言主神を縛りたりと云故事ありて、歌にも多くよみ、歌書などにも見えて、人のよく知れ

る事なり、此事古く靈異記に記して、その終に、彼一言主大神者、役行者前、呪縛至于今世、不解脱といへり、かゝる類の説は、神を卑しきものに貶して、佛の法を尊き物にしなむ爲めの謀にて、例の僧のともがらの虚説なり、右の説も、小角みづから造りたるか、或はその流を汲む輩などの造り出でたる事なるべし、小角が事は、續紀一に、役君小角、流于伊豆島、初小角住於葛城山、以呪術稱、韓國、連廣足師、焉後害其能、讒以妖惑、故配遠處、世相傳云、小角能役鬼神、汲水採薪、若不用命、即以呪縛之、と見えたり、世相傳云、云々は、慥かならざることにて、愚なる俗の云ひあへりし事なり、況して、これにも一言主神の御事は見えす、大かた、此れらにて、偽り作れるほどは著きものをや、と言はれたり、古事記、日本書紀、文徳實錄、三代實錄、延喜式、古事記傳】

【火之炫昆古神】 火之炫昆古神は、伊弉諾伊弉冉二神の生み給へる火之夜藝速男神の亦の御名にして、其の亦の御名を火之迦具土神とも申す、即ち軻遇突智神の御事なり、この神の御名を炫昆古と申す、炫てふ語は、迦具土の迦具と同一語にして、かざるひ、かゞやくなど云ふ時の「かぎ」かゞと同義なり、この神の火神にておはします事は、其の御名によりても知らるゝなり、古事記、古事記傳、なほ、火之夜藝速男神、および軻遇突智神の項をも、參看して知るべし、

【火之迦具土神】火之夜藝速男神の亦の御名なり、また火之炫毘古神とも申す由は前項に記したるが如し、日本書紀に、火産靈神、また祝詞式に火結神と見えたるも、この神なり、伊弉冉神、この神を生ひ給ひて、爲めに御陰焦かれて、神さり給ひしこと、記紀共に載せたり、委しくは、軻遇突智神の項を參看して知るべし。

【日前大神】日前大神とは、紀伊國名草郡宮村に鎮坐したまふ日前神宮にいはひ祀る大神をいふ、この地に、また國懸神宮あり、古來、日前および國懸の兩宮を併稱して日前宮といひ、また日前國懸宮ともいひ、また紀伊大神とも稱せり、是れ實に延喜式の神名帳に、紀伊國名草郡日前神社、名神大、國懸神社、名神大、と見えたる社にして、後本國の一宮と稱せしが、現今はこれを日前神宮、國懸神宮と稱し、並に官幣大社に列せり、さてこの日前および國懸の兩宮は、共に天照大御神を奉祀せる社なるが、その御靈代としていつき祀るところは、紀伊國名所圖會に、日前大御神と稱し奉る御靈代は、御鏡、國懸大御神と稱し奉る御靈代は、日矛にまして、共に天照大御神の前靈にてましますなりと見えたり、今日日本書紀および古語拾遺によるに、天祖天照大御神の天石窟に隠りまし、時、思兼神の謀議により、鏡作の遠祖石凝姥命をして、天香山の金を採りて、日矛を造らしめ、また真名鹿の皮を全剝に剝きて、天羽鞆を造り、用ひ

て御鏡を造り奉らしめたまへり、然るに、その初めに造れる日像の御鏡は、少か御意に合はず、再度に造れるもの、其の狀明麗なりしかば、これを曲玉および和幣と併せて、五百箇眞賢木に取り懸けて、大神を招き出し奉りき、この再度に鑄造り給へる明鏡は、即ち八咫鏡にまして、後に伊勢の神宮に、天祖大御神としていつき祀り奉られたるものなるが、その初度に鑄造り給へる御鏡こそ、實にこの紀伊の日前大神としていつき奉るものにてありけれ、さて、天祖天照大御神の天孫瓊瓊杵尊をこの葦原中國の君主と定めて、降臨せしめ給ひしとき、かの三種の神器を授け賜ひけるが、その時、かの石凝姥命が造り奉れる日矛と、初度に鑄造れる御鏡とをも、かの神器に添へて、天孫に授け賜はりしなり、そは、古語拾遺の中に、于時、天祖天照大神、高皇產靈尊乃相語曰、夫葦原瑞穗國者、吾子孫可王之、地皇孫就而治焉、寶祚之隆、當與天壤無窮矣、即以八咫鏡及草薙劍二種神寶、授賜皇孫、永爲皇靈、所謂神靈、劍鏡是也、日矛玉自從、とあるによりて考ふるときは、この玉は八坂瓊曲玉にして、矛は日矛なれば、かの日矛と初度に鑄造り奉れる御鏡も、この際に、同じく天孫に授け傳へ給ひしものなる事、更にその疑なし、かくて是れより後、三種の神器と共に、この日矛と御鏡も、歷代天皇の同御殿にましまして、そのいつき祀り給ふところとなり給へるが、崇神天皇の時に至

りて、天照大御神の御靈代とまします八咫鏡と叢雲劔とをば宮外に遷し奉りて、倭の笠縫邑にはひ祀り給ふに至びて、日矛および日像、御鏡も、この二神と共に遷りたまへりと思はる、倭姫命世記に記すところによれば、この後八咫鏡および草薙劔をば、倭姫命奉戴して、その鎮り坐すべき地を求めて、諸國を巡幸したまひけるが、紀國の名草、濱宮に、三箇年の間齋ひ奉り給へるよし同書に見えられたれば、此の時まで、かの日矛も日像、御鏡も、共に天照大御神の御靈に附添ひておはしまし、ものと見えたり、かくて、此の時に至りて、この名草の濱宮に、日矛と日像、御鏡とを留め奉りたまへるが、即ちこの日前國懸の三大神なりとす、かく、日像、御鏡は、日前大神として永く鎮りたまひ、日矛は國懸、大神として永く鎮り坐す事、古史の傳説歴然として明かなれば、その伊勢の大御神に亞ぎて、かしく尊き大神にておはすこと、素より云ふまでもなき事なり、故にこの兩宮には、古來神位の事なく、名草一郡を定めて神郡となし、又朝廷にて如何なる大營作ありとも、曾て雜役を本國に充つる事なく、一國をして専ら日前國懸兩宮の造營に仕へ奉らるゝ例なり、亦以てその敬を盡したまふ所を知るべきなり、而して、この兩宮に奉仕して、世々その職を改めざるものは、實に紀伊國造にして、その家系、實に天道根命より出づ、古事記、日本書紀、古語拾遺、延喜式、

倭姫命世記、姓氏錄、古事記傳、神祇志料、古事類苑

【火之夜藝速男神】 亦の御名、火之炫毘古神、火之迦具土神、

火之夜藝速男神は、伊弉諾伊弉冉神の生みたまへる御子にして、亦の御名を火之炫毘古神とも、火之迦具土神ともいふ、日本書紀の二書に火産靈と見えたる神、また同神にておはす、伊弉冉神、この神を生み給ひし後に、神去り給ひしこと、記紀共に傳ふ、本居翁の古事記傳の説に、火之夜藝速男神の御名の夜は、迦の誤りならむか、亦の御名の炫毘古の迦賀、迦具土の迦具、迦藝速男の迦藝、みな同語にして、迦藝は火を迦藝漏肥といへるにおなじと見えたり、この神の火、神にてまします事は、その御名にて知らる、古事記、日本書紀、古事記傳、なほ、軻遇突智神の項に詳しき説明あれば、參看すべし。

【比賣神】 比賣神は即ち女神にして、相並びます他の祭神の配遇の妃神を申す場合と、然らざる女神を申す場合とあり、たとへば、春日神社、枚岡神社等にはひ祀る比賣神は、祭神、天兒屋命の配遇神にてまします事いふまでもなく、又平野神社、八幡宮等にいつき祀る比賣神は、他の祭神の配遇神にておははしまさざるなり、平野神社には、今木、久度、古開、相殿、比咩神を祀れるが、この比咩神は、天照大御神にして、大江

氏の氏神としていつき祀りたるなりといへり、また八幡宮にありては、祭神は譽田別尊比賣神、息長帶姫命の三神なるが、この比賣神と申すは、或は田心姫、湍津姫、市杵島姫の三女神をいふものなりとの説もあり、又神武天皇の御母玉依媛命なりとも、また譽田別尊の後神なりともいふ説あり、要するに、比賣神は即ち女神なれば、その社によりて異同あるものと知るべし。

【姫御子三柱命】 その神社に祀る祭神の女御子三人を合せ祝れるなり、三人を併せて三柱命と呼べるなり。

【日吉大神】 日吉を「ひよし」とも訓めど、普通には「ひえ」と訓めり、「日枝大神」の項を看るべし。

【枚聞大神】 枚聞大神とは、薩摩國揖宿郡穎娃村に鎮ります、枚聞神社にいはひ祭る大神をいふ、この社は、延喜式の神名帳に、薩摩國穎娃郡枚聞神社と見えたる社にして、三代實録、和名抄などには、枚聞を開聞とも書けり、當國の一宮にして、また綿積明神ともいへりしが、現今は國幣小社に列せり、その祭神につきては、古來種々の説あり、蓋し、海神豊玉彦豊玉姫の二神を主とし、彦火火出見尊、鹽土翁玉依姫命を合祭せるものなるべし、神祇志料社は、海門嶽の北麓に在り、海門嶽は、もと開聞嶽といへ

り、後に開聞を音讀して、海門と轉り、然らば、枚聞神社の名、また此の開聞山の名と關係するところ有る、知るべきなり、清和天皇の貞觀二年、從五位上開聞神に、從四位下を加へ、同八年、從四位上に叙せらる、貞觀十六年七月、太宰府言さく、開聞の神山の頂に、自ら火焼け出で、烟氣天に充ち、灰沙雨の如く零りて、震動の聲百餘里に聞ゆ、社近き百姓、皆恐みて情を失へり、故れ之を卜ふに、神社を汚し奉る事あるによれり、又封戸を乞め給ふによりて、此の神祟ありと云へりと申す、よりて、勅して封二千戸を奉らる、陽成天皇の元慶六年、正四位下を授け、光孝天皇の仁和九年、太宰府に勅して、幣を奉りて、この神を祭らしめらる、是れ、これより先、神山に屢災ありしに、よれるなり、なほ、豊玉彦豊玉姫、彦火火出見尊、玉依姫命につきては、各その項あり、併せ看るべし、三代實録、慶藩名勝考、地名辭書。

【平田篤胤大人】 平田篤胤大人、初の名は正吉、通稱は大角、大壑と號し、別に眞菅廼舎とも號し給へり、嘗て神蹟を常總の地にさぐられける時、途に石笛を得、それより伊吹廼舎と改めらる、秋田の佐竹侯の世臣大和田祚胤ぬしの第四子にして、安永五年、久保田の城下に生れ給ひぬ、幼にして、藩儒中山菁莪の門に學び、後醫をその従父某に學びて、名を玄琢といはれしが、資性精悍にして、たやすく人に下る事し給はざ

りしかば、頗る儕輩に憚られ給へり、三十歳の時、囊中僅に一兩を齎して、決然家門を脱して、江戸に向はれしが、是れ家庭において繼母の酷遇に堪へざりしに由れりとかいふ、かくて旅中具に辛酸を嘗め、江戸に到りて後も、狼に他人に頼ることせず、身を賤隷に役して糊口のたつきを得、苦楚辛酸をきはめて、而かも少しも其の志を屈せず、苦學する事數年に及ぶ、既にして寛政十一年、大人年廿五歳の時、備中松山の城主板倉侯の藩臣平田篤穩といふ人の知るところとなりて、遂に其の家に養はれて、繼嗣となり給へり、大人が平田氏を冒されたるは、實にこの時よりの事なりとす、大人は是れより心靜に書を読むことを得られたるが、その鈴乃屋大人本居宣長翁の著を一讀して、奮然として國學の研究に志を立てられたるは、實にこの翌年即ち享和元年、大人二十六歳の年にてありき、よりて直に名簿を伊勢松坂に送りて、師弟の約を修め給ひしも、幾くならずして、この年九月、宣長翁病にて身まかり給ひしかば、大人は、親しく教を鈴乃屋の門下に受くる事能はざりき、こゝに於いて、大に決心する所あり、自ら宣長翁の遺志を繼承して、皇道の發揮と名教の扶植とを以て、天下に竭さんと誓ひ、これより益々精勵刻苦して、和漢の群籍を涉獵して、盛に學殖蕙蓄につとめ給へり、大人がその意見を著録して世に公にせられたるは、太宰春臺の著書

を讀みて、その不經なるを憤慨して、呵妄書といふを著して、駁撃を加へられしを以て、その最初となす、こゝは、享和三年、大人年二十八歳の時の事なり、この翌文化元年より、その門戸を開いて、古道の講授をはじめ、門人の教養を行はれけるが、辯論著作を以て、盛に儒佛を論難攻撃し、また進んでは、當時の俗神道の、いづれも正醇を缺きて、わが固有の皇道を亂るものなるよしを呼號したまへり、されど、當時大人の名聲は、未だ多く顯れずして、門に入學する者も多からず、加ふるに、大人の他學を誣誹し給ふこと激烈なりしより、非難攻撃の聲漸く四方に起れり、而かも、大人の豪悍なる、決して自ら貶して世に阿る事なく、飽くまで奮闘邁進して、自家の根基を樹立せむと努められたり、この頃、家道の窮乏甚しきもの有りしかば、文化四年、名を元瑞と改めて、再び醫を開業して、家計の急を補はむとせられしが、かゝる間にも、其の著作研鑽は、一日も怠られし事なく、その著作執筆の爲めには、數日間も横臥し給ふ事さへなかりきといふ、文化七年、大人三十七年の時、夫人石橋氏、二兒を遺して、貧苦の中に身まかり給へり、而かも、かゝる窮厄の間に、かの靈能眞柱をば稿せられたるなりき、志鐵石の人にあらずば、如何では能くかゝる事を得んや、文政元年、大人四十三歳の時、其の後の側室を娶り給へり、これより後、大人は後顧の虞なく、専らに研究講説に



従事せらるゝ事を得たるが、この頃に至りては、名聲漸く四方に喧傳して、門に入るの徒も、日を逐うて増加し、東叡山法親王、また人をして著書進獻の内命を傳へしめ給ふに至れり、文政六年、大人松山藩を辭して京都に上り、富小路貞直卿の執奏によりて、その携へ給へる古史成文古史微開題記神代系圖靈能真柱等を仙洞御所に奉呈し、尋いで聖上の天覽を得て、嘉賞の光榮を賜はり、剩へ短冊百枚白羽二重一匹を賜はりぬ、滯京四十餘日の後、大阪を経て和歌山に至り、本居太平翁を訪ひて、道を談じ、大和を巡歴して、伊勢に入りて兩宮を拜し、更に山室山に詣りて、鈴乃屋翁の神靈に謁し、また松坂に本居春庭翁に會うて、故翁の用ひ古るされたる筆をば乞ひ受け給へり、大人が鈴乃屋を敬慕せられたる心情は、實に綿々として人を動すに足るものあり、その山室山の墓前に額づき給へる時、欽仰思慕の感に堪へずして、詠み給へる歌、

束の間も忘れず、あはれけふ殊に、しのび申さむ言の葉もなし、

我魂は、人は知らずも、靈幸ふ、大人の知らせば、知らずともよし、

この年、京都の吉田家より、同家附屬の神職に、國學の本旨を教授すべきよしを囑せられ給へり、以て當時大人の如何に天下に重せられ給ひしかを知るに足らむ、天保

九年に至りて、大人は佐竹侯の招命によりて、改めて秋田藩に仕ふる事となり、居を江戸に定めて、益々皇道の扶植につとめられけるが、この頃、大人の學風に對して、毀譽褒貶の聲、四方に紛起し、中には、その峻烈なる學風を難じて、之を排斥せむとせしものも、なきにあらざりき、これより先、天保五年の頃、竊に幕府に上書して、平田の著述は、人心を紊ること少からざるが故に、速に絶板せしむべしと訴へしものさへありき、幕府これより漸く大人の學說に對して、警戒の眼を注ぐ事となりぬ、されど大人は依然として、古道の發揮鼓吹にその心血を盡ぎ、皇國の萬邦に卓絶せるを論じ、皇統の尊嚴なるを説き、議論堂々、些の忌憚ある事なし、かくて、その結果の及ぶところ、幕府存立の基礎を害するの恐ありと認められしにや、天保十一年十二月、幕府は命を秋田藩に下して、大人を藩地に歸らしめ、且つまた爾後の著作出版に對して、禁止を嚴令する事となれり、大人は心ならずも、其の翌年歸國の途に就かれしが、これより専ら郷國に在りて、門徒の講說に力を盡し、孜孜として怠る事なかりしが、天保十四年閏九月、その歸國後三年にして、疾を以て遂に身まかり給ひぬ、時に年六十八歳、その辭世の歌にいはいはく、

思ふ事、一つも神につとめ終へず、今日やまかるか、あたら此の世を、

御墓は、城市の東北廣澤山にあり、この後弘化二年三月、白川神祇伯より、大人の學業偉績を歎美して、特に神靈能真柱大人の謚號を贈られ、また靈神の稱號をも贈られぬ、朝廷もまた、大人の國學に偉勳あるを嘉尚し給ひて、明治十六年、正四位を追贈し給へり、羽倉東麻呂、岡部真淵、本居宣長の三大人に、この大人を加へて、世に國學の四大人と稱し、苟くも皇國學びのわざにたづさはれる者は言ふまでもなく、さらぬ者迄も、皆ひとしく此の大人たちの學徳功業を景仰欽慕せざるはなし、大人博學多識、儒佛の二道は言ふまでもなく、歴史、法制、天文、地理、曆數、醫藥、卜筮、その他の雜技に至るまで、皆通ぜざるなく、而して其の論稿を草するや、議論縱橫、論斷明快、博引旁證、到らざるなし、而して、大人の學は、之を要するに、古道の闡明と、その鼓吹とにてありき、その著書百餘種、合せて千卷に近し、中につきて、靈能真柱、古史傳、古史徵、玉櫛、古道大意、俗神道大意、祝詞正訓、赤縣太古傳、西籍概論、三五本國考、印度藏志、出定笑語、古史本辭、經、萬聲大統譜、五十音義訣、皇國度制考、赤縣度制考等、最も著はる、大壑君御一代略記、平田篤胤翁小傳、平田篤胤之哲學、

【枚岡大神】 枚岡大神とは、河内國中河内郡枚岡村に鎮坐したまふ枚岡神社にいはひ祀れる大神をいふ、この社は、延喜式の神名帳に、河内國河内郡枚岡神社、四座、並名

神大と見えたる社にして、現今官幣大社に列せり、祭神は、大和の春日神社に同じく、天兒屋命および比賣神に、鹿島の神、香取の神を合祀して、併せて四座なり、かの延喜式に載せたる春日祭の祝詞に、天皇我大命、爾坐世、恐岐鹿島坐、健御賀豆智命、香取坐、伊波比主命、枚岡坐、天之子八根命、比賣神、四柱能皇神等、能廣前仁白久云々と見えたるが如く、この枚岡神は、もと平岡連等、河内に住める天兒屋命の裔族等の、その住居地に、天兒屋命および比賣神を奉祀して、これをその部族の祖神として、いつき祭れるに本づく、而して、その鹿島香取の神を配祀するに至りしは、蓋し後代の事に屬せり、新撰姓氏錄によるに、河内國の神別に、平岡連あり、中臣氏の遠祖なる津速魂命の十四世の孫、鯛身臣の後なりと見ゆ、なほ同國には、平岡連の外に、天兒屋命の裔孫たるもの、菅生朝臣あり、村山連あり、川跨連あり、中臣連あり、中臣酒屋連あり、中臣高良比連あり、然らば、平岡連等をはじめとして、これ等天兒屋命の裔孫等が、平岡の地にその祖神天兒屋命および比賣神を祀れるもの、即ちこの枚岡神にてましますこと、多言を要せずして明なりといふべし、國史に據るに、仁明天皇の承和三年に、河内國河内郡從三位勳三等天兒屋根命に、正三位を、從四位下比賣神に、從四位上を授け奉り、同六年に、正三位勳二等天兒屋根命に、從二位を、從四位上比賣命に、正四位下を授け

奉り、清和天皇の貞觀元年に從一位勳三等枚岡、天子屋根命に正一位を、正四位上勳六等枚岡、比咩神に從三位を授け奉り、また貞觀二年には、河内國從三位彌加布都命、神(健甕槌命)比古(佐自布都)命(經津主命)に並に從二位を加へ授け賜ひしこと見えたり、大凡奈良朝以來、藤原氏朝權を執り、その勢甚だ大なりしかば、その氏神として崇敬せる春日神社の神威殊に顯著となり、隨つてこの枚岡神も亦大に顯れたまふ事となりぬ、されば、清和天皇の貞觀七年十二月には、勅して、この枚岡神の祭を以て春日大原野の祭に准じ、春冬二季の奉幣を以て、永例と定めさせ給ふ事となりぬ、延喜式、姓氏錄、續日本後紀、三代實錄、古事類苑、なほ祭神天兒屋命、鹿島神、香取神につきては、各々その御事歴を記したる項有れば、就きて看るべし。

【蛭兒命】 蛭兒命は、伊弉諾伊弉冉二神の生みたまへる神なり、この神の生れ出で給へるさまを日本書紀に記して曰く、伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟、於是生日、神號大日靈貴云々、次生月神云々、次生蛭兒、雖已三歲、脚猶不立、故載之於天磐椽樟船、而順風放棄と見えたり、また日本書紀の一書には、日月既生、次生蛭兒、此兒年滿三歲、脚尚不立、初伊弉諾伊弉冉尊巡柱之時、陰神先發喜言、既違陰陽之理、所以今生蛭兒と見え、古事記にも、女神言先だちて良はず、よ

りて生みませる水蛭子は、葦船に入れて流し去て給へるよしに記せり、この神を蛭子と名づけ奉りしは、生れ給ひしよりいと弱くて、蛭の如くに萎々とましまし、よに由りてなるべし、書紀の一書に、年三歲に滿つるまで、脚尚立たざりし由に記されたるは、即ちこの故なるべし、後世この蛭兒命を以て夷神、また惠美須とも書けりとなし、福徳の神として、之を崇敬せり、されど、蛭兒命を以て夷神となすこと、其の何故なるかを知らず、神道問答には、蛭子の文字をよみ誤りなどして、夷といふを作りしなりと見え、たれどもとより據り難し、また、蛭兒は、日、神、月、神に次ぎて生れ給へるが故に、夷三郎といふなりなど云ふ説もあれど、俗説取るに足らず、攝津國武庫郡西宮町なる西宮神社は、土俗夷宮と稱して、蛭兒を祀れる社なりとなし、福徳を授けたまふ惠比須の神として、遠近の崇敬淺からざる社なり、拾玉集に、西の海に、風心せよ、西の宮あづまにのみやえびすさぶらぶといふ歌見えて、この西宮夷の名は、中世以降甚だ名高し、されど、この祭神は果して蛭兒命なりや否やに就きては、諸説なり、或はいふ、この西宮神社は、延喜式神名帳に載せたる攝津國菟原郡大國主西神社すなはち、是れなりと、然らば、こは必ず大國主命か、又は命の關係神を祀れる社ならざる可らず、要するに、蛭兒命を以て夷神となすは、中世以後の説にして、わが古傳に、さる傳

説の存するにもあらず、また蛭兒命が福徳佑護の神なりといふが如き事蹟も、古傳の中には存せざるものなり。古事記、日本書紀、七福神考、延喜式地名辭書、  
【廣瀨押武金日天皇】句大兄廣瀨國押武金日天皇は安閑天皇の御號なり。安閑天皇の項に、その御事蹟を叙べたれば見るべし。

【廣瀨大神】廣瀨大神は、大和國北葛城郡廣瀨の河合村に鎮座したまふ廣瀨神社にいはび祀る大神なり。この社は、延喜式の神名帳に、大和國廣瀨郡廣瀨座和加宇加乃賣命神社、名神大と見えたる神社にして、大忌神または廣瀨河合神とも稱し奉れり。現今官幣大社に列す。祭神は若宇迦乃賣命なること、神名帳に、廣瀨座和加宇加乃賣神社と見えたるにても著く、また此の神の穀物守護の大神にてましますことは、延喜式に載せたる廣瀨大忌祭の祝詞に、廣瀨乃川合爾稱辭竟奉流皇神能御名乎白久御膳持須流若宇加能賣能命登御名者白氏云々と見えたるにても、その御膳すなはち食物の事を護り掌りたまふ大神にておはする事知らるれば、この大神は龍田なる龍田風神と相並びて、疹風を防遏し、穀物を成熟せしめ給ふ神なれば、歴代の崇敬奉幣殊に厚く、天武天皇の四年に、小紫美濃王、小錦下佐伯連廣足をつかはして、風神を龍田の立野に祀らしめ、小錦中間人蓋大山中曾禰連韓犬をつかはして、大忌

神を廣瀨河曲に祭らしめ給ひしより、廣瀨龍田の兩祭は、朝廷の殊に重んじ給ふ所となり、令の制より、廣瀨龍田の兩祭、大忌祭、風神祭は、毎年四月七月の兩度に定め行はせらるゝ事となりぬ。尙、毎年二回の例祭の外にも、臨時の奉幣ありて、風雨調和、秋稼豊稔を祈らせ給へる事甚だ多し。以てこの神の稔穀守護の神として、歴朝の崇敬極めて篤かりしを知るべし。嵯峨天皇の弘仁十三年、廣瀨の神に從五位下を授け奉り、文徳天皇の嘉祥三年、從五位上を加へ奉り、仁壽二年七月、從四位下の上せ奉り、同十月、更に從三位を加へ奉り、清和天皇の貞觀元年に、正三位を授けたまへる由、國史に見えたり。延喜式、日本書紀、日本紀略、文徳實錄、三代實錄、神祇志料、古事類苑、當國入間郡水富村に座します。縣社、廣瀨神社も亦、若宇迦能賣迺命を祭れり。なほ若宇迦乃賣命につきては、別にその項有あり、就きて見るべし。

ふ

【二荒山大神】二荒山大神と申すは、今二所おはしませり。一は下野國宇都宮市に鎮座したまふ二荒山神社にいはび祭る大神にして、一は同國上都賀郡日光町に鎮

座し給ふ二荒山神社にはひ祭る大神これなり、この二社は共に現今國幣中社に列せり、宇都宮なる二荒山神社は延喜式の神名帳に、下野國河内郡二荒山神社、名神大と載せたる社即ち是れにして、後、宇都宮大明神と稱し、當國の一宮として、遠近の崇敬淺からざりき、その祭神につきては、古來異說多し、或は事代主命を祭るといひ、神名帳頭註、或は大己貴命健御名方命二神なりとも、或は大己貴命豐城入彦命二神なりとも稱すれど、神祇志料、上毛野下毛野君の始祖、豐城入彦命を祀れりとなすを以て、定説となすべきなり、上毛野君、下毛野君は、はやく兩毛の地を拓き、東北を管治せる大氏族なれば、その始祖を此の地に祀れるもの、實に故なしとせず、而して、日光の二荒山神社は、延喜式に載せずといへども、亦當國の古社たるを失はずして、古來日光權現または日光新宮滿願權現と稱して、浴く上下の崇敬するところなりき、その祭神二荒山神につきては、古來異說ありて、今こゝに定説し難し、古事類苑、古事記傳神宮官國幣社一覽、宇都宮なる二荒山神に對しては、仁明天皇の承和三年、下野國從五位上勳四等二荒神に、正五位下を授けたまひ、承和八年に、正五位上にのぼせ、嵯峨嘉祥元年に從四位下を加へ給ひ、文德天皇の天安元年に、從三位二荒神に封戸一畑を充て奉り、清和天皇の貞觀元年に、正三位に進め給ひ、二年九月はじめて神主を置き、

七年十二月從二位に上せ、十一年二月、正二位を授け給ひしよし、國史に見えたり、この後、朱雀天皇の時、將門追討の祈願有りしによりて、遂に正一位勳一等にのぼせ給はりし由、宇都宮奇瑞記といふに見えたり、續日本後紀、三代實錄、古事類苑、祭神豐城入彦命の御事蹟に至りては、別にその項あり、就きて看るべし、

【藤原朝臣季光靈】こは、入間郡前久保郷社出雲伊波比神社の境内社二十二社の内、季光社に祭るところなり、今、尊卑分脈等によるに、藤原季光といふ人、數名ありて、本社祀るところ、そのいづれの人なるかを知らず、社傳また明かならず、

【藤原鎌足公】藤原鎌足は、本姓は中臣、父を小徳冠御食子といふ、その先は實に天兒屋命なり、皇極天皇の三年、鎌足神祇伯に拜せられしかど、病と稱して辭し、退きて三島に居りき、孝德天皇潛龍のとき、深く鎌足と親善にして、敬待特異なりしかば、鎌足その知遇に感奮し、密に翼戴の意を通じ奉れり、是の時に當りて、蘇我蝦夷入鹿、不臣の心を挾みて、横暴極りなし、鎌足慨然として、匡濟の志有り、竊に皇族の中に有爲の主をもとめしに、中大兄皇子の英邁有爲の資ましますを見、法興寺の蹴鞠の會にこれと近づき奉る事を得しより、後相互に肺腑を布きて語るところ有り、また、人の嫌疑せむ事を恐れ、共に儒學を南淵請安の許に學び、よりて毎に相往來して、事を謀



れり、鎌足、中大兄皇子に勸めていはく、大事を成さむには、毗輔なかるべからず、大王よろしく蘇我倉山田石川麻呂と婚を結びて、好をなし、而る後にこれを謀らば、成功の路近かるべしと、中大兄皇子乃ち之に従ひ給へり、是に於いて、石川麻呂また赤心をもて、皇子を奉戴するに至れり、鎌足また佐伯子麻呂、葛城稚犬養、網田をも薦めて、黨興となす、かくて、蘇我氏誅滅の謀議と、のひしかば、皇極天皇の四年六月、三韓朝貢の日を以て、遂に入鹿を大極殿に誅す、蝦夷またその罪を覺りて、家を焼きて自殺せり、事平きて、後、皇極天皇位を中大兄皇子に譲らむとし給ひしが、鎌足、中大兄皇子に告げて申さく、古人大兄皇子は、殿下の御兄なり、殿殿下次を越えて、大統を承け給はゞ、恐らくは、恭遜の義を失せむ、また、輕皇子は、殿下の舅なり、臣おもふ、むしろ、輕皇子に譲り奉りて、民望に答へ給はむには、如かじと、是において、中大兄皇子奏して、輕皇子を立て給ふ、これを孝徳天皇となす、孝徳天皇の時、中大兄皇子は、皇太子となり、鎌足は、内臣に任せられ、大錦冠を賜りしが、かの大化の大革新は、實にこの時、中臣鎌足の上、中大兄皇子を輔け奉りて、書策斷行せし所なりとす、鎌足至忠の誠を懷き、官司の上、中大兄皇子、進退廢置、その言聽かれざるなかりき、白雉五年、紫冠を授け、封戸を増し、賜る、中大兄皇子、後即位ありて、天智天皇といふ、天皇即位の二年十月、鎌足疾あり、天

皇親らその第に臨みて、慰問したまふ所あり、尋いで、皇太弟大海人皇子を遣して、その第に就いて、大織冠を授け賜る、これ實に當時の最高冠位なりとす、また、姓を藤原氏と賜へり、その薨するや、天皇再びその第に臨み給ひて、大錦上蘇我赤兄をして、恩詔を傳へしめ給ひ、金香爐を賜ふ、時に年五十、或はむ、五十六と、その遺骸は、初めこれを攝津國島下郡の阿威山に葬りしが、後これを大和國十市郡の多武峯に改め葬れり、後世、十陵八墓の制定るにおよび、多武峯の鎌足の墓は、八墓の第一におかれ、歴代の敬重淺からず、これ蓋し、その後裔、顯貴繁榮して、皇室の外戚となり、政務の樞要を掌りて、藤原氏と皇室との關係は、極めて密接なるに至れりしにも由ると、雖も、抑亦、鎌足その人の輔弼、翼贊の偉勳、赫々として、千古に盡きざるもの有るに、由らずんば、あらず、多武峯の墓處には、後、靈社を建て、こゝに鎌足の木像を安置せしが、國家に變災有らむとする時は、或は、その木像破裂する事あり、或はその墓地鳴動する事あり、として、多武峯の宮寺より、屢その事を朝廷に奏上し、朝廷にては、其の奏に接する毎に、これを占卜に問ひ、また、使を遣して、祈謝奉幣せしめられし事、史上に多く見えたり、この多武峯には、今、談山神社ありて、即ち、鎌足公を祀れり、現今、別格官幣社に列せり、**天日本史延喜式古事類苑**



【藤原廣嗣】藤原廣嗣は式部卿宇合の長子にして、鎌足には曾孫不比等には孫なり生れて魁偉典藉を博覽し佛敎に兼通し兵法にも練達し、その他天文陰陽の書管絃歌舞の技共に精微を究め才能を以て時に稱せられき大養徳守を経て天平十年太宰少貳となりしがこの時朝廷には吉備眞備および僧玄昉唐より還り仕へて寵遇共に渥し眞備は右衛士督を経て大學助中宮亮たり玄昉は僧正となりて宮中の道場に居り寵榮日に盛に沙門の行に乖ぐこと多し廣嗣これを惡み玄昉を斥けむとせしが聖武天皇納れ給はず廣嗣の太宰府に赴任するやその妻京師に留りしが玄昉その姿色あるを見て之を姦せむとす妻これを太宰府に告ぐ廣嗣果して大に之を怒る廣嗣また眞備とも協はず眞備嘗て廣嗣を見て人に謂うていはくこの人必ず世の患をなさむと以て二人の相猜忌せしを知るべし天平十二年八月廣嗣上表して時政の得失を指し天地の災異を陳じ因りて玄昉眞備を除かむことを請へり天皇猶許し給はず九月廣嗣終に兵を起して反す軍營を遠河郡に造り兵弩を儲け烽火を連ね國內の兵を徵發しその勢一時容易ならざるもの有りたり朝廷これを聞きて大に愕き直に大將軍大野東人および副將軍紀飯麻呂および佐伯常人等をつかはして東海東山山陰山陽南海五道の兵を發して之を討たしめらる東人等進

んで筑紫に到る十月廣嗣一萬の兵を率ゐて筑後の板櫃河に到り將に河を渡らむとす佐伯常人等弩を發して之を射且つ呼はつて曰はく逆人廣嗣に隨ひて官軍を拒がむ者は罪妻子親族に及ばむと廣嗣の部兵等敢へて箭を放たず已にして廣嗣馬を陣頭に立て呼んでいはく勅使到來すととき勅使とはそもぞも誰ぞや常人答へていはく勅使は衛門督佐伯大夫式部少輔安倍大夫なりこゝに在りと廣嗣いへらく今にして始めて勅使有る事を知れりと即ち馬を下りて拜していはく廣嗣あへて勅命に背くにはあらず唯朝廷の亂人二人を請はむとするのみもし敢へて朝廷に背かば天神地祇われを罰せむも可なりと常人詰つていはく果して其の意ならば勅符を賜りて太宰典以上を召されしに何とて至らざりしぞきはせずして却りて兵を發せるは是れ背けるに非ずして何ぞやと廣嗣答ふる所なくして退くこれより廣嗣の部兵多く官軍に降り廣嗣の勢頓に衰へぬ廣嗣その事の成らざるを思ひ肥前の值駕嶋より發船して就羅島に遁れむとせしも船漂蕩して復た值駕嶋に歸著せしかば遂に東人の手に捕へられて斬られぬ明年正月余黨并に生虜の罪を決し杖徒流死没入する者幾んど三百人亂はじめて平ぎぬ既にして廣嗣の遺靈屢々厲をなししが十七年には玄昉貶せられて筑紫に至り翌年死す世人以て廣嗣

の祟によれりとなせり、また吉備眞備も、孝謙天皇の初に、貶せられて肥前守となりしが、その時鏡宮を立て、廣嗣の靈を祀り、また知識無怨寺を翫めて、年毎に祭祀せりといふ、後世八所御靈を祀るにおよびて、廣嗣また實は、その中の一柱として祀らる、いはゆる藤大夫これなり、天日本史諸社根元記

【藤原夫人】 八所御靈の神として祀る場合においての藤原夫人は、桓武天皇の夫人藤原吉子の御事なり、吉子は、右大臣藤原是公の女にして、延暦二年、從三位を授けられ、桓武天皇の夫人となり、伊豫親王を生む、大同二年、その子伊豫親王の事に坐して、河原寺に幽閉せられ、遂に藥を仰いで歿せり、その事情は、伊豫親王の項を參看して知るべし、仁明天皇の承和六年九月、使を伊豫親王の墓前につかはして、詔して一品を贈らしめ給ふと同時に、また吉子にも從三位を贈らしめ給ひ、詔していはく、親王、母故無位藤原朝臣吉子、屬遇轆軻、墜失爵位、時移事貿、追悼勞魂、宜贈本班照之、窶可贈從三位、同年十月、また祟有りしかば、從二位を贈らる、この後清和天皇の貞觀五年五月、神泉苑に御靈會を修して、當時祟災を下せる亡靈を鎮め慰めたまふや、吉子夫人また實にその中の一柱なりき、この時に祭られたる御靈は、崇道天皇、早良皇太子、伊豫親王、藤原夫人(吉子夫人)、觀察使橘逸勢、文室宮田麻呂これなり、後世更にこ

れに吉備大臣(眞備)藤原大夫(廣嗣)および火雷天神(菅原道真)を加へて、八所御靈といふ、三代實錄、大日本史、諸社根元記たゞし、古來の諸書に、藤原夫人を以て崇道后なりと注するは、誤なり、注意すべし、

【藤原利仁】 藤原利仁將軍は、左大臣藤原魚名六世の孫なり、祖の高房は越前守たり、父の時長は民部卿、鎮守府將軍たり、時長、越前の人、秦、豊國の女を娶りて、利仁を生めり、越前敦賀の人に有仁といふ人ありて、資産甚だ饒かなりしが、利仁その女婿となり、困りてそこに居りき、利仁、沈勇にて謀略に富み、よく兵機に達し、將帥の器ありき、少き頃、京都に出で、攝籙家に事へけるが、醍醐天皇の延喜中、上野介、上總介、武藏守に歴任し、また鎮守府將軍となり、從四位下に至りき、一とせ下野の高座山に藏宗藏安などいへる賊籠り居て、千餘人の徒黨を結び、貢調を剽掠せし事ありしが、朝廷、勇武の將を擇びて、これが討伐に差向けむとせられしに、衆みな利仁を推しぬ、よりて利仁に命じ給ひしに、利仁進んで高座山の麓に至りぬ、時に夏の眞盛にして、暑さ劇しかりしが、利仁士卒に命じて、多く櫓を作らしむ、人々其の意を解せず、夜に入りてより、利仁一卒を召して、雪降るべきかと問ひしに、答へて、天よく晴れたり、いかで雪下るべきぞと言ひしかば、利仁大に怒りて、直に之を斬りぬ、少時有りて、利仁また

一卒を召出して前の如くに問ひしその卒懼れて伴りて雪降りぬべしと答へぬ利仁大に悦びてありしに其の夜不思議にも雪大に降りしかば利仁士卒に命じて櫓に乗りて進ましめ賊どもを攻撃せしめしに賊ども飢ゑ凍えて戦ふ事能はず利仁の軍不思議の大捷を博せしかばこれより利仁の勇名はますます遠近に轟きしよし鞍馬寺縁起といふに記せり利仁將軍の事蹟につきては史籍の傳ふるところ甚だ詳密ならずといへどもその東國の國司として下りてありし間に恩威能く阪東の民に行はれしは疑ひなき事實なるが如しされば其の遺迹の今に至るまでこの武藏國などの中に言ひ傳へられ残り居るは理なり利仁の子有象下野守となり鎮守府將軍に任せられ公統は内舍人となり與善は越後介となりまた齋宮寮の頭に任せられぬその子孫よりて齋藤氏を稱す齋藤富樫林等の諸族は皆その後なりといふ〔大日本史〕

【經津主神】 經津主神は武甕槌神と共に天孫降臨に先だちてこの國に降下し大己貴命に天神の詔命を傳へてその國を譲り奉らしめ尙國內の荒ふる諸神をも征服鎮撫して天孫瓊々杵尊をして安らかに此の國に降下するを得しめ奉りし偉功有る神なりその出自につきては日本書紀に磐裂根裂神の子磐筒男磐筒女の生れま

せる子經津主神と見えたり天祖天照大御神の天孫瓊々杵尊を定めてこの葦原中國の君主と定めたまふや天孫降下に先だちて先づこの國の諸神の詔命を奉せざるものを撥ひ平ぐるの必要あるを認めはじめに天穗日命および其の御子大背飯三熊之大人或は天稚彦を下し遣はし給ひしかど或は大己貴神に倂り媚ひ付きて高天原に復命するを忘れ或は國神の女を娶りて却りて葦原中國に永く留り住居ければ天神ふたゝび諸神と相議して葦原中國に遣すべき將神を擇び定め乃ち經津主神および武甕槌神を以てその任に當らしめらるゝ事と定め給へり是に於いて二神降りて先づ出雲國に抵り大己貴神に告げていはく天神今やその御孫を降してこの國土に君臨せしめ給はむとすよりて我れ等二人を遣して驅除平定の任に當らしめ給へり汝神の意果して如何よく此の國を遣りて天孫に獻り給はむや否やも大己貴神および其の子事代主命共にその命をきく二神に對へ告げていはく我れ常にこの國を遣りて天孫に獻るべし今も我れにして天神の命に抗せむか國內の諸神は必ずや皆おなじく禦ぎなむ今吾れにして此の國を遣らむか誰れかまた敢へて順はざるもの有らむやとて乃ち其の背て國土を治め平げし時に用ひ給へる廣矛を捧げて二神をして之を天孫に獻せしめ自らは八十隈に隠れて全

くこの國土を天孫に獻じ給ひぬ是に於いて、經津主武甕槌の二神は、大己貴神のす  
すめ給ひし岐神を先導として、國內を周巡して命に従はぬをば誅し、歸順するをば  
懷けて、悉くに葦原中國をば平定鎮撫したまひけりかくて、其の平定の功成りしか  
ば、乃ちこの事を高天原に復命し給ふ、こゝに於いてか始めて天孫降臨の事有るに  
至る、されば天孫降臨に先立ちて、此の國土を平定せし偉功は、實はこれをこの二神  
に歸せざるべからず、今も下總國の香取神宮官幣大社に鎮ります香取大神は、實に  
この經津主神、またの御名は齋主神にておはしますなり、この神を祭れる大社は、右  
の香取神宮をはじめとして、この外に、大和奈良の春日神社官幣大社、山城の大原野  
神社、吉田神社、ともに官幣中社、上野の貫前神社、陸前の鹽竈神社、ともに國幣中社な  
どあり、この他、この神を祭れる神社諸國にいと多かる中にも、殊に東國地方および  
東北諸國は、この神の餘烈遺徳の及べる地方なれば、其の數頗る多し、日本書紀、延喜  
式古事類苑、因にいふ、古事記の所傳によれば、天つ神の詔によりて、出雲國に下し給  
ひしは、武甕槌神に天鳥船神を副へてつかはし給ひしにて、この經津主神の御事は、  
古事記には少しも見えず、これにつきて、本居宣長翁の古事記傳に、書紀の傳へと、古  
事記の傳へと、大旨は、皆等しき中に、經津主を武甕槌とを別神としたるぞ、甚く異な

る傳へには有りける、後に高天原より此の御國言向に天降し給ふところにも、書紀  
には、經津主と武甕槌と二柱を云へり、この記、古事記には、彼所にも建御雷一柱を云  
て、別に經津主てふ神なし、そは此に建御雷の亦の名を、建布都とも豊布都ともあれ  
ば、彼の經津主も、この亦の名なること著し云々とて、經津主神は、武甕槌神の亦の御  
名なりと論斷せられたるは、頗る注目すべき説ながら、尙翁の一家言として、見おく  
べき説ならむ、さて又、この經津主神をば齋主神とも申すことにつきては、齋主神の  
條に叙べたり、就きて見るべし、なほ香取大神および武甕槌神の項をも併せ見るべ  
し、古事記傳

【布都御魂神】 また佐士布都神、甕布都神

この神の御名を、古事記には布都御魂と記し、日本書紀には、薨靈と記し、薨靈、此云赴  
屠能瀨、磨と註せり、こは、今も大和國山邊郡布留の地に鎮座したまふ、石上神宮に  
いつき祀る大神にして、この社を石上振神宮といふ事、はやく履中紀に見え、延喜式  
の神名帳には、石上坐布留御魂神社と載せたり、さて、此の布都御魂神と申すは、天祖天  
照大神、高皇產靈神より、この國土征定の功を助けしめむが爲めに、神武天皇に下  
し授けたまはりし靈劔にして、その一名を佐士布都神とも、また甕布都神とも申す、

古事記及び日本書紀の傳ふるところに據るに、はじめ神武天皇の東征して大和に進み入らんとして、熊野の地に抵り給ふや、皇軍邪毒の氣に觸れて、衆皆疲瘁困憊して臥しぬ、時に熊野の入高倉下なるもの有り、來りて一靈劍を天皇に奉獻せり、天皇これを得たまひて、乃ち起ちて皇軍を指揮したまひしに、將卒等しく振ひ起りて、軍威大に振ひ、熊野山の荒ぶる神も自ら平ぎ、天皇の軍遂に大和に入り給ふ事を得たりき、天皇、この神劍をいかにして獲つるぞと高倉下に問はせ給ひしとき、高倉下奏して申さく、こは全く夢の中に、神の御誨ありしによりて獲つるものなり、夢に天照大御神、高木神二柱、健御雷神を召して詔してのたまはく、葦原中國いたく騒ぎてあり、汝よるしく降り往きて之を鎮定すべきなりと宣ひしに、建御雷神答へて申さく、我れ今自ら降らすとも、我が曩に其の國を平げし神劍を下さば乃ち可ならむと申し、て、やがて、其の神劍をば、高倉下が倉の頂を穿ちて、そこより墮し入れたり、故れ、汝高倉下朝日好くその神劍を取り持ちて、天神の御子神武天皇を申すに、獻れと、夢の中に天神の教へさとし給ひければ、乃ち眼覺めて後に己が倉の中を見しに、果して神劍おはしましづるに因り、今かぐ捧げ獻りたるなりと奏し奉れり、この靈劍は即ち石上神宮にいつき祀る布都御魂劍なりと、果して然らば、この布都御魂の御劍は、實に天

祖大御神の聖慮によりて、治國平天下の大御護として、之を神武天皇に授けたまひしものなりと謂はざるべからず、されば、神武天皇の橿原宮に即位したまふや、この神劍を殿内に奉齋し給へり、かくて、後に崇神天皇の御世に至りて、布都大神の祠を、大倭國山邊郡石上邑に遷し建て、石上大神と號して齋ひ祭り給ふ事となりたるが、この時また、さきに饒速日命が、天祖より受け來給へりしといふなる天璽瑞寶、即ち十種瑞寶をも、おなじく此の社に藏め齋ひ祀らせ給ふ事とせられたり、古事記、日本書紀、舊事本紀、延喜式、この神の御名の義について、古事記傳の説に、布都御魂書紀に、御靈と書きて、此云赴屠能瀾摩とあり、神字廣韻玉篇などに、斷聲と注せる意を以て、用ひられたるなるべし、今の世の言にも、物の殘なく清く、斷れ、離る、貌を、布都と云へり、然れば、此の劍の利くして、物を清く斷り、離つ意を以て、稱へつる御名なるべし、云々といはれたり、此の説に従ふべきなり、延喜式の神名帳によるに、備前國赤坂郡に、石上布津之魂神社あり、この神をまつれる事、その社名によりて明かなり、また壹岐國石田郡に、物部布都神社あり、またこの神をまつれる事、その社名によりて、も明かなり、蓋し石上大神は、後世物部氏の族の、その祖神としていつき祀れる社なればなりとす、古事記傳、延喜式、なほ石上大神の項をも參看すべし、



【太玉命】 天太玉命の項を見るべし、

【船玉主命】 船玉主命は船玉神なり、すなはち船舶を幸ひ護り、海上航路の事を掌り護りたまふ神なり、續日本紀の淳仁天皇天平寶字七年八月の條に、はじめ高麗國に遣し、船の名を能登といへり、歸朝の日、風波暴急にして海中に漂蕩せしかば、祈りて曰はく、幸に船靈に頼りて、平安に國に到らば、必ず朝廷に請うて、酬ゆるに錦冠を以てせむといへり、是に至りて、宿禰に縁りて、從五位下を授けたりと見えたり、其の船をうしはき給へる神靈を祭れること、以て知るべきなり、延喜式の神名帳によるに、攝津國住吉郡に船玉神社あり、こは今も官幣大社住吉神社の攝社として存する神社にして、實に船玉神を祭れること、その社名によりても知らる、住吉大神の海上渡航の事を掌り護りたまふ事は、別に住吉大神の項に記したるを參看して知るべし、一説に船玉神はすなはち衝立船戸神にして、猿田彦神なりといふ説もあれど、從ひ難し、延喜式續日本紀、神名帳考證、諸祭神略記

【文大夫】 八所御靈の神として祀る場合においての文大夫は、文室宮田麻呂の事なり、次の文室宮田麻呂の項を見るべし、

【文室宮田麻呂】 仁明天皇の承和十年、即ち橘逸勢、伴健岑等、皇太子恒貞親王を奉

じて事を舉げむと謀り、計泄れて皇太子は廢せられ給ひ、逸勢健岑等すべて嚴刑に處せられたりし年の翌年、十二月、文室宮田麻呂謀反の事あり、散位從五位上、文室朝臣宮田麻呂の從者陽侯氏雄といふもの、宮田麻呂謀反の企有るよしを密告せしかば、直に宮田麻呂を捕へて左衛門府に禁じ、また別に勅使左中辨良岑木連右中辨伴成益少納言清瀧河根左兵衛太尉藤原直道等をつかはして、その京及び難波の宅を搜りて、反具を求めしめしに、宮田麻呂が京の宅よりは、弓胡籬箭劍等を發見し、難波の宅よりは、甲冑劔弓胡籬梓等を發見せり、よりに參議滋野貞主左衛門佐藤原岳雄をつかはして、宮田麻呂を推問せしめ、遂にその謀反の罪を確認し、宮田麻呂は、正に斬罪に當れども、一等を宥して伊豆國に配流する事となし、その子忠基をば佐渡に、安恒をば土佐に流し、從者和邇部福長を越後に、井於牧麻呂を出雲に流し、僧神叡をもその連座として、牧麻呂と共に流しぬ、また密告せし陽侯氏雄には、賞として大初位下を授け賜り、筑前權少目に任せられ、これにて落着せり、されど、この後清和天皇の貞觀五年五月に至りて、神泉苑に御靈會を修して、當時崇災を下せる無辜の亡靈を鎮め慰めたまひしとき、この宮田麻呂もまた御靈の一柱として、鎮祭の典に預る事となれり、後世、八所御靈の祀あるに至りて、宮田麻呂もまた實に其の中に加へ



られたり〔續日本後紀三代實錄諸社根元記〕

【古開神】 古開神は、今木久度、および比賣神と合せて、平野神としていはひ祭る神なり。平野神社は、今も山城國葛野郡衣笠村に鎮座ありて、延喜式の神名帳に、山城國葛野郡平野祭神四座、並名神大と載せたる社なり。現今官幣大社に列す。この四座の祭神につきては、古來種々の説ありて、一定せず。一説には、今木神と申すは、日本武尊の事にして、源氏の氏神なり。久度神と申すは、仲哀天皇にして、平氏の氏神なり。而して古開神と申すは、仁徳天皇にして、高階氏の氏神、比賣神と申すは、天照大御神にして、大江氏の氏神なりといひ、三十二社註式、また一説には、今木、久度、古開の三座は、ともに皆竈の御靈におはしまし、比賣神の一座は、炊爨の事を掌る神におはします。平野神は、すなはちこの四柱を合祀せるものなりといへり。〔平野神社祭神考〕されど、伴信友氏は、別に説を立て、平野神は、桓武天皇の御生母高野朝臣および外祖母大枝朝臣の祖神を合祭せられたるものなりといへり。即ち、伴信友氏は、袋草紙に載せたる白壁の皇子の御母の祖父こそ平野の神の曾孫なりけれといふ歌と、平野祭の時に、大枝氏および和氏の兩氏が見參に預る事とより推論して、今木神は即ち高野朝臣もとの和史の祖先の神、また久度神は即ち大枝朝臣もとの土師宿禰の祖先の神、

また古開の神も、おなじく大枝氏の氏神にして、比賣神はその配遇の女神なるべしと論定せり。〔審神考〕この説に従へば、即ち、古開神は大枝氏の祖神にして、桓武天皇の時この神をば平野神として祀り給へるは、全く天皇の外祖母大枝朝臣の祖神にておはしましければなりけり。

【布留大神】 布留大神とは、今も大和國山邊郡布留の地に鎮座まします石上神宮にいはひ祭る大神なり。この社をば、石上神宮とも、石上振神宮ともいへること、はやく垂仁紀履中紀に見え、また延喜式の神名帳には、大和國山邊郡石上坐布留御魂神社と記載せり。故にまた單に布留社とも稱せり。くはしくば、石上大神および布留御魂神の項を看て知るべし。

【布留御魂大神】 布留大神の御事なり。石上大神および布留御魂神の項を看るべし。

ほ

【火照命】 この神の御名は、ほでりと訓むべし。ほのてる」と訓むは、悪しと、本居宣長

翁の説に見えたり、この火照命は瓊々杵尊の御子にして、御母神吾田津姫命の火の中にして産み給ひし御子にておはす、古事記に、此の神の産まれ給ひし時の状を記して、産ます時に方りて、其の殿に火を著けてなも産ましける、故その火の眞盛に焼ゆる時に、生れませる子の名は火照命云々と見えたり、御名の意義は火の照り輝きわたれる時に、産れ給ひしより、かく名付け奉りしなるべし、さて、日本書紀には、吾田津姫命の火中にて産み給へる御子に、火明命ありて、火照命なし、火明命とは、これより先瓊々杵尊の、榜幡千姫命を娶りて、生み給へる御子にして、天火明命と記紀に載せたる神にして、その後裔は尾張連となれり、されば火明命と火照命とは、もと別神にておはしますを、其の御名の共に火に因縁あるよりして、混れたるものと見えたり、されば、書紀に神吾田津姫命の生み給へる御子に火明命といへるは、古事記に火照命と傳へたる神の御事にして、火照命と傳へたる古事記の所傳は正説なりと、本居翁も論せられたり、古事記、日本書紀、古事記傳、また、火照命も火明命も、共に火闕命の亦の御名なりといふ説あり、日本書紀通釋、そは、吾田鹿葦津姫命の項を參看して知るべし、

【火雷神】 火雷神は黄泉國にて、伊弉冉神の御體より成り出で給へる、八雷神の中

の一柱なり、この火雷神を祀れる社諸國に少からず、延喜式の神名帳に載せたるものにて、宮中の大膳職に坐す火雷神社あり、山城國乙訓郡乙訓坐火雷神社、名神大あり、大和國宇智郡火雷神社あり、和泉國大鳥郡火雷神社あり、上野國那波郡火雷神社あり、古事記、日本書紀、延喜式、鈴木重胤翁の説に、火雷神といふは、火主雷神の義にして、火産靈神の亦の御名なりといはれたれど、未だ以て定説となすに足らざるが如し、日本書紀傳、なほ、八雷神の項を參看すべし、

【火産靈命】 この神の御名は、日本書紀の一書に、火産靈と見え、延喜式に載せたる鎮火祭の祝詞には、火結命と見えたり、こは、火神軻遇突智神の御事にして、古事記に、伊弉那岐命、伊弉那美命、二柱、神云々、次、生火之夜、藝速男神、亦名謂火之炫昆古神、亦名謂火之迦具土神、因生此子、美蕃登見、灸而病臥在云々、故伊弉那美神者、因生火神、遂神避坐也、と見えたる火之夜、藝速男神、亦の御名は、火之炫昆古神と、同神なり、この神の生れ給へるによりて、御母伊弉冉神、その御陰焦かれて、神避り給ひしことは、記紀の共に記すところなりとす、また鎮火祭の祝詞の中にも、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹背二柱、嫁繼給、氏國能八十國、島能八十島、平生給、比八百萬、神等平生給、比、麻奈弟、子爾、火結神、生給、氏美保止、被燒、氏石隱坐、氏云々、と見えたり、此の神の御名の意義は、火

は火なることいふ迄もなく、産靈は高御産巢日神、神産巢日神、和久産巢日、玉留産日、生産日、足産日、角凝魂などの神たちの御名の産巢日と同語なり、本居翁の説に、産巢日は、字は皆借字にて、産巢は生なり、日は、書紀に産靈と書かれたる、靈字よく當れり、凡て物の靈異なるを比といふ、されば産靈とは、凡て物を生成すことの靈異なる神靈を申すなりと見えたり、かくこの火産靈命すなはち軻遇突智神は、火の事を掌り護り給ふ神にましますば、後世、火の禍を避け、火を防ぎ鎮めむとするもの、皆この神を祀りて、その恩頼に依らむことを求めたり、延喜式の神名帳に載せたる伊豆國田方郡火牟須比命神社は、此の神をいつき祭れる社なる事、その社名によりても知らる、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、なほ軻遇突智神の項をも參看すべし。

【譽田別天皇】 譽田別天皇とは、應神天皇の御事なり、天皇の御諱をば譽田別命と申し、かばよつて譽田天皇と申し、また譽田別天皇とも申し奉れるなり、日本書紀に、譽田天皇、足仲彦天皇、○應神第四子也云々、初、天皇在孕而、天神天祇授三韓、既産之、突生腕上、其形如軻、是肖皇太后、○神功皇后、爲雄裝之負、軻故稱其名謂譽田天皇、上古時俗、號軻謂褒武多焉、と見えたり、古事記には、この天皇の御名をば大軻和氣命、亦名品陀和氣命と記し、また品陀天皇とも記せり、日本書紀、古事記、御事歴につきては、應

神天皇の項を見るべし、  
 【譽田別命】 譽田別命は、應神天皇の御諱なり、前項の譽田別天皇および應神天皇の項を見るべし、

ま

【正哉吾勝勝速日天忍穗耳命】 この御名の正哉を、古事記には正勝と書き、日本書紀には正哉と書けり、されど、正哉の二字を、まさか」と訓み、まさや」と訓むべからざることも、本居翁も言はれたるところなり、この命の御事歴につきては、天忍穗耳命の項に記したれば見るべし、  
 【眞墨田大神】 眞墨田大神とは、今も尾張國中島郡一宮村に鎮座したまふ眞清田神社にいはひ祭る大神にして、この社は延喜式の神名帳に、尾張國中島郡眞墨田神社、名神大と載せ、後當國の一宮として、頗る著はれたまひし大神なり、古は眞墨田眞清田と兩様に社名を書きしが、今は眞清田と書くことと定まり、現在國幣小社に列せり、本社祭神は天火明命にして、この命は、實にこの地方を開拓し、部族頗る繁延

せし尾張國造の始祖にましますなり、されば古は、熱田神宮の造替ある毎に、必ず先づ本社を改造せしめたまふ事、その例なりきといふ、この社を眞清田と稱する所以につきて、神祇志料に、神宮雜例集を案するに、火明命の子香語山命を以て、鏡作の遠祖となし、その裔孫世々尾張國造たり、故に本國尾張の諸社、多く其の族類の神を祭る、眞清田の稱、鏡作に由縁あり、本國の一宮とするも、また或は此の故也、社傳に、大己貴神天照大神を祭ると云へるは、天照國照彦天火明命の名に依りて、誤りしものなる事著しと、この説據るべきなり、仁明天皇の承和十四年、眞清田天神に從五位下を授け奉り、文德天皇の仁壽元年、詔して官社に列せしめ、同三年、從四位下を賜ひ、清和天皇の貞觀七年、從四位上より正四位上にのほせ給ひしよし、國史に見えたり、延喜式續日本後紀、文德實錄、三代實錄、神祇志料、大日本史、なほ眞清田の稱を、ますだといひしこともあるなり、赤染衛門集に、ますだの御社といふ所に詣でたりしに、神に申させし、賤が男の種ほすといふ春の田を作りますだの神にまかせんとあり、眞墨田を、ますだといひは、なほ隅田川を、すだ川といふが如し、

【松平忠明】 松平忠明は、舊忍藩主松平忠敬の祖先なり、文政六年三月、松平下總守忠義、伊勢國桑名より當國忍城へ移封の時、城内下荒中といふに、曩祖忠明を祀られ

しより、爾後祭祀典例永くかはる事なかりしが、廢藩の後に至り、舊藩士相協力、祠を諏訪郭といふに遷して、これを祀れるもの、即ち今存するところの祠なりとす、さて、松平忠明は、奥平美作守信昌の第四子にして、母は加納殿はじめ龜姫といへり、とて、徳川家康の長女なれば、忠明は實に家康の外孫なり、忠明、文祿元年十二月一説に、四年十歳にて元服し、松平の家號並に中納言秀忠の諱一字を賜はり、また上野國小幡城を賜ひ、慶長五年四月、叙爵し、七年三月、遠江國にて所領給ひ、また累代相傳の地なりとて、三河の作手に居住せられしが、同十五年七月、伊勢國の龜山城を給ひて、之に移られたり、この後、慶長十九年十月、大阪の事起れりとの報あるや、偶々忠明の兄美濃加納の城主松平攝津守忠致もまた卒去せりとの報あり、忠明、骨肉の悲しみに堪へずと雖も、天下の大事、何ぞ躊躇すべしむとて、直に江戸の命のまゝに、美濃の大名の旗頭となつて、先陣に進み、大阪城に押寄せ攻む、翌年夏、大阪の陣再び起りし時にも、忠明、おなじく美濃の勢引具して、大和路より押寄せ合戦して、首七十三斬つて獻る、その勳功によりて、今年元和元年十一月、所領の地あまた附けて、大阪城を守らしめられぬ、元和五年、大和國郡山城に移りて十二萬石を領し、その後四位の侍従になりて、寛永十六年十二月、播磨國姫路城十八萬石に移る、正保元年三月二十五日、年六

十二歳にて卒す、嫡子鶴松丸家をつぎて十五萬石を領し、二男八郎左衛門所領三萬石を分つ、鶴松丸は、後下總守に任じ、清良といふ、後に忠弘と改められたるは、即ちこの方にして、實に忍藩主の祖なりとす、神社明細帳、藩翰譜

【松平大和守靈】 松平大和守直恒は、もと川越の城主たりし人なり、直恒の父を松平大和守直矩といふ、はじめ上野國厩橋の城主たりき、然るに、その地、連年利根川の水害を被りて、住むに難かりしかば、幕府その訴を聽きて、明和四年閏九月、武藏國川越城に移轉せしむ、直矩、すなはちその翌明和五年を以て封に就きしが、この年六月、遂に病を以て川越に卒せり、その子千太郎直恒、すなはち元封十五萬石を襲ぐ、この人仁慈にして、よく下民をあはれめり、天明六年丙午、關東の地、霖雨連月、利根川漲溢して、七月十六日、龍藏塘決し、田園の水を被るもの、甚だ多し、この後、寛政三年辛亥、また利根川の出、水殊に甚しく、八月七日、龍藏塘再び決し、濁水は、民屋田圃を漂没し、村民これが爲めに産を失し、殆ど將に散じて四方に乞はむとするに至れり、この時、領主川越城主松平大和守直恒、有司に命じて、倉廩を發き、米粟をあまねく被害の民に給ひ、且つ五年の間、賦税を蠲免して、村民を賑はされければ、之によりて皆々始めて蘇生のおもひをなせりといふ、この後、文化十一年甲戌四月、村民相議りて、大和守の靈を祭りて、その恩義に報謝し、且つ後世子孫をして、永くその厚恩を忘れざらしめむが爲めに、祠を建て、その祀を存せしむ、今本川俣村字長宮、村社長良神社の内なる大和神社は、即ちこれなりとす、大和守の後は、直克のとき、文久三年、再びその封を厩橋に還せり、神社明細帳、徳川實紀

【松尾大神】 松尾大神とは、山城國葛野郡松尾山の麓なる松尾神社にいはひ祀る大神にして、大山咋命、市杵島姫命の二柱を申す、この社は、延喜式の神名帳に、山城國葛野郡松尾神社二座、並名神大と見えたる社にして、今は官幣大社に列せり、祭神大山咋命は、すなはち日枝大神にして、この神の松尾に鎮座したまふ事は、古事記に、大山咋神亦名山采之大主神、此神者、坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾と見えたるにても知らる、また市杵島姫命は、いはゆる宗像三神の中の一柱にて坐すが、この神をこゝに祀れる緣由、および時代は、不明なり、本朝月令に引用せる秦氏本系帳等によるに、文武天皇の大寶元年、秦忌寸都理といふ人、この社殿の造營を行ひ、その同族知麻留女は、齋女となりて仕へ奉れりといふ、秦氏は、もと蕃別歸化の民にして、はやくより葛野郡の地に蕃延せり、よりて大山咋神を以て、その氏神として崇敬せしものが、後世に至るまで、秦氏の族世々神職の任に在りて、祭祀に奉仕せりと云ふ、江

次第によれば聖武天皇の天平二年にこの社を大社に預らしめられきと見ゆれど、國史にその事見えず桓武天皇の延暦三年に長岡遷都の事あるや、使を遣して松尾乙訓の二神に従五位下を授け給ひ、延暦五年松尾の神に従五位下に叙し、仁明天皇の承和十二年従四位上勳二等松尾神に正四位下を授け奉り、同十四年従三位を加へ、文德天皇の仁壽二年正二位に上せ、清和天皇の貞觀元年に従一位に叙し、同八年に遂に正一位を加へ賜ひしよし、國史に見えたり、されば歴代朝廷の尊崇殊に重く、後二十二社の列に加へ給ひ、一條天皇以來屢々行幸の事あり、その祭儀も賀茂石清水に亞ぐほどの盛儀なりき、古事記、延喜式、本朝月令、江家次第、續日本紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、なほ大山咋命の項、および市杵島姫命の項をも參看すべし、

【眞名鶴靈】 眞名鶴を大歳神として祀ることは、倭姫命世記に見えたる故事より起れり、同書にいはく、垂仁天皇の御世、鳥の鳴く聲高く聞えて、晝夜止まず、驚しかりしかば、伊勢の大神に仕へ奉らるゝ倭姫命、これを異しと宣ひて、大幡主命等を遣はして、ぞを見しめ給ひしに、鳥國志摩伊雜の方上の葦原の中に、本は一本にして、末は千穂に茂りたる稻ありて、この稻を、白き眞名鶴、咋へ持ち廻りつゝ、鳴きつゝ、由返り報せり、倭姫命、これを聞きて、宣はく、事問はぬ鳥すら、田作りて皇大神に奉るものを

と宣ひて、やがて物忌をはじめ給ひ、伊佐波登美神をつかはして、其の稻穂を抜かしめて、大神の御前に懸久眞に懸け奉り、また、大幡主命の女子乙姫をして、その稻もて清酒作らしめ、御饌に奉らしめらるゝかくて、その稻の生ひし地を千田と號け、其處に伊佐波登美神の宮を作り奉り、皇大神の攝社となす、これ即ち伊雜宮なり、また彼の鶴眞鳥を大歳神と稱して、同處に祝ひ奉る事とせり云々と見えたり、眞名鶴を大歳神として祀れる所以につきては、本居翁の古事記傳には、是も穀に功有りし故なりといへり、延喜式の神名帳に載せたる志摩國答志郡粟島坐神乎多乃御子神社は、すなはちこの大歳神を祀れる神社なりといふは、古來の諸説の一致するところなり、

〔倭姫命世記、古事記傳、神名帳考證、神祇志料〕

み

【水分神】 水分神は、降り來る雨の水は、た山より流れ出で來る水をば、よろしき様に分配ることを掌り給ひ、よりにて稼穀をして豊稔ならしめ給ふ神なり、くまりは分配なり、古事記に、伊弉諾伊弉冉の神の生み給へる水戸神なる速秋津日子神、速秋津



比賣神、男女三柱の神、河海に因りて持別はで生みませる神、即ち天之水分神國之水  
 分神なりと記せり、この神を祭れる社諸國に少からず、延喜式の神名帳によるに、大  
 和國吉野郡に吉野水分神社、大あり、同國宇陀郡に宇太水分神社、大あり、同國山邊郡  
 に都祁水分神社、大あり、同國葛上郡に葛木水分神社、名神大あり、續日本紀に、文武天  
 皇の二年四月奉馬子吉野水分峰神祈雨也、と見えたるのみならず、この四箇處の水  
 分神は、後、祈年祭および月次祭の班幣をうけ給ひて、朝廷より年穀豊稔の事を祈り  
 たまふ事、その例となりたる事、延喜式に載せたる祈年祭および月次祭の祝詞に、水  
 分坐皇神等能前爾白久吉野宇陀都祁葛木止御名者申氏辭竟奉者、皇神等能寄志奉  
 牟與都御年平八穗穗能伊加志穗爾寄志奉者、皇神等爾初穗波、爾毛汗爾母、爾高  
 知、爾腹滿、爾雙氏稱辭、爾竟奉、爾遺、爾波、皇御孫命能朝、爾食、爾加牟加比、爾長、爾食、能  
 遠、爾食、登、赤、丹、穗、爾聞、爾食、故、云、々、と見えたるにても知らる、而して、上記の四社の外に  
 も、河内國石川郡に建水分神社あり、攝津國住吉郡に天水分豊浦命神社あり、また、丹  
 後國與謝郡なる籠神社も、また實にこの水分神をいつき祀れり、蓋し、みくまりの語  
 變じて、みこもりとなり、更に、こもりと成りたるものなるべし、かの吉野水分神社を  
 ば、後世に至りて、子守明神と稱するに至りし事、全くこの故に由るものとす、丹後の

籠神社の事は籠大神の條に記す、併せ看るべし、古事記、延喜式、古事記傳

【御食津神】 御食津神、また大御食神とも、大御食津神とも申す、御食とは、總べて食  
 物の事なれば、この神は、總べて食物の事を掌り護り給ふ神なり、彦神をば、大御食津  
 彦神と申し、姫神をば、大御食津姫神と申す、大御膳都神の條を看るべし、

【御膳津姫命】 御膳津姫命は、また大御食津姫命とも申す、御膳、御食すなはち食物  
 の事を知ろしめし掌り給ふ神なり、大御膳都神の條を參看して知るべし、

【御子速玉男命】 こは速玉之男命の御事なり、御子速玉男命と、特に御子をとわ  
 けて申すは、伊弉諾尊の御子にましますによれり、また御子早玉大神とも稱す、速玉  
 之男命の條を看るべし、

【御子三柱命】 その社の主たる祭神の御子三柱を併せ祀りたるを、御子三柱命と  
 いへるなるべし、

【三島大神】 三島大神とは、今伊豆國田方郡三島町に鎮座したまふ三島神社にい  
 はひ祭る大神にして、この社は、延喜式の神名帳に、伊豆國賀茂郡伊豆三島神社、名神  
 大と載せたる神社にして、後當國の一の宮として、神威遠近にあまねく、現今官幣大  
 社に列せり、その祭神につきては、釋日本紀、日本紀纂疏、一宮記、諸國神名帳、神名帳考

證、神祇志料等、古來の諸説、多くは大山祇神をいつき祀れりとも冠せ、は彼の伊豫の大三島の神が、大山積神を祀れるより、おなじく三島の名を負ひ給へるこの神も、亦大山祇神なるべしとの推論より起りし諸説にして、實は、この三島神社の神を以て、事代主命なりとなすを以て、定説となすべきなり、其の考説は、平田翁の古史傳、または、今明治四十五年に公にせられたる事代主神事蹟考といふ書などの中に見えたり、今平田翁の所説をこゝに擧ぐれば、いはく、伊豆、三島社、こは、神名式に、伊豆國賀茂郡に、伊豆三島神社、名神大、月次新嘗、とある神社なり、二十二社本縁、賀茂社の處に、葛木乃賀茂波、鴨登書計、里、都波八重事、代主乃神登云、伊豆國賀茂郡仁坐、三島乃神同體、仁天坐、登云、惠利云云とあり、此、御社のことを云る籍ども、一として大山祇神なりと云はざるはなき中に、此書にのみ、葛木、鴨、神と同體なりと云ること、最も珍しき説の正説にぞ有ける、抑此社の神を大山祇神なりと云ふ説は、同じ津國三島より、伊豫國へ大山積神を遷し祀ひて、其を三島神といひ、神名式に、大山積神社と擧られたる故に、其れにのみ必引きて、深くも思はず、此の御社をも三島神社と云ふをもて、何の辨へもなく、此をも大山祇神と云ふこと、或は成りぬるなり、近世の書には、五柱の山祇神を祭れる由にて、諸山祇大明神など云ふは、殊に謂なき妄事なりかし、さて、此

の御社は、疑なく、津國三島、鴨、神社を遷し祀れるなり、故、社號を三島神社と名づけ、伊豆に祀へる故に、伊豆てふ地名を冠らしむること、大和國鴨神社を三島に遷して、三島、鴨、神社と號けたると同例なり、社號に鴨と云はざるが故に、郡名を賀茂と號べりと聞えたり、そは、此の御社、今は、君澤郡、編者云、現今の田方郡なり、三島驛に在れど、舊は賀茂郡白濱と云ふ所に坐す、伊古奈比咩命と相社に坐し、を今の三島驛に別に移せる由なり云々とあり、此の説にも見えたる如く、今の三島神社は、もと賀茂郡白濱の地に、伊古奈比咩命の神社と相並びておはしまし、を、後世今の三島の地に移し奉りしなり、而して、平田翁の所説にも見えたるが如くに、此の賀茂郡に鎮座したまひし三島神を以て、曩昔、攝津國三島なる三島神社より遷し奉れるものなりとせば、その祭神の事代主命にておはします事、勿論なりといふべし、さて、文德天皇の嘉祥三年に、伊豆國三島神に、從五位上を授け、齊衡元年に、從四位下を加へ、清和天皇の貞觀元年に、從四位上に上せ奉り、貞觀六年に、正四位下を授け、貞觀十年に、從三位を授け給ひしよし、國史に見えたり、伊豆國神階帳に、正一位三島大明神と記したれば、遂にはこの極位にも上らせ給へりと思えたり、源賴朝の鎌倉に據りてより、深くこの神を崇信し、或は神領を寄せ奉り、或は神馬、劔幣を奉り、爾後、東國の武將の、この神

を崇敬し奉ること、歴代淺からず、殊にも、後醍醐天皇の延元三年に、權中納言兼陸奥大介鎮守大將軍源顯家卿が、神領を本社に寄せて、天下の靜謐ならむことを祈願せられし事實は、本社の所藏文書に見えて、世に名高き事なりとす。延喜式、古史傳、事代主神事蹟考、文德實錄、三代實錄、神祇史料、古事類苑なほ、上にも記したるが如く、今も伊豫國越智郡宮浦村に鎮座したまふところの大山祇神社にいつき祭る大神をも、古來大三島の神とも、また三島大明神とも稱へ來れり、この社は、かの延喜式の神名帳に、伊豫國越智郡大山積神社名神大と載せたる神社にして、その祭神の、大山祇神にておはします事は、社名にても明かなりとす、されば、たゞ單に、三島神と申すときは、伊豆の三島の神即ち事代主命の御事なるか、或はまた伊豫の三島の神、即ち大山祇神の御事なるかは、直に明かならざれども、大凡東國地方にして、三島神と稱して諸國にいつき祭れるは、大むねこの伊豆の三島の事代主神の御事なるが如し、延喜式、古事類苑

【鎮魂八柱大神】 鎮魂祭に祭る八柱の神々をいふ、神魂神、高御魂神、生魂神、足魂神、魂留魂神、大宮女神、御膳魂神、辭代主神、これなり、これ等の神々につきては、それぞれ其の項有れば、就きて看るべし、延喜式

【道主貴之神】 道主貴之神と申すは、市杵島姫命、湍津姫命、田霧姫命、三柱の神を申すなり、この三柱の神を道主貴之神となへ奉る所以につきては、日本書紀の一書に、其の事見えたり、いはく、日神、與素盞鳴尊、隔天、安河而相對、乃立誓約曰、汝若不有姦賊之心者、汝所生子、必男矣、如生男者、予以爲子、而令治天原也、於是、日神先食其十握劍、化生兒、瀛津島姫命、亦名市杵島姫命、又食九握劍、化生兒、湍津姫命、又食八握劍、化生兒、田霧姫命、中略、即以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐島矣、今在海北道中、號曰道主貴、此筑紫水沼君等祭神是也、と見えたり、いはゆる海北とは、即ち筑紫北方の海を指すものにて、此の三柱の神の宗像の沖宮中宮邊宮に鎮り給へるをいふなり、鈴木重胤翁の説に、道主貴と申し奉れるは、此の三女神を合せて、一柱に稱へ申す御名にて、道といふは、國といふ事にては有れども、始より其の本生の地に在りて、其の地の主宰なるには、道主とはいはず、道主とは、崇神紀に、丹波道主命、遣丹波國とあるが如く、君王の御許より差遣されて、畿内より數多の道路を經りて、其の國に大人となるを道主といふと有るにて、この三柱の神をば、特に稱して道主貴の神と申す由を知るべきなり、日本書紀、日本書紀傳なほ、市杵島姫命、湍津姫命、田霧姫命の御事蹟につきては、別に各々其の項有れば、就きて看るべし、

【水祖大神】ミヅノオヤノホカミ 此は水神なる罔象女神を稱したるものなるべし、罔象女神をば、水祖大神といへること古事記、日本書紀等の古書に、その典據を見ずといへども、この罔象女神は、水の祖神にましませば、彼の木神なる久久能智神をば、日本書紀に、木祖句、句、廻馳と書けるに、ならひて、水祖大神と稱へ云へりしものなるべし、延喜式の神名帳によるに、隱岐國周吉郡に水祖神社あり、後世に水祖明神といへり、その水神罔象女を祀れること疑なし、罔象女神につきては、次の項に記すところを見て知るべし、

〔日本書紀延喜式〕

【罔象女神】ミツノカミメノメカミ この神の御名を、日本書紀には罔象女と記し、古事記には彌都波能賣神と記せり、罔象女を、みつはのめと訓むべきよしは、神武紀に、罔象女、此云、瀨荒破、廻馳と見えたるにて、明かなり、さて、この神は、伊弉冉神、その御子、火神、軻遇突智を生み給ひて、神去り給はむとせし時に、生れ出で給ひし神にして、水の神なり、日本書紀の一書に、生火神、軻遇突智時、伊弉冉尊、爲軻遇突智所焦而終矣、其且終之間、臥生土神、埴土姫、及水神、罔象女と記し、また他の一書に、伊弉冉尊、且生火神、軻遇突智之時、罔熱、懊惱、因爲吐、此化爲神、名曰金山彦、次小便化爲神、名曰罔象女、次大便化爲神、名曰埴山媛と記せり、さて、此の神は、水の祖神にましまして、雨水はた灌溉など、すべて水の事を主は

き掌りたまふ神なるより、この神を祀れる大小の諸社、古來少からず、今その二三を舉げむに、山城國愛宕郡貴船なる今の官幣中社、貴船神社は、すなはちこの罔象女神を祀れる社にして、本社は、天和の丹生川上神社と相對して、祈雨および止雨の神驗、いやちこなる神となして、中古以來、崇敬の篤かりし社なりとす、延喜式の神名帳によるに、阿波國美馬郡に彌都波能賣神社あり、また隱岐國周吉郡に水祖神社あり、ともに此の神を祀れる社なり、日本書紀、古事記、延喜式、古事類苑、つけて云ふ、彌都波能賣神に、罔象女といふ文字を宛て用ひたるは、かの海神に、少童の二字を宛てたるが如く、全く支那にての用字を、其のまゝ採り用ひたるものなり、されば、漢字にはなづむべからず、

【彌都波能賣神】

前の「罔象女神」の項を見るべし、

【水齒別命】

水齒別命は、反正天皇の御諱なり、古事記には、水齒別命と書きたれど、

日本書紀には、瑞齒別命と書けり、天皇は、仁德天皇の皇子におはしまして、御母は、履中天皇の御母とおなじく、葛城襲津彦が女、葛城磐之媛命なり、履中天皇の二年、皇太子に立ち給ひ、六年、履中天皇崩じて、その祚を継ぎ給へり、河内の丹比に都を奠め給ふ、これを丹比柴籬宮といふ、天皇在位僅に六年にして崩じ給ひけるが、その間風雨

時に順ひ、五穀よく稔りて、人民富み饒かに、天下太平なりきといふ、御陵は和泉國大島郡の百舌鳥耳原にあり、日本書紀古事記

【美豆穂足大縣居靈命】こは賀茂真淵大人の事なり、岡部真淵大人の條を看るべし。

【御年神】この神の御名をば、また御歳神とも書けり、この神は素盞鳴尊の御子なる大年神の御子にして、御母は香用比賣命にておはす、

素盞鳴尊

神大市比賣命

大年神  
香用比賣命

大香山戸臣神  
御年神

この御年神もまた、その父大年神とおなじく、天下の蒼生の佃りつくる穀の事を主り護りたまひて、大なる功まします神にておはす、その神の御名をば、御年神と稱し奉れるにて、明かなり、年とは即ち穀の事なり、本居宣長翁の説に、年は田寄なり、多余をつめて登となる、さて、余世を、余佐志とも、余志とも云へる例、古へに多し、然がいふ故は、まづ登志とは穀の事にて、其は、神の御靈もて、田に成して、天皇に寄し奉り賜ふゆるに云へり、祈年祭の祝詞に、皇神等能依左志奉牟、奥津御年乎云々、八束穂

能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者云々とあるを以て知るべしといはれたるにて知るべし、かく此の神は穀物主宰の神にましませば、この神をいはひ祀れる神社、諸國に少からず、延喜式の神名帳によるに、大和國葛上郡に、葛木御歳神社、名神大、および同高市郡に、大歳神社、および御歳神社あり、中にも、葛城御歳神社は、清和天皇の貞觀元年正月に、奉授大和國正二位葛木御歳神、從一位と國史に見えたる神にして、當時上下の崇敬殊に篤かりし事、この一事によりても推察せらる、かの延喜式の祈年祭の祝詞に、御年、皇神能前爾、白馬、白猪、白鶏種々、色物乎備奉氏云々とあるは、この葛上郡なる御歳神社にまつる皇神をさしていふものなる由は、同式の四時祭式祈年祭條に、御歳社、加白馬、白猪、白鶏各一とあるに併せ、看て知ることを得るなり、なほ今も飛彈國大野郡宮村に鎮座したまへる水無神社、現今國幣小社に列せり、は、その祭神について、古來諸説有るも、大和國葛上郡なる御歳神社とおなじく、御歳神をいつき祀れりといふ説、多数なり、また、今も大和國山邊郡朝和村に鎮座したまへる大和神社、現今官幣大社に列せり、には、倭大國魂神、八千戈神、およびこの御年神を併せ祀れり、古事記、古事記傳、延喜式、古事類苑

【南方刀美命】南方刀美命は、今も信濃國諏訪に鎮りまします諏訪神社、現今官幣



中社に列せり)にはひ祀る建南方刀美命の御事なり、この御名を、また建御名方富命とも書けり、その御事歴については、建御名方神および諏訪大神の項を併せて看るべし、

【南方大神】南方大神とは、今も信濃國諏訪に鎮りまします官幣中社諏訪神社にいはひ祀る建南方刀美命の御事なり、建御名方神および諏訪大神の項を併せて看るべし、

【水無大神】水無大神とは、今も飛驒國大野郡宮村に鎮座したまへる水無神社にいはひ祀れる水無神の御事なり、この社は、延喜式の神名帳に、飛驒國大野郡水無神社と載せて、小社なりしが、後當國の一の宮として、最も著はれ給ふに至れり、その祭神につきては、古來諸説ありて一定せず、或説には、この水無神を以て、御歳神なりとなし、一宮記神名帳頭注、飛州三澤記他の説、飛驒の人田中大秀が説には、祭神神武天皇なりと云ひ、飛驒神社總座考、また他の一説には、水主直の祖先なる天火明命を祀れるなりといへり、大日本史の神祇志の如きも、即ちこの説なり、いはく、水無神社、今在宮村水無瀬川上、蓋祀天火明命、即斐陀國造、祖也、按延喜式山城久世郡水主地有天照御魂社、祀火明命、姓氏錄水主直與本國、國造同族、出自火明、續日本紀有本郡大領飛

驒國造高市麻呂、蓋火明、裔世居本郡、而水無與水主訓相通、則其祀火明者、斷可知矣、而一宮記神名帳頭注、爲祀御歳神、未知何據云々と見えたり、清和天皇の貞觀九年に從五位下水無神に、從五位上を授け、同十年に、正五位下に叙し給ひ、同十三年に、正五位上を加へ給ひ、同十五年に、從四位下に進められ、陽成天皇の元慶五年に、從四位上を授け奉られたる由、國史に見えたり、延喜式神祇志料、古事類苑

【源家康公】

東照宮としていつき祭る神なり、徳川家康の項を看るべし、

【源爲頼】

源爲頼は、六條判官源爲義の子にして、義朝の弟なり、人となり魁岸奇偉

意氣豪逸にして、膂方人に過ぎ、最も弓射ることを善くせり、幼より勇を恃みて、人を凌ぎければ、年十三の時父の爲義、これを鎮西に逐ひぬ、爲朝、豊後に居り、よりに鎮西八郎と稱し、自ら九國の總追捕使となりて、筑紫を徇へむとせしかば、菊池原田の諸族兵を聚めてこれを拒げり、然るに爲朝、その妻の父阿曾、忠國を嚮導となして、大小二十餘戰に及び、年未だ十五歳なるに、已に九國にその威勢をふるまひしかば、朝廷爲義に命じて、之を召さしめられしも、爲朝應せず、久壽二年、太宰府に命じて、爲朝を捕へ、その黨與を治めしめらる、爲朝、その父爲義、おのにれ爲めに、罪に坐して、解官せられつる由を傳聞し、家君わが爲めに、罪を獲給ひつとき、豈に坐して聞くに忍び



んや、歸りて罪を乞ふべきなりとて、乃ち、勇卒二十八人と共に、京師に至れり、保元の亂に、爲朝父に従つて、崇徳上皇の白河殿に詣る、左大臣藤原頼長召して、謀を諮ふ、爲朝對へていはく、臣久しく鎮西に在りて、城を取り圍を破りしに、勝を制すること、夜討に如くものなし、故に、臣願はくは、今夜、後白河天皇の高松殿を襲ひ、その三面に火をかけ、一方より之を攻めむ、然らむには、敵必ず支ふる事能はずして降らむ、たゞ臣が兄義朝一人は、或は出で防ぎ候ひなむか、これも臣が一矢にて射殫し候ひなむ、ましてや、平清盛などのへろへろ矢、何條事か候ふべき、かくて、主上もし他所へ遷幸ならむには、恐多くは候へども、御供の者少々射候ひなば、やがて、乘輿を此處に遷しまゐらせて、上皇を再び天位に即かせ奉らむこと、掌を返すが如くに候ふべしと應へけれど、頼長遂に、其の策を用ひざりければ、爲朝退いて人に謂ひけるやう、戰陣の法は、固より朝廷の禮節と異なれり、よろしくわれ等武士にこそ一任せらるべきに、只今の詮義無用なり、わが兄義朝は、もとより戰機に通じたる人なれば、必ずや夜に乗じて攻め來らむ其の時に及んで、後悔臍を嚙むとも、いかで及ぶ事を得むやと、既にして、果して爲朝の言の如くに、源義朝等來襲せしかば、爲朝以下方戰してよく防ぎ戦ひぬ、かくて、戰未だ決せざるに、義朝令して、火を縱たしめしかば、西風沙を揚げ、煙

炎天に漲り、上皇方の諸將、遂に拒ぐ事能はず、崇徳上皇は、近臣數名と、倉皇馬に上りて、仁和寺に入りて、薙髮し給ひ、左大臣頼長は、流矢に中りて、途にして薨せり、かくて、此の保元の戰亂は、全く崇徳上皇方の敗戦に終りて、上皇は、幾くもなく讃岐に遷されたまひ、爲義は、その子義朝の天皇方に在るを頼みて、出で降りしも、後白河天皇は、義朝に勅して、爲義の頭を斬らしめ、また、義朝の少弟にして、上皇方に屬せしものどもをも、それぞれ捕斬せしめ給ひぬ、爲朝は、亂後京師より逸れて、近江に匿れけるが、既にして、その疾に罹りて、湯治してありし所を圍まれ、遂に捕へられて、京都に送らるゝ事となりぬ、廷議爲朝を斬罪に處すべしとありしが、その非常の勇士なるを惜み、死一等を減じて、臂筋を斷ちて、伊豆大島に配流せしめらるゝ事となりぬ、爲朝大島に居り、自らおもへらく、我れは、清和天皇の苗裔にして、また八幡太郎の胤なり、今この地に居るは、是れ朝廷よりわれに賜れるものと謂ふも、不可なしと、是れより、漸くその近傍の諸島を威服し、舊臣の稍來屬せる者を率ゐて、勢日に熾となりぬ、嘉應二年、伊豆介工藤茂光京師に詣りて、狀を訴へければ、朝廷乃ち茂光に命じて、兵を率ゐて爲朝を討たしめ給へり、茂光の船の大島に抵るや、爲朝從士に語りていはく、我れ今遁れむと思はゞ、敵たとひ幾萬有りとも、輒くこれを敗らむ、願るに、吾れ嘗て筑

紫にありて、武を九國に耀せり、保元の亂には、東國の將士、また面の當り我が弓勢を見知りぬ、かくて斯く流竄の身となりぬるも、猶この島に王たるを得たり、されど、れ等は皆快を一時に取りしもののみ、玄かも我が隱忍して今に至るまで死せざりし所以は、父の志を繼いで、吾が事を成さむと思ひければなり、されど、今は縦ひ能く射て官軍を御ぐとも、勅諭に違背せむには、所詮遂には免るべきに非ず、多く人を殺さむは却つて無益なり、吾が心は決せり、汝等は宜しくこれより思ひ思ひに離散すべしとて、やがて、大弓を執りて濱邊に立ち出で、大箭をつがへて、海上の一般を射て、これを覆滅せしめ、茂光の兵の懼れて進まざる間に、徐にわが家に歸りて、柱によりて潔く刎腹して死せり、時に年三十二なりきといふ、〔大日本史〕ついで云ふ、近時、鎮西八郎爲朝の名を紙片に書して、これを門口に貼付し、以て能く疾病を禳ひ、疫神を退くることを得べしとなす者あり、然れども、斯くの如きは、もとより其の根據なき俗間の迷信妄説なることを言を俟たず、

【源經基公】 源經基は清和天皇の皇子貞純親王の長子なり、親王、清和天皇の第六の皇子にておはしましければ、由りて經基をば六孫王とぞ申しける、經基は、はじめ王を稱されしも、後源氏を賜りて、臣籍に入りたまへり、實に清和源氏の始祖となす、經

基、武略ありて、弓馬の事に長じ、また和歌をも善くせり、朱雀天皇の承平年中に、武藏介に任せられしが、豫め平將門の異謀有るを知りて、密に京都に至りて、之を奏せり、されど、朝廷にては、これを疑ひて納れられざりしが、幾ならずして、將門果して反しければ、是に於いて、經基を嘉賞して、從五位下を授け、參議藤原忠文に從つて、將門を討せしめらる途にして、將門の誅に伏したる由をきき、乃ち還る、尋いで、太宰、權少貳に任じ、小野、好古に從つて、藤原純友を討たしめらる、好古の師を班すに及びて、特に經基をして、純友の餘黨を搜索せしむ、この時に當りて、純友の股肱、佐伯是行、桑原生行、いまだ誅に服せず、尙殘黨を聚めて、西邊を侵掠せり、官軍、是行を日向に戰つて之を破り、遂に是行を擒にせり、既にして、生行、海部郡に寇せり、經基自ら兵を率ゐて、接戰數合し、遂に之を破り、生行を生擒す、こゝに於いて、西國の賊、全く平ぐ、事を得たり、經基前後に、式部、丞、左衛門、權佐、内藏頭、兵部少輔、筑前、信濃、美濃、但馬、伊豫、武藏等の守、鎮守府將軍を歴、天曆中に、上野、介となり、正五位下に進めり、村上天皇の應和元年、年四十五にて卒せり、その子八人あり、長は實に多田滿仲なり、〔大日本史〕

【源英明】 源英明は、宇多天皇の皇子三品兵部卿齊世親王の御子なり、御母は右大臣菅原道真公の女英明王、その異母弟庶明王とも、に、姓を源、朝臣と賜りて、臣籍に

入り、從四位上に叙し、藏人頭に任じ、左近衛中將を兼ね、詩文を作り、和歌をよむに巧にして、數々橋在列と唱酬せり、嘗て二毛詩を賦して、懷を言べていはく、

吾年三十五、未覺形體衰、今朝懸明鏡、照見二毛姿、疑鏡猶未信、拭目重求

髭、可憐銀鬚下、拔得數莖絲、臨秋多愁緒、至此又重悲、悲止思事理、事理

信可知、十六位四品、十七職拾遺、延長休明代、久趨白玉墀、承平無事曆

數探警衛旗、忝入宗室籍、官位得相待、顏回周賢者、未至三十期、潘岳晋名

士、早著秋興詩、彼皆少於我、可喜始見遲

天慶三年に卒す、皇胤紹運錄、本朝文粹、大日本史、諸社根元記に、山城の賀茂の橋本社は英明、中將を祀れるよし記せり、されど、はやく徒然草には、橋本社は藤原實方をまつれるよし見えたり、附記して参考となす

【源義家】イナモトノヨシカ 八幡太郎源義家の名は三尺の童子もこれを知らざるはなからむ、義家は伊豫守源頼義の長子にして、實に清和天皇六代の孫なり、年七歳のとき、その父、これをして石清水八幡宮の社前に元服せしむ、因りて八幡太郎の名あり、人となり、勇武明決、最も騎射を善くせり、後冷泉天皇の永承中、父に従つて安倍貞任を陸奥に討つ、義家、鳥海柵に戦ひて、大に貞任の爲に敗られ、其の馬、敵矢に中りて到れしが、藤原

則明、賊の馬を奪ひて、義家に授けぬ、義家、奮戦連射、向ふところ皆靡き、賊その勇武におそれ、鬼神の再來かと嘆せりといふ、康平五年、遂に貞任を誅す、これを前九年の役といふ、かくて、陸奥の平定せし事、勿論、頼義の偉勳によれりと雖も、義家また與つて功多し、義家、功によりて、從五位下出羽守となる、既にして、京に還り、一日、關白頼通の第に赴きて、陸奥の軍事を語りける、折、大江匡房、隣席にありて、之をきき、義家は將才有れども、いまだ兵法を知らざるは惜しむべしと言へるを、義家の從者、これを聞きて、義家にかくと告げぬ、義家、さる事も有らむかとて、匡房の出づるを俟ちて、禮を恭うして、その教をきき、これより、匡房を師として、兵書を學べり、白河天皇の承暦三年、義家、勅を奉じて、源重宗等を討ち、永保元年、園城寺の僧徒の延暦寺を攻めけるとき、義家、また勅を奉じて、これを逮捕したりき、永保三年、義家、陸奥守兼鎮守府將軍に任ず、時に藤原清衡、清原家衡、清原真衡と兵を構へて、相戦へり、義家、陸奥に赴き、真衡を助けて、家衡を出羽に攻め、利あらずして、還りしが、家衡の叔父、武衡もまた、義家の敗れたるをきいて、家衡に應じ、金澤、柵に據りて、勢大に振ひぬ、堀河天皇の寛治元年、九月、義家、また自ら數萬騎に將として、金澤、柵を攻む、この時、義家、遙に雁行の亂るゝを望見し、その伏兵あるを覺りて、兵をして、之を探らしめしに、果して伏兵有りしか

ば、直に之を撃ち殲しぬ、義家語りていはく、兵書に伏兵野に在るときは飛雁行を亂ると云へり、われ曩に學ばずんば、今日殆くも賊の計中に墮ちしなるべしと、遂に進みて金澤柵を圍む、義家の弟新羅三郎義光、また京より下りて、之を援けしかば、義家の軍大に振ひ、力を戮せて柵を圍みぬ、義家勇怯二座を別ちて、部下の將卒を奨勵し、また持久の策をとりて、敵を包圍せしかば、武衛家衛遂に支ふる事能はず、一日その柵を焼きて自ら遁れしかば、義家追撃して之を捕へ、直にその頸を斬り、黨與四十八人の首を梟せり、これに於いて、陸奥出羽悉く平ぎぬ、義家國解を上りて、討平の事を奏し、官符を下して論功行賞あらむことを請ひしに、朝議以て私闘となし、官符をも下さず、また其の功をも賞せざりしかば、遂に家衛武衛等の首を途にすて、京に歸りぬ、この時、義家その私財を出して、部下の有功の將士を犒ひければ、是れより東北の將士は、ますます源氏の恩威に服する事となれりといふ、義家は、左近衛將監、檢非違使、左衛門尉、左馬權頭、河内相模武藏信濃下野伊豫等の守に歴任して、正四位下に叙せられぬ、堀河天皇の嘉承元年、病を以て剃髮し、鳥羽天皇の天仁元年、年六十八歳にて卒せり、義家、英略世を蓋ひ、機智神の如く、趨捷人に絶せり、また和歌をも善くせり、その陸奥に赴きしとき、勿來關を過ぐとて、折から春の盛なりければ、

よく風をなごその關とおもへども、道もせに散る山櫻かな、と詠みし事、千載の佳話として、今尙人口に膾炙せり、義家、父祖の業に藉りて、威名大に著はれ、坂東の兵士心を傾けて服従せざるものなし、その子孫に至りて、遂に天下兵馬の權を轄する者有るに至りしは、蓋し偶然にあらざるなり、大日本史今左に、始祖經基より義家爲朝、賴朝等に至る源氏の略系を示せば、



【御穂須須美命】 御穂須々美命は、出雲國美保神社にいはひ祀る神なり、この神につきて、出雲風土記に、鳥根郡美保郷那家、正東二十七里、一百六十四步、所造天、下大神命、妻高志國坐神、意支都久辰爲命子、奴奈宜置、波比賣命而令産神、御穂須々美命、是神

坐奚故云美保と見えたり此の所傳に従へば御穂須々美命は太國主命の高志の沼名河姫命を娶りてその間に生み給へる女御子にしてこの神のこゝに鎮りませるが故にやがて美保といふ地名は生せしものと見えたり美保神社は延喜式の神名帳に出雲國島根郡美保神社と見えたる社にして古來一宮と二宮とありてこれを三穗兩社大明神と稱し奉れり現今は國幣中社に列せるが其の一社には大國主神の御子事代主命をまつり他の一社にはすなはち此の御穂須々美命をまつれるなり然るに古來異説もありて或は御穂須々美命を祀れるにはあらで三穗津姫命を祀れるなりともいへれど出雲風土記に記載せる古傳動かすべからざれば其の御穂須々美命をまつれるは疑なき事なり或はまた御穂須々美命は建御名方命と異體同名かといふ説もあり神名帳考證また御穂須々美命は事代主命の別名なるべしといふ説地名辭書も有れどいづれも確證ある説にはあらず延喜式出雲風土記神祇志料神名帳考證大日本地名辭書出雲神社巡拜記なほ延喜式神名帳に能登國珠洲郡須須神社あり今同郡三崎村大字寺家にあり神祇志料に須須神社今寺家村高座山にあり三崎明神といふ本社は珠洲嶽の嶺上にて鈴與大明神なり蓋し高倉彦命美穂須々美命を祭る高倉彦社を高座宮美穂須々美社を金分宮と申す清和天皇

貞觀十五年八月從五位下高倉彦神に從五位上を授く即ち是也と記せり御穂須々美命は越の沼名河姫命の生みたまへる御子なればこの地方に鎮りたまふことの縁由なしとせず

【三穗津姫命】三穗津姫命は高皇產靈神の御女にして大國主神の後神となり給ひし神なり今も丹波國なる國幣中社出雲神社には大己貴命と共にこの三穗津姫命を祀れりはじめ天神の詔によりて天孫瓊々杵尊を此の土に降し給はむとするやまづ經津主神武甕槌神を遣して天神の詔旨を大己貴命に傳へてその從來經營せしところの國土を擧げて之を天孫に獻せしめ給へり大己貴命およびその子事代主命共に天神の詔旨を奉じその誠款の至を天神に通じ奉るや高皇產靈尊大己貴命に勅してのたまはく汝若し國神の女を以て妻となさば吾れ猶汝に疎き心有りと謂はむ故に今わが女三穗津姫を以て汝に配して妻となすべしよろしく八十萬神を率ゐて永く皇孫の爲めに奉護の任を盡すべしと宣ひてやがてこの三穗津姫命を以て大己貴命の後神と定めさせ給ひし由日本書紀の一書に見えたり今の丹波國南桑田郡なる國幣中社出雲神社は延喜式の神名帳に丹波國桑田郡出雲神社名神大と見えたる社にして出雲の杵築大社にいつき祀れる大國主神即ち大己



貴命と、その後神にておはする三穗津姫命とを祀りたれば、出雲神社とは申し奉るなり。仁明天皇の承和十二年に、丹波國桑田郡無位出雲神に、從五位下を授け奉り、清和天皇の貞觀十四年に、從四位下出雲神に、從四位上を授け奉り、陽成天皇の元慶四年に、更に正四位下を加へ、醍醐天皇の延喜十年に、正四位上を授け給ひし由、國史に見えたり。加之、伏見天皇の正應五年十二月には、正一位の極階を加へ、賜はりし由、實兼公記に見えたり。以て此の神のいかに著れ給ひしかを知るべし。日本書紀、延喜式、續後紀、三代實錄、日本紀略、實兼公記、古事類苑、また、延喜式神名帳に載せたる、大和國城下郡村屋坐彌富都比賣神社、大もまた、この三穗津姫命を祀れる社なるは、其の社名にても著く、且つ大己貴命の和魂をいつき祀れる、大神大物主神社に程近く、此の社の鎮坐あるも、全く縁由なきには、あらじ。清和天皇の貞觀元年に、從五位上を授け奉られし由、國史に見えたり。また、駿河國廬原郡御穗神社もまた、この三穗津姫命と大己貴命とをいつき祀れる社なり。清和天皇の貞觀七年に、從五位上に叙せられ、陽成天皇の元慶三年に、正五位下を授けられし由、亦國史に見えたり。御穗神社の名は、全くその祭神の三穗津姫命にておはしますに由るものにして、かの三保松原の名も、この社の鎮坐し給ふより起れること、素よりいふまでもなき事なり。延喜式、三代

實錄、神祇志料、なほ、出雲國八束郡美保關なる美保神社の祭神を、三穗津姫命なりとなす説なきにあらざれど、そは、御穗須々美命なりとなす方、妥當なるが如し。御穗須須美命の項を參看して知るべし。

【御諸別王】 御諸別王は、彦狹島命の御子にして、崇神天皇の四世の御孫なり。また、大御諸別命とも申す。日本書紀、姓氏錄

崇神天皇

豊城入彦命

八綱田命

彦狹島命

御諸別王

この王、御父彦狹島命の遺業を繼ぎて、専ら東國の治平に心を注ぎたまひ、早く善政を得たまひしよし、日本書紀に見えたり。その頃、蝦夷大に騒動しければ、兵を擧げてこれを撃ち給ひしに、蝦夷の首帥、足振邊大羽振邊、遠津間男邊等、いふもがら、叩頭して來り服し、盡くその地を獻じければ、その降れるものはこれを免し、服はざるものはこれを誅したまひて、東國これよりよく王化に服して、久しく無事なりき。その子、奈良別命は、下毛野國造となりたまひ、よりてこの子孫の東國に繁延せるもの頗る多し。今試に、豊城入彦命の後裔、すなはちこの御諸別王の部族の、東北に分布せるものに就きて、こゝに表記せむか、まづ其の上野に在りしものに、上毛野國造、坂本朝



臣、上毛野朝臣、檜前君、上野佐位朝臣、壬生公等あり、下野に在りしものに、下毛野國造、大麻績部、下毛野公あり、また常陸に茨木造あり、陸奥には吉彌侯部、上毛野陸奥公、上毛野名取朝臣、上毛野鍛山公、上毛野中村公、下毛野静戸公、下毛野俯見公、下毛野陸奥公、下毛野朝臣、浮田國造等あり、また出羽にも上毛野、緑野公ありき、亦以てその苗胤部族の如何に繁延し、その威勢の如何に普及せしかを知ることを得む、豊城入彦命系の東國開拓の功績は實にわが關東地方東北地方の開拓の歴史上、決して見のがすべからざる事實なり、うべなり、今も豊城入彦命以下の神靈を奉祀せる神社の東國に多く分布存在せるは、姓氏錄國造本紀、延喜式、粟里先生雜著、當國北埼玉郡樋遣川村なる村社御諸社の鎮座地は、この御諸別王の御墳墓の地として、擬定するものあれど、未だ確かならず、

【宮比神】平田篤胤翁の説に、大宮能賣神の亦の御名を宮比神といふといへり、そは、大宮能賣神の天照大御神の御前に仕へ奉りたまへる趣を、古語拾遺に、如今世内侍以善言美詞和君臣之間、令悅懌宸襟也と記されたるが如くに、この大宮能賣神は、宮風を以て大御神に仕へ奉られたるによりて、宮比神とも申し奉るべしといふにあり、玉櫛に、宮風とは如何なる風を云ふぞと云はむに、言語は更なり、立振舞に、自か

らに威儀具はりて、優美しく、手の躰ひ足の躰ひなど有る事なく、また自からに可笑みありて見る人これを愛したひ、君に侍ひては能く常の御心をさしくみて、事を調へ、或は餘の仕人など、君の怒に觸らむ時は、美詞をもて和し參らせ、且つ其の仕へ人の君を恨み奉るまじく、善言を以て言直し、宮進めて仕へ奉らしめ、或は君の鬱悒あらむ時など、自然に其の事の休むべく、時により事に依ては、綺語をも交へて、悅懌め參らせ、參入罷出る人の擇ひは更なり、何さまの嚴き者にも、面勝ち向ひて、怖るゝ事なく、糺し顯し、また然るべき時に當りては、天の恥おて得爲まじき狂態狂言をも、憚らずものして、並居る人を動もし、笑はずなど、是れまじき宮風なるが、大宮能賣命は、然る神徳におはせる故に、宮比神とも申せるなり、見えたり、大宮能賣命の項をも參看すべし、

【見目神】御事歴明かならず、大宮能賣命の御事、

【三輪大神】三輪大神とは、今も大和國磯城郡三輪町の東、三輪山、また三諸山ともいふに鎮座したまふ大神神社に、いはひ祀れる大神を、その社は、延喜式の神名帳に、大和國城上郡大神大物主神社、名神大と載せたる神社にして、新年月次相嘗新嘗の官幣に預り、また二十二社の一に數へられ給ひ、後、當國の三宮と稱す、現今官幣

大社に列せるが祭神は倭大物主櫛玉命すなはち大物主神にておはす神名帳に、本社を大神大物主神社といへるは、全く是れによれり、そもも本社の大座は、遠く神代の昔に在りて、實に古社中の古社とも謂ひつべき社なり、はじめ、大己貴神の豊葦原、中國を經營し給ふや、既にして其の功成るに及びて、自らその幸魂奇魂を倭の三諸山に鎮め祀り給へり、これ即ち大物主神にして、これを本社の起原となす、この事、古事記、日本書紀および出雲國造神賀詞に傳ふ、その日本書紀に傳ふるところに云はく、大國主神、亦名大物主神、中略、遂に出雲國、乃興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、咸能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎、于時神光照海、忽然有浮來者曰、如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰、唯然、廼知汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住耶、對曰、吾欲住於日本國之三諸山、故即營宮、彼處使就而居、此大三輪之神也、この事をまた出雲國造神賀詞には、大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐、大倭國申天、己命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛玉命、登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云々と傳へたり、かゝれば、この神の御諸山に鎮座したまへる事、既に神代の遠き昔にありし事明かなり、崇神天皇の時

この神の御誨ありて、神裔大田田根子命を以て、この神を祭るべき神主たらしむべき由、さとし給ひければ、天皇乃ち大田田根子命を諸國に索めて、之を茅渟縣の陶邑に得たまひ、これをしてこの神の祭祀に任せしめ給ひしより、その後裔世々その職に當り、よりて大神氏を稱せり、かくこの御諸山なる大三輪神は、その由緒頗る古きが上に、神威靈驗頗るいやちこにおはしましければ、世々の朝廷のこれを崇敬したまふ事、他に比類なく、大凡大和國中に在りては、神社の中の神社として、上下これを崇敬せしかば、乃ち神の一字を以て、みわにあて大神と書きて、これを大神と訓むまでに至れり、今の制、神祇官が常典によりて祭るべき祭祀、すべて十九祭あり、中につきて、春の季に行はる、鎮花祭といふは、大神狹井の二神をまつるものにして、狹井神とは、實に大神大物主神の荒魂をまつれる神なりとす、また三枝祭といふが有り、こは率川に坐す大神の御子の神たちを祭る祭なりとす、されば、奈良朝以前にありては、この大神の神威は、當時の京畿たりし大和、および其の附近において、殆ど冠絶無比なりきと云ふも、敢へて誣言には非ざるべし、古事記、日本書紀、延喜式、古事類苑、文德天皇の嘉祥三年、大神大物主神を正三位に進め給ひ、仁壽三年に、從二位を加へ、清和天皇の貞觀元年正月に、從二位勳二等大神大物主神に、從一位を授け同

年三月に從三位勳二等大神大物主神に正一位を授け奉られたる事、國史に見えたり。〔文德實錄三代實錄〕なほ祭神大物主櫛玉命のつぎては、別に大物主櫛玉命の項有り、就きて見るべし。

〔三輪大物主命〕 大和國磯城郡三輪山に鎮ります大物主神、すなはち倭大物主櫛玉命を申す、三輪大神および大物主櫛玉命の項を看るべし。

〔御井神〕 またの御名木俣神、

御井神は犬國主神の御子にして、御母は稻羽の八上比賣命なり、この神を御井神と申し奉れるは、本居宣長翁も云はれたるが如くに、此神處々に井を作りて、民の利をなしたまへる御功ましましによりて、かく稱へ奉れる御名なるべし、この神を祭れりとおもはるゝ神社にして、延喜式の神名帳に載せたるもの、まづ大和國宇陀郡に御井神社あり、美濃國多藝郡に御井神社あり、同國各務郡にも御井神社あり、また出雲國秋鹿郡に御井神社あり、同國出雲郡にも御井神社あり、また神祇官の西院に坐す神二十三座の中に、座摩巫の祭る神なる生井神、福井神、綱長井神と申すも、またこの御井神を祭れるものにして、おもふに、三柱に分ち稱へたるものならむ、御井神をばかく三柱に稱へ別くるに至れる所以につきては、鈴木重胤翁の説に下の如

くいへり、曰はく、御井神を三柱に稱へ別けたる由は、生井神は行井神にて、流水の神なり、即ち御溝水を大宮に引せて、大に用を爲し給ひ、江河にしては、堰以て塞き分け、て、民用に足らしめ給ふ御功坐り、榮井神は、神名式に福井神に作る、醴泉神なるべし、和名抄に醴泉古左介伊豆美とある此れなり、津長井神は、神名式に綱長井神とかきて、古説その字の如くなり、と雖も、津の字を正字と見て、今一説有り、地下に伏道ありて、遠く其の脈より來りて、溜る由なり、然れば井泉神なる事、云ふも更なり、かくの如く、生井神は流水、榮井神は醴泉、津長井神は井泉と、各々掌り分ち守ります御功德を以て、稱へ別たる御名どもなるか、水は物を潤し生育つるを以て用とするが、その第一義は、火食の物に和へ煮、以て人の食餌となし、人を養ひて、能く其の性命を保たしむるを、その功の極みとするが、各その能を別にする所有りて、知食す事ときこえたり、然ればこそ、生とも、榮とも、津長とも、御名に負ひまして、顯には、その用に就いての御名ましまし、幽には、その功に依りての名義ましませり、かゝれば、生井神は、水氣の能く邪穢を蕩滌し、清むる功を以て、清氣を増し、神經を通暢して、筋骨を強壯ならしむるの謂なり、榮井神は、水精の萬物を潤澤し、能く茂盛せしむる功有るを以て、人體を保合し、延年益壽の良能有る所以なり、津長井神は、水の能く五味を調和して、各そ

の本然の味を有たしむる事、尤靈なる所なり、人體に入りて津液を滋潤し、精神をして枯渴せしめず、常に安立せしむ、これ即ち此の神の御守にあり、如此く氣と形と神とを各々掌り分ちまして、各々人身を化育し給ふ所にして、天地神祇の蒼生を保護し給ふ事、尊しとも辱しとも、云ひ知らずなむとあり、この説、祝詞講義に載せたり、今参考の爲めに、そのまゝに引けり、古事記、古事記傳、延喜式、祝詞講義、なほこの神を木俣神と申すことに就きては、別に「木俣神」の項を看るべし、

む

【武藏守箕田仕】 武藏守箕田仕は、嵯峨天皇の曾孫にして、左大臣源融卿世に河原左大臣といふの御子なる正三位大納言兼民部卿源昇卿の御子なり、仕、從五位下に叙し、武藏守たりしこと、系圖に見えたり、其の子に源宛あり、無官にして箕田源次と稱す、宛の子に綱あり、また源次と稱し、源頼光の郎等となりて、四天王の名あり、後に源敦の子養するところとなり、渡邊を稱して、渡邊綱といひしは、この人なり、仕の事蹟の史に傳ふるところ、甚だ乏しいと、いへども、子孫相繼ぎて箕田の稱を稱せしによ

りて見れば、その箕田郷に土著して、武藏の豪族となり、威勢大に振ひしは、推知するに難からざるところなり、宛、村岡五郎平良文とともに東國に雄を争ひ、各々その勇武を恃みて、相下らず、たまたま人のこれを聞する者有りしかば、二人大に怒りて、日を期し、約を定めて、各々郎等數百人を率ゐ來りて、野に出陣して、雌雄を決せし由、今昔物語に傳ふ、果して然らば、その族勢の大なりしこと、推して知るべきのみ、今左に系圖をかゝぐ、尊卑分脈、今昔物語、大日本史

嵯峨天皇

源融 從一位左大臣、寬平七年薨、年七十三、贈正一位

源湛

源泊

源昇 正三位、大納言、民部卿、延喜十八年薨、年七十一、

源望

源副

源適 從五位下、内藏頭

源仕 從五位下、武藏守

む之部

源後 中務少輔

源是茂 光孝天皇に養はる

源宛 箕田源次無官

渡邊綱

〔尊卑分脈脱漏に據る〕

【无邪志國造命】 无邪志は今の武藏國なり、これは无邪志國の國造に任けられたる、はじめての人のみを指して云へるか、はた无邪志國造たりし代々の人を總べて云へるか、明かならざれど、无邪志國造に定め任けられたる、はじめての人なりと定むる事、安當なるが如し、さて、舊事本紀の國造本紀に、无邪志國造志賀高穴穗朝世出雲、臣祖名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫兄多毛比命定賜國造と見えたり、志賀高穴穗朝とは、近江の志賀の高穴穗宮に天の下知るしめし、成務天皇の御代をいふ、この御時に、无邪志國造を任せ定めたまひしなり、さて、この時、はじめて此の國の國造たりし人は、實に出雲、臣の族兄多毛比命といひし人なりしなり、出雲、臣は、日本書紀に、天穗日命此出雲、臣武藏國造土師連等遠祖也と記し、また古事記に、天菩比命之子建比良鳥命、此出雲國造无邪志國造上菟上國造下菟上國造伊自牟國造津島縣直

遠江國造等之祖也と見えたるが如くにも、天穗日命天菩比命の子武夷鳥命建比良鳥命より出でたるものにして、代々出雲の國造たりしものなり、この武夷鳥命の後裔なる二井之宇迦諸忍之神狹命といふ人の十世の孫に當れる兄多毛比命は、はじめて成務天皇の時代に、武藏國造に定め任けられしより、其の子孫武藏國造となりしなり、さて、この出雲國造即ち天穗日命の後裔は、天神の詔のまにまに、出雲國に在りて、天己貴命の祭祀にあたり、この神をいつき祀ることを代々に掌り來りしものなるを以て、かれ等が武藏國造に任けられて、東國に來住するに至りても、尙その古へより祭り來りし出雲の神をば、その東國の居住地にもいつき祭れるなり、是れ當武藏國に、氷川大神をはじめ奉りて、出雲系の神をまつれる神社のいと多き所以なり、却説本朝月令に引ける高橋氏文といふものの中に、景行天皇下總の葛飾に幸したまひける時、磐鹿六獺命、堅魚と白蛤とを得て、御饗し奉りしことを記したる條に、无邪志國造上祖大多毛比、知知夫國造上祖天上腹天下腹といふ人たちの名見えたり、この无邪志國造の上祖大多毛比といふ人は、國造本紀に見えたる兄多毛比命と同人なりや、異人なりや、もとより明かならざれど、いづれ近き關係の人なるべきは疑なし、また武藏國造たりし人にして、國史にあらはれたる者二三を擧ぐれば、日本

書紀安閑天皇元年の條に、武藏國造笠原直使主おまび同族小杵の名見え、太子傳曆に、皇極天皇のときに、舍人物部、連兄麻呂に武藏國造を賜りしよし見え、續日本紀神護景雲元年十二月の條に、武藏國足立郡、人大伴直不破麻呂に、姓を武藏、宿禰と賜ひて、武藏國造とせられしよし見え、また類聚國史に、延暦十四年十二月、武藏國足立郡の大領武藏宿禰弟總を國造とせられしこと見えたり、而して、武藏國造たりし人々の多くは、足立郡に住みけることは、大に注目すべき事實なりとす、國造本紀、日本書紀、古事記、國造本紀考、

【宗像三女神】宗像の三女神と申すは、筑前國宗像郡なる宗像神社にいはひ祭る田心姫命、市杵島姫命、湍津姫命、三柱の女神の御事なり、この社は、延喜式の神名帳に、筑前國宗像郡宗像神社、三座、並名神大と見えたる社にして、三神、奥津宮、中津宮、邊津宮に分れて鎮座ましますを、總稱して宗像神社といひ、現今官幣中社に列せり、實に筑紫の北部に於ける有数の古社なり、三神鎮座の次第につきては、古事記、日本書紀の所傳に相異なる處あり、古事記には、多紀理毘賣命者、坐胸形之奥津宮、次市杵島比賣命者、坐胸形之仲津宮、次田寸津比賣命者、坐胸形之邊津宮と見え、日本書紀の三書には、市杵島姫命、居于遠瀛、田心姫命、居于中瀛、湍津姫命、居于海濱とありて、これ

に就いて、學者の間に種々の見解學說あれど、今はすべて省く、さて、奥津宮は、今筑前國宗像郡大島の北四十八里、沖ノ島にあり、沖ノ島の名は、去にし明治三十八年五月廿七日の日本海の大海戰によりて、我れ等日本國民の頭腦に深く印銘せられたるは、今更言ふまでもなし、次に中津宮は、同郡神湊の北三里、大島に在り、また邊津宮は、もと神湊の東六町、海の南一町許に在りしを、後今の田島村に遷せりといふ、そもそも此の三女神は、天祖天照大御神と素盞鳴尊と誓約を行ひ給ひし最中に生れたまひし神たちにして、大御神、この神たちを筑紫國に天降し給ひしときに、汝三柱の神は、道中に降り居て、天孫を助け奉りて、天孫の爲めに所祭よと詔ひしよし、日本書紀に見えたり、されば、この神をば、また道主貴とも稱し奉れる由、同書に見えたり、(道主貴之神)の條を參看せよ、かゝる尊く且つ由緒古き大神にましますれば、歴代の崇仰、決して並々ならず、氣長足姫皇后の新羅を征服し給ひしとき、宗像大神威靈をあらはし給ひしより、後、神驗最も著しくまします、かば國家に御祈有る毎に、毎に必ずこの神に奉幣の御事有り、應神天皇の御世、神教によりて、吳國の工女、媛を奉り、履中天皇の御世、神崇有るを以て、筑紫の車持部を三神に分ち、奉り、雄略天皇の時には、天皇親ら新羅を伐ち給はむとおもほして、凡河内直香賜を遣して、この神を祀らしめ



られき、平城天皇の大同元年、神封七十四戸を充て奉り、仁明天皇の承和七年には、勳八等宗像、神に従五位下を授け、文德天皇の嘉祥三年、従五位上に叙せられ、仁壽三年二月、正五位下を加へ、その後、正四位下を賜ひ、天安元年十月、正三位に進め奉り、清和天皇の貞觀元年正月には、従二位に進められ、同二月、正二位を授けたまふ、貞觀十二年二月、大中臣朝臣國雄をつがはして、幣帛宣命を奉り、新羅の賊船、筑前國那珂郡に至りて、貢調物を奪ふことを告げらる、その詞にいはいくわが皇大神は、掛卷も畏き大帶日姫命の新羅を降伏ひたまふ時、相共に神力を加へまして、我が朝を助け賜へり、然るに、今かく狎れ侮るをば、いとも大神の御怒りし給ふべきものなり、然れば、皇大神、國內の諸神等を唱導き給ひて、寇賊を未來に拒ぎ退けて、我が神國と畏れ憚られ、來し故實を澆し失ひ給ふこと勿れと、以てこの神の、異國征服、外難防禦の威徳をあらはしたまふ大神なるを知るべきなり、かくて、この後、更に従一位を授け給ひ、宗像郡をば神郡と定め、延喜式には、名神大社に列せられしが、朱雀天皇の天慶年中に至りて、正一位勳一等を授け奉られぬ、以て歴代の崇敬並々ならざりしを知るべきなり、古事記、日本書紀、舊事本紀、延喜式、三代實錄、古事類苑、神祇志料、なほ三柱の女神の御事歴につきては、別に、田心姫命、市杵島姫命、湍津姫命の項あれば、それぞれ就きて

看るべし。

も

【元湯彦友命】 上野國群馬郡なる榛名神社の祭神を、元由彦友命または湯彦友命なりとして古へより稱し來り、諸國にもこの神を遷し祭れるが少からざれど、この神の御名、古典に見えず、恐らくは、物部氏の遠祖なる宇摩志麻治命の御子なる彦湯支命の御名を誤り傳へたるものなるべし、其の由、湯彦友命の條に記したるを看て知るべし、また彦由伎命の項をも併せ看るべし、

【本居内遠大人】 本居内遠大人は、本居大平翁の養嗣子となりて、其の家督を継ぎ、家學を傳へ給へる人なるが、大人は、父翁大平大人が、偏に鈴乃屋宣長翁の學說を紹述せられたるをば、足れりとせずして、更に幾多の新研究新見解を發表し、以て祖翁の學說を顯彰し、大に古道の鼓吹に努め給へる人なり、大人、幼名は濱田鎌次郎、通稱は安次郎、また彌四郎といふ、榛園はその號なり、寛政四年二月を以て、名古屋に生る、父は濱田孝祖ぬしなり、幼より學を好み、弱冠にして既に書をものし給へり、以て其

の類才なりしを知るべきなり、文政三年、二十九歳の年の春はじめて大平翁の門に入りて教を受けられしが、これより深く古學の研鑽に身を委ね、發明するところ少からざりき、大人は師の大平翁が、偏に宣長翁の所説を墨守紹述するに力め給ふを見て、自ら之に對して種々創見を立てむと苦心し、よりに益々研鑽に研鑽を重ねたまふことゝなれり、かゝりしより、大平翁もその尋常一様の才にあらざるを見て、いたく之を愛し、遂に天保十二年に至りて、大人をば、本居家の養子と定め給ひて、その女藤子をめあはしたまふ事となりぬ、これ實に内遠大人が四十歳の時の事なり、かくて、本居家を嗣ぎたまふや、上は紀伊侯に仕へ、下は幾多の門人を教養し、而して、又、致々として自己の研究に従事したまへり、然かも、かくの如き多忙の間に在りて、自らものせられたる有益なる著作、決して少なからず、古學本教大意、和歌の浦鶴、本宮神社考定、熊野神社神號神位、伊太祁曾三神考、天野告門考、賤者考、冠帽革制考等、これなり、加之、大人はまた、宣長翁の古事記傳に倣ひて、日本紀傳の著作をなさむとの志を懷きたまへり、然れども、その業を成すに及ばずして、齡既に傾き、安政二年十月四日、病を以てその江戸赤坂の邸に身まかり給へり、時に六十四歳なり、内遠大人、子あり、今の東宮侍講文學博士本居豐顯翁すなはち是れなり、また、故久米幹文翁故文學

博士小中村清矩翁の如きは、皆内遠大人の門下に學びし人にして、いづれも學界にその名噴々たりしは、こゝに記すまでもなき事なり、〔内遠翁略年譜稿、本居宣長之哲學〕

【本居大平大人】モトノリ オホヒラウヂ 本居大平大人、もとの姓は稻掛氏、はじめ宣長翁の門に學び、後その子養したまふところとなりて、本居家を相續し、よく父翁の家學を發揚せられたる人なり、大人、幼名は稻掛常松といひ、後三四右衛門といひ、藤垣内と號す、寶曆六年二月、伊勢松坂に生れ給へり、夙に父稻掛棟隆ぬしと共に、鈴乃屋宣長翁の門に入りて、熱心に古學を學び、その造詣甚だ深かりき、加ふるに、資性温良篤實にして、よく師翁の教を奉じ、厚くその説を信じたまひしかば、鈴乃屋翁の信頼も、頗る篤く、寛政十一年、大人四十四歳の時、遂に、鈴乃屋翁の猶子と定まり給ふ事となりぬ、かくて、享和元年、鈴乃屋翁の逝きたまふに及び、本居家を相續し、翌二年、和歌山侯の召により、移つて和歌山に住し給ひ、爾來屢々侯の前に召されて、寵遇甚だ厚かりき、天保四年九月、廿一日、病みて身まかり給ひぬ、時に年七十八、國足八十言靈大人と謚し、法號を和心院意富必樂居士といふ、奥つきは和歌山の吹上寺といふに在り、身まかり給へる前に、長谷川素后といへる畫師のかける肖像の上、自らかき附け給へる歌、

眞直なるやまと心にまなびては、神のまことの道は得てまし。大人、その門下に教ふるに極めて忠實におはしまし、かば、その學徳を慕ひて、門下に集れるもの、實に千餘人に及びたりといふ、中につきて、大人の養嗣子となり給へる内、遠大人をはじめとして、加納諸平、足代弘訓、中島廣足、保田光則等の如き諸學者あり、また、大人の著はし給ひしもの、少からざる中にも、古學要、玉鉉百首解、倭心三百首、馬名合解、已未紀行、おかげまうでの日記、有馬日記、神樂歌新釋、百人一首梓弓、稻葉集、藤垣内文集、藤垣内答問錄等は、その主なるものなり、藤垣内翁略年譜、本居宣長之哲學、教子名簿、

【本居宣長大人】 本居宣長大人、幼名は富之助、後に榮貞と改め、後更に宣長と改め給へり、通稱は、はじめ彌四郎、後に健藏と改め、後更に春庵、舜庵とも中衛ともいはれたり、その鈴乃屋と號せられたるは、後、天明二年、その書齋を造られし時に、三十六の小鈴を赤き緒にぬきたれて、之を柱に懸けおき、物學びに心鬱屈したる折に、これを引き鳴らして、そのさやけき音に心をのべ給ひしより、やがて其の家の號と定められたるなり、大人、享保十五年五月七日を以て、伊勢松坂の里に生れ給ふ、父を小津定利といひ、母を村田氏、名は勝子といふ、大人には、義兄定治とて、父の跡を承くべき兄

君おはせしかど、寶曆元年身まかり給ひしかば、大人はその跡を承けて、家を嗣ぎ給ふ事となりぬ、寶曆二年、大人年二十三歳の時、京都に上りて、堀景山(禎助)とて、代々淺野侯の儒臣たりし人につきて、漢學をまなび給ひしが、此の頃、小津の家號をやめて、本姓本居に復したまへり、次いで、典藥武川幸順に就きて、小兒科の醫術を學びて、その京都室町の家に寄寓し給ひしが、大人は、寶曆六年、その年二十七歳の時、はじめて、契沖阿闍梨のものし、百人一首改觀抄、古今餘材抄、勢語臆斷などを見て、古學研究の志をおこし給へり、されど、大人の母、刀自は、大人の醫となりて、世にうるはしき業を立てむことを、主と望み居給ひしかば、翌年、郷里に歸りて、小兒醫を開業し給へり、されど、古學研究の志は、なかなか止むべくもあらず、殊に、岡部眞淵翁の著されし冠辭考を見たまひしよりは、其の志ますます固くなり、寶曆十一年、眞淵翁が、京畿を巡歴して、伊勢に入り、松坂にも抵りて、一夜宿りたまへる折に、その旅宿に至りて、親しく面會せし上、古學の旨をば何くれと問ひ尋ねて、遂に名簿を進りて、弟子となり給ひぬ、こは大人の三十二歳の時の事にして、眞淵翁六十五歳の折の事なりき、大人が、石上私淑言を稿し給ひしは、この翌々年、即ち寶曆十三年の事にして、かの古事記傳の大著述に著手せられたるは、その翌、明和元年、大人三十五歳の年なりき、明和六



津彦美豆櫻根大人と諡を奉り、またその平常に手馴し給ひける櫻木にて造りたる笏の形したるものに、諡號を書きつけて、これを靈牌として家に祀り参らす、今松坂に、大人の靈を祀り奉れるもの、山室山神社と稱し、縣社に列せり、明治十六年朝廷その勳業の偉大なるを褒賞ありて、特に正四位を追贈あらせられたり、大人、學問該博、識見卓抜にして、當時その右に出づるもの無く、能く先師真淵翁の遺業を繼ぎて、皇國學びの大業を大成せられし功勞勳績の偉大なるは、今更言ふまでもなき事ながら、その夙に天下の滔々たる儒家の輩の、内外本末の辨を認れるを慨きうれたみ給ひて、之を正し、これを明らめしめむと、其の力を盡し、心を碎きたまへる功の程、げに尊くもかしこき極みなりげり、その京都におはせし時、時の攝政の命によりて進め給へる馭戎慨言は、是れ尊内車外の意を明かに辯せられたるものなりき、また直日靈、玉匣、玉銚、百首等は、わが國の神ながらの古道を發揮せられたる書どもにして、これ等の諸書の議論は、當時の通弊を矯正し、古道を闡明するに、與りて大に力有りしのみならず、その古書の解釋としては、歷朝詔詞解あり、萬葉玉の小琴あり、古今集遠鏡あり、源氏物語玉の小櫛ありて、わが古歌古文の解釋批評の上に、適切精緻なる説明を與へ、その他文法音韻等の著書に於いても、それを先人未發の説を立てられ

たれば、その我が言語文學の研究上に、貢獻せられし事實に多大なりと謂ふも、言尙ほ足らざるの感有り、而して、大人が畢生の大事業たりし古事記傳の著作に至りては、實に前後三十二年を費されたるものなるが、考證精確、識見卓抜、よく千古の疑義を斷じて、後人をして闇夜に燈光を得たるが如き想有らしめられたり、その効の偉大なる實に、我が古史を研究し、惟神の大道の縁り來れる源を研究するの鍵鑰は、この書を措いて他にあらずといふも、決して溢美にあらざるなり、大人、また従來國學者と稱せられし者が、和歌者流と、その流れを分ちて、互に相輕んじ、甚しきは氷炭相容れざるさまなりしを陋とし、その著初山踏のうち、に歌學と國學と、互に關係するところ有るを論じたまへり、よりて大に學者を感奮せしめ、國學者も歌文を兼習し、和歌者流も歴史法制等を窺ふ事となりて、文學の進歩に大に輔益する所あるに至れり、勿論宣長大人の全力を注がれたるは、古史を闡明し、古道を發揮するにありしも、歌を詠じ文を屬するが如き事も、亦敢へて意を致されざりしといふにはあらず、鈴屋集に載せられたる大人の歌文等につきて見るに、詞藻富瞻、流麗雄渾なるもの頗る多く、またその著述を見るに、行文いづれも暢達明快にして、聊かも滞りたるあとなし、大人が、寛政二年の頃、自ら像を畫きうつして、その上に書き添へ給へる、

敷島の 大和心を人とはし、朝日に匂ふ山ざくら花、  
 といふ快吟を見ても、いかばその詩藻に富み、氣韻の高くおはせしかを知る事を得  
 ぬ、かくの如く、大人は一世の巨匠にておはせしかば、その門に學びし天下の英才も  
 亦實に少からざりしなり、年譜によれば、大人の門に入りし弟子は、四十餘箇國にわ  
 たりて、其の數實に四百九十人の多きに上りきといふ、中に就きて、稻掛大平、藤井高  
 尙、服部中庸、渡邊重名、石原正明、横井千秋、齋藤彦麻呂、黒澤翁、滿細井貞雄、植松有信等、  
 尤も著はる、平田篤胤、大人および伴信友は、その歿後の門人にして、また稻掛大平は、  
 後に大人の養ふところとなりて、その學統を繼ぎたまへる人なり、大人の著書、凡五  
 十部、百三十餘卷、中につきて、古事記傳四十九卷をはじめとして、直毘靈、神代正語、玉  
 勝間、玉匣、秘本玉匣、警華山陰、歷朝詔詞解、大祓詞後釋、出雲國造神壽詞後釋、玉銚、百首  
 初山踏、馭戎、慨言、葛花、鉗狂人、呵刈、葎石上私淑言、紐鏡、字音假字用格、漢字三音考、萬葉  
 玉乃小琴、美濃乃家苞、源氏物語、玉乃小櫛、古今集遠鏡、鈴屋集等を重なるものぞす、鈴  
 屋翁略年譜、鈴屋門人錄、本居宣長、本居宣長之哲學、左に參考の爲めに、本居家の略  
 系を示せば、

平頼盛

小津定利

定治

春庭

有郷

宣長

本居氏に復す

春村

大平

内遠

豊頼

【本居春庭大人】本居春庭大人は、宣長翁の第一子なり、通稱は、はじめ建藏といひ、  
 後に建亭と改め、後乃鈴屋と號し給へり、大人寶曆十三年三月三日を以て、生れ給ひ、  
 幼より父翁の志を繼ぎて、古學の研究に力を専らにし、殊に和歌に心を致されしか  
 ば、其の絶妙なること、父翁にも勝れ給へりとの稱あり、然れども、大人資質虚弱なり  
 じ、上に、常に父翁に侍して、國書の騰寫筆錄等に任せられ、また好んで細字を書かれ  
 しかば、これが爲めにや、遂に眼の疾を得給ひて、療養に種々手を盡されしも、その甲  
 斐なく、全く失明せらるゝ事となりたり、寛政七年、大人年三十三歳の時、京都に上  
 りて、針術を稽古せらるゝ事となりたるが、同九年に郷里にかへりて、是れより針醫  
 を業とし給ふこととなりぬ、されど、大人が國學攷究の志は、是れが爲めに失せたり  
 じにはあらず、失明の後、天資の記憶力益々強敏となりしかば、これより益々學業  
 に努め給ひぬ、されど、失明の結果として、紀伊侯の奉公叶ひ難ければとて、享和二年、



即ち父翁遠逝の翌年かねて父翁の言ひ遣しおかせ給へるまにまた門人稻掛大平  
 大人夫妻をば本居家の跡目にすゑて家督をば繼がしめ大平大人の和歌山に移住  
 せられたる後は春庭大人は本居大平方厄介といふ名義にて獨り松坂にとゞまり  
 て後乃鈴乃屋社を組織して講學に力めたまへり文政五年大人六十歳の時正田宇  
 隆が寫せる肖像の上に妹美濃子して書き添へしめ給へる歌

影ばかりうつすにあがで心をもなほ書きとむる水くきの跡

文政十一年十一月七日歿し給ふ時に六十六歳なり後鈴屋芳琉爾波翁と諡し法號  
 を明章院通言道永居士といふ松坂の樹敬寺といふに葬る大人不幸にして早く明  
 を失したまひしにもかゝはらずその妹美濃子室壹岐子等の助けによりて種々有  
 益なる著述をなし給ひ殊に詠歌作文の業にはその力を注ぎ給へりまた父翁の志  
 を承けて古道の鼓吹を怠り給ふことなかりしは云ふまでもなくその著されたる  
 ものに詞の通路詞の八衢後鈴屋集道の佐喜艸等あり受業の門人大凡四百餘人二  
 十二箇國にわたれりといふ春庭翁略年譜本居宣長之哲學

【物部大神】物部大神とは物部氏の始祖宇摩志麻遲命を申すこの命の御名を日  
 本書紀には可美真手命と記し舊事本紀には宇麻志麻治命とも味間見命とも記し

新撰姓氏錄には味島乳命とも記せり御父は饒速日命にして御母は長髓彦が妹御  
 炊屋姫亦の御名は長髓媛とも鳥見屋媛とも申すなり神武天皇の東の方大和を征  
 定したまふや命その父饒速日命と共に長髓彦の奉ずるところとなりてはじめは  
 皇軍に抗戦し給ひしかど既にして神武天皇の天孫にましますを知り大義名分の  
 亂るべからざるを思ひ長髓彦を誅して恭順の意を彰し給へり加之軍平ぐの後嘗  
 て天神の饒速日命に授け給へりし天璽瑞寶十種をば天皇に奉り給ひしかば天皇  
 宇麻志麻遲命に詔してのたまはく長髓彦爲性狂迷兵勢猛銳至於敵戰誰敢堪勝而  
 不據眞計帥軍歸順遂款官軍朕嘉其忠節とて特にその大勳を褒賞したまへり天皇  
 の橿原宮に即位し給ふや宇麻志麻遲命また天璽瑞寶を獻りて天皇の爲めに鎮祭  
 しその内物部を率ゐて宿衛の任に當りて威儀を備へ次いでまた瑞寶を齎きて天  
 皇皇后の御爲めに御魂鎮の祭を行ひ給へりこれ後の鎮魂祭の起原なりかくて是  
 れより天皇の寵任益々厚くその後裔は永く部兵を率ゐて朝廷の宿衛に當ること  
 となれり此れを物部氏といふ古事記に宇麻志麻遲命此者物部連穗積臣姦臣祖也  
 と見えたるが如くこの命の後裔は獨り物部氏のみにはあらずと雖も就中物部氏  
 最も顯はれ族類繁延部族頗る大となりて世に物部の八十氏人の稱あるに至れり

されば、物部氏の繁延に伴うて、その祖神として、この命を祀れる社、諸國に少からず、中に就きて、今も官幣の奠に預りたまふ社としては、石見國安濃郡川合村に物部神社あり、本社は、延喜式の神名帳に、石見國安濃郡物部神社と載せたる社にして、後當國の一宮たりしが、今は國幣小社に列せり、清和天皇の貞觀十一年、從五位上物部神に正五位下を授け、同十七年、正五位上に叙し給ひ、陽成天皇の元慶三年、從四位下を授け、朱雀天皇の天慶四年、從四位上を加へたまひしよし、史に見えたり、この他諸國に物部天神と稱して、いはひ祀れるは、いづれも皆物部氏の祖神にておはせり、古事記、日本書紀、舊事本紀、延喜式、三代實錄、日本紀略、栗里先生雜著、古事類苑

【文武天皇】 文武天皇、御諱は珂瑠皇子、諡を天之眞宗、豐祖父天皇と申す、天武天皇の嫡孫にましまして、草壁皇太子長岡天皇の第二子におはす、御母は、天智天皇の皇女阿閉皇女、後に元明天皇となりたまひし、即ちこれなり、天皇御年十五にして、祚に即き給ひ、藤原宮に都して、天下、知ろしめすこと、前後十一年に及ぶ、藤原不比等の女なる夫人宮子娘の御腹に生れたまへる皇子、後に即位ありて、聖武天皇となり給へり、天皇、天資寛仁にして、慍色に形し給はず、博く經史に通じ給ひて、また射藝をも善くし給へり、この御代に於ける政治上の大事は、かねて忍壁親王藤原不比等以下

に勅して、刊修せしめられたる律令の、大寶元年に至りて、撰修完成し、次いで之を天下に頒布實施せしめられたる事、是れなり、律六卷、令十卷、これを大寶の律令といふ、その定むるところ、司法行政軍事の各般にわたる、國家政治の施設、こゝに至りて大に備るに至れり、慶雲四年六月、天皇寶算三十有五にして、崩じ給ふ、檜隈安古岡上陵に葬り奉れり、續日本紀、大日本史

や

【八雷神】 八雷神とは、伊弉冉神の黄泉國に到り給ひしとき、その御體の邊に成り居たまへりし神たちなり、古事記に記すところによれば、伊弉冉神の頭には大雷神居り、胸には火雷神居り、腹には黒雷神居り、陰には折雷神居り、左の手には若雷神居り、右の手には土雷神居り、左の足には鳴雷神居り、右の足には伏雷神居り、併せて八雷神成り居たまひしと見えたり、而して、日本書紀の一書には、いはゆる八雷神とは、首に在るをば大雷神といひ、胸に在るをば火雷神といひ、腹に在るをば土雷神といひ、背に在るをば稚雷神といひ、尻に在るをば黒雷神といひ、手に在るをば山雷神といひ、足の上に在るをば野雷神と

や之部

五

いひ、陰の上カミに在るをば裂雷サレカミといへりと見えたり、古事記と日本書紀との所傳に、その成り居たまへる處も、はた其の名も、相異なる所有る事、上に記すが如し、古事記、日本書紀

【八意思金命】ヤフコオモヒカネノミコト この神の御名を、古事記には思金神と記し、日本書紀には思兼神と書き、また舊事本紀には、八意思金命と記せり、高皇彥靈神の御子なり、日本書紀に、時、有高皇彥靈尊之思思兼神者、有思慮之智とあるがごとく、この神の思慮深遠靈妙にして、數多の人の思ひ慮る事をも、一の心に兼ね持ちたまふ程の智ましましけるに、より、思兼神とは申し奉れるなり、また、八意といふも、彌意イコヨコの意にて、數人の思慮をば、一人に兼ね持たせたまふよりの稱なりとす、天照大御神の天石窟に入り給ひて、磐戸を閉して幽り居ますや、葦原、中國悉くに闇がり、萬妖競ひ發りて、上下堵に安ずること能はず、是に於いて、八百萬の神々、天安、河原に會して、禱るべき方を議らひ給ひしとき、思兼神深く謀り遠く慮りて、常世の長鳴鳥を集めて、長鳴せしめ、手力雄神をして、磐戸の側に隠れ立たしめ、また天兒屋命、天太玉命をして、天香山の五百箇眞賢木を根掘にこじて持ち來らしめ、その上枝には、玉祖命に命じて作らしめたる五百箇御統の玉をとり懸け、その中枝には、石凝姥命に命じて作らしめたる八咫鏡をと

り懸け、下枝には、青和幣アヲニギハヤヒ白和幣シラニギハヤヒを取附けて、この種々のものは、太玉命、太御幣オホミタマノヒと取り持たして、天兒屋命は、布刀詔戸フタノミコト言ねぎ申して、大神を祭り、また別に、天鈿女命アメノメノミコトをして、石窟戸の前に立たして、巧に俳優ワザフキを行はしめ、桶覆せ踏みとゞろかして、高天原もゆすり動かむばかりに、八百萬神たち、共に咲ひなどし給ひければ、天照大御神、これを聞し召して、我れかく窟戸に隠り居るによりて、豊葦原中國は、長夜なす闇にてあるべきに、などかく歡樂笑ふぞと思し召して、御手づから磐戸をば細目に開けて窺ひ見そなはしけると、手力雄神、直に大御神の御手を取り奉りて、引き出し奉り、太玉命は、尻久米繩シツクメノイトを御後方に引わたして、こゝよりな歸り入りましと申し奉りしかば、天地再び清明となりて、上下皇威に浴澤しけり、かく謀議を慮りめぐらし給ひしも、まことは此の思兼神の御はかりにて有りしなり、されば、後世今に至るまで、この思兼神をば、智識智能の神と仰ぎて、これを崇め祀ること、人のよく知るところなりとす、さて、この神の後裔にして、後武藏國秩父の國造となりたまへるものあり、また信濃國の阿智、祝となりたまへるものあり、舊事本紀の國造本紀に、知知夫、國造瑞籬朝、御世、八意思金命、十世孫、知知夫、彥、定賜國造と見え、また同書の天神本紀に、天下春命、八意思金命、兒、武藏秩父、國造等、祖と見え、また、天表、春命、八意思兼神、兒、信乃、阿智、祝

等祖と見えたるにて、これを知るべし、されば、當國秩父郡は言ふに及ばず、その他の諸郡にも、この思兼神をいつき祀れる諸社の存するは、まことに深き縁由有るに由れり、古事記、日本書紀、舊事本紀、古事記傳、國造本紀考、なほ、天上春命、天下春命の條をも參看すべし。

【八坂刀賣命】八坂刀賣命は、建御名方富命とともに、今も信濃國諏訪郡なる諏訪神社に鎮りおはします大神にして、實に建御名方富命の後神におはします、國史に、信濃國建御名方富命、前八坂刀賣命とある實にこの神の御事なりとす、この神、何神の御女にておはしまし、けむ、史に傳ふるところなければ、明かならず、恐らくは國神の御女にておはしまし、を、御名方神の娶り給ひしなるべし、伴信友氏の説に、南方刀美神の前の事、取持たせたまふ由縁ありて、相殿に祭られたるが故に、南方刀美命、前八坂刀賣神とは申せるなるべし、さて、この八坂刀賣と申す御名の刀賣は、書紀に石凝姥と見え、女名に、古事記に、春日建國勝、戸賣、沙本大間見、刀賣、志理都紀、斗賣など稱へたる例の御名にて、女神に坐するべし、前に下諏訪の千尋池の中より出たる古銅印文に、賣神祝印とあり、賣神は女神にて、八坂刀賣神祝の印の、むかし事ありて、池中に沈みて在つるなるべし、これはたおもひ合すべし、然ればとて、南方刀美神の

后神なるべく、さだめ思はむはたやすし、然らぬ女神の由ありて、主神、南方刀美神なり、の前取持坐して、祭られ給へるにてもあるべければ、推定めがたしと有りて、この神をば、后神とは強ちに定め難しと言はれたれど、八坂刀賣命を以て、建御名方富命の後神となすこと、他の諸説の、殆ど皆一致するところなりとす、さて、仁明天皇の承和九年十月に、無位八坂刀賣神に従五位下を賜ひ、文德天皇の嘉祥三年に、從五位上を加へ給はり、仁壽元年十月に従三位に上せ給はり、清和天皇の貞觀元年正月に、從三位前、八坂刀賣命に正三位を授け、同年二月、更に從二位を加へ奉られ、同九年三月、建御名方富神を從一位に、八坂刀賣命神を正二位に叙せられ、延喜式の制には、建御名方富命、八坂刀賣命二座を、共に名神大社に列し、この後、朱雀天皇の天慶三年に、建御名方富命をば正一位に進めたまひ、白河天皇の永保元年に、八坂刀賣命をば正一位の極位に上せたまへり、延喜式續日本後紀、文德實錄、三代實錄、緣起書詞、比古婆衣、神祇志料、なほ、諏訪大神の項をも併せ看るべし。

【八十禍津日神】この神の御名を、古事記には八十禍津日神と記し、日本書紀には、八十枉津日神と記せり、また、同一書に、大綾津日神と記せるも、同じ神なり、阿夜と麻賀と通するなり、古事記には、八十禍津日神、次、大禍津日神、二柱を擧げられたれど、日本書

紀には、たゞ八十枉津日神をのみ擧げたり、さて、この神は伊弉諾神、黃泉國に到りて汚穢を得給ひて後、我れはしこめききたなき處に到りて在りけり、當に身の濁穢を滌ぎ棄つべしとて、筑紫の日向の橘の小戸の櫛原に至りて、水中に下り立ちて、袂を行ひ給ひし時に、上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は瀬弱しとのり給ひて、乃ち中つ瀬に濯ぎ給へるときに成りませる神、即ちこの神なり、御名の義を案するに、麻賀とは、すべて悪しく凶き事は、皆まが事なれば、禍の字よく當れり、八十とは、數多きをいへる語にして、また禍津日の日は、産靈、奇靈などの毘にして、世に有りと有らゆる凶惡事、邪惡事は、みな元は、この禍津日神の奇靈のはたらきによりて起るものなるより、かくは八十禍津日神と申せるなり、かく、伊弉諾神は、この八十禍津日神を生みて、この世にありとある禍害の事を掌らしめ給ひしより、更に其の枉を矯さむが爲めとして、別に神直日神、大直日神を生みたまへり、古事記、日本書紀、古事記傳

【八千矛神】 大己貴神の亦の御名なり、萬葉集には、八千梓之神の御世自などと書けり、大己貴神をば八千矛神と申す所以につきては、古事記傳の説に、武威の、八千と多くの矛を持てる如きの意に、稱へし御名なるべしと見えたり、されどまた大倭神社注進狀といふに、傳聞、八千矛神者、大己貴命以廣矛爲杖、令撥平豐葦原中國之邪鬼、

是時大己貴命、號曰八千戈神と記し、また、大己貴命以平國時、所杖之廣矛、獻皇孫曰、吾以此矛卒有治功、皇孫若用此矛治國者、必當平安云々、此矛亦上古在天皇大殿之内、其藏齋爲八千戈神之神體と記したるなどによりて考ふるときは、大己貴神が廣矛を提げ持たして、天が下を平げ治めたまひしより、その武威を仰ぎ奉りて、かくは八千矛神と稱し奉れるものなりとも考へらる、いづれにしても、八千戈神と稱し奉るは、この神の御武徳の方面を、たゞへ奉りての御名なること、更に疑ひなきものなり、日本書紀、古事記、古事記傳、大倭神社注進狀、なほ、この神の御事歴につきては、別に大己貴命の項に述べたれば、併せ看るべし、

【八衢比古神】 この神は、路の衢に塞がり居たまひて、外より侵し入り來らむとする、悪しき邪さまなるものを、すべて妨げ禦ぎとどめたまふ神なり、されば、古へは、道饗祭として、京城の四隅の道の上にて、夏の季と冬の季とに、毎年二箇度づゝ、この八衢比古神、および八衢比賣、久那斗の神をまつりて、鬼魅の外より入り來らむとするをば、京中に入らしめざるやうに、これを禦ぎ遏むる祭行はれたりき、すなはち延喜式に載せたる道饗祭の祝詞に、大八衢、爾湯津磐村之如久、塞坐皇神等之前、爾申久、八衢比古、八衢比賣、久那斗、止御名者、申氏稱辭、竟奉久、波根國底國、與利、倉備、疎備、來物、爾相

率相口會事無氏下行者下平守理上往者上平守理夜之守日之守附守奉齋奉止禮云々  
 々々見えたるにてこの神をまつる由を知ることを得べし賀茂真淵翁の説に古事記に伊邪那伎大神阿波岐原にて祓したまひしに於て投棄御帶所成神名道之長乳齒神又於投棄御禪所成神名道侯神とありその長乳齒は紀に長道磐と書しかば上にいふ磐村の如く塞り坐すいさをします神にて即ちこの八衢比古八衢比賣を申すなりとてこの八衢比古と次の八衢比賣の二神は即ち古事記にはゆる長乳齒神(書紀の長道磐神)と同神なりと断定せられたりされど本居宣長翁はこれに反對してかの古事記に見えたる道侯神こそ實にこの八衢比古八衢比賣の二神に當る神なりといはれたりいづれにもせよこの神の道のちまたに坐して其處より侵入らむとする禍津日をは禦ぎ止むることを掌りたまふ神なることはえ動かぬ事實なりとす延喜式古事記祝詞考古事記傳

【八衢比賣神】 この神も八衢比古神と相並ばして路の衢に塞がり居たまひて外より侵入り來らむとする悪しき邪さまなるものをば總べて禦ぎ止むることを掌りたまふ神なり八衢比古神の項を看て知るべし

【八耳神】 須賀之八耳神の項を看るべし

【八柱御子神】 八阪の神すなはち祇園の神にありては素盞鳴尊稻田比賣命および八柱御子神をいつき祭るこの八柱御子神をば古へは八王子とも稱し奉れりさていはゆる八柱御子神と申すは天照大御神と素盞鳴尊と誓約を行ひ給ひしときに生み給へる三女五男の神々をいふなりすなはち田心姫神湍津姫神市杵島姫神および正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊天穗日命天津彦根命活津彦根命熊野櫛樟日命これなりとすこれ等の諸神の御事歴に就きては別にそれぞれ其の項あれば就きて看るべし古事記日本書紀諸社根元記古事類苑

【八百萬神】 八百萬とはその數の極めて多大なるをいへる語なり故に八百萬神とはすべての神といふことなり萬葉集には八百萬千萬神ともいへる例有りか上天祖天照大御神の天石窟に隠れたまひしとき高天原の諸神悉くに集り給ひて神議りに議り給ひしことをば古事記には是以八百萬神於天安之河原神集集而云々と記しまた日本書紀にはこの事をば于時八十萬神會合於天安河邊云々と記せるなどを見てこれを知るべきなりされば八十萬八百萬はともに正數をあらはすものにはあらずして單に極めての多數なるをあらはす語なりと知るべし古事記日本書紀



【山崎垂加先生】

山崎垂加先生とは、山崎闇齋先生の事なり、先生氏は山崎、名は嘉右衛門、字は敬義、闇齋はその號なり、後に垂加とも號せり、その先は播州宍粟郡山崎に住む、よりて氏とせり、先生の父を淨因といひて、醫を業として京都に住めり、先生の母佐久間氏、懷娠して比叡の神に祈りしに、一夜老翁梅花一枝を携へ來りて、左袖に入れたりと夢みて、先生を産めりといふ、時に元和四年なり、先生幼にして、狡悍無頼なりしかば、父うとんじて、之を妙心寺に遣りて、僧となす、乃ち剃髮して、絶藏主といひき、或日佛堂に有りて看經し、俄に起ちて大に笑ふ、師駭いて其の申を問ひしに、答へて云ふ、釋迦の虚談は、笑ふに堪へたりと、衆僧よりて之を逐はむとせり、時に土佐の公子某、妙心寺にありて、之を着て、有爲の兒なりとなし、土佐に赴かしめて、吸江寺といふに學ばしむ、時に土佐には、鴻儒小倉三省、野中兼山ありしが、先生を見て、深く之を器とし、その異端に陷るを惜み、乃ちこれに四子および程朱の書を示し、先生大いに喜びて、これを讀めりしかば、遂に髮を蓄へて、儒に歸せしむ、是れその二十五歳の時なりき、是れより後、先生の學は大に進みたりき、後京師に歸りて、帷を垂れて、諸弟子を教授せしが、學名噴々として高く、遂に當時の朱子學の大家として、一時を壓倒するに至りぬ、寛文五年、先生その學を以て、會津侯保科正之の聘するところとなりしが、同九年、その伊勢に遊びしとき、大祓詞の講義をき、同十一年、會津侯の邸において、當時神道家として、其の名高かりし吉川惟足氏の、高足服部正休が神道説をき、しより、神道に對する歸敬の念大に起り、殊に大に吉川氏の神道説に傾き、よりて遂に惟足氏の門に入るこゝとなりぬ、先生はまた伊勢の度會延佳の神道説をも、聽かれしことありけるが、後遂に一派の神道説を創唱して、垂加神道といへり、かの會津侯保科正之の如きも、亦實に先生の學説を景仰すると同時に、その神道説にも、きく所ありて、後篤き敬神排佛家となられしこと、その生前に、吉川惟足氏より、土津靈の靈號を受けたりし一事によりても、是れを知ることを得べし、先生の神道説の一端にいはく、伊弉諾尊、伊弉冉尊、陰陽の理に順ひて、彝倫の始を正し、これに嗣ぎて、天照大御神三種の神器を以て、海内を治め給へり、夫れ神は天地の心、人は天下の神物なり、蓋し天人唯一にして、而してその道の要は、土金の教にあり、土は即ち敬なり、土と敬とは、倭訓相通せり、而して天地の位する所以、陰陽の行はるゝ所以、人道の立つ所以、皆これより出づるなりと、その著述せられたるものには、經學儒教に關するもの、その數甚だ多かる上に、殊に我が古典および神道に關する所説を載せたるものとして、中臣祓風水草あり、日本書紀註あり、神代卷風葉集あり、垂加文集同

續錄、同拾遺等あり、天和二年、年六十五歳にて卒し給へり、その門人等私謚して、垂加靈社祖長命といへり、先生嘗て諸弟子に問うていはく、今若し假に唐土の國、孔夫子を大將となし、孟子を副將となして、騎數萬を率ゐて、わが邦を來り攻めしめたりとせば、わが黨、孔孟の道を學べるもの、之を如何にすべきかとありけるに、弟子等皆直に答ふるに、能はずして、願はくは、先生の説を聞かむと乞へり、先生徐に教へていはく、不幸にして若しざる事有るに逢へらむには、わが黨よろしく、甲冑を著し、弓矢を帶して、一戰よく孔孟を擒にして、以て國恩に報すべきなり、これ豈に孔孟の教にはあらずやと云はれきとぞ、以て先生の學の、いかなる風尚なりしかを見つべきなり、**〔先哲叢談、先哲像傳〕**

**〔山末之大主神〕** 山末之大主神とは、大山咋神の亦の御名なり、古事記に、大山咋神亦名山末之大主神、此神者坐近淡海國之日枝山と見えたる、即ち是れなり、古事記傳に、山に末と云ふは、麓を山本と云ふに對へて、上方のことなり、大祓詞に、高山末短山末萬葉十三に、三諸者人之守山本邊者馬醉木花開、末邊方云々などありといはれたるが如く、山末とは山の上の事なり、この山末之大主神、即ち大山咋神は、もと比叡山の上に鎮まり居まして、この山を主はき給へる大神にましまして、この比叡の山

上の大主の神にませり、とてかくは山末之大主神と亦の御名を稱へ奉れるものと見えたり、古事記古事記傳なほ大山咋命の項を併せ看て知るべし、

**〔八岐大蛇〕** 日本書紀には、八岐大蛇と記し、古事記には高志の八俣遠呂智と記せり、而して二書の共に傳ふるところは、この神を以て、異常奇怪なる大蛇なりとなすにありて、書紀には大蛇とさへ記せり、されども、學者の中には、この八岐大蛇として傳へられたるものを以て、眞實に蛇龍なりとせずして、是は恐らくは高志地方に居住盤據せる巨酋賊帥の屢々出雲地方に侵掠し來りて、兒女を掠め往きたりしを傳へたる一比喩談なりとなす者、亦是れなきにあらず、そは兎もあれ、今記紀に傳ふるところの、八岐大蛇に關する傳説をこゝに記せば、はじめ素盞鳴尊の天より降りまして、出雲國に至り、簸川上の地に往き給ふや、近く啼哭の聲あり、尊あやしみて、聲を尋ねて往きて見給ひしに、翁媪の一少女を中にさし挾みて、さめざめと打泣けるが、ありき、尊、汝等は、そも何人にして、また何故に斯くは悲み泣くにかと問ひ給へば、二人對へて申さく、吾れ等は、これ國神にして、名は脚摩乳手摩乳といふものにて侍り、また是れなる少女は、我れ等が愛女にして、名は奇稻田媛と申す、われ等が女兒、さきには八人有りしが、高志の八俣遠呂智、年毎に來て喫ふなる、今その來べき時なるに

由りて、かく泣くにて待りと申す、素盞鳴尊、これをきゝ給ひて、更に、その八岐大蛇の形は如何さまなるぞと問ひ給ひしに、答へて申さく、その眼は赤酸漿アカカガチなして、身は一つなるに、頭と尾とは、共に八岐に分る、また、その身には、羅ワまた檜ヒノキなど生じ、その長さは、籬シ八谷ヤチ峽セキ八尾ヤチをわたる程にして、その腹は常に血あえ爛シれたり、と申しぬ、尊この語をきゝてのたまはく、この女汝が兒ならば、我れに奉らむや如何にと、脚摩乳對へて、畏かれど、未だ御名を知らずと申し、かば、尊、告げてのたまはく、我れは是れ天照大御神の御弟にして、今天より降れる者なり、翁媪二人是れをきゝて、大に畏み、直に其の女を奉ることを約し奉りしかば、素盞鳴尊、こゝに於いて、先づ翁媪に命じて、八鹽折ヤシホヅの酒を造り醸さしめ、その周圍に八つの門口を設けたる垣を作りめぐらし、その八つの門毎に假サ殿テンを作り、其處に、その醸せる八鹽折の酒を酒槽サカに満て、設け置かしめ給ひぬ、既にして、八岐大蛇は果して來りしが、酒槽の芳醇に心奪はれて、鯨飲ケイ泥酔して、遂に深き睡りに陥つ、素盞鳴尊、これを見たまひて、機こそ好けれど、直にその佩かせ給へる十握トウカ劔ツルギを抜き放ちて、八岐大蛇を寸斷したまひしが、尊は大蛇を殺して、その尾に至り給ひしときに、都牟刈ツムグシ之ノ大刀タチを得たまへり、尊その靈劔なるを見たまひ、よりて後に是れを天照大御神に獻じ奉りたまふ、是れ實に天叢雲劔後

に草薙劔クサハルツルギとも申し奉りて、三種神器の中のその一にかぞへ奉る御劔なりとす、古事

記、日本書紀

【山雷命】

山雷神ヤマツチノカミ

山雷神は山の神なり、日本書紀の一書に、天祖天照大御神の天窟戸アマノイダに隠

りたまひしときに、この神を野の神ノノカミ野槌ノヅチ神ノカミと、眞賢木マキの玉籤タマシ野薦ノササの玉籤タマシを探りて、大神を祀り慰めたまひしこと見えたり、日神舉體不平、故以怨恨、廼居于天石窟、閉其磐戸、于時諸神憂之、乃使鏡作部、遠祖天糠戸者造鏡、忌部、遠祖太玉者造幣、玉作部、遠祖豐玉者造玉、又使山雷者探五百箇真坂樹八十五玉籤、野槌者探五百箇野薦八十五玉籤、凡此諸物皆來聚集、時中臣遠祖天兒屋命、則以神祝祝之、於是日神方開磐戸而出焉、とあるを見て、この神は山の事を掌りたまふが故に、五百箇真坂樹マサキの八十五玉籤タマシを探りたまひしを知るべきなり、山雷の雷の字をば、いかづちとは訓むべからず、つちとのみ訓むべき事、武甕雷神タケウツチノカミの御名の例などによりて知るべきなり、日本書紀、日本書紀傳【日本武尊】日本武尊は、御名は小碓尊コササノミコト、また日本童男ヤマトコノヲとも申しし、景行天皇の御子にして、御母は播磨稻日大郎姫ハツマノヤシヒノオホヒメ皇后にたまはします、尊、幼にして雄傑の氣あり、壯なるに及びて容貌魁偉、身長一丈、膂力人に秀れたまへり、景行天皇の二十七年、筑紫の熊襲クマシ反逆しかば、天皇、日本武尊に命じて、之を討たしめ給ふ、尊、時に年十六、發せむとす、

るに臨みてのたまはく、射を善くする者を得て、之と共に行かむと、或人、美濃に弟彦オトヒコ公といふ者ありて、射を善くする由を啓せしかば、尊人を遣して之を召さしめらる、弟彦乃ち石占イシウラヒ横立尾張田子稻置イナギチ乳近稻置を率ゐて參る、尊これ等を帥ゐて熊襲國に至り、その形勢地理を察したまひしに、賊の魁帥に、取石鹿文トシカキまたの名は川上梟帥カハカシといふ者あり、適々その親族を招宴せし事有りしかば、尊乃ち髪を被りて、童女のさまに装ひ、劔を衣中に隠して、密に入りて、その婦女と雜り居たまへり、梟帥一見して之を悦び、御手を執りて、席を同じうし、杯を興へて狎れ戯れなどしけるが、更闌け人散じ、梟帥の酔ひ臥せるをうかがひて、尊劔を抜きて、忽にその胸を刺し給ふ、梟帥驚き呼んでいはく、汝はそも何人にして、斯くは猛き事敵なき我れをば刺すぞと、尊乃ち御名を告りてのたまはく、吾は是れ纏向の日代宮にましまして大八島國知しめず、大帶日子オホホサネヒコ淤斯呂和氣天皇景行の御子倭男具那王ヤマトノミコなり、汝熊襲梟帥伏はず禮なしと聞し召して、汝を討ち誅せよとの大詔うけたまはりて、かくは來りぬ、よろしく天誅に服して、皇威をかしくむべきなりと宣ひければ、梟帥啓して申さく、吾れは是れ國中の強者にして、今まで我れに敵する者を見ざりき、吾れ曩に多く勇武の人に遇ひたれども、未だ皇子の如き健き人を見ざりき、されば今吾れかしくも御名をば

奉らむ、今よりして後、よろしく日本武皇子と申し奉るべきなりと、斯くて、梟帥は遂に誅に服し、餘類また悉く平ぎしかば、尊海路よりして歸り給ひ、途にして、また吉備の穴海アナウミの惡神難波ナニハの柏濟カシノの惡神等をも平げ給へり、既にして、天皇の四十年、東國の蝦夷エミまた多く叛きて、邊境騷動しけり、日本武尊奏し給ひけるは、熊襲既に平ぎしも、今また東夷の叛亂するを見る、かくてこの儘に棄て措かむには、いづれの日にか皇化を邊境に布くことを得む、臣敢へて勞を言はず、請ふ自ら赴きて之を討たむと、天皇乃ち賜ふに、比比羅木八尋矛ヒヒロキヤチホコを以てし、命じて東夷征討の重任に當らしめたまふ、日本武尊乃ち吉備武彦大伴武日ヤマトノミコおよび七掬脛等ナナツカハヒを率ゐ、拜辭して途に上り給ふ、途にして伊勢の神宮に詣り、大神を拜し、倭姫命ヤマトヒメノミコトに申してのたまはく、我れ今天皇の天命を被りて、東征して諸の叛者を誅伐せむとす、故に來りて拜辭するものなりと、是の時、倭姫命尊に授くるに、天叢雲の神劔を以てし、告げてのたまはく、慎みてな怠りそと、かくて尊は是れより進みて、駿河に至り給ひしに、土賊陽り降り、尊に勸めて申さく、この地麋鹿多し、狩せば大に獲るところ有らむと、尊その言を信じて野に出獵し給ひしに、賊風に乗じて、火を野に放ちて、焼きしかば、尊欺かれたるを知ろしめし、燧ヒキを鑽りて、向火を放ち給ひ、また神劔を抜きて、草を薙ぎたまひしかば、火勢反りて

賊の方に向ひて遂に能く其の難を免れ給ふ事を得たりきよりて是れより神劔をば草薙の御劔と申し奉るなりと傳ふ尊これより進みて相模國より上總の地に渡らむとし給ひしが海上にして暴風俄に起り船漂蕩して將に危からむとす從ひ給へる弟橘姫命これを見て啓してのたまはく是れ必ず海神の祟ならむ妾願はくは身を以てこれを贖はむと直に身を跳らして海に投じ給ひしに風止み浪靜まりて船安く著岸することを得たりきかくて上總より陸奥に入り給ふに船を浮べて葦浦より玉浦に出でそれより進んで蝦夷の境に至り給ふ夷會島津神國津神等竹水門に兵を屯めて皇軍を拒がむせしが遙に尊の船を望みて驚き怖れて皆弓矢を投じて服ひ從ひ奉りぬかくて尊は降れる會帥を俘となし日高見國より引返して歸途に就き給ひ常陸を経て甲斐に至りて酒折宮に駐り給ひ更にそれより武藏上野の地を歴て碓日坂に至り給ひし時東南を顧望して弟橘媛を懷ひたまふの情禁じ難く三歎して吾孀はやとのたまひきさてこれより別に吉備武彦を越國に遣してその地形の險易人民の順否を視察せしめ給ひ尊は進んで信濃國に入りたまふ翠嶺萬里山は峻しく路は遠し寒烟瘴霧そも幾度か尊の征袵を侵し奉りけむかへて嶮難を踏み破りて美濃に出で給ひしがこゝにて越路より至れる吉備武彦と

會し給ひそれより尾張に抵りて尾張の國造の女宮簀姫の家に宿り暫し此處に留らせ給へり既にして近江の膽吹山に暴神ありと聞き給ひ赴きて之を討たむとて發するに臨みてその佩かせ給へる神劔をば宮簀姫の御許に遺しとゞめ給へり然るに膽吹山の賊を討ちたまひし際に尊瘴霧毒烟にやいたく侵され給ひけむ遂に圖らざる病を是の際に得給ひて歩行さへ意に任せ給ふこと能はざるに至りしかば遂に伊勢の能褒野といふところに至りて崩れたまひぬるぞ悲しき時に御年三十崩するに臨みて尊遙に倭の故郷をしのびて感慨詠じたまはく倭は國のまほろばたくなつく青垣山こもれる倭し美しまた命の全けむ人は壘蕪平群の山のくま白檜の葉を警華に挿せその子嗚呼雲山萬里嶮難を冒して東西の征戰に當らせ給へるこの尊のその勞その功よ然かも功成り業遂げてまさに皇都に復命申さむとし給ふに當りてかく逆旅に崩殞し給へり雨や蕭々雲や漠々いかに尊の大御心の口惜しく且つは心残り多くおはしましけむよ尊崩するに先立ちてさきにその獲給へる俘囚を大神宮に獻じ給ひまた吉備武彦を倭につかはして天皇に奏せしめてのたまはく臣朝命を被りて遠く東夷を征せしに幸に神恩と皇威とによりて叛逆を服し甲戈を戢めて凱旋する事を得たりかくていづれの日に天朝に復命

申すを得むと、俟ち喜びてありしに、今かく曠野に病み臥して、空しくこの身を亡ひなむとす、たゞ悲しきは、一度天顔を拜すること能はざるにありと、天皇も亦尊の計をきゝ給ひて、哀惜追悼、實に一方ならず、羣臣に命じて、陵を能褒野に營ましめ給ひぬ、然るに、白鳥その兆域より飛び去りしかば、羣臣等、棺を開きてこれを視奉りしに、明衣のみ存して、屍骨は無かりしかば、乃ち使を遣して、かの白鳥の到り留れるところを尋ね求めしめ、倭の琴弾原に再び御陵を營めり、然るに、白鳥またこゝより飛び出で、河内の舊市邑に留りしかば、更にまた其の處に御陵を營めり、世にこの三陵を名付けて白鳥陵といふ、天皇また尊の功名を録へむが爲めに、その御名代部として、武部を定め給へり、日本武尊の御子、七男一女おはしましき、長は稻依別王にして、次は實に仲哀天皇におはします、日本書紀古事記、大日本史、さて又、尊の宮簀姫の許に留め給ひし、彼の草薙の神劍は、尊の崩後宮簀姫これを齋きまつりて、一社を設け、後尾張國造の族世々これを奉齋することゝなりぬ、これ實に今の官幣大社熱田神宮にてまします、日本書紀、延喜式古事類苑、

【倭姫命】 倭姫命は、垂仁天皇の皇女にして、御母は皇后日葉酢媛命なり、垂仁天皇の二十五年、さきに天照大御神に笠縫邑に奉仕し給へる、豊鍬入姫命、崇神天皇の皇

女に代りて、大御神に奉仕し給ふことゝなりぬ、倭姫命、この後、大神の神教により、大神を鎮め祭るべきところを求めて、まづ菟田の篠幡にいたり、更に近江國に入り、それより東の方美濃の地を廻りて、伊勢國に到りたまひしが、この時、天照大神、倭姫命に誨へてのたまはく、是の神風の伊勢の國は、常世の浪の重浪歸する國なり、傍國の可憐國なり、是國に居らむと欲すとありければ、倭姫命すなはち大神の御教のまにまに、大神の鎮りますべき地を、この伊勢國と定めて、齋宮を五十鈴の川上に興つ、これを磯宮と申し奉る、是れ實に掛けまくも畏き伊勢度會の皇太神宮にておはしますなり、次の景行天皇の御代に至りて、日本武尊、天皇の詔命をうけたまはりて、東夷征定の途に出で立たせ給ふや、尊、伊勢に抵りて、神宮を拜し、またその御姨倭姫命に辭したまへり、この時、倭姫命、天叢雲神劍をとり出で、かしくも是れを日本武尊に授けたまひて、慎みてな怠りそと戒め給ひし事は、日本武尊の條に載せたるところの如し、東夷既に平ぎて後、日本武尊は、さきにその獲たまへる俘囚を神宮に奉獻したまひしが、その後、夷虜喧騒にして、出入禮を缺きしかば、倭姫命、朝廷に奏して、蝦夷の神宮に近づけ奉るべからざる由を申し、因りてこれを御諸山に徙されき、日本書紀倭姫命世記、大日本史、



【山毘賣命】山毘賣また山姫とも書く、即ち山の神なり、山彦の男神なるに對して、これは女神なりとす、山姫の名は記紀等の古典に見ゆるところなしと雖も、中古以來の和歌文章等にその名多くあらはる、後撰和歌集、秋歌に、讀人知らず、わたつみの神の手向る山姫の幣をぞ人は紅葉といひける、千載和歌集、秋歌に、左京大夫顯輔、山姫にちへの錦を手向けても、散るもみち葉をいかでとよめむ、また源氏物語の總角に、山姫の染むる心はわかねども、移ろふかたや深きなるらむ、同じ枝を分けて染めける山姫に、何れか深き色と問はばやなど見えたる、其の他尚例多し、後撰集、千載集、源氏物語、類聚名物考、

【屋船神】屋船神とは、我れ等上中下の人々の造り住へる家々を護り幸はひ給ふ神にして、即ち木をば山に伐り採り、草をば野に蒔り採りて造り成したる家屋の全體の御靈と坐す神をいふなり、されど、この屋船神をば、更に言分けていふときは、屋船久久能遲命および屋船豐宇氣姫命の二神となるなり、久久能遲命は、古事紀に、木神久久能智神と記し、また日本書紀に、木祖句々廼馳と記されたる神にして、すべて家屋は、木材によりて造り成さるゝものなれば、この木神を以て屋船神と仰ぎまつるなり、また豐宇氣姫神は、稻穀を護り幸ひたまふ大神なり、されどこの神は、獨り稻

禾そのものののみを護り掌りたまふには、あらずして、亦實に廣く草のすべてをも掌りたまふ神にましますなり、そも我が國の家屋は、古へより木をもて造り、これを覆ふに草茅を以てするは、何人もよく知れる所なりとす、故に木神と、この草の事を知らしめず、豐宇氣姫神とを並べ仰ぎて、屋船神となす事、まことに其の理有りといはざるべからず、されば、延喜式に載せたる大殿祭の祝詞の中にも、天津日嗣所知、食須皇御孫之命乃御殿乎、今與山乃大峽小峽、爾立留木乎、齋部能齋祭乎、以伐採氏、本末乎、波山神、爾祭氏、中間乎、持出來、氏齋鉏乎、以齋柱立、氏皇御孫之命乃天之御翳、日之御醫、止造奉仕、禮流、瑞之御殿、汝屋船命、爾天津奇護言乎、以氏言壽鎮、白久、中略、平氣久、安氣久奉護、留神御名乎、白久、屋船久久遲命、屋船豐宇氣姫命、登御名乎、波奉稱、利、氏、皇御孫命、乃御世乎、堅磐常磐、爾奉護、利云々とあり、是れにて、屋船神の久久能遲豐宇氣姫の二神を總じて申す御名なる由を知るを得べし、上に引用せる文に、屋船久久遲命とありて、能の字を脱したれど、まことは、久久能遲命とあるべきなりと、賀茂翁の説に見えたり、さて、屋船神と申す御名の義は、屋は舍宅の事をいふこと、言ふまでもなし、かの宮といふも、實は御屋てふ義なり、布禰に船の字を充てたるは、借字なり、鈴木重胤翁の説に、布禰は大根といふ稱言なり、保は布に通ひ意は省かれたるにて、天

忍穂根尊などの如くに根と稱へていへるなりとあり、この説従ふべきか〔延喜式古事記、日本書紀、祝詞考、祝詞講義〕

ゆ

【湯彦友命】 湯彦友命は上野國群馬郡なる榛名神社にいはひ祭る神なりとして、諸國にもこの神を遷し祭れるが少からざれど、この神の御名、古典に見えず、或は彦湯支命の御名を誤り傳へたるに由るならむか、榛名山に建てたる元文中所置の萬年泉碑といふに、上野有榛名山、層幘重巒、險阻而盤回、西北嶺上、窪爲一泓池、濶數千畝、池之左路、通信州寔一大山嶽乎、山有祠奉祀元由彦命、命宇摩志麻治命、子相神武綏靖、後入山之窟、隱去乃薨矣とある。元由彦命といふは、正しく宇摩志麻治命の子彦湯支命を誤り傳へたるものなる事明かなり、而して、こは舊事大成經に出でたる偽言なりとは、世に定論有るところなりとす、なほ彦由伎命の項を見るべし〔舊事本紀、神名帳考證、大日本地名辭書〕

【由良比女大神】 由良比女大神とは、延喜式の神名帳に、隱岐國知夫郡由良比女神

社、名神大と見えたるに、いはひ祭れる大神にして、當社は隱岐國の一宮なり、仁明天皇の承和九年九月に、隱岐國和夫郡由良比女命神社を官社に列せられし由、國史に見えたり、祭神由良比女神と申すは、一説に、大己貴命の嫡后須勢理姫命なりともいひ、又、根國底國にます速佐須良比咩命とは、この神ならむといふ説もあれど、いづれも推論に過ぎず、また、鈴木重胤翁の如きは、由良比女神とは宗像三女神を總べ稱へたる御名なりといふ説を立てられたれど、未だ以て定説となすに足らざるが如し、〔延喜式續日本後紀、神名帳頭註、神祇志料、日本書紀傳〕

よ

【萬幡姫命】 〔萬幡千千姫命〕の項を見るべし、

わ

【若宇迦乃賣命】 若宇迦乃賣命は、穀物主宰の神なり、今も大和國廣瀨郡河合村に

鎮座し給ふ官幣大社廣瀨神社に齋き祀るは實にこの神にしてかの延喜式の廣瀨  
 大忌祭の祝詞にも廣瀨乃川合爾稱辭竟奉流皇神能御名乎白久御膳持須流若宇迦  
 能賣能命登御名者白氏云々と見えたり御名の若は稱へて言へる語宇迦は倉稻魂  
 神保食神の御名の宇賀宇氣とおなじく食と同語にて生民の食ひて生くべき穀物  
 のことなりこの神の穀物を主宰し給ふ事以て知るべし尙この神が穀物守護の大  
 神として古來上下の崇敬を受けさせ給ひし事は文德天皇の嘉祥三年七月策命使  
 をこの神の社に遣し給ひて讀ましめ給ひし宣命の中に古毛今毛風雨隨時比五穀  
 豐登之女天下平安爾天皇朝廷乎堅磐爾常磐爾護賜比助賜倍比申賜波久止申と見  
 えまた延喜式に載せたる廣瀨大忌祭の祝詞の中に皇御孫命能長御膳能遠御膳乃  
 赤丹能穗爾聞食乎皇神能御刀代乎始氏親王等王臣等天下公民能取作與都御歲者  
 手肱爾水沫畫垂向股爾泥畫寄氏取將作與都御歲乎八束穗爾皇神能成幸賜者云々  
 とありてこの神の佑護によりて皇室御料の御戸代田を始めとして王臣百官以下  
 天下の百姓の作らむその年の穀稻をば豊かに稔らしめ給はむことを祈請せらる  
 る字句見えたるにても之を知る事を得べし文德實錄延喜式古事記傳而してこの  
 若宇迦乃賣命を以て倉稻魂神と同一神なりとなすは殆ど古來の通説なるが如し

廣瀨社縁起にいはいはく竊以神代昔伊弉諾尊云々飢時生兒曰倉稻魂命此大忌廣瀨社  
 也又白若宇加乃賣命伊勢外宮分身也若宇迦乃賣命の倉稻魂命と同一神なるこ  
 とにつきては勿論記紀の中に何等その傳説なきも御鎮坐傳記倭姫命世記以下の  
 諸書皆これをいへり今その御名によりて考ふるもこの説蓋し信を措くべきが如  
 し若宇迦乃賣命は豐受毘賣神と同一神なり外宮の分身なりといふことにつきて  
 は豐受大神の項を見るべしなほ豐宇迦之賣命の此の神と同一神なるべきは二神  
 の御名によりて明かに知らる事なりとすなほ倉稻魂命の項を併せ見るべし  
 【若狹比古大神】若狹比古大神とは若狹國遠敷郡なる若狹彦神社にいはいひ祭る  
 大神にして上下二社に分れ比古神を龍前村に祭りて上宮といひ比賣神を遠敷村  
 に祭りて下宮といひこれを總稱して昔は遠敷明神とも稱せり延喜式の神名帳に  
 若狹國遠敷郡若狹比古神社二座名神大と載せたる即ち是れにして後本國の一宮  
 として遠近の崇敬淺からざりしが今は國幣中社に列せり祭神は即ち若狹彦神お  
 まひ若狹姫神三柱にしてこの彦姫二柱の神に就きては古來諸説あり或は彦火火  
 出見尊豐玉姬命の三柱なりといひ縁起神名帳頭注若狹郡縣志或は稚産靈命若沙  
 那賣神の二柱なりといひ神名帳考證或はまた彦火火出見尊玉依姬命の二柱なり

ともいへり「若狭國官社私考、神祇志料、稱徳天皇の寶龜元年、若狭國司を遣して、鹿毛馬一匹を若狭彥神に奉らしめ、平城天皇の大同元年に、神封十戸を充て給ひ、淳和天皇の天長六年に、和朝臣宅繼を以て、神主と定めたまへり、和朝臣は、大和國造の流にして、こは、彦火火出見尊の玉依姫命を娶りて生みたまへる、武位起命の後裔なりといへば、祭神の神孫なりと稱すべきなり、清和天皇の貞觀元年、從二位勳八等若狭比古神に正二位を授け、正三位若狭比咩神に、從二位を授け給ひしよし、國史に見えたり、この後、鎌倉時代に至りて、龜山天皇の文永二年に、神田寄進の事あり、伏見天皇の正應五年十月には、將軍久明親王、御教書を下して、異賊降伏の事を祈願せしめられし事あり、北海の濱に鎮座ありて、遠く遐域を望みたまへる神なれば、この祈願ありしは、理なりといふべし、若狭國神階記といふ書に、遠敷郡正一位勳三等若狭大明神、遠敷郡正一位勳三等若狭姫大明神と載せられたれば、共に極位に陞りたまへり見えたり、續日本紀、新抄格勅符抄、類聚國史、三代實錄、神階記、神祇志料、古事類苑

【和歌三神】 敷島のやまと歌の道を護りたまふ三柱の神をいふ、この三神につきては、古來諸説有りて、或は、表筒男命、中筒男命、底筒男命、すなはち住吉の三神を以て、和歌三神なりとなし、寶篋院殿住吉詣記などに、この御神住吉は、和歌の道に心ざし

深き人を、よくまもらせ給ふと、昔より言ひ傳へ侍り、ことに秀歌を好む人、此神にまゐりて、祈誓申せば、必ずその道にかなひけるとぞと記せり、和訓栞、諸神記、また、人丸明神、赤人天満宮を以て、和歌三神とあがむともいひ、類聚名物考、或はまた、住吉、玉津島姫、天満宮なりともいへり、橘憲自語といふ書に、和歌三神、住吉社、天満宮、玉津島姫社の三柱たる事、後奈良院宸記にあり、中御門宣胤卿など、此の御記の如くに、神號を染筆したまふ事、記に見えたり、と記せり、案ふに、住吉、玉津島、人丸を以て、和歌の三神と定むること、通説なるに似たり、千載和歌集に、長元八年、關白左大臣歌合し侍けるのち、左方のかた人、よろこびに住吉に詣て、歌よみ侍りけるに、左の歌にてよみ侍ける、大納言經輔、

住よしの浪も心をよせければ、むべぞ汀に立まさりけると見えたり、この歌によれば、當時既に、住吉神を以て、歌神となしたること知らる、玉津島姫社は、紀伊國海草郡和歌浦に在る社にして、中古以來、衣通姫命神にあらはれて、跡を垂れたまふ所なりとせり、立かへり、またも此の世に跡垂れむ、その名うれしき和歌の浦波といふ歌は、衣通姫命の示現ありて、詠みて示したまへるものなりなど、後世に言ひはやすに至れり、衣通姫命も、柿本人麻呂朝臣も、共に和歌の妙手にてありし上に、殊に人麻呂

朝臣の如きは、奈良朝時代の歌聖とまで稱へられたる人なれば、これを以て、歌道守護の神と崇め尊びたるは、理なりといふべし。千載和歌集古事類苑なほ「任吉大神」衣通姫命、柿本人麻呂卿の項を参看すべし。

【若木咋命】若木咋命と書きたる神の御名古書に見えず、恐らくは若山咋命の誤ならむと思へど、或はまた若木咋命と訓みて開嚙神の御事をいへるものなるかも知られず、若山咋命または開嚙神の項を見るべし。

【稚武主命】稚武主命といふ御名古書に見えず、稚武彦命の誤傳ならざるか、稚武彦命は、孝靈天皇の皇子にして、大吉備津彦命の異母弟なり、古事記に若日子建吉備津日子命と記せる即ちこの命なり、この命は、御兄大吉備津彦命と共に、吉備國の地方を征定鎮撫したまひて、かの地にとゞまり給ひ、よりてその胤裔永くかの地方に繁延し給へり、古事記の孝靈天皇の條に、大吉備津日子命と若建吉備津日子命とは、三柱相副して、針間播磨の氷河之前に忌倉を居る、針間を道口として、吉備國を言向け和したまひき、故れ此の大吉備津日子命は、吉備上道、臣の祖なり、次に若日子建吉備津日子命は、吉備下道、臣笠、臣の祖なりと見えたる、即ちこの命の上の御事なりとす、なほ、日本武尊の御子に、稚武王御母は、兩道入姫皇女、および稚武彦王御母は、弟

橘媛おはしませり、いはゆる稚武主命とは、この中のいづれかを誤り傳へたるにて、もあらむか、古事記、日本書紀

【稚日女命】この神の御事につきて、日本書紀神代卷の一書に、稚日女尊齋服殿に座しまして、神の御服を織り給ひしに、素盞鳴尊之を見そなはして、則ち班駒を逆剝にはぎて、殿の内に投げ入れ給ひしかば、稚日女尊、大に驚き給ひて、機より墮ち、持たせる椽もて、體を傷らしめて、神退ましぬと記せり、この神の出自につきて、釋日本紀に引ける私記に、私記曰、問、是何神哉、答、當是天照大神之御子矣、とありて、この稚日女命を以て天照大神の御子なりとなせど、舊事本紀に、稚日女尊者、天照大神之妹也と見え、また、天野社傳に、丹生大明神、丹生津姫尊者、天照皇大神之御妹、稚日女尊也とも見えて、いづれも、この稚日女命を以て、天照大神の御妹なりとせり、また、播磨風土記にも、國堅大神之子、爾保都比賣命と見えたる、爾保津比賣命は、即ち丹生津姫命の御事にして、國堅大神とは、この國土を修理固成したまひし伊弉諾伊弉冉の二神の御事なる事疑なければ、稚日女命を以て、天照大神の御妹なりとなす、舊事本紀の傳へは、疑なきに似たり、さて、この神を稚日女と申し、は、御姊にておはします、天照大神をば、大日靈貴と申し奉りし、大に對して、稚といへり、じものなるべし、日女

の二字は、飯田武郷翁の説に、ひめと訓むべし、ひるめと訓むべからずといはれたれど、書紀の古訓に従うて、ひるめと讀む事、差支なかるべし、神功皇后の新羅を征し給ふや、この神靈驗を示現し給へり、皇后新羅の征服を終へて、筑紫に凱旋あり、次いで船して難波に歸り給はむとするや、皇后の御船務古之水門の邊にして、進み給ふこと能はず、この時、稚日女尊誨へてのたまはく、吾は活田長峽國に居らむと欲す、よろしく海上五十狹茅をして、われを祭らしむべしと、乃ち神誨のまゝに、この神を活田の地に、いつき祭り給へるもの、即ち後の生田神社なりとす、この神社は、延喜式の神名帳に攝津國八部郡生田神社名神大と見えたる社にして、現今官幣中社に列す、清和天皇の貞觀元年、攝津國正五位上勳八等生田神に從四位下を授け奉り、貞觀十年十二月、更に從三位を加へ給ひし由、國史に見えたり、日本書紀舊事本紀釋日本紀、播磨風土記延喜式三代實錄、日本書紀傳

【若山咋命】若山咋命は、大年神の御子、羽山戸神の御子なり、御母は大氣都比賣命なり、されば素盞鳴神には曾孫に當り給へり、

素盞鳴傳

大年神 御母は神大市比賣命

大山咋神

御母は天知迦流美豆比賣命

羽山戸神

御母同上

若山咋神

御母は大氣都比賣命

若年神

御名の義、若はまた稚と書けるとおなじく、大に對する稱にして、この神の御伯父に、大山咋神ましませば、それに對へて若とは負ひ給へるなるべしと、本居宣長翁は言はれたり、鈴木重胤翁の説に、大山咋命の御名の咋といふことは、鑿り開くといふ意にて、山咋とは、山を鑿り開かせ給ひしより、負ひ給へる名なるべしと言はれたるに據れば、この若山咋神も、山澤を開拓し、民居を定め給ひし御功績ましましより、かく御名は負ひ給へりけむ、御父の羽山戸神も、山里をまり開きて、民の住むべき處を成し作り給へる御功德ましましけむと思はるれば、この若山咋神も、必ずや然かおはしましけむ、古事記古事記傳、日本書紀傳

【稚産靈神】この神の御名を、日本書紀には稚産靈と記し、古事記には和久産巢日神と書けり、古事記の所傳によれば、伊弉冉神、軻遇突智を生み給ひて、後病臥し給ひけるとき、この和久産巢日神生れ出でたまへり、而して、この神の御子、即ち豐宇氣毘賣神なりと見えたり、然るに、日本書紀の所傳は、これに異なりて、軻遇突智神、埴山姫に娶ひて、この稚産靈を生み給へりといひ、なほ此、神稚産靈頭、上生靈與桑臈、中生



五穀と記せり、さて、この書紀の文に、この神の頭または臍の中に、五穀蠶桑を生じたまへり、と見えたるが如くに、この神は、穀物養蠶の事を護り掌りたまふ神にておはせり、御名を稚産靈と申し奉れる産靈といふは、高皇産靈神産靈火産靈などいふときの産靈とおなじく、物の成り出づる靈異の徳を具へさせ給へるよりの御名なり、また稚とは、平田翁の説に、稚は借字にて、美稱にあらず、宇氣または宇訶と通ひて、食産靈なるべしといはれたり、この神は、火神、阿耨突智土神、埴山姫の間に生れ出で給へる神なりといふ傳有るによりても、また、この神の御子に豊受毘賣大神の生れ出でさせ給へるによりても、この神の稻穀成生の事を掌りたまふ神におはしますこと、知らるゝなり、古事記、日本書紀、古事記傳、古史傳、日本書紀通釋、延喜式の神名帳に、大和國城上郡卷向坐若御魂神社、大あり、蓋しこの神をいはひ祀れるものなるべし、清和天皇の貞觀元年正月、卷向坐若御魂神に從五位上を授けたまへる事、國史に見えたり、三代實錄、神名帳考證、

【別雷命】 鴨別雷神の項を看るべし、

【度津大神】 度津大神とは、今も佐渡國佐渡郡羽茂本郷村に鎮座したまふ度津神社にいはひ祀る大神なり、この社は、延喜式の神名帳に、佐渡國羽茂郡度津神社と見

えたる社にして、後當國の一宮たり、現今國幣小社に列す、祭神は五十猛命にてまします、日本書紀を案するに、五十猛命はじめ素盞鳴尊に從ひて新羅に到り、復た東に海を度りて、還りて出雲に抵りたまひ、後に紀伊に渡りたまへり、度津の號は、或はこれに由れるならむか、一説には、度津神は海童神なりともいへり、神名帳考證に、度津神社、海童神、隱岐國知夫郡和多須神同乎、といへる是れなり、日本書紀、延喜式、神名帳頭註、大日本史、神名帳考證、なほ、五十猛命の御事歴につきては、別にその項有り、就きて見るべし、

【綿津見神】 綿津見神は海神なり、本居宣長翁の説に、綿は海津は助辭にして、見は毛知の約りたるにて、海津持てふ意なり、山を主はきたまふ山神を山祇といふが如くに、この神は海を持ちたまふ故に綿津見とは申すなりと云へり、わたつみの字に充つるに、古事記には綿津見の三字を以てしたれど、日本書紀には、少童とも、また海童とも、或はまた海神とも書けり、また新撰姓氏錄には、綿積とも、和多罪とも書けり、この神の出自に就きては、古事記に、伊邪那岐命、伊邪那美命二柱命云々、既生國竟、更生神云々、次生海神名大綿津見神と記せり、また日本書紀にも、伊弉諾尊與伊弉冉尊共生大八洲國云々、又生海神等、號少童命と記せり、大綿津見神の大は、美稱なること、

いふまでもなし、古事記および日本書紀の傳ふるところによれば、この後、伊弉諾尊筑紫の日向の橘、小門の阿波岐原にいであつて、禊祓を行ひたまひしが、その折に、底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神の三柱の神、成り出給へり、この三柱の綿津見神も、前記の大綿津見神とおなじく、その職能は、海を主はき護り掌りたまふ神にはおはしませど、尙おのづから別神にておはします事、その成り出給ひしときを異にせるにて知るべし、また彦火火出見尊の妃となり給へる豊玉姬命、および其の御妹にして、鷓鴣草葺不合尊の妃となり給へる玉依姬命は、海童の神、豊玉彦命の御女なるよし、古事記、日本書紀に傳へたり、されど、この海童神または海神といふは、また前記の綿津見神とは、全く別神にして、海童國を治め主はき給へる神なり、さて、この綿津見神をいはひ祭れる大小の神社、諸國に少からず、中に就きて、備後國鞆郡沼名前神社と見えたる社にして、現今國幣小社に列せり、古事記、日本書紀、古事記傳、延喜式、古事類苑、なほ、底津少童命、中津少童命、表津少童命の項をも參看すべし、

【海童神】 綿津見神におなじ前項を見るべし、

【綿津見豊玉姬命】 豊玉姬命の項を見るべし、

【渡邊綱】 渡邊綱は、源賴光の部將なり、驍勇を以て稱せられ、平貞道、平季武、および公時と相並びて、世に賴光の四天王と稱せられたり、綱の祖父は、武藏守に任じ、父宛は、箕田源次と稱せり、綱、源敦仁、明天皇の裔の子養するところとなりしが、養母、攝津の渡邊に居りしによりて、綱は、渡邊を以てその氏となせりといふ、尊卑分脈太平記、大日本史、案するに、綱の祖父は、武藏守となりて、武藏の箕田郷に居り、その子宛、また、箕田源次と稱せしによりて、見るに、綱また、始め、箕田の地に人となりて、箕田を名告りしに相違なし、而して、その渡邊を稱するに至りしは、賴光の家來となりて、京に上り、源敦が養子となりて、渡邊の地に居りしよりの事なる事上に記したるが如し、なほ、武藏守、箕田仕の項を併せ見るべし、

【和豆良比能宇斯能神】 この神の御名をば、古事記には、和豆良比能宇斯能神と記し、日本書紀には、單に、煩神と記せり、伊弉諾神、黄泉國より還り給ひ、吾は、いなし醜めき穢き國に到りて、汚穢を得つとて、筑紫の日向の橘、小門の檍原といふに至りて、禊祓を行ひたまひけるが、先づ、その帯ばせ給へる衣裳冠禪帶杖を投げうちて、穢を拂ひ淨め給ひしに、その御衣を投げ棄ち給へる時、成り出給へる神、即ちこの和豆良比能宇斯能神なり、古事記傳に、和豆良布は、物に障り滞る意なり、また病むを云ふも、病

にさへられて、清々しからぬ意なりと見えたるが、鈴木重胤翁は和豆良比は吾著有合にて、我に列り著きたる病を云ふなりとて、この神を以て病神なりと断定せられたり、「古事記古事記傳、日本書紀傳」

系

【圓珠庵下川大人命】 圓珠庵契沖阿闍梨は大阪の人なり、字は空心、本姓は下川氏にして、父を下川元全といふ、その祖父又右衛門元宣は、加藤肥後守清正に仕へて、五十石を食みたりしことあり、その父元全は、攝津尼ヶ崎の城主青山幸利に仕へて、祿二百五十石を食めり、契沖は、實にその第三子に生れたる人なり、寛永十七年を以て生る、幼にして博學強記なり、年十一歳の時、出家して攝津國今里の妙法寺に入り、手定師に師業し、修業大に成る、既にして擅越の爲めに請せられて、攝津國生玉の曼茶羅院に住することとなり、なる時に寛文三年なり、されども、その地の熱鬧なるを厭ひ、去りて四方を漂遊し、後居を池田川の邊に卜して、こゝにて國史舊記を讀み、歌書を究め、詠歌を事とすること、前後約二十年に及ぶ、偶々妙法寺の舊師丰定寂せしかば、契

沖その遺命によりて、妙法寺に住することとなり、かの萬葉集を講讀し、遂に萬葉代匠記二十二卷を著はされしは、實にこゝに居たまひし間の事なりといふ、契沖の妙法寺を住持する事となりしは、一はその舊師の遺囑にも由れど、また一には、其の母の今里に居ましくに由れるものなり、然るに、其の後母病みて歿せられしかば、契沖は、更にその居を難波の東高津の地に移し、こゝに圓珠庵を營み、俗客を絶ちて、清修自適し、専ら古語の研究に従事せられしが、元祿十四年、年六十二を以て遂に遷化し給ひき、その著はされたる書萬葉代匠記二十二卷、和字正濫抄五卷、古今餘材抄二十卷、百人一首改觀抄五卷、厚顔抄三卷、雜記一卷等にして、その専ら力を盡されたりしは、古歌古文の注釋にありしが如しといへども、我が國に於ける、古學研究の端緒は、故にこの契沖阿闍梨によりて開かれたるものと謂はざるべからず、されば、本居宣長翁は、その著初山踏において、契沖は、うし、歌書に限りてはあれど、此道すぢを開きそめたり、此人をぞ此の學びのはじめの祖とも云ひつべきといひ、また古事記傳の中に、凡て古學の道は、此僧よりぞかつくも開けそめける、いととも有りがたき功になむ有りける」と稱へられたり、また本居大平翁は、難波にしもありける契沖のうしの功より、神道のあらはれそめける事よとて、我が復古神道の學派も、實は

この契沖阿闍梨の率先して古學研究の道を興されたりしよりははじまれるものとせられたりしは、決して誣言にはあらずといふべし。さてこの契沖阿闍梨の功によりて、一度曙光を揚げたりし古學研究は、次の荷田春滿大人の出でたまふに及びて、進んでわが古道の研究となり、遂に國學の鬱然たる興起を見るに至りしものなり。阿闍梨の我が國學史上に於ける功績實に大なりと謂ふべきなり。

【遠藤兵内】 神社明細帳によるに、明和元年朝鮮の使節來朝のとき、許多の傳馬人費賦課ありて、民力に堪へず、時に遠藤兵内といふ人、傳馬廢止の儀を訴へ、爲めに刑に就けりと雖も、朝鮮人江戸來聘を長崎にて應接するに止められ、元費省略せらるゝに至る、遠近の士民、兵内の功勞を賞譽し、永々これを崇敬し來りしが、文久三年十一月十一日、神祇伯王白川殿の許可を得て、これを靈社としてまつることとなり、今、兒玉郡關村社若宮八幡神社の境内四社の内、關兵内靈社としてまつれるは、即ちこれなりといへり。

を

【岡部眞淵大人】 岡部眞淵大人は、國學の四大人の中の一人として、皇國學びのわざにたゞさはる人々の、均しく仰ぎまつるところなり。大人、元祿十年を以て遠江國敷智郡岡部の郷に生る、通稱は參四、後改めて衛士といふ。後年、縣居を以てその號とせられしかば、世に縣居翁または縣居大人と稱せり。その出自は、遠く神魂命の孫建角身命より出で、從五位下賀茂成助の末裔たり。その家世々岡部の新宮の神主にして、大人の父を定信、母を竹山氏と云ひ、大人は、其の季子に生れ給へり。大人、幼にして、其の姉、聳にして父の名跡を嗣げる政盛といふ人の養嗣子たりしが、後その家を去りて、僧たりむと志し給ひしかど、父母聽されざりしかば、その同族にして神職たる政長といへる人の、養子となられき。されど、その妻、女、歿せし爲め、また此の家を去りて、濱松の本陣梅谷甚三郎方良といふ人の、養子となり給へり。大人は、幼より聰明の資おはせしが、そのはじめ、研修せられしところは、矢張他の諸學者の如くに、漢籍詩文にてありき。後漸くその心を古學に傾けられしが、その始めて京に上りて、荷田東麻呂翁を師とせられしは、享保十八年、大人が年三十七歳の時にてありき。はじめ、眞淵大人、その養家に在りて、日夕心を讀書に潜め、家事を治められざりしかば、養父之を見て、私に心よしとせざりき。大人の妻、大人に告げていはく、今君の才を見る

に、決して一逆旅の主人に甘んずべき人にあらず、妾幸に一男兒あり、これを撫養せば、以て家を嗣がしむるに足らむ、願はくば君自ら終身の策を決して、名を天下に擧げたまへばと、眞淵大人よりて意を決して家を去り、京に上らるゝ事となりぬ、この妻女は、この後堅くその節を守り、永く家事を治めたりといふ、さて、大人の荷田翁の門に入られしは、享保十八年にして、元文元年七月、荷田翁の歿せらるゝまで、其の間僅に四箇年に過ぎず、されど、大人は學問の道には素より凡ならず、智深くおはせしかば、數多き荷田門の人々の中にて、嶄然として其の頭角を顯し、その正意をば傳へ得られたるは、げに出藍の譽ありとも言ふべからむ、かくて、荷田翁既に歿し給ひしかば、大人は、元文二年に、一度故郷濱松に歸り、翌元文三年に、江戸に出で、村田春道（春海の父）として、これも古學に心を寄せたる人の家に、暫時寓居せられしが、後に橘枝直千蔭の父の招きにて、その近隣に卜居して、これより盛に古學の開拓に力め給へり、是の頃、江戸にありては、荻生徂徠既に歿し、室鳩巢亦逝き、伊藤東涯また世を去りて、さしにも旺盛なりし江戸の儒林は、今や寂寥の感なき能はざる時にてありき、かかる時に、わが眞淵大人は、高く皇國の古學を標榜して、其のかねて蘊蓄し給へる學識を披瀝せられし事として、名聲忽ち遠近を風靡し、天下の俊才は争うて其の門に集

る事となりぬ、が、此の程に、延享三年に至りて、田安侯徳川宗武、大人の碩學なるを慕ひて、これを招聘して侍臣となし、給するに、廩米を以てして、講論研鑽の任に當らしめられたり、蓋し眞淵大人の成功の一半は、これを田安侯の幫助にありといふも、敢て過言にはあらざるべし、而して、大人を田安侯に推舉せしものは、實に、これより先、田安侯に仕へ居たりし、荷田在滿翁（東麻呂翁の養子）その人なりきといふ、かくて、大人の博覽強記にして、識見卓抜なりしは、深く田安侯の信任する所となり、これより、侯の寵遇甚だ厚かりき、されば大人は、これより田安侯に仕ふること、前後十又四年、その間、入つては侯に侍し、出で、は門弟子を教化し、著書執筆に從事せられけるが、寶曆十年、その家督を養子定雄に譲りて、自らは致仕し、大人時に六十四歳、これより、は、單に學者としての生活に入りたまふ事となれり、かの、伊勢松坂において、はじめ、本居宣長大人に會ひて、其の入門を許されたりしは、實に寶曆十三年、大人が、村田春郷、春海等と共に、大和に遊び、山城伊勢をめぐりて、五月、松坂の逆旅に一宿せられたりし折の事なりとす、これより後の大人は、専ら力を講説著作に向つて傾注せられ、天明和元年秋、居を濱町に移して、縣居と號せり、この事につきて、賀茂翁家集の手蔭の序文の中に、縣居とは、庭を田居のさまに作りて、賀茂のかばね（縣主）にも由

あればとて、みづから家の號におほせられたるなりけりと見えたり、かくて筆硯ま  
 ずまず健かに静かに晩年を送られるが、明和六年十月晦日を以て遂に身まかり  
 給ひぬ時に年七十三、墓は品川の東海寺にありて、其處に享和元年三月橋千蔭が自  
 ら撰文して書きたる碑、今も立てあり、法名は玄珠院眞淵義龍居士なり、大人一人なり  
 沈毅にして、博覽強識、精力絶倫なり、而して其の自ら任ずる事極めて高く、抱負頗る  
 遠大なりき、嘗て言はれしは、かの契沖は、新墾しつれども未だよく播種せずして逝  
 きたりき、東麿太人は、歌のみならず、千々の書どもを、開拓せられたる、功績甚だ多し  
 と雖も、未だその果を收むるに至らずして失せ給ひぬるぞいと口惜しきとて、自ら  
 その收穫大成の功を收むるを以て任せられたり、大人が古語を究め、古歌古文を研  
 究して、我が古文學の研鑽復興に力を用ひ給ひ殊に萬葉集の研究には、極めて至り  
 深くおはして、その詠歌も、主として萬葉調によりて、當時他に比類なき一種の格調  
 を鼓吹せられたるは、我が國古文學の研究と復興とを促進する上に、與つて極めて  
 力有りし事、もとより言ふ迄もなき事ながら、太人の古語古文の研究は、實はその古  
 代史研究の階梯にして、大人は、これによりて、更に進んで、わが神代の研究に進み入  
 り、よりて以て我が國固有の大道を闡明せむと期せられたるものなり、而かも、縣門

の學風は、概して歌文を主とするに傾き、大人が古道講明の大目的は、後大人の門下  
 より出で、出藍の譽高き本居宣長大人によりて大成せらるゝ事となりたり、眞淵  
 大人の門に學びし英才俊髦、その數少からず、本居宣長大人をはじめとして、村田春  
 海、橋加藤千蔭、加藤宇萬伎、荒木田久老、楫取魚彦、建部綾足、堀保己一等、篤學卓抜の士  
 彬々としてその門より出で、是れより皇國學びの道、大に起りぬ、大人の著書亦甚だ  
 多し、冠辭考、萬葉考、續萬葉論、續萬葉祕說、源氏物語新釋、古今集打聞、伊勢物語大意、祝  
 詞考、百人一首古說、五意考、神樂歌考、催馬樂考、賀茂翁家集等、その數凡七十部、百數十  
 卷に上れり、賀茂翁家傳、縣居翁年譜、賀茂眞淵全集

【小島神】 御事歴明かならず、

【小若子神】 小若子神は、酒解神、酒解子神、および大若子神と共に、四柱相並びて、山  
 城國葛野郡なる梅宮神社にいはひ祭る神なり、この梅宮の四座の祭神に就きては、  
 古來諸説有りて、大若子神は、伊勢の度遇の神主の遠祖加夫良居命をまつれるもの  
 にして、小若子神は、その弟にたまはせりといふ説も有り、また、小若子神すなはち  
 彦火火出見尊なりといふ説もあれど、いづれも典據明かならず、要するに、梅宮に祭  
 る四座の神は、橘氏の氏神にましますとの外は、多くを知る事能はず、仁明天皇の承



和三年に、元位承若子神に、從五位下を授け給ひ、承和十年に、從四位下を加へられ、清和天皇の貞觀元年に、正四位上に叙し、貞觀十七年に、他の三座の神とひとしく、從三位を授け賜り、また醍醐天皇の延喜十二年に至りて、梅宮神に、正三位を賜りしよし、國史に載せたり、尙、この後、高倉天皇の治承四年に、この梅宮の神に、正一位を奉られしよし、二十二社註式に見えたり、延喜式續日本後紀、三代實錄、日本紀略、二十二社註式、神社啓蒙、豊秋津島下定記、古事類苑、なほ、梅宮の神と橘氏との關係につき、酒解神の項を看るべし、

附記

本書に記載したる諸神名の外に、本縣の神社明細帳には、北極星石體二座、疱瘡癘鬼式内當國四十四座之神、延喜式内三千一百三十二神、明治十年鹿兒島暴徒御征討之際戰死者之靈、戰死者二十一名之靈を擧げたるも、これには解説せざる事とせり

埼玉 縣下 諸社祭神御事歴 終

こたび、本縣下大小の諸社に鎮座したまふ祭神の御事歴書を編纂して、これを刊行するに至りしは、其の趣旨、これを以て、諸社に奉仕する神職諸君の参考に資せんとするにある事は、言ふまでもなく、また一つには、これによりて、其の氏子および崇敬者をして、各自の崇仰歸敬する諸神の御事歴および御神徳を知悉することを得しめ、よりて、其の秩序有る敬神の信念をば、いやすますに増進發揮せしめむとするにあるなり、  
惟ふに、本縣下の諸社には、ひ祭る諸神は、我が帝國の殆ど全土にわたりて分布し給ふ神祇を網羅せるが如くなれば、本書は、また一面においては、全國の重なる神祇の御事歴書なりと

も謂ひつべきなり、されば本書を精讀せば、これによりて、我が國神祇の御事蹟を審にする事を得るのみならず、亦以て我が敬神崇祖のゆゑよしを明かにする事を得、よりて、ますます我が國體の精華を宣揚することを得べからむ。

大正元年十一月 埼玉縣神職會

埼玉縣下諸社祭神御事歴索引

あ

吾我津比賣命	天疎向津姬命	天熊大人
飽昨宇斯命	天津神國津神	天明玉命
秋津彥美豆櫻根大人命	天神七柱命	天石樟船命
秋山新藏人光政	天神七代命	天磐戶別尊
淺間大神	天津彥根命	天鈿女命
葦原醜男命	天津日高彥火瓊瓊杵尊	天上春命
脚摩乳命	天津日高彥火火出見尊	天忍穗耳尊
阿蘇姬命	天照大神	天香山命
吾田鹿葦津姬命	天照大神御子五柱命	天櫛明玉命
味耜高彥根命	天照大御神	天兒安彥命
安仁大神	天照大御神之御子五男	天兒屋命
粟鹿大神	神	天下春命
安房大神	天照大日靈尊	天手力男命
敬國大神	天照皇大神	天手長比賣命
	安閑天皇	天手長男命
	安徳天皇	天棚機姬命
		天種子命

天豐玉命……………三  
 天羽槌男命……………三  
 天日鷲命……………三  
 天太玉命……………三  
 天穗日命……………三  
 天目一箇神……………三  
 天真一根神……………三  
 天之水分神……………三  
 天御中主尊……………三  
 天御柱神……………三  
 天萬栲幡千幡姬命……………三  
 天稚皇產靈尊……………三  
 吾屋惶根尊……………三  
 活穢神……………三  
 活玉依媛命……………三  
 活津彥根命……………三  
 生產日神……………三

生魂神……………三  
 生產靈神……………三  
 伊子親王……………三  
 伊弉諾尊……………三  
 伊弉冉尊……………三  
 伊佐波登美神……………三  
 去來穗別命……………三  
 石凝姥命……………三  
 石上大神……………三  
 五十猛命……………三  
 市杵島姬命亦御名狹依毘賣命……………三  
 出雲大神……………三  
 稻背脛彥命……………三  
 稻田姬命……………三  
 磐裂神……………三  
 磐長姬命……………三  
 齋主神……………三  
 磐麻呂卿……………三

磐余彥尊……………三  
 伊吹戶主神……………三  
 今木神……………三  
 今宮大神……………三  
 彌足功績道根大人命……………三  
 伊夜比古大神……………三  
 伊豫親王……………三  
 伊和大神……………三  
 倉稻魂命……………三  
 宇賀能賣命……………三  
 宇賀比賣神……………三  
 鷓鴣草葺不合尊……………三  
 保食神……………三  
 宇佐八幡神……………三  
 牛御子神……………三  
 表筒男神……………三  
 表津少童命……………三

表津小龍命……………三  
 厩戶皇子……………三  
 渥土彥尊亦御名渥土根尊……………三  
 宇倍大神……………三

應神天皇……………三  
 淤迦美神……………三  
 興玉命……………三  
 興津甲斐辨羅神……………三  
 興津彥命……………三  
 興津姬命……………三  
 瀛津島姬命……………三  
 氣長足姬尊……………三  
 弟橘媛命……………三  
 大麻比古大神……………三  
 大荒明神……………三  
 大雷神……………三

大市姬命……………三  
 大國主神亦御名大己貴命……………三  
 葦原醜男神八千戈神……………三  
 大國玉神顯國玉神……………三  
 大口真神……………三  
 大宜都比賣神……………三  
 大鷦鷯尊……………三  
 大地主神……………三  
 大年神……………三  
 大戶之道尊……………三  
 大戶之邊尊……………三  
 大和氣命……………三  
 大鳥大神……………三  
 大直日命……………三  
 大己貴命亦御名大國主神……………三  
 葦原醜男神八千戈神……………三  
 大國玉神顯國玉神……………三  
 大日靈貴尊……………三  
 大戶比賣命……………三

大禍津日神……………三  
 大麻止乃豆乃天神……………三  
 大御膳都神……………三  
 大宮能賣命……………三  
 大宮比賣命……………三  
 大物忌神……………三  
 大物主櫛毬玉命……………三  
 大物主神……………三  
 大屋津姬命……………三  
 大屋毘古神……………三  
 大屋毘古神……………三  
 大山咋命……………三  
 大山祇神……………三  
 大山祇神……………三  
 大若子神……………三  
 大綿津見神……………三  
 大男迹命……………三  
 面足尊……………三  
 恩兼命……………三

高良玉垂大神……………二五  
 香山戶命……………二五  
 柿本人麻呂卿……………二五  
 角行靈神……………二六  
 軻遇突智神……………二六  
 鹿兒島大神……………二六  
 惶根命……………二七  
 鹿島大神……………二七  
 春日大神……………二七  
 加藤清正……………二七  
 香取太神……………二七  
 金鑽神……………二七  
 金山彥命……………二七  
 金山姬命……………二七  
 金井新左衛門外九士之靈……………二七  
 河榮姬命……………二七

河原太郎……………二七  
 河原次郎……………二七  
 皇祖奇御木野命……………二七  
 神祖熊野大神櫛御氣野命……………二七  
 鎌倉權五郎景政……………二七  
 鎌倉權五郎景政姊君……………二七  
 鎌倉權大夫景成……………二七  
 鎌倉太郎景安……………二七  
 竈神……………二七  
 神魂神……………二七  
 神吾田津姬命……………二七  
 神靈真柱大人命……………二七  
 神皇產靈尊……………二七  
 神日本磐余彥尊……………二七  
 加茂大神……………二七  
 鴨別雷神……………二七  
 萱野姬命……………二七  
 韓神……………二七

韓姬命……………二七  
 杵築大神……………二七  
 木保神亦御名御井神……………二七  
 木祖大神……………二七  
 吉備公……………二七  
 吉備大臣……………二七  
 吉備津大神……………二七  
 吉備津彥命……………二七  
 木船大神……………二七  
 貴船大神……………二七  
 久延毘古命……………二七  
 久久能智神……………二七  
 菊理媛命……………二七  
 草野姬命……………二七  
 奇稻田姬命……………二七

櫛石窓神……………二七  
 櫛玉饒速日神……………二七  
 櫛名田比賣命……………二七  
 櫛麻知命……………二七  
 櫛瑤玉命……………二七  
 櫛御氣野命……………二七  
 櫛御玉野命……………二七  
 櫛八玉神……………二七  
 樟日命……………二七  
 九頭龍神……………二七  
 久度神……………二七  
 久那斗神……………二七  
 國足八十言靈大人命……………二七  
 國津神命……………二七  
 地神五代命……………二七  
 地神五柱尊……………二七  
 國狹槌尊……………二七  
 國底立尊……………二七  
 國常立尊……………二七

國之水分神……………二七  
 國御柱神……………二七  
 熊野神祖奇御氣野命……………二七  
 熊野加武呂命……………二七  
 熊野櫛樟日命……………二七  
 熊野久須美命……………二七  
 熊野大神……………二七  
 熊野夫須美神……………二七  
 闇麗神……………二七  
 栗山潛鋒先生……………二七  
 黒田豊前守……………二七

五行尊神……………二七  
 五藏尊神……………二七  
 木魂神……………二七  
 事解之男命……………二七  
 事代主命……………二七  
 事麻知大神……………二七  
 木花開耶姬命……………二七  
 駒形神……………二七  
 小松重盛公……………二七  
 高麗王若光……………二七  
 兒養壽命……………二七  
 籠大神……………二七  
 酒解神……………二七  
 酒解子神……………二七  
 榮豐毘賣神……………二七

坂上田村麻呂……………二四  
 前玉彥命……………二四  
 前玉姬命……………二四  
 鷲姬命……………二七  
 西塞多大神……………二七  
 佐太彥神……………二八  
 早良親王……………二八  
 佐原太郎佐原次郎……………二九  
 寒川大神……………二九  
 狹依毘賣命……………二九  
 猿田彥命……………二九  
 食行靈神……………三〇  
 醜男命……………三〇  
 下照姬命……………三〇  
 倭文大神……………三〇  
 級長津彥命亦御名級長戶邊命……………三〇

志那津比賣命……………三〇  
 級長戶邊命……………三〇  
 神功皇后……………三〇  
 神武天皇……………三〇  
 下河邊長流大人……………三〇  
 聖武天皇……………三〇  
 社宮司神……………三〇  
 白髮武廣國押稚日本根子天皇……………三〇  
 白山比咩命……………三〇

須勢理毘賣命……………三〇  
 崇德天皇……………三〇  
 崇道天皇……………三〇  
 沙土煮尊亦御名沙土根尊……………三〇  
 任吉大神……………三〇  
 皇大神……………三〇  
 水月庵服部大人命……………三〇  
 清寧天皇……………三一  
 清和天皇……………三一  
 瀨織津比咩命……………三一  
 泉州住吉神……………三一  
 惣吾靈……………三一  
 贈大納言源義公命……………三一  
 底筒男命……………三一

以上上卷

底津少童命……………三七  
 底津小龍命……………三八  
 衣通姬命……………三八  
 高靈神……………三三  
 高加茂大神……………三三  
 高木神……………三三  
 高瀨大神……………三三  
 高照比賣命……………三三  
 高機姬命……………三三  
 高彥根命……………三三  
 高姬命……………三三  
 高御魂命……………三三  
 高皇產靈尊……………三三  
 高望王……………三三  
 湍津姬命……………三三  
 田霧姬命亦御名瀛津島姬命……………三三

栲幡千千姬命……………三三  
 栲幡千幡姬命……………三三  
 健甞龍命……………三三  
 武金日天皇……………三三  
 武內宿禰命……………三三  
 建速須佐之男神……………三三  
 武夷鳥命……………三三  
 武比良鳥命……………三三  
 建部大神……………三三  
 武甕槌神亦御名建御雷之男神……………三三  
 建御名方神……………三三  
 田心姬命……………三三  
 手白香姬命……………三三  
 多田南嶺先生……………三三  
 多田滿仲……………三三  
 手力雄神……………三三  
 橋逸勢……………三三

橋媛命……………三三  
 龍田大神……………三三  
 多都乃神……………三三  
 帶刀義賢……………三三  
 平重盛……………三三  
 平將門……………三三  
 玉前大神……………三三  
 玉垂神……………三三  
 玉留魂神……………三三  
 玉積產日神……………三三  
 玉祖大神……………三三  
 玉與姬命……………三三  
 玉依姬命……………三三  
 田村大神……………三三  
 帶長日子天皇……………三三  
 足魂神……………三三  
 足產靈神……………三三

秩父彦命……………三〇四  
 秩父姫命……………三〇五  
 仲哀天皇……………三〇六  
 治由保命……………三〇六  
 月神……………三〇六  
 月輪兼實……………三〇六  
 撞賢木嚴之御魂天疎向  
 津姫命……………三〇七  
 衝立久那止命……………三〇七  
 月讀命……………三〇七  
 月讀尊御子三柱命……………三〇七  
 月夜見之御子三女神……………三〇七  
 土祖大神……………三〇七  
 都都古和氣大神……………三〇七  
 角楸神……………三〇八

角折神……………三〇八  
 都農大神……………三〇八  
 都婆岐大神……………三〇九  
 津速産靈命……………三〇九  
 津野智命……………三〇九  
 劔根命……………三〇九  
 手置帆置命……………三〇九  
 手摩乳命……………三〇九  
 砥鹿大神……………三〇九  
 徳川家康公……………三〇九  
 徳川光圀卿……………三〇九  
 常世岐姫命……………三〇九  
 年徳神……………三〇九  
 遠津祖神……………三〇九  
 豊葦健姫命……………三〇九

豊石窓神……………三〇九  
 豊宇迦之賣神……………三〇九  
 豊受大神……………三〇九  
 豊宇氣毘賣神……………三〇九  
 豊城入彦命……………三〇九  
 豊斟淳尊……………三〇九  
 豊鍬入姫命……………三〇九  
 豊聰耳命……………三〇九  
 中筒男神……………三〇九  
 中津少童命……………三〇九  
 中山大神……………三〇九  
 啼澤女命……………三〇九  
 那行都佐命……………三〇九  
 那智事静男命……………三〇九  
 名無雉子神……………三〇九  
 奈良別彦命……………三〇九

鳴雷神……………三〇九

新田義興公……………三〇九  
 瓊瓊杵尊……………三〇九  
 丹生都姫命……………三〇九  
 丹生大神……………三〇九  
 仁徳天皇……………三〇九  
 貫前大神……………三〇九  
 野槌命……………三〇九  
 根裂神……………三〇九  
 の  
 後鈴乃屋春庭大人命……………三〇九

羽明玉命……………三〇九  
 羽倉東麻呂大人……………三〇九  
 羽黒神……………三〇九  
 箱崎八幡大神……………三〇九  
 幡荻穂狭別五之魂神……………三〇九  
 八幡大神……………三〇九  
 服部中庸大人……………三〇九  
 花園天皇……………三〇九  
 花園姫……………三〇九  
 埴安姫命……………三〇九  
 埴山姫命……………三〇九  
 榛澤六郎成清……………三〇九  
 速秋津日子神……………三〇九  
 速開津比咩神……………三〇九  
 速佐須良比咩神……………三〇九  
 速玉之男命……………三〇九  
 羽山戸神……………三〇九

速御玉比賣命……………三〇九  
 ひ  
 日枝大神……………三〇九  
 氷川大神……………三〇九  
 比企能員……………三〇九  
 彦五瀬命……………三〇九  
 彦狹島命……………三〇九  
 彦狹知命……………三〇九  
 彦火火出見尊……………三〇九  
 彦由伎命……………三〇九  
 一言主神……………三〇九  
 火之炫毘古神……………三〇九  
 火之迦具土神……………三〇九  
 日前大神……………三〇九  
 火之夜藝速男神 亦御名  
 火之炫毘古神 火之迦  
 具土神……………三〇九  
 比賣神……………三〇九



姫御子三柱命……………五八  
 日吉大神……………五八  
 枚聞大神……………五八  
 平田篤胤大人……………五九  
 枚岡大神……………五九  
 蛭兒命……………五九  
 廣國押武金日天皇……………五九  
 廣瀬大神……………五九  
 二荒山大神……………五九  
 藤原朝臣季光靈……………五九  
 藤原鎌足公……………五九  
 藤原廣嗣……………五九  
 藤原夫人……………五九  
 藤原利仁……………五九  
 經津主神……………五九  
 布都御魂神亦御名佐士……………五九  
 布都神 甕布都神……………五九

太玉命……………五九  
 船玉主命……………五九  
 文大夫……………五九  
 文室宮田麻呂……………五九  
 古開神……………五九  
 布留大神……………五九  
 布留御魂大神……………五九  
 火照命……………五九  
 火產靈命……………五九  
 譽田別天皇……………五九  
 譽田別命……………五九  
 正哉吾勝勝速日天忍穗耳命……………五九  
 眞墨田大神……………五九  
 松平忠明……………五九

松平太和守靈……………五九  
 松尾大神……………五九  
 眞名鶴靈……………五九  
 水分神……………五九  
 御食津神……………五九  
 御膳津姬命……………五九  
 御子速玉男命……………五九  
 御子三柱命……………五九  
 三島大神……………五九  
 鎮魂八柱大神……………五九  
 道主貴之神……………五九  
 水祖大神……………五九  
 岡象女神……………五九  
 彌都波能賣神……………五九  
 水齒別命……………五九  
 美豆穗足大縣居靈命……………五九  
 御牟神……………五九

南方刀美命……………五九  
 南方大神……………五九  
 水無大神……………五九  
 源家康公……………五九  
 源爲朝……………五九  
 源經基公……………五九  
 源英明……………五九  
 源義家……………五九  
 御穂須須美命……………五九  
 三穗津姬命……………五九  
 御諸別王……………五九  
 宮比神……………五九  
 見目神……………五九  
 三輪大神……………五九  
 三輪大物主神……………五九  
 御井神亦御名木保神……………五九  
 武藏守箕田仕……………五九

无邪志國造命……………五九  
 宗像三女神……………五九  
 元湯彦友命……………五九  
 本居内遠大人……………五九  
 本居大平大人……………五九  
 本居宣長大人……………五九  
 本居春庭大人……………五九  
 物部大神……………五九  
 文武天皇……………五九  
 八雷神……………五九  
 八意思金命……………五九  
 八坂刀賣命……………五九  
 八十禍津日神……………五九  
 八千矛神……………五九  
 八衢比古神……………五九

八衢比賣神……………五九  
 八耳神……………五九  
 八柱御子神……………五九  
 八百萬神……………五九  
 山崎垂加先生……………五九  
 山末之大主神……………五九  
 八岐大蛇……………五九  
 山雷命……………五九  
 日本武尊……………五九  
 倭姬尊……………五九  
 山毘賣命……………五九  
 屋船神……………五九  
 湯彦友命……………五九  
 由良比女大神……………五九  
 萬幡姬命……………五九

わ

若宇迦乃賣命	……… 三三
若狹比古大神	……… 三三
和歌三神	……… 三三
若木咋命	……… 三三
稚武主命	……… 三三
稚日女命	……… 三三
若山咋命	……… 三三
稚産靈神	……… 三三
別雷命	……… 三三
度津大神	……… 三三
綿津見神	……… 三三
海童神	……… 三三
綿津見豐玉姬命	……… 三三
渡邊綱	……… 三三
和豆良比能宇斯能神	……… 三三

を

圓珠庵下川大人命	……… 三三
遠藤兵内	……… 三三
岡部真淵大人	……… 三三
小島神	……… 三三
小若子神	……… 三三
附記	……… 三三

埼玉縣下諸社祭神御事歷索引終

大正元年十一月七日印刷  
大正元年十一月十日發行

(非賣品)

編纂者 埼玉縣神職會

代表者 磯部重浪  
埼玉縣北足立郡大宮町字高鼻十三番地

印刷者 三島宇一郎  
東京市神田區表神保町二番地

印刷所 弘文堂  
右同所(電話本局二三一六番)



發行所

埼玉縣神職會

